

神戸市地域防災計画

地震・津波対策編

令和7年9月

神戸市防災会議

神戸市

目次

■ 応急対応計画	1
第1章 防災活動計画	2
1-1 応急活動計画	3
1-2 初動活動計画	8
1-3 業務継続計画	13
1-4 災害救助法の適用	15
1-5 災害対策要員の確保	19
1-6 災害用機械器具の確保	20
1-7 災害時空地管理システムの活用	21
1-8 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項	22
第2章 情報収集・伝達・広報計画	23
2-1 災害情報の収集・伝達	24
2-2 災害時の広報活動	30
2-3 報道機関との連携	35
2-4 災害時の広聴・相談体制	36
2-5 要配慮者等に関する情報の収集及び提供	38
2-6 要配慮者の安否確認と福祉ニーズの把握	39
第3章 広域連携・受援体制	40
3-1 広域応援要請	41
3-2 自衛隊の派遣要請	43
3-3 海外支援の受入れ	47
第4章 救助・救急医療体制	48
4-1 災害時の救助活動	49
4-2 災害時の救急医療体制	51
4-3 医薬品・医療資機材の調達体制	63
4-4 災害時医療の応援体制	64
4-5 要援護者の緊急援護の実施	65
第5章 地震火災対策	66
5-1 指揮・情報収集体制	67
5-2 情報収集内容	68

5-3	地震火災における目標の設定	69
5-4	消防部隊の活動方針	70
5-5	消防活動の確保	71
5-6	他都市消防機関の応援	73

第6章 避難計画 74

6-1	避難行動	75
6-2	避難体制	77
6-3	警戒区域の設定	81
6-4	他都市への避難	82

第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 83

7-1	避難所開設順序	84
7-2	緊急避難場所の開設・運営	84
7-3	避難所の開設・運営	85

第8章 帰宅困難者対策 88

8-1	帰宅困難者の発生に関する情報収集および一斉帰宅抑制の実施	89
8-2	帰宅困難者への支援	90
8-3	帰宅支援対策の実施	90

第9章 物資の供給計画 91

9-1	水道水の供給・配布	92
9-2	食料の供給・配布	94
9-3	物資の供給・配布	96
9-4	救援物資の受入れ・供給	98

第10章 ライフラインの確保・復旧対策 101

10-1	災害時のライフライン情報の収集・伝達	102
10-2	ライフライン復旧連絡部会	103
10-3	水道施設の復旧（工業用水道を含む）	104
10-4	下水道施設の復旧	107
10-5	電力施設の復旧（関西電力および関西電力送配電）	111
10-6	ガス施設の復旧（大阪ガスネットワーク）	114
10-7	通信施設の復旧（NTT西日本）	116

第11章 災害時交通規制・緊急輸送対策 119

11-1	災害時の交通規制等	120
11-2	海上の交通規制	125

1 1 - 3	緊急輸送の確保	125
1 1 - 4	緊急道路啓開	126
1 1 - 5	ヘリコプターの活用	128
1 1 - 6	鉄道輸送の確保	130
1 1 - 7	海上輸送の確保	140

第 1 2 章 保健・防疫・衛生対策 143

1 2 - 1	保健対策	144
1 2 - 2	防疫対策	146
1 2 - 3	食品の衛生確保対策	148
1 2 - 4	入浴施設確保対策	149

第 1 3 章 ボランティア活動支援 150

1 3 - 1	災害ボランティア活動の支援	151
---------	---------------	-----

第 1 4 章 安否不明者等の氏名公表・行方不明者捜索・遺体埋仮想計画 154

1 4 - 1	安否不明者等の氏名等の公表	155
1 4 - 2	行方不明者の捜索及び遺体の処置	155
1 4 - 3	遺体の埋仮想	158

第 1 5 章 廃棄物処理対策 160

1 5 - 1	震災時における廃棄物の収集・処理情報	161
1 5 - 2	ごみ処理	162
1 5 - 3	し尿処理	164
1 5 - 4	災害廃棄物処理	166
1 5 - 5	死亡獣畜の収集・処理	170

第 1 6 章 被災地安全確保対策 171

1 6 - 1	被災建築物応急機関度判定	172
1 6 - 2	被災宅地危険度判定	174
1 6 - 3	被災地環境保全・管理	176
1 6 - 4	兵庫県警察・海上保安庁による被災地安全確保対策	180

第 1 7 章 被災者生活の安定・再建 181

1 7 - 1	住宅障害物の除去	182
1 7 - 2	罹災証明書の発行	184
1 7 - 3	被災住宅の応急処理	189
1 7 - 4	応急仮設住宅の供給	192
1 7 - 5	災害公営住宅の建設	196

17-6	学校園における応急対応及び教育再開	197
17-7	災害見舞金等配分システム	200
17-8	義援金の受入れ・配分	209
17-9	災害応急資金の融資	214
17-10	税・使用料等の減免	216
17-11	物価の調査・監視	217
17-12	産業の復旧	218
第18章	二次災害の防災	219
18-1	二次災害の調査、応急復旧	220
18-2	市民への広報・伝達	223
18-3	警戒体制	224
18-4	避難計画	226
■	災害復旧計画	227
第1章	公共施設の災害復旧	227

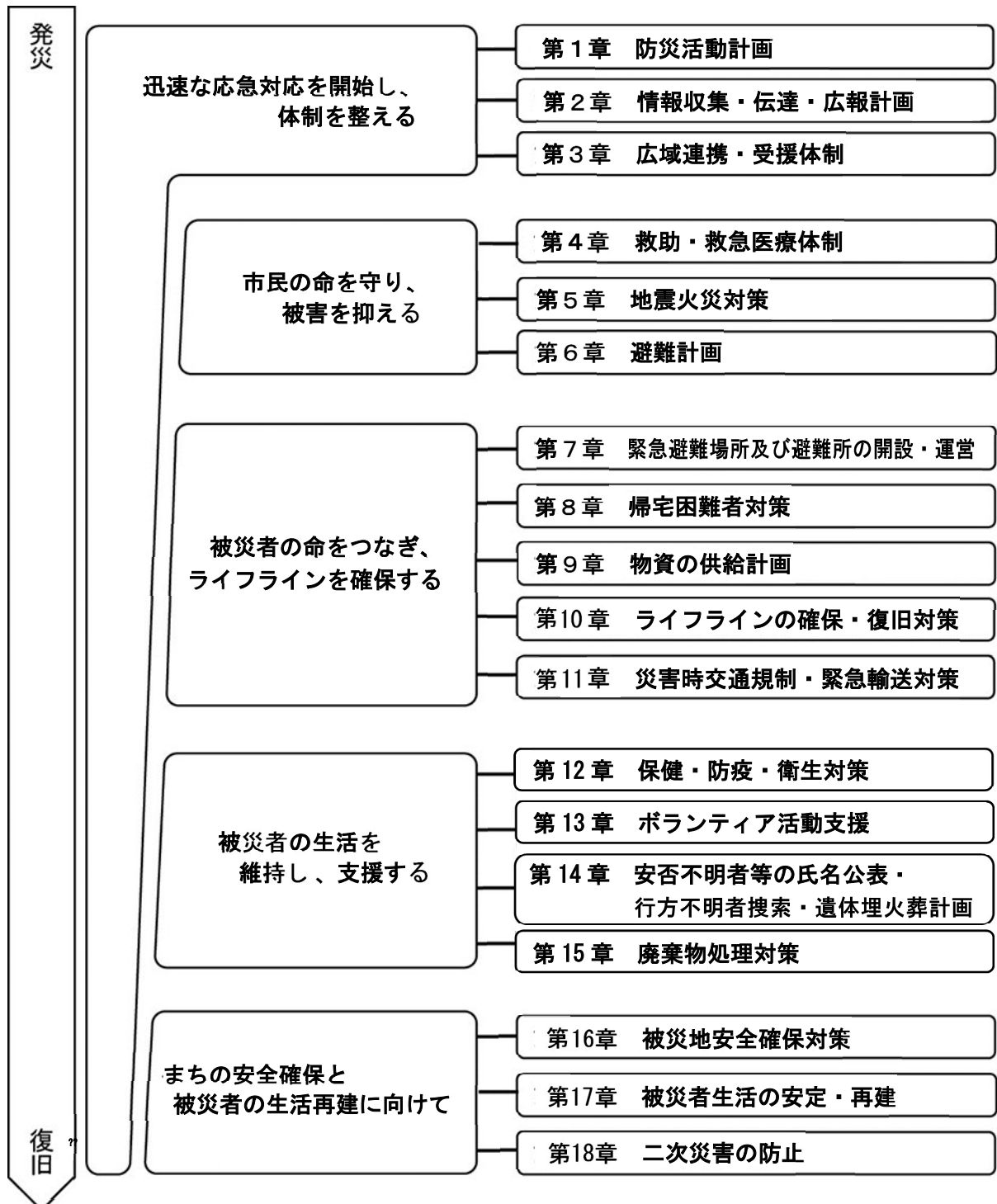
防災データベースの参照については、下記のように略記する。

資料項目	略記
防災DB 共通編 総則資料	防災DB 共総則
共通編 防災組織計画資料	防災DB 共防災組織
共通編 予防計画資料	防災DB 共予防
地震・津波対策編 応急対応計画資料	防災DB 地応急
風水害対策編 応急対応計画資料	防災DB 風応急
風水害対策編 土砂災害関連データ資料	防災DB 風土砂
大規模事故災害対策編 予防・応急対応計画資料	防災DB 大予防
防災DB 協定関連 大都市との相互応援協定資料	防災DB 協大都市
協定関連 自治体との相互応援協定資料	防災DB 協自治体
協定関連 消防組織に係る応援協定資料	防災DB 協消防
協定関連 防災関連機関等との相互応援協定資料	防災DB 協防災関連

■ 応急対応計画

応急対応計画は、阪神・淡路大震災や東日本大震災で生じた課題をふまえ、災害が発生し、また発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的対応を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策について定めた計画である。

個別の計画については、発災からの対応フェーズごとに章を構成している。



第1章 防災活動計画

本章では、地震が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命、身体、財産を保護するために実施する、災害応急対策を行う防災活動内容を定める。

【 構 成 】

1-1 応急活動計画

1-2 初動活動計画

1-3 業務継続計画

1-4 災害救助法の適用

1-5 災害対策要員の確保

1-6 災害用機械器具の確保

1-7 災害時空地管理システムの活用

1-8 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・ 県知事への被害状況報告に関すること ・ 災害救助法の適用要請に関すること ・ 災害救助法に基づく救助に関する部及び区本部との関連調整及びその他の事項に関すること ・ 災害対策本部及び災害警戒本部の設置・庶務に関すること ・ 各部への防災指令伝達に関すること（勤務時間内：庁内放送） ・ 県、神戸運輸監理部（兵庫陸運部含む）等を通じて行う機械器具の確保に関すること ・ 東海地震にかかる警戒宣言等への対応に関すること
行 財 政 部	・ 職員の動員・配備に関すること ・ 部及び区本部で確保の不可能、または困難な機械器具の調達、確保に関すること ・ 市登録業者からの作業員等の確保に関すること ・ 災害応急工事の契約に関すること ・ 物資車両等の調達・確保に関すること ・ 災害時空地管理システムに関すること
港 湾 部	・ 緊急津波対策の実施に関すること
福 祉 部	・ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
健 康 部	・ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
こ ども 家 庭 部	・ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
学 校 部	・ 洪水浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、高潮浸水想定区域内にある特に防災上の配慮を有する者が利用する施設への情報伝達に関すること
区 本 部	・ 区本部設置に関すること
各 部	・ 各部所管の人的・物的被害の調査・報告に関すること ・ 各部所管の応急活動の実施に関すること

1－1 応急活動計画

本節では、初動活動以降に実施する応急活動の内容について定めるとともに、応急活動期に留意すべき点を示す。

1. 応急対策の流れ

初動対応期以降に実施すべき、主な応急対策の流れを以下に示す。

時 間	主な応急対策事項
(1) 初動対応期 発災後 24時間以内	[津波発生時] ・避難指示の発令・発信 ・津波避難誘導 ・防潮扉等の閉鎖 [情報収集・伝達・広報] ・被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ・被害全体状況、生命確保に関する情報等の市民への発信 ・安否確認（職員等） [広域連携・受援] ・広域応援の要請、受入れ [救助・救急医療活動] ・生き埋め者等の救出活動 ・けが人、病人等の救急医療活動 ・救護所の設置 [消火活動] ・同時多発火災の消火活動 [避難・避難所開設] ・避難誘導 ・緊急避難場所及び避難所の開設 ・緊急避難場所及び避難所開設状況の把握 [要配慮者への対応] ・要援護者支援チームの編成 ・安否確認 ・避難所での配慮が必要な方の把握、スクリーニングに基づく対応 ・基幹福祉避難所の開設 [物資供給] ・飲料水、食料の確保、供給 ・生活物資の確保、供給 [ライフライン確保] ・各ライフライン被害状況の把握、応急対応 [交通規制] ・緊急交通路の確保 ・交通規制の実施及び状況の把握 [海上交通安全の確保] ・船舶交通の整理・指導 ・船舶交通の制限または禁止 ・応急措置(危険防止措置、情報提供、応急標識の設置) ・危険物の保安措置 [緊急輸送] ・道路、橋梁等の被害状況の把握 ・緊急輸送道路の確認調査 ・道路啓開の準備 ・公共ヘリポートの被害状況の把握及び臨時ヘリポートの設置 ・港湾施設被害状況の把握 [ボランティア活動の支援] ・「ボランティア班会議」の招集 ・神戸市災害ボランティア情報センター、区災害ボランティアセンターの設置検討・要請 [行方不明者捜索・埋火葬] ・行方不明者の把握 ・火葬場等施設被害状況の把握 ・棺やドライアイスの確保 [廃棄物処理] ・避難所等への仮設トイレの設置 ・ごみ処理場や終末処理場等施設被害状況の把握 ・廃棄物処理計画の立案と仮置場の選定 [被災地安全確保] ・県へ被災建築物応急危険度判定士の派遣要請 [二次災害防止] ・被害状況の調査

(2) 発災後 24時間～72時間以内	[広域連携・受援] ・広域応援の受入れ ・広域連携による活動 [情報収集・伝達・広報] ・被害状況、初動対応状況等情報の収集と伝達 ・被災者の生活情報の収集、伝達 ・災害広報紙の発行、配布 [救助・救急医療活動] ・生き埋め者等の救出活動 ・けが人、病人等の救急医療活動 ・高次医療機関への搬送 ・メンタルケア ・救護所での被災者診療活動 [避難所運営] ・避難所の運営 ・避難所への医薬品等の供給 ・避難者数等の実態把握 [要配慮者への対応] ・要援護者支援チームの運営 ・安否確認 ・避難所での配慮が必要な方の把握、スクリーニングに基づく対応 [物資供給] ・飲料水、食料の供給 ・生活物資の供給 [ライフラインの確保・復旧] ・各ライフラインの応急対応、復旧計画及び作業 [交通規制] ・緊急交通路の確保 交通規制の実施 [海上交通安全の確保] ・船舶交通の整理、指導 ・船舶交通の制限または禁止 ・危険物の保安措置 ・応急措置(危険防止措置、情報提供、応急標識の設置) [緊急輸送] ・道路、橋梁等の点検 ・緊急輸送道路の確保 ・道路啓開の実施 [保健・防疫・衛生] ・避難所の健康診断、検疫調査 ・避難所の防疫・衛生指導 [ボランティア活動支援] ・ボランティアの受入状況などに関する情報発信 ・神戸市災害ボランティア情報センター、区災害ボランティアセンターの立上げ支援 [行方不明者捜索・埋火葬] ・行方不明者の把握、捜索 ・遺体の埋葬 ・他都市斎場への応援要請 [廃棄物処理] ・し尿処理 ・災害廃棄物の処理 [被災地安全確保] ・被災建築物応急危険度判定調査 ・環境汚染調査、保全措置 [被災者生活の安定・再建] ・被害家屋調査の開始 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策の準備 ・住宅障害物の除去の準備 ・学校再開の準備 [二次災害防止] ・被害状況をふまえた二次災害防止対策の実施
--------------------------------	---

時 間	主な応急対策事項
(3) 発 災 後 3 日 ～ 1 週 間 程 度	[広域連携・受援] ・広域連携による活動 [情報] ・被災者の生活情報の収集、伝達 ・市外避難者への情報提供 [救助・救急医療活動] ・けが人、病人等の救急医療活動 ・メンタルケア [避難所運営] ・避難所の運営 ・避難者数等の実態把握 [要配慮者への対応] ・要援護者支援チームの運営 ・避難所での配慮が必要な方の把握、スクリーニングに基づく対応 ・福祉避難所の開設 [物資の供給] ・飲料水、食料の供給 ・生活物資の供給 [ライフラインの復旧] ・各ライフラインの復旧作業 [交通規制] ・道路交通法による交通規制の強化 ・緊急交通路の確保 [海上交通安全の確保] ・船舶交通の整理、指導 ・船舶交通の制限または禁止 ・応急措置(危険防止措置、情報提供、応急標識の設置) ・危険物の保安措置 [緊急輸送] ・緊急輸送道路の確保・復旧 ・道路啓開の実施 [保健・防疫・衛生] ・避難所の健康診断、検疫調査 ・避難所の防疫・衛生指導 ・避難所や被災家庭への巡回保健、栄養、歯科相談 ・予防接種 ・避難所への仮設風呂の設置 [ボランティア活動の支援] ・神戸市災害ボランティア情報センター、区災害ボランティアセンターの開設（市・区社協） ・ボランティア募集状況、ニーズの把握、情報発信 [行方不明者捜索・埋火葬] ・行方不明者の把握、捜索 ・遺体の埋火葬 [廃棄物処理] ・し尿処理 ・災害廃棄物の処理 [被災地安全確保] ・被災建築物応急危険度判定調査 ・環境汚染調査、保全措置 [被災者生活の安定・再建] ・罹災証明書の発行の準備 ・被害家屋調査の実施 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災住宅応急修理対策 ・住宅障害物の除去 ・災害公営住宅建設の準備 ・学校再開の準備 ・物価の調査、監視 [二次災害防止] ・被害状況をふまえた二次災害防止対策の実施

2. 応急活動期の留意事項

(1) 津波警報等の発表時の対応

大津波警報または津波警報が発表された場合、津波浸水想定区域が浸水するおそれがあるため、予想される津波到達時間までに市民の生命の確保を最優先とした避難を完了させる必要がある。

そのためには、避難指示の発令・発信及び避難誘導體制、防潮施設等の閉鎖体制等の処置を確実に行わなければならない。これらの対応については、「第6章 避難計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づき実施する。

なお、対応者の安全確保についても十分留意し、業務を遂行する。

(2) 災害対策本部の機能強化

初動活動期は、地震直後に参集できた職員によって災害対策本部機能を維持するが、その後参集した職員の配備をもって、災害対策本部機能の強化を図る。

(3) 応援体制の確立

被害状況や災害の発生状況を的確に把握し、重点対策部署や多くのマンパワーが必要な部署へ、参集職員を適正配備する応援体制を確立する。

そのため、行財政部は以下の対応を行う。

- ① 職員の出勤・出務状況の調査
- ② 職員の被災状況の調査
- ③ 応援を必要とする業務の把握等
- ④ 応援可能な部局への要請
- ⑤ 他都市からの応援申し出に対する対応
- ⑥ 他都市への応援要請(所管分)
- ⑦ 他都市応援職員の受入れについての調整
- ⑧ 応援職員、他都市職員の受入れ及び配置の確認

応援体制の全体調整は、調整会議で行う。

(4) 災害対策要員のローテーション

災害対策が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に留意し、災害対策要員のローテーションについて、行財政部が基本方針を示し、職務内容を考慮して各部長が決める。

ただし、全国からの応援部隊が活動している場合は、応援部隊のローテーションに支障がないよう、市職員のローテーションを考慮する。

(5) 災害ボランティア活動の受入れ体制

初動活動の目途がついた段階で、状況に応じて、「第13章 ボランティア活動支援 13-1 災害ボランティア活動の支援」で定めたボランティア活動の受入れ体制の整備を図る。

市ボランティア班会議は、「神戸市災害ボランティア情報センター」及び「区災害ボランティアセンター」の開設の可否を協議し、必要な場合は市(区)社会福祉協議会に開設を要請する。併せて、ホームページ・SNS・マスコミなど各種媒体を活用し、必要とするボランティアの規模・活動内容・装備・受付方法など災害ボランティア受入れに関する情報を提供する。

(6) 災害救助法の適用

被害調査結果をふまえ、応急対応期のできるだけ早期に災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用に関する事項は、「第1章 防災活動計画 1-4 災害救助法の適用」に定める。

1-2 初動活動計画

ここでは、地震発生からの初動活動計画について定める。なお、災害対策本部設置については、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織」を参照のこと。

1. 地震発生からの流れ

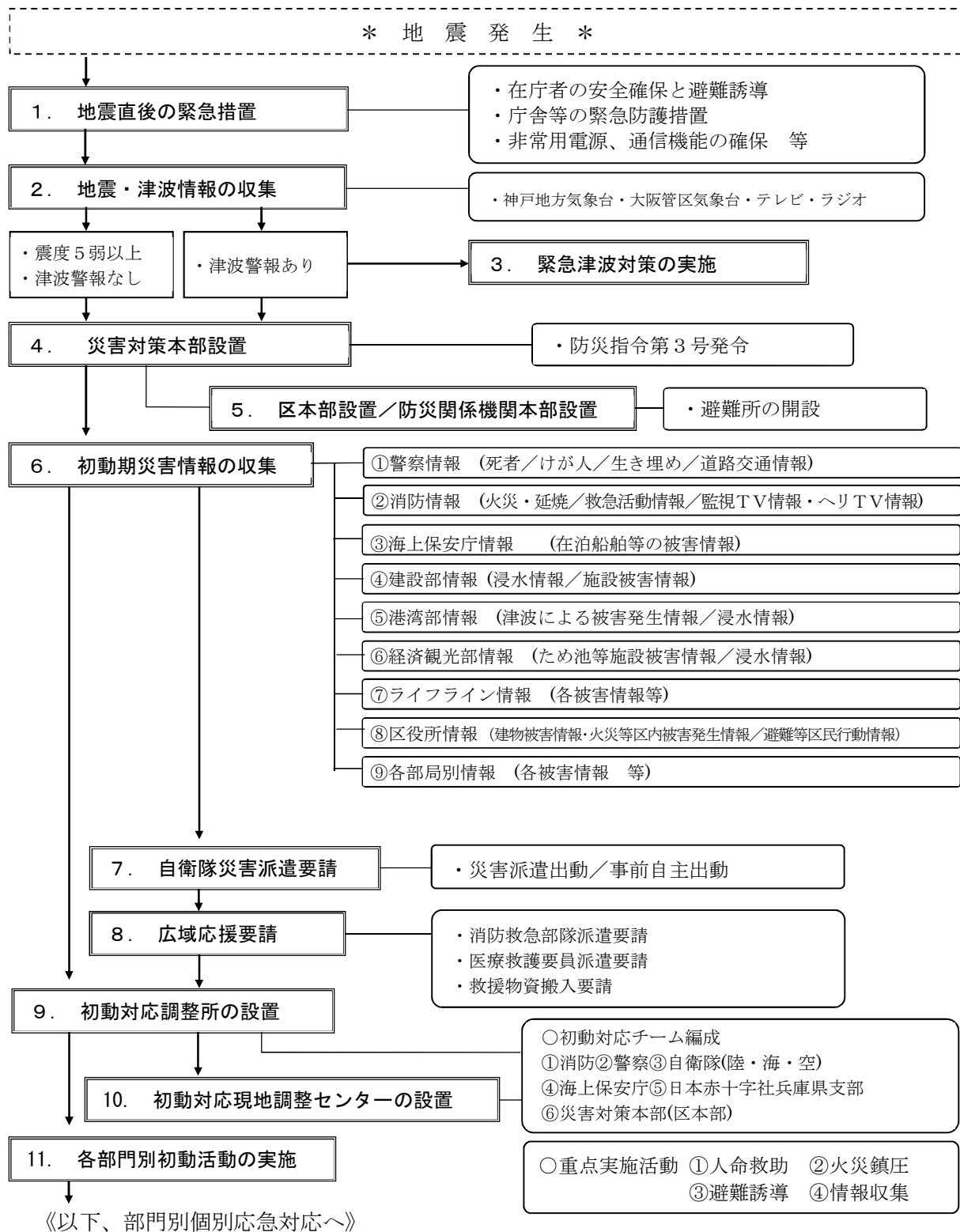


図 1-2-1 地震発生からの流れ

2. 初動体制

(1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置として、各職場で以下の措置を取る。

① 各庁舎、施設の被害状況の把握と初期消火

市役所、区役所等庁舎、施設の被害状況を把握し、庁舎管理者等へ速やかに報告する。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

② 在庁者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断される時は、安全な場所へ避難誘導を行う。

③ 被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置

被害の状況により、施設の内外にわたり危険個所の立入り規制や、薬物、危険物等に対する緊急防護措置を行う。

④ 非常用自家発電機能や通信機能の確保

各庁舎管理者は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握し、自家発電機能や通信機能を確保する。

なお、各機能が不足を生じた場合は、近畿総合通信局への通信機器や電源車の貸与要請等を行う。

【勤務時間外に地震が発生した場合】

勤務時間外の場合は、市役所においては警備員が、区役所においては宿直職員が、下記の緊急処置を行う。

- ① 各庁舎、施設の被害状況の把握
- ② 被害状況をふまえた庁舎、施設の緊急防護措置
- ③ 庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）

なお、庁舎管理担当の職員が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能や通信機能の点検、機能確保を行う。

(2) 地震・津波情報の収集

各部は、地震発生直後「第2章 情報収集・伝達・広報計画」に定める地震・津波情報収集システムに基づき、大阪管区气象台、神戸地方气象台、全国瞬時警報システム(J-ALERT)やテレビ・ラジオ等から地震・津波情報を収集する。

その際、大津波警報または津波警報が発表されているか否かに十分注意する。

(3) 緊急津波対策の実施

後述の南海トラフ地震防災対策推進計画による。

(4) 災害対策本部の設置

市長は、地震による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策（警戒）本部等の設置」に定める。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 1. 防災活動計画

(5) 区本部の設置

区長は、災害対策本部が設置された時、あるいは災害対策本部が設置されない場合においても、区長が必要と認めた時は、区本部を設置する。

区本部の設置に関する事項は、「共通編 防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策（警戒）本部等の設置」に定める。

(6) 初動期災害情報の収集

各部及び各区本部の情報連絡班は、地震直後に①被害情報、②人命救出に関する情報、③火災鎮圧に関する情報など、各部の初動対応に必要な情報、及び自衛隊災害派遣要請や広域応援要請の判断に必要な情報を初動期災害情報として収集する。

なお、初動期においては、被害の全体像を早期に把握し、迅速な対応に資するため、概括的な情報も併せて収集する。

(7) 自衛隊災害派遣要請

市長または危機管理監は、初動期災害情報から、自衛隊の災害派遣が必要となると判断した場合は、速やかに県知事へ自衛隊派遣要請を要求するとともに、自衛隊にも通報する。知事への要求ができない事態の場合、その旨と災害の状況を自衛隊に通知する。例外措置として、要請や要望がない場合であっても自衛隊の独自判断で災害派遣が実施されることがある。

なお、自衛隊災害派遣要請に関する事項は、「第3章 広域連携・受援体制 3-2 自衛隊の派遣要請」に定める。

(8) 広域応援要請

収集された初動期災害情報により、必要と認められた担当部は、事前に定められている協定等に基づき、初動期対応に必要な広域応援を要請する。

なお、広域応援要請に関する事項は、「第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請」に定める。

(9) 災害時初動対応調整所の設置（災害対策本部）

本部長は、各区の災害時初動対応チームの円滑化を図るなど市レベルでの調整が必要となる事項について、協議、調整を行うため、「災害時初動対応調整所」を設置する。災害時初動対応チームの各機関は、災害時初動対応調整所に職員を派遣する。

危機管理部は、災害時初動対応調整所の運営を担当する。

(10) 初動対応現地調整センターの設置（区本部）

被災地域や二次災害の発生の恐れがある区の区本部長は、区役所内に「初動対応現地調整センター」を設置し、災害時初動対応チームの活動拠点とする。

当該地区で活動する災害時初動対応チームの各機関は、現地調整センターに職員を派遣する。現地調整センターにすべての機関の職員が派遣されるまでは、市本部調整所に派遣された職員を通じて調整する。現地調整センターの運営は、当該区本部が担当する。

(11) 災害時初動対応チームの編成

区本部長は、激甚な災害発生時の初動期に消火、救急・救助活動等、人命救助に係わる活動を実施する機関が相互に情報を共有化し、迅速・的確に合理的な初動期対応を一体的に実施するために、災害時初動対応チームを編成する。

① 構成メンバー

以下のメンバーで構成される。

ア 神戸市消防部各消防署 イ 兵庫県警察 ウ 自衛隊 エ 海上保安庁
オ 日本赤十字社兵庫県支部 カ 災害対策本部(区本部)

② 災害時初動対応チームの活動

活動内容を図 1-2-2 に示す。

③ 災害時初動対応チームの解散

活動に目途がつき、初動対応チームの使命を果たし終えたと各機関の合意がとれた段階で解散する。
なお、解散後は各機関で、災害対策本部、区本部と密接な連携を図りながら、活動を継続する。

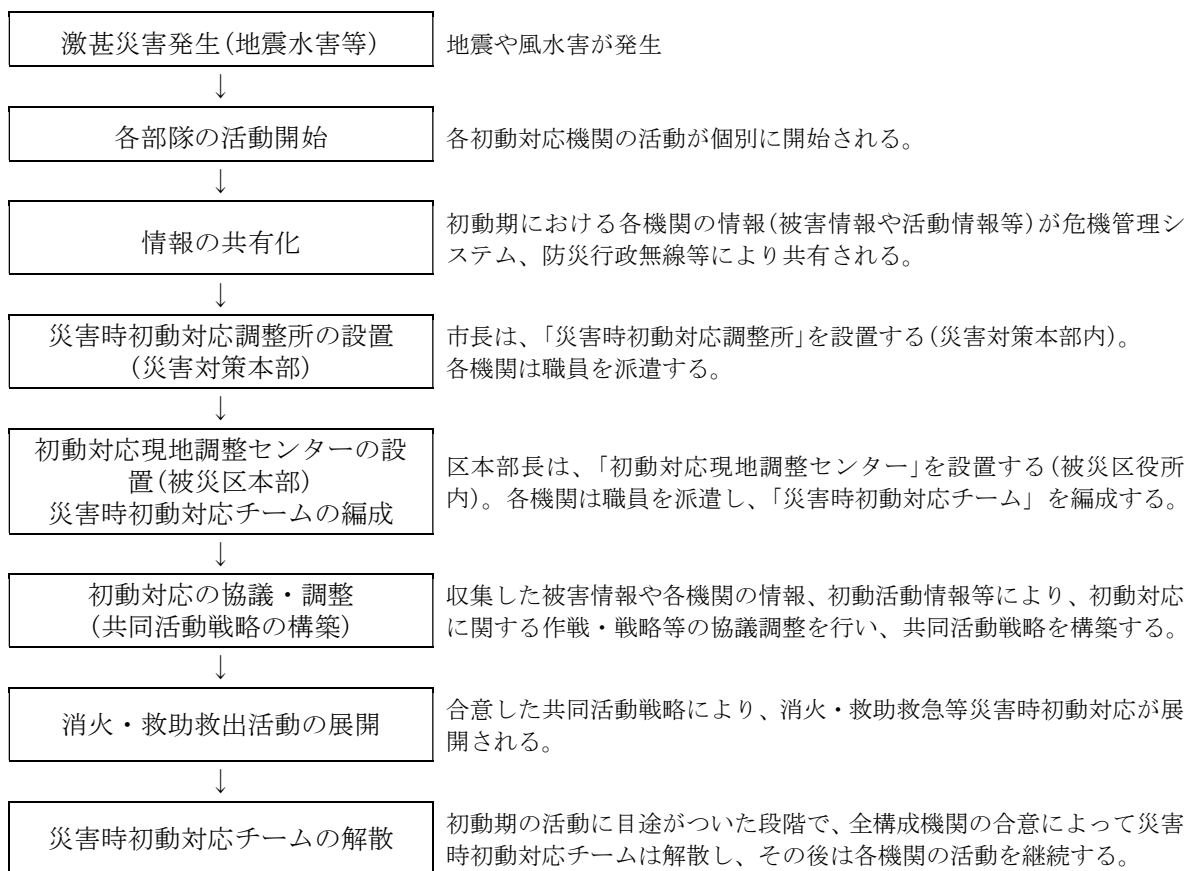


図 1-2-2 災害時初動対応チームの活動内容

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 1. 防災活動計画

表1-2-1 災害時初動対応チームの連携活動基準

	自 衛 隊	海上保安庁	兵庫県警察	日 赤	消 防	市、区本部
(1) 初動体制 の確立	- 情報収集活動 ① ヘリコプターによる航空偵察 ② 車両による地上偵察 ③ 連絡幹部派遣 - ア 県庁 - イ 市役所 - ウ 区役所	- 対策本部へ調整員を派遣 - 巡視船艇による人員輸送	対策本部へ調整員を派遣等	対策本部へ調整員または連絡員（ボランティア）を派遣	- 情報収集及び提供 - 対策本部へ調整員を派遣	- 連絡回線の確保 - 部隊投入判断に資する情報の提供(交換) - 対策本部(調整所及び調整センター含む)の設置 - 連絡・偵察ヘリ用ヘリポート準備 ※対策本部へ情報を集中させる
(2) 部隊出 動、移動	- 第一次部隊派遣 ①ヘリコプターによる移動 ②車両による移動 ・第二次部隊派遣 ①ヘリコプターによる移動 ②車両による移動 ← 市本部、区本部へ出動隊の派遣、到着状況の通報 →	巡視船艇による人員輸送			応援隊との合同活動 [部隊補強]	- ヘリポート確保 - 部隊の宿营地確保 - 各関係機関の部隊参集状況の把握
(3) 消火活動	消防隊の消火活動の手助け（補助）を行う	＜臨海部火災＞ - 巡視船艇放水等による消火 - 巡視船艇乗組員による派遣消火 - 巡視船艇から消防車両への海水供給 - 巡視船艇・航空機による情報収集、周知 ＜船舶火災＞ - 船舶消防に関する業務協定による消火 - 火災が陸上へ及ぶ際の住民への周知活動	消防活動区からの雑踏の排除等		- 中心となって対応する - 消防団、自衛消防隊、市民の協力を得て活動を行う - 臨海火災に対する海上保安庁との連携で消火活動を実施する	被害状況等の把握に務め、各関係機関との調整及び情報の共有化を図るための情報の提供
(4) 人命救助 活動	- 搜索活動開始 - 救護所開設 - 独自の情報及び消防、警察の情報により担当区域を分担あるいは協力して救助活動を行う	- 巡視船艇による救助 - 航空機による救助、情報収集 - 潜水士等による救助	- 救出に資する情報の提供 - 広域緊急援助隊等による救助活動等	- 救急患者等への救急救命処置 - 救護所の巡回診療	- 救出に資する情報の提供 - 負傷者の搬送 - 中心となって対応する - 消防団、自衛消防隊、市民の協力を得て活動を行う	- 患者搬送用ヘリポートの準備 - 遺体搬送後の処置 - 救護所開設の場所の確保 - 被害状況等の把握に務め、各関係機関との調整及び情報の共有化を図るための情報の提供
(5) 救急活動	- 物品輸送 ①ヘリコプターによる搬送 ②車両による搬送	- 巡視船艇による急患等の隣接港湾への輸送 - 航空機による急患等の病院への輸送 - 巡視船の医療施設の利用 - 医療関係者の巡視船での宿泊	- ヘリコプターによる搬送 - パトカーによる先導 - 緊急交通路の確保等	- 搬送する医薬品等の準備 - 消防、警察、自衛隊からの情報に基づき、協力して救急救命処置及び搬送を行う - 後方病院への転送及び搬送 - 市内、市外、県外病院情報の把握と伝達	救急隊出動による救命処置及び搬送	物品輸送に関する要請(場所、数量等)
(6) 避難指示 誘導 火災発生 時	自衛隊法第94条に基づく避難指示、誘導	- 災害対策基本法第61条に基づく避難指示 - 巡視船艇等による臨海部への避難指示誘導伝達 - 航空機による避難指示誘導伝達	災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条に基づく避難指示、命令、誘導等		- 災害対策基本法第60条に基づく避難指示(市長名で消防署長が発令) - 火災防衛方針と見込みの発表	避難所の開設

1-3 業務継続計画

発災時における経常業務も含めた、本市における業務継続体制については、業務継続計画と受援計画を統合した、「災害時業務継続・受援計画」（以下「本市BCP」という）に基づき態勢を整備する。

1. 本市BCPの目的

大規模な地震等の発生により本市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とすることができるよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能なかぎり早期に本市の機能を回復させることを目的とする。

2. 対象業務と対象期間

(1) 対象業務

本市BCPで対象とする業務は、緊急業務及び継続すべき経常業務とし、これら2つをあわせて「非常時優先業務」と定義してBOSシステムに登録することとする。その他の経常業務については、災害復旧状況を見ながら、緊急業務に支障のない範囲で、順次回復していく。

(2) 対象期間

本市BCPの対象期間は、経常業務への移行や地域の主要産業の復旧等も考慮し、また受援業務の期間とも整合をとり、災害発生後1ヶ月までとする。ただし、被災状況や復旧状況により、対象期間を臨機応変に設定する。

3. 本市BCPの発動及び運用

(1) 発動の決定

本市BCPを発動する時期について次のように設定する。

- ① 「市内で震度6弱以上の地震発生」においては、本市BCPを自動的に発動する。
- ② 市内の被害規模や対応状況から、災害対策本部長が必要と認めたときに発動する。

(2) 発動時の対応

災害対策本部長が本市BCPを発動した場合には、緊急業務及び市民生活の維持に必要な優先度の高い経常業務を継続するとともに、不急の業務の休止を行う。

(3) 発動の解除

災害対策本部長は、本市BCPの発動の必要がなくなったと判断したときは、計画を解除する。

ただし、本計画の解除後も、災害復旧に関連する業務を優先しながら、経常業務を行う。

4. 非常時優先業務の考え方

人命は72時間が経過すると生存率が急激に低下するため、発災から72時間までの間は人命救助に関する業務を最優先に実施・継続し、時間経過とともに被災者支援や都市機能の復旧に関する業務が必要となる。阪神・淡路大震災等の被災の経験・教訓から、非常時優先業務を抽出する際の対応時期における基本方針を次のとおり定める。

- ① 初動期（発災～24時間）
「市民、職員の生命を守る」
- ② 応急期（24時間～1週間）
「人の生命を救う」
「被災者の生活を支援する」
- ③ 復旧期（1週間～1か月）
「被災者の生活を改善する」
「まちを復旧する」

5. 災害対応工程管理システム（BOSS）の活用

(1) BOSSシステムの導入

これまで、災害対応に関する各種計画やマニュアルが分散していることで、必要となる資料の検索が困難な状況であった。また、災害時業務継続・受援計画の実効性を確保していくためには、非常時優先業務の実施時期を整理し、各業務の関連性や進捗状況等を可視化する必要があった。

これらの課題を解決するため、各種災害想定において必要となる対応業務をベースに構築された「BOSSシステム」を導入した。発災時にはシステム上で業務の詳細や前後関係、各種マニュアル、要受援業務、進捗状況を把握でき、各種計画を関連付けるプラットフォームとして構築している。

(2) 平時の運用

災害時に円滑で効率的な災害対応を実施するため、非常時優先業務、受援対象業務等についてBOSSシステムへの登録を行うとともに、平時から災害対応への意識醸成や知識習熟に努める。

(3) 災害時の運用

BCPの発動に関わらず、神戸市に災害対策本部または災害警戒本部を設置した場合には、各部・区本部は、災害対応に係る業務手順等を確認するためにBOSSシステムを活用する。

1-4 災害救助法の適用

神戸市域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が現に応急的な救助を必要としている場合において、災害救助法を適用し、応急的、一時的な救助を行うための計画を定める。

1. 法の目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

2. 実施機関

神戸市は、災害救助法第2条の2に定める救助実施市（平成31年4月1日指定）であることから、市内において、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は市長が行う。

なお、兵庫県と神戸市は、「兵庫県災害救助資源配分・調整マニュアル」に基づき、関係機関、民間事業者とも連携の上、被災者の救助を実施し、県内の資源配分・調整は、兵庫県が行う。
(防災 DB 地応急 資料 1-4-1)

3. 救助の種類

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

- ① 避難所の供与
- ② 福祉避難所の設置
- ③ 応急仮設住宅の供与
- ④ 炊き出しその他による食品の供与
- ⑤ 飲料水の供給
- ⑥ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑦ 医療及び助産
- ⑧ 被災者の救出
- ⑨ 住宅の応急修理
- ⑩ 学用品の給与
- ⑪ 埋葬
- ⑫ 死体の捜索・処理
- ⑬ 障害物の除去

救助の程度、方法及び期間は、災害救助に関する手続等を定める規則（平成31年神戸市規則第33号）第3条に基づき、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）第5条に定めるところによる。

4. 災害救助法適用基準

市長は、市内もしくは区内における被害の程度が災害救助法施行令第1条に定める基準に達する場合、災害救助法を適用する。（下記の適用基準は、令和2年国勢調査による人口を基に作成）

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1. 防災活動計画

< 1号基準 >

- ・市内もしくは区内における住家減失世帯数が下記表に示す数以上である場合に適用。

< 2号基準 >

- ・兵庫県内における住家減失世帯数が下記表に示す数以上であって、市内もしくは区内における住家減失世帯数が下記表に示す数以上である場合に適用。

区別	人口(人)	基準(住家減失世帯数)	
		1号	2号
兵庫県	5,465,002	—	2,500世帯
神戸市	1,525,152	150世帯	75〃
東灘区	213,562	100〃	50〃
灘区	136,747	100〃	50〃
中央区	147,518	100〃	50〃
北区	210,492	100〃	50〃
兵庫区	109,144	100〃	50〃
長田区	94,791	80〃	40〃
須磨区	158,719	100〃	50〃
垂水区	215,302	100〃	50〃
西区	238,877	100〃	50〃

< 3号基準 >

- ・兵庫県における住家減失世帯数が、12,000世帯以上の場合であって、市内における住家減失世帯数が多数の場合に適用。
- ・災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、住家減失世帯数が多数の場合に適用。

< 4号基準 >

- ・多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当する場合に適用。

※内閣府令で定める基準

- ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。(府令第2条第1号)
- ・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

5. 内閣府、兵庫県への情報提供

災害の発生のおそれがある段階や災害の発生時には、法の適用や救助の実施にあたり必要となる避難や救助の実施状況等について内閣府防災担当及び兵庫県災害対策課に対し情報提供する。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階で、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、法による救助として、避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法の適用や救助の実施にあたり必要となる避難や救助の実施状況等について情報提供する。

① 市内の避難及び救助の実施状況調査（概数で差し支えない。）

- ・避難指示等の発令状況
- ・事前避難に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）※見込みを含む
- ・法による救助実施年月日 ※見込みを含む
- ・救助実施に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）※見込みを含む

② その他必要事項

(2) 法による救助を実施する必要のある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、法の適用や救助の実施にあたり必要となる被害状況・救助の実施状況等について情報提供する。

① 災害発生の日時及び場所

② 災害の原因及び被害の概況

③ 市内の被害状況調（概数で差し支えない。）

- ・人的被害
死者数、災害関連死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）
- ・住家の被害
全壊、全焼及び流失世帯数及び人員
半壊又は半焼世帯数及び人員
床上浸水世帯数及び人員
- ・法による救助実施年月日 ※見込みを含む
- ・既にとった措置（救助の種類等）及び今後取ろうとする措置（救助の種類等）
- ・その他必要事項

6. 災害救助法の適用

法を適用し、救助を実施する場合は、公示を行う。公示内容及び公示年月日は以下のとおり。

① 公示内容

- ・災害が発生するおそれがある段階又は実際に災害が発生した場合において、法を適用し救助を行うに当たっては、その旨及び当該救助を行う区域を公示する。また、当該救助を終了するときも同様にその旨を公示する。
- ・災害が発生するおそれがある段階における救助を行っていたが、実際に災害が発生し、災害発生段階における救助に移行する際には、災害が発生するおそれがある段階における救助を終了する旨と、災害発生段階における救助を行う旨及び当該救助を行う区域とを、同時に公示する。

② 公示年月日

- ・内閣府と被災自治体において同時に実施する報道機関への発表日時等については、内閣府と連絡調整を図って行う。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 1. 防災活動計画

- ・ 公示年月日は救助の開始日と同一となるのが通例であるが、被害状況等の把握が困難なため公示が遅延したときなどには、内閣府と連絡調整を図り、これらが判明した日に公示することができる。
- ・ 何らかの事情により公示が遅延した場合、内閣府と連絡調整を図り、救助を開始した日を、実際に災害が発生し、救助を開始した日とすることができる。

7. 救助に要する費用の国庫負担

救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、その額の神戸市の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により負担する。

- ・ 普通税収入見込額の $\frac{2}{100}$ 以下の部分： $\frac{50}{100}$
- ・ 普通税収入見込額の $\frac{2}{100}$ をこえ $\frac{4}{100}$ 以下の部分： $\frac{80}{100}$
- ・ 普通税収入見込額の $\frac{4}{100}$ をこえる部分： $\frac{90}{100}$

1-5 災害対策要員の確保

本節では、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員の確保について定める。

1. 作業員の確保

活動要員が不足し、または特殊作業のための労力が必要な時は、次の方法により作業員を確保する。

(1) 実施方法

作業員を確保できない時は、行財政部契約監理課において、応援協定を締結している市登録業者等に人員の確保を要請し、可能な限り作業員を確保し、応急対策事業を行う。

(2) 要請方法

作業員を必要とする部は、就労場所、作業内容、所要人員その他必要事項を「作業員確保依頼表」（防災 DB 地応急 資料 1-5-1）に記入して行財政部契約監理課へ依頼し、契約監理課から登録業者へ要請する。

但し、作業員の監督、賃金支払い等に関することは、各依頼者の責任において行う。

2. 応急措置への強制従事

各部は、応急措置を実施するため特に必要があると認める場合は、住民又は応急措置を実施すべき職場にある者等に対し、災害対策基本法第 65 条、災害救助法第 7 条、8 条、水防法第 24 条並びに消防法第 29 条の規定による従事命令または協力命令により、要員の確保を図る。

1-6 災害用機械器具の確保

本節では、災害応急対策を実施するために必要な車両、船艇その他の機械器具の確保について定める。

1. 機械器具の確保方法

災害の発生が予想される場合は、その規模に応じ必要と思われる保有機械器具を使用可能状態にしておくとともに、不足すると考えられる場合は、業者に必要な機械器具の準備を依頼する等の措置を取る。

また、必要な機械器具については、事前に各業者あるいは業界、団体等との協定に基づき確保する。

応急対策の実施にあたっては、保有機械器具の効果的な活用を図るものとするが、不足が生じた場合は、直ちに次のような方法によってその確保を図る。

- ① 業者から借り上げる。
- ② 県、神戸運輸監理部等関係機関に調達、提供を依頼する。
また、神戸市域外からの災害用機械器具確保計画に基づき調達する。

2. 機械器具市保有状況

(1) 保有車両一覧表及び輸送協力機関

防災 DB 共予防 資料 7-4-1、7-4-2 に示す。

(2) 船艇一覧表

所 属	種 類	隻数
消防部	消防艇	2
港湾部	港務艇	2
合 計		4

(3) 航空機

ヘリコプター(消防部) 2機

1-7 災害時空地管理システムの活用

地震発生直後から、防災関係機関やライフライン各社による災害応急対策や復旧活動が実施され、その際復旧資機材置場や駐車場等の空地需要が一斉に発生するため、災害時空地管理システムを活用し、これらの用地利用を合理的に行い、応急対応及び復旧活動を迅速に進める。

1. 災害時空地管理システムのフロー図

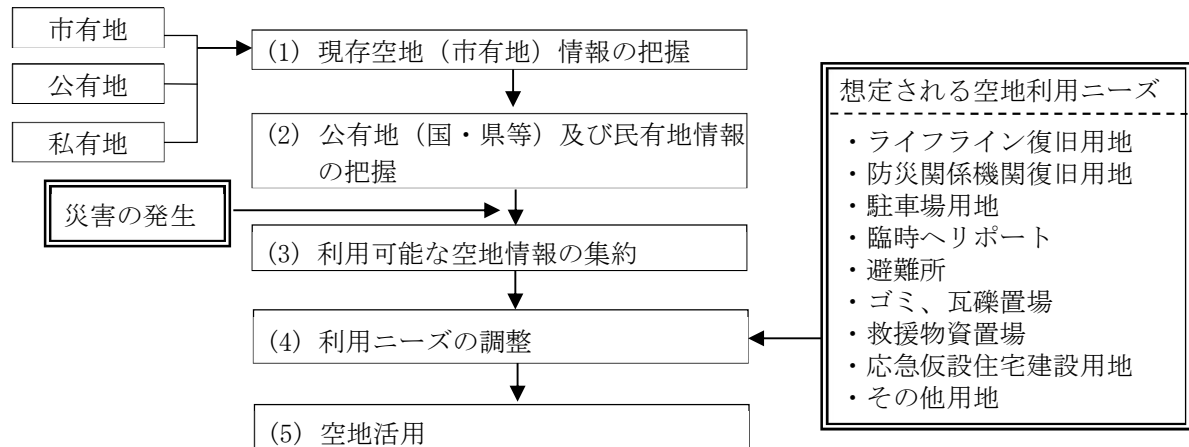


図 1-6-1 災害時空地管理システム

2. 利用可能な空地情報の集約

行財政部は、災害時、把握している現存空地情報を参考に、地震直後にヘリコプターによる航空調査や現地調査等により現存空地の現況を把握し、空地管理台帳を作成する。

3. 災害時空地利用ニーズの把握

行財政部は、ライフライン事業者や防災関係機関等から、復旧資機材置場や駐車場、ヘリポート用地、ゴミ・瓦礫置場、救援物資集積場、応急仮設住宅建設用地等、現存空地利用に関するニーズを申し出により把握する。

なお、各機関からの空地利用ニーズの内容は、時間とともに変化することを考慮する。

4. 災害時空地管理利用の調達

行財政部は、空地の現況及び各機関からの空地ニーズを勘案し、効率的な空地利用を調整・決定する。

5. 災害時空地利活用情報の提供・調整

行財政部は、空地利活用に関する情報を整理し、防災関係機関や災害時に開かれるライフライン復旧連絡部会等へ時系列に提供し、相互に調整する。

なお、空地利用した機関は、その利用状況や撤去等の情報を逐一、行財政部へ報告する。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 1. 防災活動計画

1－8 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項

「南海トラフ地震防災対策推進計画 第7章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等に関する事項」を参照のこと。

第2章 情報収集・伝達・広報計画

本章では、災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集・伝達計画及び災害情報を市民へ迅速かつ正確に伝達するための広報計画、報道機関との連携、また、市民の相談を受け付ける等の広聴に関する計画を定める。

【 構 成 】

2-1 災害情報の収集・伝達

2-2 災害時の広報活動

2-3 報道機関との連携

2-4 災害時の広聴・相談体制

2-5 要配慮者等に関する情報の収集及び提供

2-6 要配慮者の安否確認と福祉ニーズの把握

実 施 担 当 部	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・オペレーションセンターの管理、運営に関する事 ・地震津波等情報の収集・伝達に関する事 ・初動期災害情報の収集・整理に関する事 ・防災行政無線・防災携帯の整備・運用に関する事
調 整 部	・市民への広報活動に関する事 ・報道機関への情報提供に関する事 ・災害テレホンセンターの開設、運営に関する事 ・災害相談センターの開設、運営に関する事 ・災害時の市民ニーズの把握に関する事 ・復旧・復興相談センターに関する事
地 域 協 働 部	・男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組みに関する事（神戸市男女共同参画センターにおける女性のための相談室に関する事を含む） ・消費生活相談に関する事 ・外国人市民に関する事
文化スポーツ部	・文化スポーツ施設の防災及び復旧に関する事
福 祉 部	・要配慮者の安否確認、被害状況、福祉ニーズ等の把握に関する事 ・要配慮者への情報提供に関する事
健 康 部	・要配慮者の安否確認、被害状況、福祉ニーズ等の把握に関する事 ・要配慮者への情報提供に関する事
こども家庭部	・青少年電話相談に関する事 ・要配慮者の安否確認、被害状況、福祉ニーズ等の把握に関する事 ・女性のためのDV相談に関する事
経 済 観 光 部	・国際関係に関する連絡及び調整に関する事
消 防 部	・初動期災害情報の収集・整理に関する事 ・地震津波等情報の伝達に関する事
区 本 部	・区民への広報活動に関する事 ・災害時の広聴活動に関する事 ・区内の要配慮者対応の総合窓口に関する事

2-1 災害情報の収集・伝達

地震発生直後から迅速な行政対応を行うため、期間ごとに必要な情報を位置づける。

※災害情報の内容と収集(防災 DB 地応急 資料 2-1-1)

1. 緊急時における情報収集について(発災直後から約1時間以内)

地震発生直後は、できるだけ短時間に災害の全体像を把握する必要がある。このため、危機管理部は、全市域の被害概要について情報を収集する。

これらの情報をもとに、自衛隊派遣要請及び広域応援要請等の判断を行うとともに、初動対応の方針を検討するなど災害対策本部体制の確立を図っていく。

＜収集する被害情報等＞

(1) 小学校区別被害概要(小学校区別被害概要報告書)

職員は出動途中等に各小学校区の被害概要を調査する。全小学校区の被害概要を収集することにより、全市域の被害概要を短時間に収集する。

(2) 地震(余震)・津波情報

消防部は、神戸市域における地震・津波警報等の連絡系統に基づき、大阪管区气象台、神戸地方气象台等から、各地の震度、震源地、地震の規模(マグニチュード)、余震等、地震・津波に関する情報を収集する。その際、特に兵庫県瀬戸内海沿岸に対する津波に関する情報に注意する。

オペレーションセンターでは、水防情報システム、兵庫県フェニックス防災システム、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ・ラジオ、気象庁ホームページ等により、気象庁が発表する地震・津波に関する情報を収集する。

(3) 被害映像

消防部監視カメラ、ヘリコプターテレビにより、家屋の倒壊や火災情報等の被害概要を映像で収集する。

(4) 各部からの情報収集

各部は広域応援要請等のために必要な情報を収集し、オペレーションセンターに報告する。各部が収集する緊急時における災害情報の内容と収集先を以下に示す。

- ① 消防部情報…火災・延焼情報、危険物漏洩情報、ガス漏れ情報、救急・救助活動情報、消防ヘリTV映像情報(傍受システム)、監視TV映像(傍受システム)
- ② 建設部情報…河川被害情報、道路・橋梁被害情報、崖崩れ・崩壊危険箇所情報
- ③ 区役所情報…区内情報、火災・建物倒壊等被害情報、避難等市民行動情報
- ④ 各部別情報…各部からの被害状況等の情報

(5) 兵庫県警察等防災関係機関からの情報収集

ホットライン等を使って、兵庫県警察・兵庫県・海上保安庁等の防災関係機関から被害概要を収集する。

各機関が収集する災害情報の内容と収集先を以下に示す。

- ① 警察情報…けが人・生き埋め・死者数等の概括情報、道路交通情報、交通規制状況
- ② 海上保安庁情報…在泊船舶等の被害情報、遭難船舶情報

③ ライフライン情報…電気・ガス・水道・下水道・通信・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報

④ 防災福祉コミュニティ情報…小学校区の災害情報

(6) 兵庫県下の被害情報

兵庫県フェニックス防災システム等を使って、兵庫県下の被害概要を収集する。

(7) 報道機関からの情報の収集

テレビ・ラジオ等から、災害の状況等の情報を収集する。

2. 初動対応期の情報収集について(発災後概ね 72 時間以内)

初動対応期は、生き埋め等による行方不明者の搜索等、生命の安全確保を第一に対策を講じる時期である。

このため、人命救助を主目的に、個別・具体的な被害情報を中心とした情報を収集する。

併せて、避難所開設等応急対応に係る対策に関する情報も収集する。

(1) 被害個別情報の収集：

人命救助に係る情報(生き埋め情報、傷病者発生情報、崖崩れ情報、医療機関情報等)、火災・延焼に係る情報、道路情報等の被害個別情報を収集する。

※危機管理システムを使って被害個別情報を報告する。

※神戸市災害掲示板(LINE)により市民から情報を収集する。

(2) 避難指示等情報の収集：

各消防署等から出される避難指示等の情報を収集する。

また、指定地方行政機関又は兵庫県に対し、避難指示等の発令に関する助言を求めることも考慮する。

(3) 地震(余震情報)・津波情報：

緊急時における情報収集について(発災直後から約 1 時間以内)による。

(4) 被害映像：

緊急時における情報収集について(発災直後から約 1 時間以内)による。

(5) 兵庫県警察等防災関係機関からの情報収集：

緊急時における情報収集について(発災直後から約 1 時間以内)による。

(6) 職員の出勤状況：

職員の出勤状況を定期的に調査し、初動対応期の職員配置の検討材料とする。

※危機管理システムを使って職員の出勤状況を報告する。

(7) 兵庫県下の被害情報：

緊急時における情報収集について(発災直後から約 1 時間以内)による。

(8) 報道機関からの情報の収集：

緊急時における情報収集について(発災直後から約 1 時間以内)による。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 2. 情報収集・伝達・広報計画

(9) 避難所開設情報：

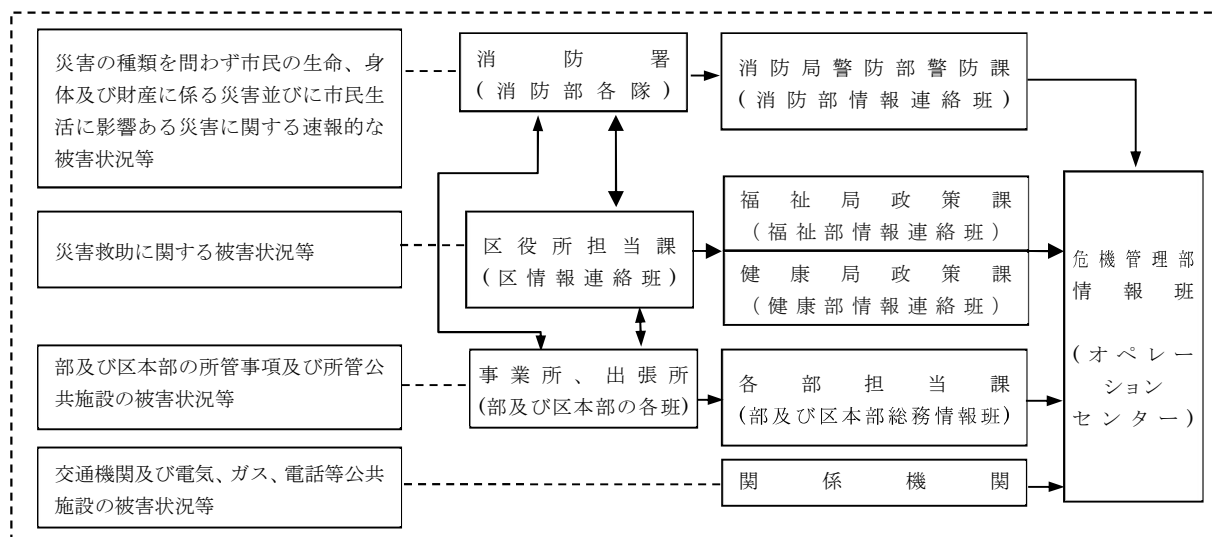
避難所が開設された場合に、区より避難所の開設情報を収集する。

※危機管理システムを使って避難所開設情報を報告する。

(10) 区別被害状況報告等：

以下の方法により区別被害状況報告等を収集する。

危機管理システムが使用できない場合、従来の方法により災害状況等を収集する。



※ 区役所(区本部)の所管公共施設の被害状況等は、地域協働局区役所課(地域協働部区情報連絡班)を通じるものとする。

(注)

- ① 部及び区本部は、必要に応じ警察署その他関係機関と緊密な連絡をとり、情報の収集に努めるものとする。
- ② ()内は災害対策本部が設置された場合の組織である。
- ③ 主な報告書の様式(防災 DB 地応急 資料 2-1-2~5)
 - ア 区別被害状況報告
 - イ 災害救助に関する被害状況の報告
 - ウ 農林水産関係、事務所関係、船舶関係、市有公共施設関係等の被害状況報告
 - エ 災害応急対策実施状況の報告
- ④ 被害種別認定基準を防災 DB 地応急 資料 2-1-6 に示す。

3. 応急対応期の情報収集について(発災後概ね 72 時間以降)

応急対応期は、災害による生命の危険を脱した後の、被災者に対する生活安定対策を行う時期である。

対策も、避難所の運営や給食・給水、生活関連情報の提供等が主目的となり、収集する情報も、避難所の収容者数・給食数、交通機関の不通・復旧見込み、ライフラインの障害・復旧情報等各部が取りまとめた生活安定に係る情報が多くなっていく。

また、二次災害による被害情報や避難指示の情報等緊急対応に係る情報収集も一部残る。

〈収集する被害内容等〉

(1) 避難所運営情報

全避難所の開設状況、避難者数、給食数等の情報を収集する。

※危機管理システムを使って開設情報及び避難者数等を報告する。

(2) 生活安定に関する情報

各担当部は、交通機関・道路の不通・復旧情報、ライフラインの障害・復旧情報等の生活安定に関する情報をオペレーションセンターに報告する。

(3) 二次災害に影響を与える大雨等の気象情報

地震等による二次災害として、土砂崩れ等の発生が懸念されることから、大雨等の気象情報を神戸地方気象台、水防情報システム等から収集する。

(4) 避難指示等情報の収集

二次災害について、各消防署等から出される避難指示等の情報を収集する。

(5) 被害個別情報の収集

二次災害について、被害の個別情報を収集する。

※危機管理システムを使って被害個別情報を報告する。

(6) 被害映像

消防部監視カメラ、ヘリコプターテレビからの映像により、二次災害情報を収集する。

(7) 避難所開設情報

二次災害により避難所が開設された場合に、区より避難所の開設情報を収集する。

※危機管理システムを使って避難所開設情報を報告する。

(8) 区別被害状況報告等

初動対応期の情報収集について(発災後概ね 72 時間以内) による。

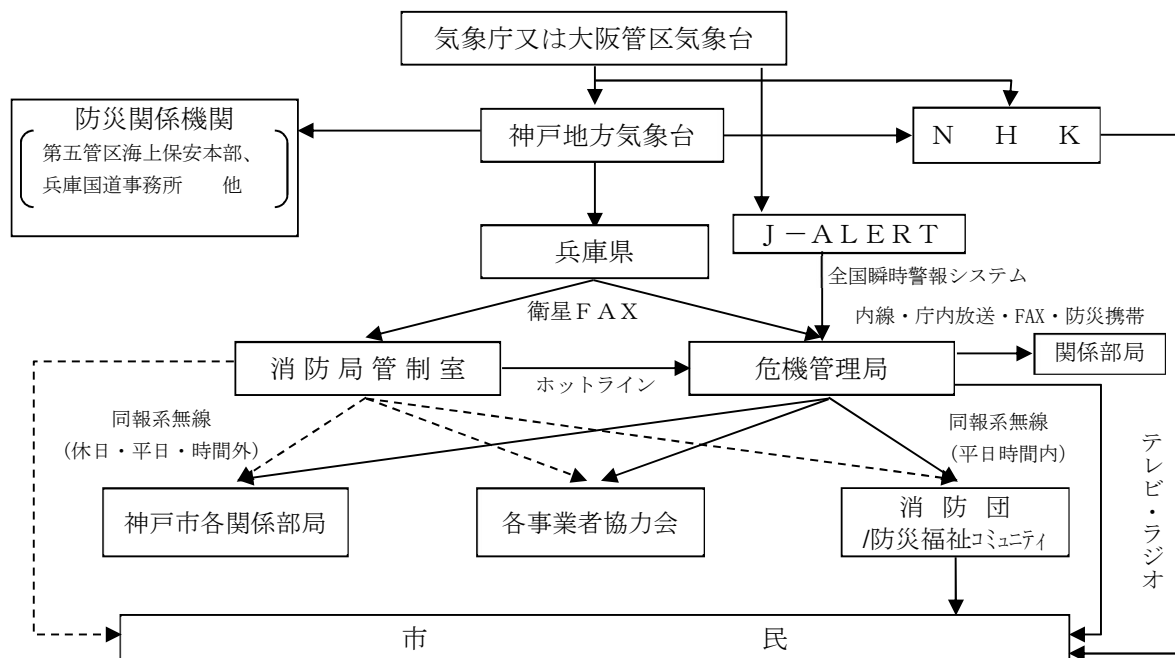
■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 2. 情報収集・伝達・広報計画

4. 情報の伝達・報告

(1) 地震・津波に関する情報の伝達系統

下記に示すとおりとする。また、後述の南海トラフ地震防災対策推進計画も参照すること。



※ 気象庁震度階級及び関連解説表(防災 DB 地応急 資料 2-1-7)

※ 地震情報・津波情報の種類と内容(防災 DB 地応急 資料 2-1-8)

(2) 市民への情報伝達方法

- ① 緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）、避難情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等より報道することにより、迅速かつ広範囲にわたって周知されるが、消防部が必要と認めた気象情報等についても依頼し、周知を図ると共にJアラート（災害情報共有システム）を活用した情報伝達を行う。
また、併せて株式会社ジェイコムウエストとの災害時等の緊急放送に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 2-4）に基づき、緊急情報等の放送要請を行う。
- ② 防災行政無線同報系により、拡声子局（屋外スピーカー型）、戸別受信機（ラジオ型）を使用して迅速に地震・津波情報を伝達する。
なお、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を導入し、通信衛星スーパーバード B 2 からの情報で、津波警報等が各受信機より自動放送される。
- ③ 津波警報等住民への連絡が緊急を要し、他の方法による連絡が困難であって、かつ放送を必要とする場合は、市長は、県知事を経由して、災害時における放送要請に関する協定（防災 DB 協防災関連 資料 2-1～3）に基づき、放送要請を行う。
- ④ 緊急速報メール（エリアメール）により、サービスに対応している携帯電話に対し、情報を発信する。
- ⑤ 希望する市民の携帯端末等に、緊急情報（地震情報・津波情報・気象情報・国民保護情

報)、避難情報等を発信するシステムである「ひょうご防災ネット」を活用し、神戸市内の避難指示等の緊急情報を伝達する。

- ⑥ 株式会社ジェイコムウエストが提供する防災情報サービス端末に対して、本市の防災行政無線の放送を再送信し、防災行政無線と同様の情報を伝達する。(防災 DB 協防災関連資料 2-5)

(3) 沿岸地域や海水浴場への情報伝達

後述の「南海トラフ地震防災対策推進計画 第3章 3-2 津波に関する情報の伝達等」による。

(4) 国、県等への連絡・報告について

収集した情報について、広域的な支援等を受けるため、通達等に定める方法により国、県等の防災関係部局へ連絡・報告を行う。

2-2 災害時の広報活動

1. 災害時の広報活動

災害時における広報は、人心の安定と社会秩序の維持を図る上で非常に重要であることから、災害発生後は、被害の状況、応急措置の実施方法、行政の応急対策の内容等について、市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害による被害発生を防止するため、予想される災害に関する情報、被害防止に必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。

2. 広報内容と手段

災害直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で非常に重要であるため、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。

特に、災害当初は広報戦略部の媒体を介した広報活動だけでなく、各区や避難所等などの災害応急現場での職員一人一人の情報提供活動が非常に重要であるため、職員は積極的に情報収集及び市民への情報提供を行う。

また、時間の経過とともに変化する市民ニーズや被災者を取り巻く状況に対応した情報を、その時点で活用できる広報手段を効果的に用い、市民等（避難者・避難所外の被災者・市外避難者等）に適宜、的確に周知するよう努める。

(1) 災害発生直後～

災害発生直後は、主に報道機関と連携し、広範囲かつ迅速に広報する。

① 広報内容

災害発生直後は、表2-2-1のような市民の混乱防止情報、生存関連情報が必要である。

② 対象：全市民

③ 手段

- ア 防災行政無線同報系による市からの直接広報
- イ ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関への情報提供による広報
(ラジオ・テレビについては、Lアラート（災害情報共有システム）等を活用)
- ウ 避難所等の避難者向けに伝達された情報の張り出し掲示による広報
- エ 神戸市ホームページからの広報
- オ 神戸市リアルタイム防災情報による広報
- カ 神戸市公式SNSによる広報
- キ (可能であれば) 広報紙による広報
- ク ひょうご防災ネットからのメール及びアプリからの通知（登録者のみ）
- ケ 緊急速報メール（エリアメール）
- コ J:COM防災情報サービス端末
- サ Yahoo!防災速報

(2) 生活の再開時期～

市民生活の再開には様々な段階があり、その段階で提供する情報を各種の広報手段を組み合わせ、それぞれの対象者に広報する。

① 内容

ア 第1段階

災害発生直後の生存のための情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、表 2-2-1 のような生活関連情報、各種行政施策情報を、避難所を中心に様々な広報対象者に迅速かつ的確に広報する。

イ 第2段階

ライフラインの復旧が進むにつれて、被災の少なかった市民は通常生活を再開するので、一定時期になると、通常生活を行う市民に対する通常の行政サービスに関する広報も必要となる。

ウ 第3段階

避難所での避難生活から仮設住宅での個々の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になると、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供していく必要がある。

② 対象

生活関連情報は、避難者、避難所外の市民

各種行政情報(災害関連・一般情報)は、避難者、避難所外の市民、市外避難者

③ 手段

この時期に提供する行政関連情報は、内容が事前に予測され、複雑な情報になってくるので、文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報媒体を通じて迅速かつ的確に広報する。

④ 対象者別手段

ア 避難者へは、避難所への広報紙の配布並びにインターネットによる情報発信と、避難所へ伝達される様々な情報をアナウンスするとともに、掲示板にも張り出して広報する。

避難所への情報伝達的手段として、防災行政無線同報系、FAXを利用する。

イ 避難所外の市民へは、広報紙の拠点配布やインターネットによる情報発信を行うとともに、マスコミへの情報提供による広報を行う。

さらに、防災行政無線同報系、ケーブルテレビ、J:COM 防災情報サービス端末でも広報する。

ウ 市外避難者へは、当初インターネットによる情報発信やマスコミへの情報提供による広報で対応し、広報紙の市外郵送サービスをできる限り迅速に行い、確実に災害情報を広報する。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 2. 情報収集・伝達・広報計画

表 2-2-1 災害時の情報

	災害時に広報する内容と担当部・機関		災害時に伝達する情報と担当部・機関	
災害発生直後 2・3日目くらいまで	【1. 混乱縮小防災情報】 (1) 地震・津波情報 ①今後の地震活動の見通し ②津波に対する情報 (2) 状況判断用の情報 ①災害の規模・範囲・内容 ②概括的な被害状況 ・ライフライン情報 ・道路情報(交通規制等交通障害) ・交通機関情報(運休・運行情報) (3) 救援活動状況の情報 ①救援活動情報 ②人命救助の協力の呼びかけ ③全国からの救援の状況 (4) 二次災害防止情報 ①出火防止情報(ガス・電気等) (5) 一般的な避難情報 ①避難場所の情報(全市的情報) ②避難時の注意 (一般的な避難経路・携帯品・危険区域情報) ③避難時の車の使用制限 (6) 行政の対応状況 ①応急対策実施状況 ②市長からのメッセージ (7) その他の情報 ①遺体安置情報	(1) ①危機管理部・消防部 ②災害対策本部 ③危機管理部・消防部 (2) ①災害対策本部 ②各関係機関 ・ライフライン各社 ・警察・建設部 ・交通機関各社 (3) ①警察・消防部(要請) ②警察・消防部(要請) ③経済観光部等 (4) ①消防部 (5) ①福祉部・消防部 区本部 ②消防部 (要請) (6) ①災害対策本部等 ②災害対策本部 (7) ①福祉部・区本部	【1. 職員参集情報】 ①勤務時間外での職員参集 ②関係機関への伝達 【2. 避難情報】 (1) 津波情報 ①津波注意報・津波警報・大津波警報の発表 ↓ ②危険地域への避難指示 (2) 危険施設での災害発生時の避難情報 ①危険施設の災害発生情報 ↓ ②危険区域への避難指示 (3) 応急危険度判定情報 ①危険建物への立入り注意情報(貼り紙)	①危機管理部 ②危機管理部等 ①危機管理部 ②消防部 ①消防部等 ②消防部 ①建築住宅部
	【2. 生存関連情報】 (1) 医療情報 ①医療機関の受入れ情報 ②臨時開設された医療施設情報 ③専門治療(透析等)医療機関情報 (2) 水・食料の物資情報 ①水の拠点配給場所 ②物資等の配給状況 ③救援物資の受入れ情報	(1) ①健康部 ②健康部 ③健康部 (2) ①水道部 ②経済観光部 ③経済観光部	(避難所への情報伝達) ①避難所への水・物資の配給情報 ②仮設トイレ情報 ③その他物資情報 【3. 生活関連情報】 (1) ライフライン情報 ①ライフライン復旧情報 (2) 交通・道路情報 ①公共交通機関の復旧情報 ②道路情報(交通規制等交通障害) ③代替交通機関の情報 (3) 生活の基礎情報 ①店・風呂情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 (4) 教育関連情報 ①学校の休校・再開情報 (5) 医療情報 (6) 各種相談窓口情報 (7) その他情報	①水道部・経済観光部 ②環境部 ③経済観光部 ①ライフライン各社 ②交通機関各社 ③警察・建設部 ④交通機関各社 ①災害対策本部 ②災害対策本部 ③各部 ④学校部 ⑤健康部 ⑥各部 ⑦各部
生活再開時期以後	【3. 生活関連情報】 (1) ライフライン情報 ①ライフライン復旧情報 (2) 交通・道路情報 ①公共交通機関の復旧情報 ②道路情報(交通規制等交通障害) ③代替交通機関の情報 (3) 生活の基礎情報 ①店・風呂情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 (4) 教育関連情報 ①学校の休校・再開情報 (5) 医療情報 (6) 各種相談窓口情報 (7) その他情報	(1) ①ライフライン各社 (2) ①交通機関各社 ②警察・建設部 ③交通機関各社 (3) ①災害対策本部 ②災害対策本部 ③各部 (4) ①学校部 (5) 健康部 (6) 各部 (7) 危機管理部	(1) ライフライン情報 ①ライフライン復旧情報 (2) 交通・道路情報 ①公共交通機関の復旧情報 ②道路情報(交通規制等交通障害) ③代替交通機関の情報 (3) 生活の基礎情報 ①店・風呂情報 ②避難所・地域での生活情報 ③通常の行政サービス情報 (4) 教育関連情報 ①学校の休校・再開情報 (5) 医療情報 (6) 各種相談窓口情報 (7) その他情報	①ライフライン各社 ②交通機関各社 ③警察・建設部 ④交通機関各社 ①災害対策本部 ②災害対策本部 ③各部 ④学校部 ⑤健康部 ⑥各部 ⑦各部

[応急対応計画] 2. 情報収集・伝達・広報計画

	【4. 行政施策情報】 (1) 住宅関連情報 (2) 罹災証明・義援金関連情報 (3) 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 (4) 各種貸付・融資制度関連情報 (5) 都市計画関連情報 (6) 各種式典関連情報 (7) 経済活動支援関連情報 (8) 見舞金・弔慰金等の支給関連情報 (9) 各種減免・軽減・延期措置情報 (10) その他災害対策関連情報 (11) 復興関連情報 (12) 二次災害防止啓発関連情報 (13) その他の行政情報	(1) 福祉部・都市部・建築住宅部 (2) 福祉部・行財政部 (3) 環境部 (4) 各部 (5) 都市部等 (6) 災害対策本部 (7) 経済観光部等 (8) 福祉部 (9) 行財政部・区本部 (10) 各部 (11) 調整部 (12) 消防・建設部等 (13) 各部	【4. 行政施策情報】 (1) 住宅関連情報 (2) 罹災証明・義援金関連情報 (3) 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報 (4) 各種貸付・融資制度関連情報 (5) 都市計画関連情報 (6) 各種式典関連情報 (7) 経済活動支援関連情報 (8) 見舞金・弔慰金等の支給関連情報 (9) 各種減免・軽減・延期措置情報 (10) その他災害対策関連情報 (11) 復興関連情報 (12) 二次災害防止啓発関連情報 (13) その他の行政情報	(1) 福祉部・都市部・建築住宅部 (2) 福祉部・行財政部 (3) 環境部 (4) 各部 (5) 都市部等 (6) 災害対策本部 (7) 経済観光部等 (8) 福祉部 (9) 行財政部・区本部 (10) 各部 (11) 調整部 (12) 消防・建設部等 (13) 各部
その他	【被災地からの情報発信】 (不特定多数へ発信) ①被災地の現状を広く発信 (ボランティア・救援物資・義援金等の募集に反映)			
	【安否情報等】 (特定情報であるが、市からの情報提供は難しい) ①関係者の安否情報・死亡者リスト			

3. 報道機関との連携

調整部は、災害直後から、報道機関(報道機関一覧表 防災 DB 地応急 資料 2-2-1)に対して、市から直接広報(情報提供・呼びかけ)する。

4. 広報紙の発行及び配布システム

文字情報としての広報紙による広報は、被災者にとって重要な情報を入手する手段であり、特に行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、調整部は迅速に災害時広報紙を発行する。

(1) 発行

広報紙の迅速な発行にあたっては、平常時の発行手順の短縮化を図るとともに、災害時でも安定した印刷体制を確保することが必要である。

また、近隣の自治体と相互協力し、災害時には被災地から広報してほしい情報を送り、協定自治体で印刷のうえ、被災市へ搬入してもらうような相互協力協定の締結も検討する。

当初、印刷ができない事態では、高速オフセット機による広報紙の発行も必要である。

(2) 配布場所

配布については、平常時での方法(自治会、婦人会配布など)が不可能で、また、当初は印刷能力の関係で発行部数が限られてしまうので、当該情報をより必要とする人に対しての重点的な配布が必要となる。

このため、当初は多くの被災者が共有して見られる場所(避難所、区役所、街頭張り出し)等へ重点的に配布する。その後、発行部数の増加とともに、市民の立ち寄る場所等の拠点配布を開始する。最終的には、平常時の方法で全市民に配布するよう段階的配布とする。

(3) 配布手段

交通渋滞が予想され、車による各場所への配布ができないため、バイク、自転車、徒歩等、機動性のある手段を利用するとともに、物資等の配布ルート等を活用して、迅速かつ継続的に配布する。

避難所等には、FAXを利用して広報紙を送ったり、端末機の整備により広報紙をデジタルデータ化して電子メールで送信し、それを避難所でコピーする方法や、インターネットで情報

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 2. 情報収集・伝達・広報計画

発信するなど、様々な方法で避難者への広報に努める。

5. インターネットによる広報

災害発生当初より、神戸市ホームページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/>) により情報提供を行う。

災害が大規模な場合、トップページ画面をテキスト情報のみの大規模災害時緊急画面に切り替え、すみやかに各局の情報が提供できる環境を整備するとともに、アクセス集中時の安定的な情報提供を図る。あわせて、ヤフーとの災害協定に基づき、市ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、市ホームページサーバの負荷軽減を図る。

また、フェイスブックなどソーシャルメディアを活用して、市ホームページの情報を配信する。

6. 外国人及び要配慮者への広報

(1) 外国人

経済観光部及び地域協働部は、被災外国人へ情報を伝達するため、広報内容を英語・中国語・ベトナム語に翻訳し、区役所、領事館や外国人コミュニティ等を通じて広報する。その他の言語については、国際交流団体、外国人支援団体等の協力を求め、広報に努める。

また、(公財) 神戸国際コミュニティセンター (KICC) 等への外国人専用の窓口の設置を行う。

(2) 障害者

聴覚障害者に対しては、文字情報(インターネット、FAXや広報紙)やテレビの広報番組をテロップまたは手話通訳による放送等により広報する。

視覚障害者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返し情報を提供するとともに、可能な限り点字で広報する。

また、各種障害者支援団体やボランティア団体と連携し、その団体への情報提供を通じて広報する。

7. 被災地からの全国への情報発信

被災地からの情報の発信は、被災地外の人々に対して被災地の生の声を伝えることにより、被災地に対する関心を高める上で重要である。

発信手段としては、マスコミを介した間接的な発信と、インターネットやFAXサービス等による市からの直接的な発信があり、可能な限り多様な方法で広範囲に発信していく。

8. 調整部と区の連携

大規模災害の場合、当初は全市民を対象とした広報を中心に、報道機関と連携した広報を展開することが必要であり、調整部と区が連携して対応していく。

ただし、各区での被災状態が違うので、できる限り早期に区民広報紙も発行し、地域に密着したきめ細やかな広報を行う。

また、防災行政無線同報系やコミュニティ放送を利用した区レベルの広報についても検討する。

2-3 報道機関との連携

1. 災害時の報道機関との連携

災害時の広報活動において、ラジオ・テレビ・新聞等報道機関との連携を図り、迅速で確実な市民広報を行う。

災害に関する情報は、速やかに災害対策本部で取りまとめを行い、適宜報道機関へ発表する。

2. プレスセンターの設置

調整部は災害発生直後に市役所4号館1階防災展示室等に「プレスセンター」を設置し、報道機関への情報提供を統括的に行う。ただし、多数の報道機関の来庁が見込まれ収容できない場合は、1号館14階大会議室に設置する。

報道機関からの災害対策本部・本部委員等への取材や災害対策本部に関する情報提供は、原則このプレスセンターで行う。また、各部・区本部に関する情報提供や取材については、原則、各部・区本部での対応とし、提供内容や取材内容については、事後に災害対策本部に情報提供をする。

プレスセンターには情報掲示板を配置し、災害対策本部に集まってくる情報をその都度掲示することで、報道機関に迅速な情報提供を行う。

さらに、資料提供等の情報を時系列的にファイリングして、報道機関を含め、誰でも常時閲覧できるようにする。

外国プレスに対応するために、経済観光部を通じて専門性の高い通訳者を手配する。

2-4 災害時の広聴・相談体制

調整部、地域協働部、こども家庭部及び区本部は、災害後の市民意識や市民ニーズを把握し、市民生活の不安の解消を図るため、災害状況が鎮静化し始めた段階で、速やかに広聴体制の確立を図り、災害時広聴活動を実施する。

1. 災害テレホンセンター及び災害相談センターの開設

市民からの問い合わせや相談などに対応するため、調整部は「災害テレホンセンター」及び「災害相談センター」を設置する。また区本部は、「区災害相談センター」を設置する。同時に関係部は、相談要員を災害相談センターへ派遣する等協力体制を構築する。

「災害テレホンセンター」(電話番号:0570-078-500)は4号館(危機管理センター)2階に、「災害相談センター」は、市役所及び被災地の区役所等に設置し、情報連絡室をはじめ関係部や関係機関と連絡を密にしながら、市民からの相談事項を的確に処理する。

2. 市民ニーズの把握

調整部は、災害後におけるそれぞれの時期での市民ニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し、情報収集を図るとともに、収集した情報や災害テレホンセンター等での問い合わせなどの情報をもとに、市民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努める。

また、陳情や手紙などで寄せられた苦情・要望等は、関係部または関係機関へ照会や連絡を行い、適切に処理するとともに、その回答、処理状況も併せて時系列に記録を取る。

なお、照会や連絡については、E-mailなどを活用するほか、ホットラインの確保に努める。

3. 災害市民相談の実施

地域協働部及び区本部は、災害によって生じる借地・借家などの法律問題や住宅応急修繕など、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、弁護士会、神戸市すまいの安心支援センターなど関係団体の協力を得て災害市民相談を実施する。

4. 復旧・復興相談センターの開設

調整部は、地震発生から復旧・復興期に入った段階で、「復旧・復興相談センター」を開設し、市民からの問い合わせや復興相談等に対応する。

設置場所は、市役所及び被災区役所とする。

また、寄せられた相談等及びその回答、処理状況について、時系列に記録を取る。

5. 消費生活相談

(1) 消費生活相談窓口の開設

災害直後から、災害に伴う悪質商法の横行等消費生活にかかる契約・解約等に関するトラブルの発生が予想されるため、消費生活センターの消費生活相談業務を速やかに開始する。センターの施設が使用できない状態であれば、仮事務所を設置する。

兵庫県の消費生活相談体制を絶えず確認し、相互連携や情報交換に努める。

本市では、相談受付は電話によるものが多いため、相談の急増が予想されるときは、臨時電話を増設するなど、相談体制を強化する。

市民への周知のため「悪質商法 110 番」などのわかりやすい名称をつけ、マスコミや市の広報手段によりPRを図る。

相談処理や事業者への指導にあたっては、兵庫県や兵庫県警察本部、兵庫県弁護士会などの関係機関に協力を求める。

(2) 消費者啓発の実施

消費者被害の未然防止・拡大防止のため、兵庫県や兵庫県警察本部と協力し、マスコミや市の広報手段により市民への情報提供や啓発に努めるほか、状況に応じて、独自に啓発紙「KOBE ぐらしのレポート(臨時号)」等を作成し、駅やショッピングセンター、避難所など市民の目に触れやすい場所に掲示する。また、チラシ配布、FAXやインターネットなどの活用、バイクによるパトロール、ターミナルでのキャンペーンなど、市民への効果的な啓発活動を展開する。

6. 青少年電話相談

心身の成長過程にある青少年、特に被災した青少年の様々な悩みについて青少年自身からの相談をはじめ、その保護者からの相談にも応じるため、速やかに教職や医療職経験者・救助技法を身につけたカウンセラー等による電話相談業務を実施する。

青少年にとって災害がもたらす影響は計り知れないことから、その相談内容も深刻なケースが多いため、他の相談機関との連携を強め、迅速かつ適切な処理が講じられるよう協力体制を構築する。

7. 女性のための相談室

地震災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦悩、悩みを和らげるために、女性の専門カウンセラーが電話によるカウンセリングを行う。

8. 女性のためのDV相談室

DV（ドメスティックバイオレンス）相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。

なお、男性被害者からの相談があった場合は、兵庫県の実施する専門機関を紹介する。

2-5 要配慮者等に関する情報の収集及び提供

1. 要援護者支援チームの編成

福祉部・健康部・こども家庭部は、地震発生後本庁内に「要援護者支援チーム」を編成し、消防・警察等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の安否や避難先、社会福祉施設の被害状況、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。

2. 相談窓口の開設

(1) 区本部

区本部保健福祉部（福祉事務所）は、直ちに相談体制を確立し、要援護者支援チーム、関係機関、関係団体、民生委員児童委員との連携を図りながら、福祉に関する情報提供、相談業務を実施する。また、区本部に設置される「災害相談センター」に必要な相談要員を派遣する。

(2) こども家庭部

こども家庭センター（児童相談所）は、児童の心の相談窓口を開設し、学校部等と連携し、児童に関する情報提供、相談業務を実施する。

また、DV（ドメスティックバイオレンス）相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。

なお、男性被害者からの相談があった場合は、兵庫県の実施する専門機関を紹介する。

(3) 地域協働部

神戸市男女共同参画センター（あすてっぷKOB E）は、女性のための相談窓口を開設し、女性の専門相談員による相談を実施する。

地域協働局地域協働課は、（公財）神戸国際コミュニティセンター（K I C C）等に外国人専用の相談窓口を開設する。

3. 災害情報の提供

聴覚障害者に対しては、広報紙、ホームページ、テレビの広報番組の字幕による放送等により広報を行う。

視覚障害者に対しては、テレビ・ラジオ・スマートフォンアプリを利用して繰り返し情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。

また、各種障害者団体、ボランティア団体や関係機関への情報提供を通じて広報を行う。

経済観光部及び地域協働部は、領事館や外国人コミュニティに対して情報提供を行うとともに、英語・ベトナム語・中国語版の広報資料を作成する。その他の言語については、国際交流団体や外国人支援団体等に協力を求め、広報に努める。

福祉部は、市社会福祉協議会等と協力して、避難所に文字放送テレビの設置、手話通訳者、要約筆記者の派遣等に努める。また、在宅の要配慮者に対し、民生委員児童委員を通じて必要な情報を提供する。

4. 観光客への広報

観光地に設置する観光案内板等に避難場所等を明示するなど、防災情報を提供する。

2-6 要配慮者の安否確認と福祉ニーズの把握

福祉部・健康部・こども家庭部は、地震直後に障害者、高齢者等の被災状況や安否について家族や近隣住民等の協力を得て把握、確認し、病院や福祉施設等へ入院・入所の必要がある障害者や高齢者等に対し、的確な措置を取る。また、病院や福祉施設等、要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生直後に要配慮者の被災状況を把握する。

1. 安否確認・所在の把握

(1) 民生委員児童委員

区本部保健福祉部（福祉事務所）は、地区会長を通じて、民生委員児童委員の安否・被災状況を確認する。

民生委員児童委員は、地震発生後直ちに要援護者条例に基づく、要援護者支援団体等と協力して、災害時要援護者台帳（ただし、台帳未提供の地区はひとりぐらし高齢者等見守り台帳）、及び区本部保健福祉部（福祉事務所）から開示された災害時要援護者リストを活用して、在宅の高齢者、障害者、乳幼児等の要援護者の安否情報、所在を確認し、地区会長を通じて区本部保健福祉部（福祉事務所）へ連絡する。

民生委員児童委員は、災害時でも安否が確認できるように、平常時から要援護者支援団体と協力しながら災害時要援護者台帳（ただし、台帳未提供の地区はひとりぐらし高齢者等見守り台帳）に基づき、地域の福祉ニーズの把握に努める。

(2) 社会福祉施設の管理者

社会福祉施設の管理者は、予め定めた避難誘導方法等に従い、地震発生直後速やかに施設の入所者、利用者の安全を確保する。また、入所者、利用者及び職員の安否の確認、所在の把握を行うとともに、施設の被害状況を福祉部、健康部及びこども家庭部の各所管課に連絡する。

2. 要配慮者の実態調査

福祉部・健康部・こども家庭部は、区本部の協力を得て要配慮者に適切な援護を実施するため、発災後2～3日目を目途に、避難所及び在宅の要配慮者の実態調査を行う。

(1) 避難所の要配慮者

福祉部・健康部・こども家庭部職員は、避難所管理者の協力を得て、65歳以上の高齢者及び障害者、児童等を対象として、健康状態、日常生活動作（ADL）、養育に欠ける児童の有無等を調査する。

(2) 在宅の要配慮者

民生委員児童委員は、在宅の65歳以上の独り暮らし、寝たきり・身体の弱い高齢者や障害者、児童等の生活状況を把握する。

(3) 巡回相談の実施

区本部保健福祉部職員、こども家庭センター（児童相談所）職員は、避難所を定期的に巡回するとともに、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

第3章 広域連携・受援体制

本章では、大規模地震が発生し、現有の災害対応能力を越える災害規模であると判断した場合の、他の地方公共団体及び自衛隊等災害関係機関に対する職員の派遣や食料・物資等の応援要請について計画を定める。

【 構 成 】

3-1 広域応援要請

3-2 自衛隊の派遣要請

3-3 海外支援の受入れ

実 施 担 当 部	担 当 業 務
市 長 部	・ 海外支援の受入れの連絡及び調整に関する事
危 機 管 理 部	・ 応援協力要請・実施に係る連絡及び調整に関する事 ・ 他都市との応援協力に関する事 ・ 自衛隊の派遣要請に関する事 ・ 応援部隊の受入宿舎に関する事
経 済 観 光 部	・ 被災地への救援物資の送付に関する事
応 援 を 受 け る 部 及 び 区 本 部	・ 応援部隊との連絡及び応援部隊の受入れに関する事 ・ 応援部隊の宿舎等その他に関する事 ・ 応援物資・資機材の受入れ、その他に関する事

3-1 広域応援要請

1. 広域応援要請の判断

災害発生後、市長は、災害の規模及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した時は、法律や応急対策職員派遣制度、関西広域連合等の枠組み、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体及び災害関係機関に応援もしくは指定地方行政機関に応援・代行を要請する。

また、危機管理監は、市長の補助執行機関として、指定地方行政機関等の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）、職員の派遣あっせん（同法第 30 条第 1 項）、他の市町村長等に対する応援の要求（同法第 67 条第 1 項）、都道府県知事等に対する応援の要求等（同法第 68 条第 1 項）を行うことができる。

なお、判断に必要な被害情報等の初動活動期の情報は、概括的情報であっても広域応援の判断に用いる。

2. 災害発生時における広域応援の体系

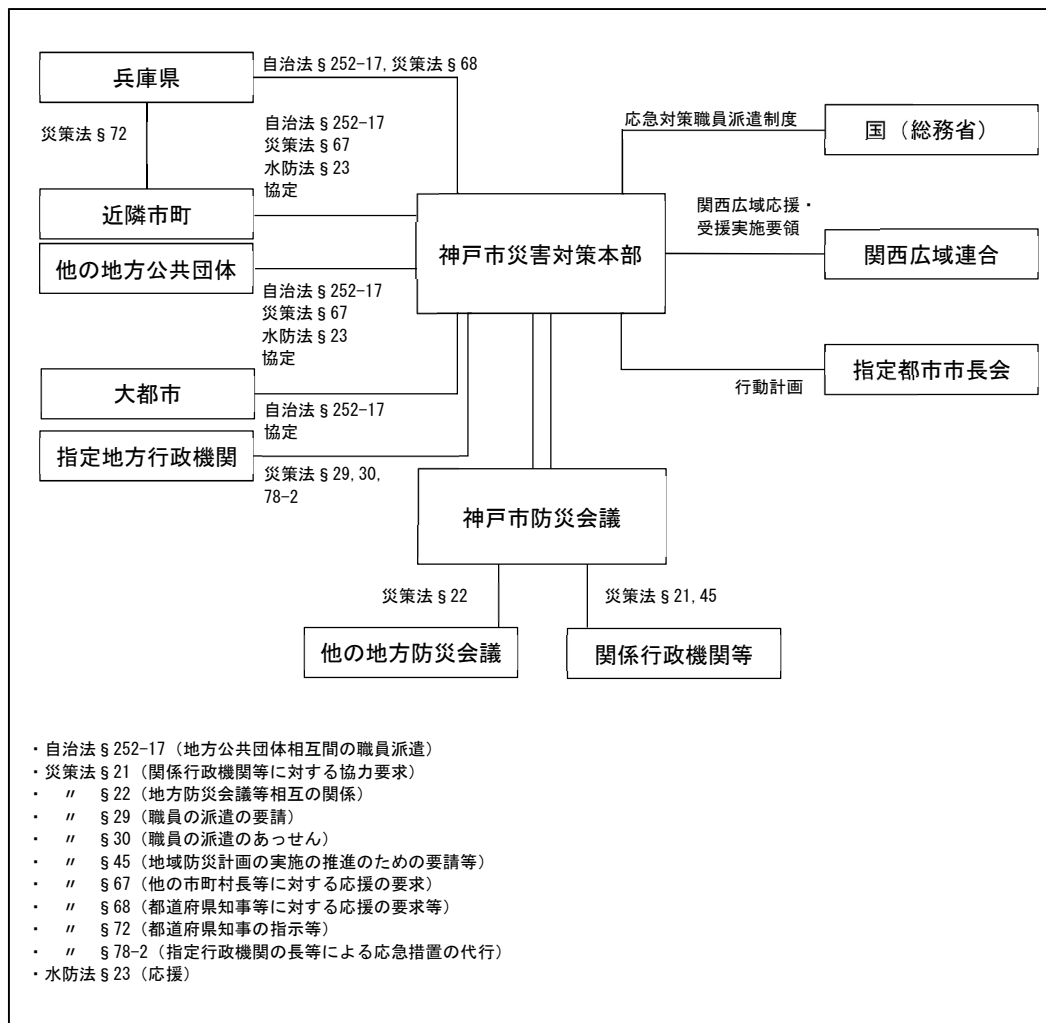


図3-1-1 神戸市広域応援体系図

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 3. 広域連携・受援体制

3. 応援要請の方法

市長は、応援要請を求める場合、応援要請先へ以下の事項について、とり急ぎ電話、口頭または防災行政無線、防災相互通信用無線で要請し、後日文書により処理する。

なお、海上保安庁への要請について、通信の途絶等により第五管区海上保安本部または神戸海上保安部への連絡が困難な場合には、防災相互通信用無線により、沖合いの船艇・航空機を通じて要請することとする（海上保安庁船艇・航空機は、防災相互通信用無線を搭載している）。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ 応援を必要とする場所
- ⑥ 応援を必要とする活動内容
- ⑦ その他必要な事項

また、例外的な措置として、自衛隊、海上保安庁や他都市消防機関等は、大規模地震が発生し、通信の途絶等により県や市との連絡が不可能な場合において、人命救助のため要請を待たずに部隊を派遣する場合がある。

4. 広域応援の受入れ

広域応援部隊の受入れについては、「災害時業務継続・受援計画」に基づき実施する。「災害時業務継続・受援計画」については、「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備 3-2 災害受援」を参照すること。

3-2 自衛隊の派遣要請

1. 自衛隊派遣要請の判断

地震発生後、市長または危機管理監は、災害の規模、及び初動活動期に収集された情報等に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策又は災害復旧を実施することが困難であると判断した時は、法律、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに県知事へ自衛隊の派遣を要求する。

また、市長または危機管理監は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認められる時は、兵庫県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊に対する部隊等の災害派遣を要請するよう求めることができる。前述の要求ができない場合は、市長または危機管理監は、災害の状況を自衛隊に通知することができる。その際市長または危機管理監は、速やかにその旨を兵庫県知事に通知しなければならない（災害対策基本法第68条の2第1項）。

なお、判断に必要な被害情報等の初動活動期の情報は、概括的情報であっても派遣要請の判断に用いる。

2. 自衛隊派遣要請の方法

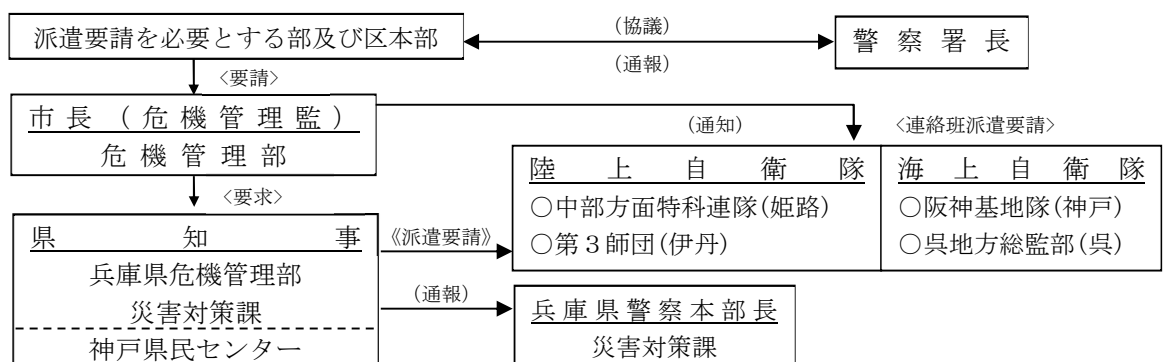


図 3-2-1 自衛隊災害派遣要請の方法

3. 自衛隊派遣要請の手続き

自衛隊派遣要請の手続きは、危機管理部が行う。

災害対策にあたる各部及び区本部は、災害時の状況や被害状況等を勘案し、自衛隊派遣に関して市長または危機管理監へ上申する。

市長または危機管理監は、自衛隊の派遣要請を決定した時は、以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。その場合、市長または危機管理監は同時にその旨を防衛大臣等に対して通知することができる。

ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で依頼し、事後速やかに文書で所定の手続きをとる。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他以下の例のとおり参考となるべき事項

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 3. 広域連携・受援体制

- ・災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・派遣地への最適経路
- ・連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

自衛隊の災害派遣は県知事からの要請が原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県と連絡が不可能な場合における人命救助のための部隊等の派遣等、地震災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待つ時間がないと認められる時は、要請を待たずに部隊を派遣する場合がある。

この場合、自衛隊の連絡員等により速やかに知事経由、または直接、災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

4. 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命、身体及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね以下の活動内容とする。

(1) 被害状況の把握

車両、艦艇、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難の指示等が発令され、避難や立ち退き等が行われる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索、救助活動を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な航空機その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。

(6) 道路もしくは水路の啓開

道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する)

(8) 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員、及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を行う。(炊飯の米穀及び炊飯用の水は、通常関係機関が提供するものを使用する)

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安措置及び除去

処理能力上可能なものについて火薬・爆発物(不発弾等)、危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所用の措置を取る。

5. 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 自衛隊との連絡、情報の共有化

災害対策本部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報を交換し、情報を共有する。

(2) 連絡班の派遣

市長または危機管理監は、災害が発生し、又は発生を予想する段階に至った場合は、自衛隊に対し、災害対策本部に連絡班の派遣を要請する。

また、自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ市の連絡班を派遣し、迅速な措置がなされるようにする。

(3) 災害時初動対応調整所、初動対応現地調整センターの設置

自衛隊災害派遣業務を調整し、災害時初動対応チームの編成を図るため、災害対策本部に災害時初動対応調整所を設置する。また、被災区役所内に初動対応現地調整センターを設置する。

(4) 他の応援機関との競合重複の排除

上記初動対応現地調整センターは、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的、効率的な役割、作業分担を行う。

(5) 災害派遣部隊の誘導

災害派遣を受け入れる部及び区本部は、災害派遣部隊の市内進入ルート及び集結地点、又は救援物資の受取場所等を選定し、災害派遣部隊を誘導する。

(6) ヘリポートの提供

災害派遣要請と同時に、事前に決定しているヘリポートを自衛隊へも提供する。

(7) 災害派遣部隊の作業に必要な資機材等の提供

災害派遣部隊が行う活動に必要な装備等は、原則派遣部隊が準備することとするが、被災現場で必要になった装備等については、派遣を要請した部及び区本部でも調達し、提供する。

なお、海上からの救援活動が行われる場合は、被災状況等をふまえ、港湾部において使用する岸壁を調整する。

(8) 災害派遣部隊の宿泊施設または野営適地の提供

派遣要請をした部及び区本部は、派遣部隊の宿泊所、または野営適地を提供する。なお、適地の決定は、王子公園、しあわせの村、総合運動公園などを主たる予定地とし、「共通編 予防計画 第1章 防災・減災の基本的な取組み 1-1 防災体制を強化するための取組み」による。

6. 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう県知事や各機関、派遣部隊と協議のうえで決定し、県知事を通じて自衛隊に対し、災害派遣部隊の撤収を要請する。

7. 経費の負担

災害派遣活動に要した費用は、原則として派遣を要請した機関が負担することとし、その内容は概ね以下のとおりである。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、機材(自衛隊装備に係わるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ④ 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した(自衛隊装備に関するものを除く)損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、派遣を要請した機関と派遣部隊長等との間で協議する。

8. 災害対策基本法の改正に伴う自衛隊の権限の拡大

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置を取った時は、直ちにその旨を市長または危機管理監に通知しなければならない。(法第63条～65条、第82条及び第84条関係)

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - ② 他人の土地等の一時使用等
 - ③ 現場の被災工作物等の除去等
 - ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- また、③により除去した工作物等の保管等、②の処分により通常生ずべき損失の補償及び、④の業務に従事した者に対する損害の補償について、所要の規定を整備している。

3-3 海外支援の受入れ

1. 外務省経由の海外支援

(1) 支援活動の打診

外交ルートで外務省へ海外から支援の申し入れがあった場合は、外務省から県へ支援国、支援の種類、規模、到着予定日時、到着場所等が通報され、県から市へ受け入れるか否かの打診がある。

(2) 支援受入れの判断

経済観光部は、外務省経由の海外支援の申し入れがあった場合、災害の状況や応急活動の状況、国、県等の支援体制等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、申し入れを受け入れるか否かを決定する。

(3) 支援の回答

経済観光部は、協議の結果をふまえて、海外支援の受入れに関する可否を速やかに県に回答する。

(4) 受入れ

海外支援部隊の受入れにあたり、支援を希望する部は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(5) 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合、及び支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議のうえ、県知事へ撤収を要請する。

(6) 海外支援活動の記録

支援を受けた関係部は、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等についての報告書の提出を求める。

2. 直接市へ申し入れのある海外支援

(1) 支援活動の打診

NGO(非政府組織)団体等から、直接災害対策本部や関係部へ支援の打診がある場合がある。

(2) 支援受入れの判断

経済観光部は、災害の状況や応急活動の状況等を総合的に判断し、関係部と受入れの必要性及び受入れ体制を検討のうえ、申し入れを受けるか否かを決定する。

(3) 支援の回答

経済観光部は、協議の結果をふまえて、受入れに関する可否を速やかに回答する。

(4) 受入れ

海外支援部隊の受入れにあたり、支援を希望する部は活動内容の調整や必要な情報提供を行う。

(5) 支援部隊の撤収要請

海外支援部隊の活動期間が終了した場合、及び支援部隊の活動場所や機会がなくなった等の場合は、支援部隊の責任者と協議のうえ、撤収を要請する。

(6) 海外支援活動の記録

支援を受けた関係部は、海外支援部隊の団体名、国籍、到着日時、種類、部隊人員、活動場所、活動内容、責任者氏名、連絡先等についての報告書の提出を求める。

第4章 救助・救急医療体制

本章では、地震発生時に発生する崖崩れや建物倒壊等による生き埋めや火災からの救助体制、そして大量に発生すると予測されるけが人や病人に対して、的確、迅速に対応するための災害時救急医療体制について定める。

なお、災害時医療体制は、広域的な体制が必要となることから、県の計画との整合性を図る。

【 構 成 】

4-1 災害時の救助活動

4-2 災害時の救急医療体制

4-3 医薬品・医療資機材の調達体制

4-4 災害時医療の応援体制

4-5 要配慮者の緊急援護の実施

実施担当部等	担 当 業 務
健 康 部	・ 救護班の編成、救護所の運営の調整に関する事 ・ 広域応援要請に関する事 ・ 災害時救急医療情報に関する事 ・ 医薬品・医療資機材の調達に関する事 ・ 各医療機関との調整に関する事
消 防 部	・ 災害時救助活動に関する事 ・ 災害時消防救急活動に関する事 ・ 災害時救急医療情報に関する事
区 本 部	・ 災害救助法に基づく医療助産の実施に関する事 ・ 救護班の編成、救護所の設置その他医療助産の実施に関する事
日本赤十字社 兵庫県支部	・ 災害時救助活動に関する事 ・ 救護班の編成に関する事 ・ 災害時救急医療情報に関する事

4-1 災害時の救助活動

1. 救助活動の原則

- (1) 多数の救助事案が同時に発生している場合は、より多くの人命を救助できる効率的な救助活動を行う。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、消防団、防災福祉コミュニティ及び付近住民に協力を求めて救出する。また、活動人員に対して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に1人でも多く救出する。
- (3) 火災現場付近の救助事案は優先して救出活動を行う。
- (4) 救出した負傷者は、救急隊に引継ぐことを原則とする。できない場合は、消防団、防災福祉コミュニティ及び付近住民に医療機関への搬送を依頼するほか、医療チームの派遣を要請する。

2. 救助活動要領

- (1) 救助隊は所属消防署の管内で活動するものとするが、他署管内で優先度の高い救助事案が発生し、出動命令がなされた場合は、これに従い出動する。
- (2) 救助隊長は、消防隊等と協力して救助活動を行うとともに、応援隊を必要とする場合は、本部または消防署に要請する。
- (3) 救助事案に出動した小隊長は、救助事案の数、その他の情報を可能な限り早期に本部および消防署に連絡する。
- (4) 救助事案が多発した場合は、消防団、防災福祉コミュニティ、付近住民等の協力を得て救助活動を行う。
- (5) 付近住民等の協力を得て救助活動を行う場合、消防署、消防団器具庫、地域等に備蓄している救助資機材を有効に活用する。(防災 DB 地応急 資料 4-1-1)
- (6) 混乱する現場においても、災害現場の概要(写真や映像)と活動内容について記録する。
- (7) 救助事案が多発した場合、救助活動や検索を実施した場所について、他の救助隊が再び活動を行うことのないよう目立つ場所に「大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動表示(マーキング)方式」(2014年4月22日消防庁通知)により表示する。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 4. 救助・救急医療体制

3. 救助活動対策

火災の発生状況に応じた救助活動は次のとおりとする。

(1) 火災に対し消防力劣勢時

延焼火災が多発している場合は、特別高度救助隊、高度救助隊、方面特別救助隊は火災現場およびその周辺で救助活動を行う。

現場最高指揮者からの命令があれば消火活動を行う。また特別救助隊は消火部隊として活動する。

(2) 火災に対し消防力優勢時

延焼火災は発生しているが、現有消防力で対応できる見通しがあり、ポンプ隊等による救助活動が可能な場合は、消火活動と並行して、救助活動を実施する。

(3) 火災終息時

火災は発生しているが延焼火災はなく、または市内の火災が終息している場合は、各消防署の本署にポンプ車1隊を残し、他の部隊は救助活動を行う。

4. 関係機関との連携

救助活動に関しては、区本部、自衛隊、警察等の関係機関と活動エリアを分担し、現場の状況や要救助者の情報などの共有を図り、効率的かつ効果的な活動を行う。

4-2 災害時の救急医療体制

1. 災害時の救急医療体制

地震発生後の災害時救急医療体制は、以下から構成される。

(1) 初期救急医療体制

地震発生後に発生する、火災現場、倒壊現場等からの負傷者や、避難所、在宅避難からの傷病者を、医師、救急救命士及び救急隊員等が災害現場等でトリアージ（治療の優先順位づけ）、応急処置を実施し、重症者から救急医療機関等へ搬送する。また、軽症者は、診療可能な最寄りの医療機関及び救護所で医療処置を受ける。

(2) 広域救急医療体制

医療機関や救護所で重症と判断された患者については、広域救急医療体制に位置づけられる高度医療が可能な救命救急センターや地域基幹医療機関へ、救急車やヘリコプター等で搬送し、収容治療を行う。

(3) 広域後方医療体制

広域救急医療機関では対処できない場合、他府県の基幹医療機関等へ救急車、ヘリコプター、船舶等により患者を搬送する。

(4) 災害医療情報の把握・発信

災害時、市内医療機関の被災状況（ライフラインの状況）や患者の受け入れ可否、受け入れ可能人数等について県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等を活用のうえ把握し、とりまとめた情報については、随時、市民や市災害対策本部、市地域災害救急医療対策会議、消防機関、その他関係機関に発信する。（神戸市地域災害救急医療マニュアル参照）

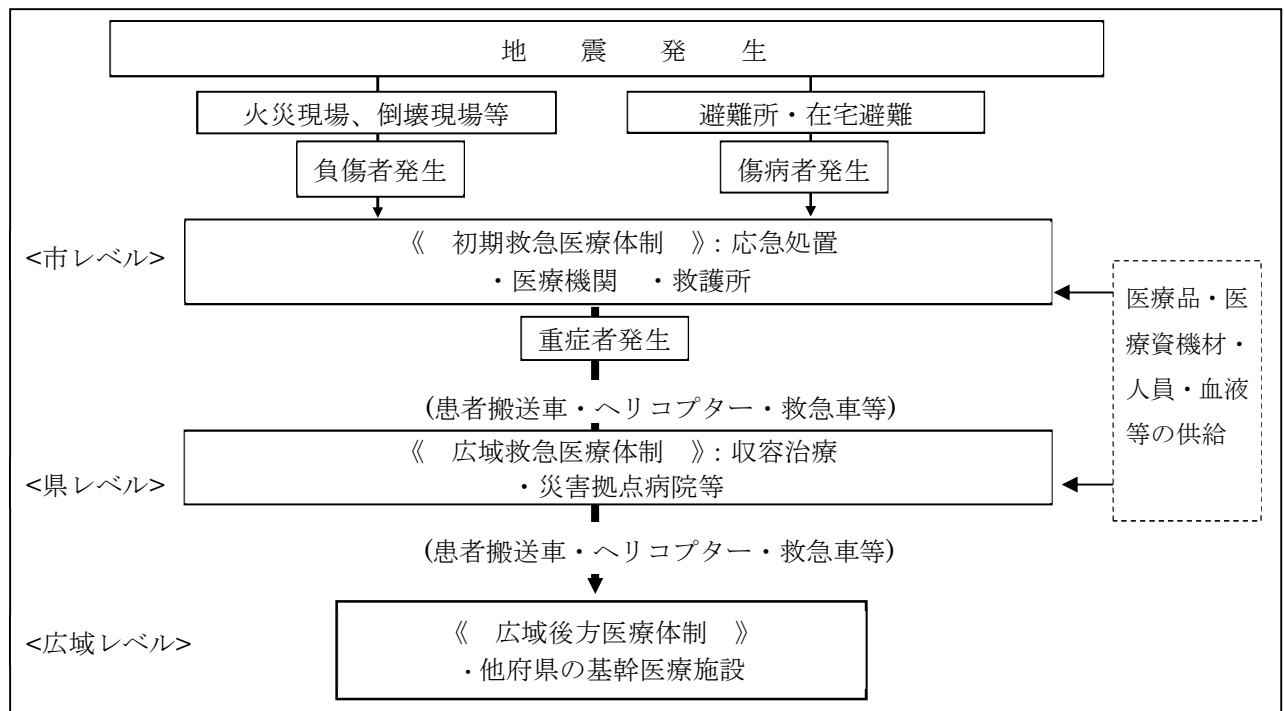


図 4-2-1 災害時の救急医療体制

2. 初期救急医療体制

初期救急医療は、災害のため医療サービスを受けられなくなった者に対して応急的な処置を行うものであり、災害発生当初は交通、通信網が遮断されることを想定し、可能な限り被災者の周辺(小学校区程度)で応急処置を受けられる体制とする。

初期救急医療は、原則として避難所等に開設される救護所で救護班による応急処置を受ける。保健医療は、市長が実施する。

また、災害の規模や患者の発生状況によって、医師会等の協力を得て関係機関に応援を要請する。

助産は、災害の発生の日以前または以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産のサービスを受けられなくなった者に対して行うものとし、救護班によるもののほか、一般の医療機関において行う。

(1) 救護班の編成

① DMA Tによる救護班（「県地域災害救急医療等にかかるマニュアル指針」より）

ア DMA Tの派遣

健康部は、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、県医務課（医務課と連絡がとれない場合は災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に連絡する。また、DMA Tの派遣が必要になった場合は県医務課等に派遣を要請する。

県医務課又は災害医療センターは、DMA Tの派遣が必要となる可能性がある場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して待機を要請する。また、DMA Tの派遣が必要になった場合は、DMA Tを保有する災害拠点病院に対して派遣を要請する。

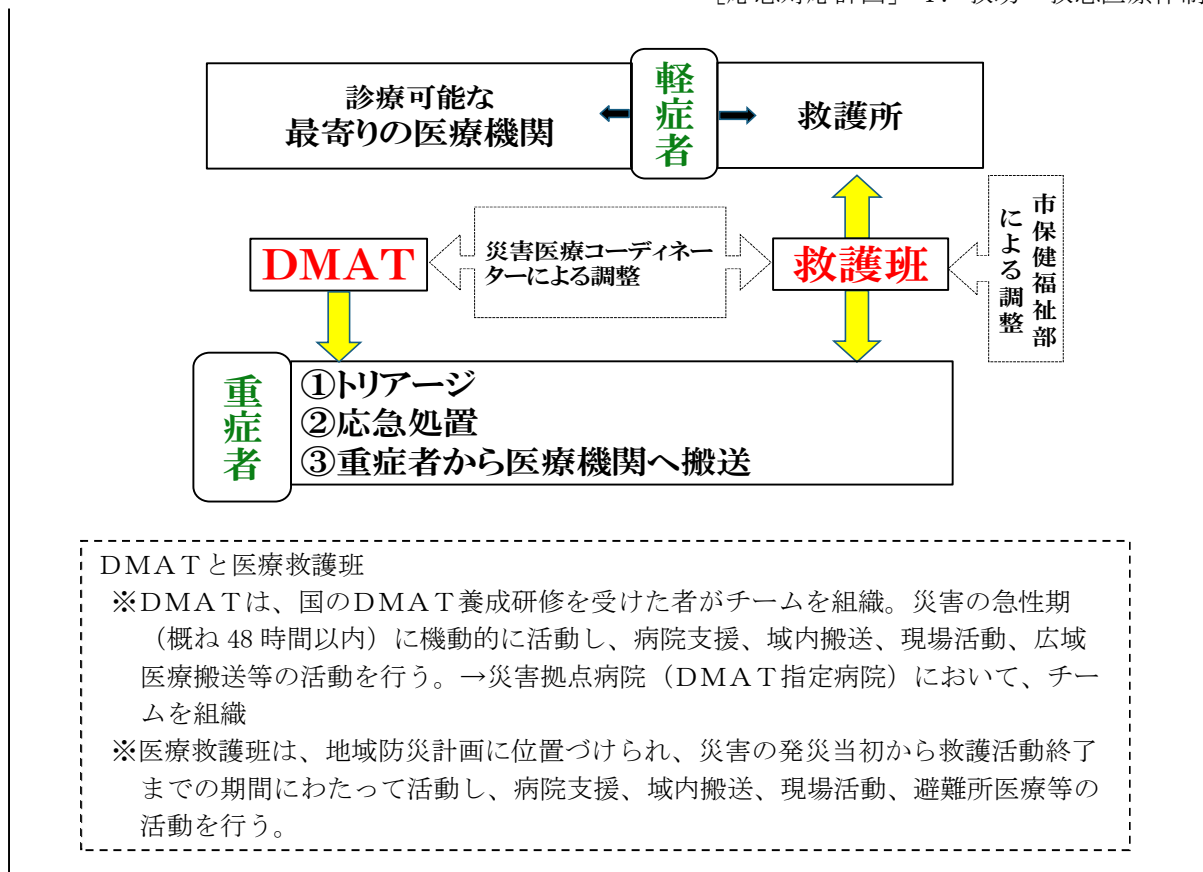
DMA Tを保有する災害拠点病院は、県医務課又は災害医療センターからDMA Tの派遣要請があった場合は、DMA Tを派遣する。また、災害救急医療に関して迅速な対応を図るため、DMA Tの派遣要請がない場合でも、自らの判断でDMA Tを派遣する（この場合、速やかに県医務課及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に報告を行う）。

県医務課は、重傷被災患者数や傷病内容等から、県内で医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、国（厚生労働省）及び他都道府県にDMA Tの派遣を要請する。

イ 災害医療コーディネーターによる派遣調整・支援

災害医療コーディネーターは、災害発生時に医療機関への被災患者の受け入れやDMA T及び医療救護班派遣についての調整支援を行うほか、次の業務を行う。

- ・ DMA T及び医療救護班の派遣の実施についての判断。
- ・ 行政や医療機関等に対する災害医療の確保についての助言・指導・連絡調整



- ② 災害時の医療救護活動等への協力に関する協定を締結している神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会及び神戸市歯科医師会等による救護班

協定締結団体	協定名	協定締結年月日
神戸市医師会	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市医師会との協定	平成24年3月19日
神戸市薬剤師会	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と神戸市薬剤師会との協定	平成24年5月21日
兵庫県看護協会	災害時における応急医療及び救護の協力に関する神戸市と兵庫県看護協会との協定	平成24年10月1日
神戸市歯科医師会	災害時における応急歯科医療及び口腔ケアの協力に関する神戸市と神戸市歯科医師会との協定	平成24年10月10日

- ③ 大都市災害時相互応援協定を締結している各都市及びその他の自治体等からの応援救護班

- ④ 日本赤十字社等の救護班

日本赤十字社は班長医師1名、看護師長1名、看護師2名、主事2名の計6名からなる救護班を編成する。

なお、日本赤十字社は、災害初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班を派遣することがある。

- ⑤ その他医療機関からの応援救護班

(2) 救護班の業務内容

救護班が行う業務は、原則として以下に示す内容とする。

- ① 傷病者に対する応急処置

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 4. 救助・救急医療体制

- ② トリアージ(被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいて分類)
- ③ 広域救急医療機関への転送の要否、及び転送順位の決定
- ④ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 死亡の確認

(3) 救護所等の設置及び運営

① 救護所又は歯科救護所の設置にかかる判断基準

災害が発生した時には、区本部は次のような場合に救護所又は歯科救護所（以下、「救護所等」という。）を設置する。

- ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、対応しきれない場合
- イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合
- ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合
- エ 歯科・精神科などは、避難所・救護所の状況から必要と判断した場合

② 救護所等の設置

- ア 区本部は、区医師会等関係機関と協議のうえ、予め救護所等の設置場所を選定し、災害が発生した時には、区本部は、上記①の条件を勘案し、随時救護所等を設置する。

- イ 予め選定した設置場所が被災して使用できない場合や、予め選定した箇所数では対応しきれない場合には、区本部は、状況に応じそれ以外の場所を選定し救護所等を設置する。
- ウ 区本部は、救護所等を設置する際には、速やかに健康部に報告する。
- エ 区役所が被災するなどして、区本部が救護所等を設置することができない場合には、健康部は、救護所等の設置に関する支援及び調整を行う。

③ 救護所等の設置場所の候補

- ア 避難所・福祉避難所
- イ 被災者の通行が多い場所
- ウ 被災現場
- エ その他

※救護所等の設置場所としては以下の条件を満たすことが望ましい。

- (ア) 救護所の存在が周囲から判別できること(学校等のランドマークとなりえる建物等)
- (イ) 交通の利便の良い場所であり、傷病者の収容・搬送に便利であること
- (ウ) 多数の傷病者に対する初期救急医療が可能となるスペースがあること
(傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療救護活動が可能となる適当な面積)
- (エ) 水、電気、ガス等のライフラインの確保が容易で、汚物の処理等が可能であること

④ 救護所等にかかる情報の収集・提供

健康部は、全市の救護所設置状況に関するリスト、マップを随時作成し、市保健医療対策会議に報告して保険医療関係者間との情報共有を図るとともに、広報紙、ホームページ及び区本部による広報などあらゆる手段による情報発信を図る。また、救護所等の設置状況や患者の診療状況等を取りまとめ、市災害対策本部、県保健医療福祉調整本部（県医務課）及び災害医療センター（災害救急医療情報指令センター）に連絡するほか、EMISに、各救護所の設置状況やトリアージの状況、不足物資などの情報を入力し、共有する。

⑤ 救護班の派遣要請

- ア 健康部は、区本部からの要請を受け、救護所等で医療救護活動を行う救護班の派遣調整を行う。
- イ 健康部は、救護所等への救護班派遣の可能性がある場合は、県保健医療福祉調整本部（県医務課）に連絡するとともに、災害時の医療救護活動協力団体（神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会）及び歯科救護活動協力団体（神戸市歯科医師会）等の医療関係団体に対して待機を要請し、派遣が必要となった場合は直ちに派遣を要請する。
 - D M A T
 - 地方独立行政法人神戸市民病院機構
 - ・神戸市立医療センター中央市民病院
 - ・神戸市立西神戸医療センター
 - ・神戸市立医療センター西市民病院
 - 日本赤十字社、JMAT
 - 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、兵庫県看護協会
- ウ 災害時の医療救護活動又は歯科救護活動への協力について市と協定を締結している神戸市医師会、神戸市薬剤師会、兵庫県看護協会及び神戸市歯科医師会は、市からの要請に基づ

き、救護所等での医療救護活動等に協力する。

エ 健康部は、重症被災患者数や傷病内容等から市内に必要な医療従事者の確保が困難である場合、又は困難となる可能性がある場合は、県医務課に救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて危機管理部を通じて災害医療広域応援の要請を行う。大都市災害時相互応援協定を締結している各都市に対しては、当該市の衛生主管部に救護班の派遣について要請する。また、その他の自治体に対しては兵庫県知事に要請し、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

オ 健康部は、災害医療広域応援の要請を行う場合は、県や区本部・医療機関等と協議した上で、以下の受入れ態勢を整備するとともに、必要な事項を要請先に伝える。

- (ア) 応援救護班の派遣計画の作成（派遣先、救護班員、診療科目等）
- (イ) 宿舎、食料、飲料水の確保状況の把握（受入れ条件を要請先へ連絡）
- (ウ) その他必要事項（医薬品、医療機器に関する事項等）

⑥ 救護所等の閉鎖

区本部は、地域の医療機関の復旧の状況をふまえ、区医師会等関係機関と協議のうえ、閉鎖を決定する。区本部は、救護所等を閉鎖した場合には、速やかに健康部に報告する。

(4) 応援救護班の受入れ調整

- ① 健康部は、他都市から本市に入る応援救護班の受入れ調整を行う。受入れ調整は被災状況や医療体制に関する区本部からの報告内容等を踏まえて行い、その際に救護班受入れリスト（派遣先、配置先、救護班員、診療科目、携行品等）を作成する。
- ② 広域の応援に係る救護班の受け入れの第一次窓口は県保健医療福祉調整本部にあるため、健康部は市内の派遣先等の決定手順を災害規模や時期等に応じ県と調整する。
- ③ 応援救護班は、区本部の指揮の下、救護所等における医療提供や被災地巡回救護班として、医療救護活動等を行う。

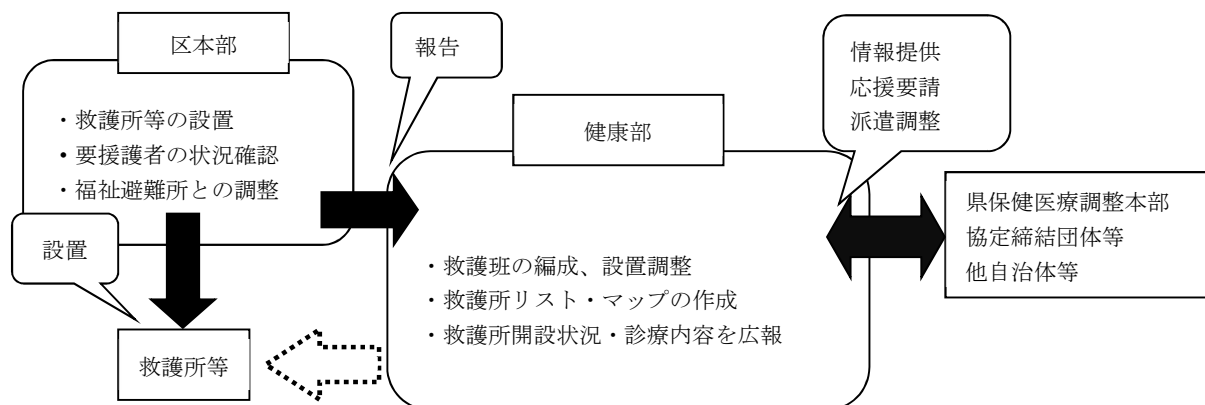


図 4-2-2 救護所等の設置及び救護班の派遣要請

(5) 保健活動班との情報共有と連携

救護班と保健活動班（地域・避難所等での健康支援活動）は、協働してチームミーティングを開催し、情報共有しながら連携を図ることとする。

なお、保健活動班の業務内容については、「第 12 章 保健・防疫・衛生対策」中の「12-1 保健対策」に記載する。

3. 広域救急医療体制

(1) 災害拠点病院

神戸市内には、以下の4つの病院が災害拠点病院に指定されており、そのうち2病院が県下の基幹災害拠点病院と位置づけられている。

基 幹 災 害 拠 点 病 院	・兵庫県災害医療センター ・神戸赤十字病院
地 域 災 害 拠 点 病 院	・神戸市立医療センター中央市民病院 ・神戸大学医学部附属病院

主な業務

- ① 被災地の災害拠点病院は圏域内の他の医療機関からの傷病者の受け入れ拠点として重症患者を中心に受け入れる。また、救護班等の派遣を行う。
- ② 災害発生直後、健康部の機能が不十分なとき等、健康部に代わり各医療機関への患者受け入れ、救護班等派遣要請、消防機関への搬送要請等を行う。
- ③ 被災地外の災害拠点病院は、兵庫県災害医療センターの要請に基づき、被災地からの患者の受け入れ、救護班等の派遣を行う。

(2) 災害対応病院

災害拠点病院に準じ、以下の11病院を災害対応病院に指定している。(防災 DB 協防災関連資料 1-14)

健康部との協議により以下の業務を担当する。

【災害時】

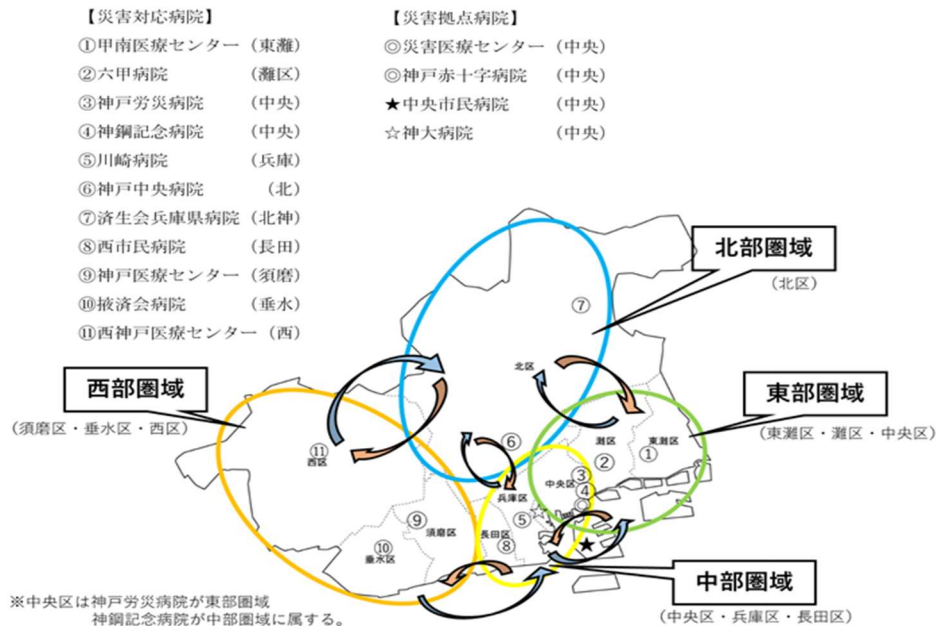
- ・各区における災害医療の拠点として、2次救急傷病者を中心とした受け入れ・治療を行う。
- ・必要に応じて DMAT 及びその他救護班等からの支援を受け、また区内協議会加盟病院とも連携し、各区における傷病者受け入れ体制の早期確立に努める。
- ・区をまたぐ広域災害の発生時には、災害時医療圏域内および隣接する圏域の災害対応病院と連携し相互の応援体制を築く。
- ・神戸市保健医療調整本部の要請に基づき、各区医療救護所に対し、備蓄医薬品・衛生資材の一部を提供する。(運搬方法については健康部が調整する。)
- ・区をまたぐ広域災害の発生時には、災害時医療圏域内および隣接する圏域の災害対応病院と連携し相互の応援体制を築く。
- ・神戸市地域災害救急医療対策会議に参加する

【平常時】

- ・災害対応用の医薬品・衛生資材を備蓄する。
- ・災害対応用の通信手段を確保する。
- ・多数傷病者受け入れのための資機材を保有する。

災害対応病院	病院名	基本対応エリア
	甲南医療センター	東灘区（東部圏域）
	六甲病院	灘区（東部圏域）
	神戸労災病院	中央区（東部圏域）

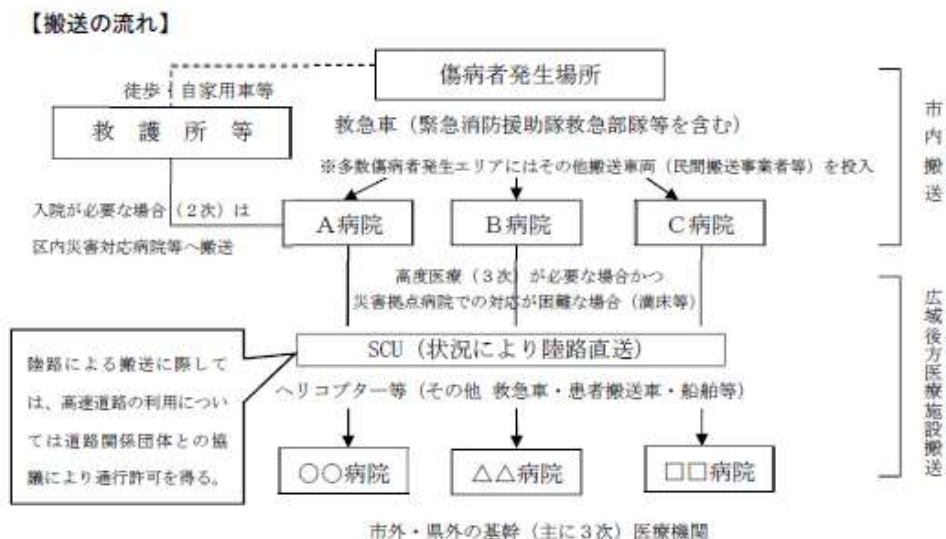
災害対応病院	神鋼記念病院	中央区（中部圏域）
	川崎病院	兵庫区（中部圏域）
	神戸中央病院	北区（北部圏域）
	済生会兵庫県病院	北区（北部圏域）
	西市民病院	長田区（中部圏域）
	神戸医療センター	須磨区（西部圏域）
	神戸掖済会病院	垂水区（西部圏域）
	西神戸医療センター	西区（西部圏域）



4. 広域後方医療体制

大規模地震災害時に、市内及び県内の災害時救急医療体制では対応しきれない状況が生じた場合、県外(隣接府県)の医療機関へ患者を搬送する。

5. 救急搬送システム



(1) 市内搬送体制(傷病者発生現場から初期救急体制の各機関への収容)

消防部は、傷病者発生現場で救急隊等によってトリアージを実施する。災害救急医療情報指令センター等と調整を図り、救急隊が重症者から市内の救護医療機関へ搬送する。なお、搬送は、緊急消防援助隊救急部隊等の他都市からの応援救急隊と協力して実施する。

軽症者等は、診療可能な最寄りの医療機関及び救護所で医療処置を受ける。

(2) 広域搬送体制(市内の救護医療機関から市外、県外の基幹医療機関への収容)

市内の救護医療機関で対応できない傷病者を、健康部は県へ搬送先の調整を依頼するとともに、搬送先の市外、県外の基幹医療機関へ次の搬送手段等で搬送する。この業務は、災害救急医療情報指令センターや県、消防機関等の関係機関で搬送方法等について調整・協議を行う。

搬送手段：医療機関の患者搬送車、県・消防機関等のヘリコプター、海上保安庁等の船舶
自衛隊等の搬送車、消防機関の救急車

備考：① 救急車については、市内搬送の目途がつき次第、順次広域搬送に組み込む。
② ヘリコプターの運用については、次の(3)のとおりとする。

(3) ヘリコプターによる救急搬送体制

- ① 神戸市内飛行場外離着陸場については、防災 DB 共予防 資料 11-4-2 による。
- ② 兵庫県内の災害拠点病院・救命センターと臨時離着陸場については、防災 DB 共予防 資料 11-4-3 による。
- ③ 大阪府下の三次救急医療機関と離着陸場については、防災 DB 共予防 資料 11-4-4 による。
- ④ 県外その他の三次救急医療機関と離着陸場については、防災 DB 共予防 資料 11-4-5 による。

(4) 広域航空消防応援要請

地震等の大規模災害時における広域航空消防応援実施要綱により、ヘリコプターによる人命救助ための活動や緊急搬送活動等に応援が必要な場合、消防長は知事を通じ、ヘリコプターを所有する公共団体に出動要請を行う。

(5) 自衛隊、海上保安庁への要請

① 自衛隊ヘリコプターの要請

ア 市長の自衛隊ヘリコプター派遣要請

- (ア) 警察署長等と十分連絡をとり、知事に対し、自衛隊ヘリコプターの派遣要請をすることができる。
- (イ) 通信の途絶等により、知事に対して上記(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。
- (ウ) 上記(イ)の場合、自衛隊は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、ヘリコプターを派遣することができる。
- (エ) 市長が上記(イ)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

イ 神戸市における自衛隊の通知先は陸上自衛隊中部方面特科連隊長であり、電話番号は下記のとおりである。

勤務時間内	勤務時間外	備考
(079) 222-4001～2 内線 238, 650 F A X 239	(079) 222-4001～2 内線 302(当直司令) F A X 398	F A X する場合は事前に連絡すること

② 海上保安庁ヘリコプターの要請

市長は、直接ヘリコプターの出動要請ができる。

(6) 現有ヘリコプター

- ① 神戸市：消防ヘリコプター 2機(神戸空港に駐機) JA01HK JA02KB
- ② 兵庫県：消防防災ヘリコプター 1機(神戸空港に駐機) JA28HY

6. 災害時指導医師の派遣要請

(1) 災害時指導医師の派遣要請

消防部の要請により消防部管制室に神戸市医師会から派遣された指導医師が常駐し、災害救急に関する指導・助言や医療機関等の情報収集や連絡調整を行うことで、災害時の救急をより円滑にする。

(2) 指導医師の業務内容

- ① 救急隊員が行う傷病者の応急処置や救急救命処置、及び搬送先医療機関など各救急隊からの問合せに対する特定行為の指示及び指導的助言
- ② 転院搬送やヘリ救急等の災害救急に関する医療関係機関等との連絡調整
- ③ 医療機関の空床、診療科目等の医療情報の収集

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 4. 救助・救急医療体制

(3) 派遣を受ける災害

地震、風水害等の大規模な自然災害など

船舶、航空機、列車事故など大規模な事故など

(4) 派遣要請の方法

該当する災害が発生した場合、消防部から神戸市医師会に派遣要請し、神戸市医師会から医師に出動の連絡をするが、緊急の必要がある場合には、消防部から直接指導医師に出動要請する。

4-3 医薬品・医療資機材の調達体制

1. 医薬品等の調達

医薬品等の調達は、区役所及び災害対応病院で備蓄する医薬品、救援の医薬品等及び事前に協定を締結している兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医療機器協会への要請などの方法により対応する。また、本市で調達が困難な場合、健康部は県へ調達を依頼するか県を通じて他自治体や厚生労働省を含め協力を要請する。

2. 医薬品等の集積・配分

(1) 医薬品等の流れ

医薬品等の流れを以下に示す。

なお、海外からの医薬品等の救援は、原則、断る。

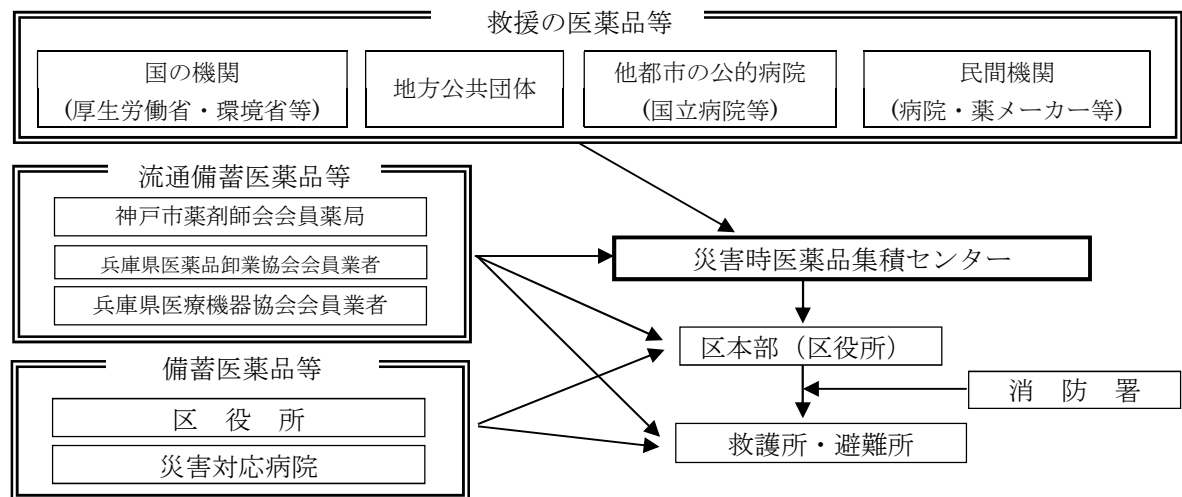


図 4-3-1 救援物資による医薬品等の調達フロー

(2) 災害時医薬品集積センターの開設と管理

- ① 健康部は、災害発生時に救援物資として集まる医薬品等の集積センターを開設する。
- ② 災害時医薬品集積センターの管理は、厚生労働省、県薬務課、神戸市薬剤師会等の協力を得て健康部が行う。
- ③ 保冷医薬品については、保冷設備を搬入のうえ、管理する。
- ④ 医薬品の有効期限に十分注意をして管理する。
- ⑤ 災害時医薬品集積センターの管理の詳細については、「災害時医薬品集積センター運営マニュアル」による。

(3) 医薬品等の搬送手段の確保

災害時医薬品集積センターから救護所や避難所への搬送は、オートバイ、自転車等による機動力のある手段により迅速に行う。

また、緊急を要する医薬品の運搬には、消防ヘリコプターのほか、自衛隊、海上保安庁にヘリコプターによる搬送を要請する。

4-4 災害時医療の応援体制

1. 災害時医療広域応援の要請

市長は、市内、県内の医療体制では対応出来ないと判断した場合は、知事に対し国(厚生労働省)への災害時医療広域応援の要請を行う。

同時に市長は、災害時医療広域応援協定が締結されている市へ、医師・看護師の派遣及び医薬品等の要請を行う。要請にあたっては、以下の項目について、概略を要請先へ伝える。

- (1) 必要な医師・看護師の数
- (2) 必要とする診療科目
- (3) 派遣が必要な期間
- (4) 医薬品、医療機器の種類、数量
- (5) 受入れ条件(宿所、食料、飲料水等の確保状況等)

2. 災害時医療広域応援部隊の受入れ態勢の整備

健康部は、災害時医療広域応援の要請を行った場合、県や保健所、医療機関等と協議のうえ、以下に示す受入れ態勢を早急に整備する。

- (1) 応援部隊の派遣計画の作成：派遣先、派遣医師・看護師の人数、診療科目等
- (2) 宿所、食料、飲料水の確保：準備不可能な場合は、受入れ条件として要請先へ連絡する。
- (3) その他必要事項

3. 医療ボランティアの受入れシステム

(1) 医療ボランティアの要請

市長は、医療ボランティアを必要とする場合、マスコミ等と連携し、応援の要請を行う。要請の内容は、次のとおりである。

- ① 必要な医師・看護師の数、② 必要とする診療科目、③ 応援が必要な期間、④ 医薬品、医療機器の種類、数量、⑤ 受入れ条件(宿所、食料、飲料水等の確保状況等)

(2) 医療ボランティアの受入れ

① 医療ボランティアの登録

健康部は、医療ボランティア(組織・個人)の申入れがあった場合の受付窓口を開設し、ボランティアを登録する。登録にあたっては、医師等の資格に留意する。

② 医療ボランティアの受入れ・派遣

各保健所は、登録された医療ボランティアを受入れ、事前に定めた派遣計画(広域応援部隊の派遣計画)に基づき、必要な救護所や医療機関へ派遣する。

③ 医療ボランティア団体との交流

既存の医療ボランティア団体と、平常時から災害時の活動計画等交流を図る。

④ 海外からの医療ボランティア・救援の受入れ

社会基盤が整備された我が国の災害では、発展途上国での経験は直接適用出来ないことを認識したうえで、受入れ時期を失することのないよう努力するとともに、被災地活動中の消防部隊や自衛隊、救護班等との連携を図り、患者との無用なトラブルを避けるため、医療コーディネーターや通訳を配置して、海外医療ボランティアを有効に活用する。

4. 消防救急応援体制

消防救急応援体制については、「共通編 予防計画 第3章 広域連携・応援体制の整備」参照

4-5 要援護者の緊急援護の実施

福祉部・健康部は、高齢者、障害者等の要援護者の緊急援護を実施する。

福祉部・健康部職員は、要援護者実態調査の結果に基づき、必要な場合は救護所または医療機関の医師の意見を求めたうえ、直ちに関係先との協議を行い、次のとおり緊急援護を実施する。

高齢者、障害者等援護を必要とする者については、生活保護ケースワーカーが関係者と十分連携し、適切な対応を図る。

近隣地方公共団体と、災害時要援護者の受入れ及び応援職員の派遣等に関して、協力体制を確立しておき、震災後には必要に応じて協力を要請する。

1. 緊急入所等

在宅の生活の継続が困難な要援護者や避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要援護者については、緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関への入院等を実施する。

2. 在宅援護

(1) ホームヘルパーの派遣

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣する。

(2) 入浴サービスの実施

入浴の困難な在宅の寝たきり老人等に、入浴サービスを実施する。

(3) 介護・看護方法の訪問指導

保健所保健師は、要援護者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努める。

(4) 日常生活用具の給付

日常生活用具を速やかに確保し、迅速に給付する。

(5) ガイドヘルパーの派遣

外出の困難な重度の身体障害者や知的障害者に対し、ガイドヘルパーを速やかに派遣する。

(6) その他ボランティアによる援助

神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターと協力して、ボランティアによる被災者の生活再建に必要な支援を行う。

第5章 地震火災対策

地震発生後は、直ちに監視カメラ等から迅速かつ確実な消防情報を把握し、防災関係機関や警察、自衛隊等との災害初動対応チームとの密接な連携のもと、次のとおり消防活動を行う。

- ・火災の鎮圧に努め、重点防御地域より延焼防止にあたるほか、住民の避難誘導、救急救助を主眼とした対策を行う。
- ・消防職員、団員の招集と、必要に応じて他都市消防機関の応援を求め、部隊増強を図り、速やかに必要な防御体制を整え、地震火災の被害を最小限に阻止する。

本章では、地震時火災の特徴である同時多発火災が発生し、または発生するおそれがある場合においてその警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を守るための計画を定める。

【 構 成 】

5－1 指揮・情報収集体制

5－2 情報収集内容

5－3 地震火災における目標の設定

5－4 消防部隊の活動方針

5－5 消防活動の確保

5－6 他都市消防機関の応援

実施担当部	担 当 業 務
消 防 部	・火災警戒、鎮圧、延焼防止、被害の拡大防止、避難指示等に関する事

5-1 指揮・情報収集体制

的確な情報の把握は、適切な部隊指揮に不可欠である。大震災時は通信機器の障害、人心の動揺等によって、必要な情報の収集は極めて困難となるため、発災直後は次のとおり迅速、的確な情報の収集に努め、効果的な部隊運用を行う。

1. 消防署所の情報収集要領

- ① 高所見張り員の配置、パトロールの実施、参集者の途上の情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。
- ② 収集した情報を無線または情報連絡員によって消防本部へ報告する。

2. 消防本部の指揮・情報収集体制

- ① 署所からの情報、監視テレビ・ヘリコプターによる情報、119番受信時の情報及び関係機関からの情報を収集する。
- ② 作戦室に震災消防本部を設け、収集情報の分析、活動戦略の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整、住民に対する広報等を行う。
- ③ 収集した情報は、他都市消防及び自衛隊等の応援要請の必要性の有無についての判断情報とする。

3. 火災等の国、兵庫県への報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに電話等により消防庁及び兵庫県に報告する。

5-2 情報収集内容

1. 概要情報と個別情報

概要情報は、個別情報の集合を地域、範囲、規模、種別として集約したものとし、第一次の早期情報収集の対象とする。

2. 災害(被害)に関する情報

火災、救助救出事案の発生、危険物等の流出事故発生等により、消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような概要を収集する。

- ① 事故発生場所・対象物名
- ② 被害の規模
- ③ 被害の拡大危険性と増強隊の必要性
- ④ 死傷者の有無と性別、年齢別人数

3. 部隊運用に関する情報

災害に対処するための必要な情報として、消防部内の人員情報と災害活動上必要な情報として、次の事項を収集する。

- ① 消防部隊の編成及び非常招集参集状況
- ② 道路交通情報としての交通規制及び交通障害
- ③ 死傷者の収容に必要な情報(病院、遺体安置所)
- ④ 消防水利に必要な水道等の情報

4. 生活安全確保に関する情報

生活安全確保のために必要な情報として、次の事項に係る情報を収集する。

- ① 避難指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
- ② 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目処
- ③ 消防部以外の防災関係機関の活動状況
- ④ その他、救援物資等に関する情報

5-3 地震火災における目標の設定

地震によって発生する火災の形態及び件数は、地震の強さ、地震の状況、都市形態、季節及び時間等によって大きく影響される。従って、消防活動は火災件数の多少、火災の大小により、その防御方策を大きく変化させる必要がある。

1. 地震災害における活動方針

(1) 火災対応優先の原則

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるために必要な消防の任務は、火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時には全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。

(2) 地域における自主防災力の活用

災害への対応力を強化するため、防災福祉コミュニティなどの地域における各種組織の自主防災力との連携、役割分担を行い、活動効果を高める。

2. 初動時の部隊運用

(1) 各署対応の原則

地震により神戸市域で震度6弱以上を観測した場合は、原則として消防署ごとによる無線運用、部隊運用を行う署震災初動対応マニュアルによる運用に切り替え、署ごとで管内の災害に対応する。

なお、通常運用を開始する場合には、本部から通知する。

(2) 早期情報収集及び署所間での部隊シフト

消防長は全市的な被害状況、各署での対応状況を早期に把握し、特定の署所の機能が麻痺した場合や、被害が市内の一部に偏るなどの状況が認められる場合は、署所間での部隊のシフトを早期に実施し、活動効果を高める。

(3) 早期応援要請

地震による被害が、市内の消防力で対処できない場合は、速やかに他都市応援要請を実施する。

- ① 県内応援 兵庫県広域消防相互応援協定
- ② 全国応援 緊急消防援助隊

5-4 消防部隊の活動方針

1. 消火活動の原則

(1) 積極的消火活動

火災の覚知が早期で、火災初期の現場については、屋内進入するなど積極的な放水を行い、火災の一举鎮圧を目指す。

(2) 効果的活動

火災が一つの建物から隣接建物へ延焼した現場については、延焼方向、隣接する建物の構造や開口部の状況、街区内道路や空地の配置状況等を考慮し、街区火災で止めるよう効果的な筒先配備を行う。

(3) 集中的消火活動

火災が街区火災から市街地火災に拡大し、消防力が劣勢になった場合は、住民の避難を徹底するとともに、風向、延焼加速媒体(木造密集、危険物施設、ガスの漏洩等)等の状況判断を的確に行い、広幅員道路(15m以上)、河川、鉄道敷・高架、公園、空地等の不燃空間を活用して延焼阻止線を設定し、当該場所に消防力を集中させ、延焼を阻止する。

(4) 破壊消防

人命危険の皆無が確認できる場合、現場最高指揮者の判断で、延焼阻止のための破壊消防を実施する。

(5) 転戦の時期

転戦は他への延焼危険がなくなった鎮圧の時期とし、一部分的な延焼及び残火整理は消防団、付近住民等に委ねる。

(6) 避難誘導優先の原則

火災が消防力を超えて延焼拡大し、または強風等により火災の制圧ができない場合は、人命の安全を最優先に、住民の避難誘導を優先するとともに、避難場所、避難路の確保のための活動を優先する。

(7) 重点防御地域優先の原則

同時に複数の火災を覚知した場合は、風向、街区の延焼危険性、水利情勢、重要施設の立地、危険物施設の立地などの各種要因を総合的に判断し、重点的に防御すべき地域へ優先的に部隊投入する。

なお、当該地域は事前に署ごとに「震災消防要図」で定めておく。

(8) 消防団、防災福祉コミュニティ等との連携

初期消火はもとより、火災現場の消火活動、現場での活動支援、飛火警戒、残火処理等について、消防団、防災福祉コミュニティ、市民消火隊等との活動調整を行い、地域が持つ総合消防力を効果的かつ最大限に発揮できるようにする。

5-5 消防活動の確保

1. 部隊編成

通常は、91 小隊を編成し、災害に対応している。

震災後、特別編成車両として、大型水槽車を 11 台、海水利用型消防水利システム（大容量ポンプ車 2 台、ホース延長車 3 台）を保有、特別配置車両として運用する。

2. 非常警備対策

神戸市域で震度 6 弱以上を観測した場合、署長は地震発生直後の同時多発火災に備え、ポンプ隊の増強を優先して行い、職員の参集に応じその他の部隊を増強する（署震災初動対応マニュアルへの切り替え）。

3. 災害現場対策

災害現場では、消防活動を達成するため、状況により適宜次のことを行う。

- ① 応急公用負担の実施
- ② 警戒区域の設定
- ③ 避難路の確保
- ④ 避難指示
- ⑤ ヘリコプター、その他による出動路線及び消防水利への誘導
- ⑥ 海岸からの長距離中継による防御活動

このほか、災害現場の状況によっては、以下のことにも留意する。

- ⑦ 道路破壊時に、可搬式動力ポンプの活用により災害の早期鎮圧、延焼の拡大防止を図る。
- ⑧ 警察官がその場にいない場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認める時に必要な、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置命令・強制措置
- ⑨ 災害が広域化、大規模化した場合は、公園、緑地、道路、河川、その他耐火建築物等を利用して延焼阻止線を設定するなど、地形地物を活用して防御にあたる。
- ⑩ 臨海部では必要に応じ、巡視船艇と消防車との連携により災害の早期鎮圧、延焼の拡大防止を図る。

4. 支援対策非常用燃料・食料の確保

(1) 非常用燃料・食料の確保

災害防御の長期化に備え、各消防署に非常用燃料・食料を確保して災害出動に備えるほか、非常時の調達計画を確立しておく。

(2) 庁舎が使用不能な場合の措置

地震により庁舎が倒壊した場合、次の場所を仮の庁舎とする。

	代替場所等
本部	中央消防署においてその業務を行う。
消防署	出張所において消防無線、携帯電話などの通信設備を最低限確保し、仮設の署本部とする。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 5. 地震火災対策

5. 消防団員の参集及び活動

発災を覚知した消防団員は、招集を待つことなく速やかに自宅及び自宅周辺の出火防止措置を行った後、あらかじめ指定された分団詰所等に参集し、消防団本部(消防署)と密接な連絡が保持できるよう必要な措置を行う。参集した団員は、消防署所と連絡を取り、消防団長の指示に基づいて出動し、防御活動を行う。

(1) 消防団の組織及び人員

防災 DB 地応急 資料 5-5-1 参照

(2) 消防団の資機材整備の強化

① 小型動力ポンプの配置

各消防団の 225 分団(班)に小型動力ポンプを配置し、地域の消防力の強化を図る。

② 救助、水防用資機材を配置し、災害に即応できる体制づくりを行う。

1 分団(班)に整備する救助、水防用資機材

名称	数量	名称	数量	名称	数量
ジャッキ	2	ボルトクリッパ	2	スコップ	10
つるはし	5	バール	5	のこぎり	10
おの	3	掛矢	3	ハンマー	5
布製バケツ	5	救命浮環	1	標識ロープ(20m)	2

6. 市民消火活動の強化

大規模地震時において、同時多発火災や延焼火災が発生した場合、現有の消防力では対応に限界があることから、火災被害を最小限に食い止めるための方策として、市民による初期消火活動が有効である。

可搬式ポンプとホースが併設された耐震性防火水槽を活用した市民による初期消火活動を実施するため、防災福祉コミュニティに対する消火活動の訓練等を充実・強化する。

7. 企業自衛消防隊と市民消火活動との連携の強化

企業自衛消防隊は、自己周辺で火災が発生した場合は、可能な限り消火活動を行うとともに、地域住民の行う訓練等に参加し、連携の強化に努める。

5-6 他都市消防機関の応援

消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊のほか、以下の法令に基づく協定等により応援を求める。

1. 関係法令

- ① 五都市消防相互応援協定（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料1）
- ② 兵庫県広域消防相互応援協定（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料2）
- ③ 神戸市・芦屋市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料3）
- ④ 神戸市・西宮市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料4）
- ⑤ 神戸市・三田市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料5）
- ⑥ 神戸市・三木市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料6）
- ⑦ 神戸市・加古川市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料7）
- ⑧ 神戸市・明石市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料8）
- ⑨ 神戸市・宝塚市消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料9）
- ⑩ 神戸市・淡路広域消防事務組合消防相互応援協定書（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料10）
- ⑪ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（消防組織法第44条）
- ⑫ 東京消防庁・神戸市航空機消防相互応援協定（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料11）
- ⑬ 神戸市岡山市航空機消防相互応援協定（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料12）
- ⑭ 大阪湾消防艇相互応援協定（消防組織法第39条）（防災DB 協消防 資料13）

2. 応援要請基準

- ① 神戸市内で延焼火災が5件以上発生していると本部が覚知した場合
- ② 神戸市内で多数の家屋倒壊が発生した場合
- ③ その他市内の部隊で対応できない不測の事態が発生したと認める場合

3. 集結場所の指定及び登録

他府県からの応援隊の集結場所としては、広域交通アクセスもよく、安全かつ十分な空地を有する場所とし、「神戸市民防災総合センター」を指定する。

なお、上記場所へアクセスできない場合は、西消防署及び東灘消防署とする。

4. 応援の要請権限の委譲

消防部長不在時の他都市への応援要請、自衛隊の災害派遣要請等に関する本部長への意見の具申の権限の委譲順位は、次のとおりとする。

- ① 警防部長
- ② 予防部長
- ③ 総務部長
- ④ 警防課長
- ⑤ 司令課長
- ⑥ 救急課長
- ⑦ 司令課長（司令第1～3係長事務取扱）

第6章 避難計画

本章では、地震発生後の津波や火災、家屋倒壊等から市民の安全を確保するために迅速かつ的確な避難行動を実施するための計画を定める。

【 構 成 】

6-1 避難行動

6-2 避難体制

6-3 警戒区域の設定

6-4 他都市への避難

実施担当部	担 当 業 務
危機管理部	・避難行動に関すること ・津波避難に関すること ・他都市への避難に係る要請・連絡に関すること
消防部	・避難の指示に関すること ・避難誘導に関すること ・警戒区域の設定に関すること
区本部	・避難誘導への協力に関すること ・避難所における避難人数等の把握に関すること

6-1 避難行動

1. 地震・津波時の避難行動

地震・津波時の避難行動を図 6-1-1 のとおり定める。

避難は、生命の安全確保を第一とした緊急的な避難（1次避難）と、自宅等の被災により帰れない場合に避難生活を送るための避難（2次避難）の段階避難方式とする。

1次避難の避難先として緊急避難場所、2次避難の避難先として避難所などがある。なお、避難路は指定せず、安全な避難路を任意に選ぶ自由避難方式とする。

(1) 地震発生時の安全確保

地震発生時は、落下物や家具などの転倒などから身を守る行動をとる。地震動が収まった後は、火の始末や避難路の確保などの安全確保を行う。

(2) 情報収集

地震発生後、気象庁から発表される地震・津波情報や行政機関からの避難情報を、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、インターネット、携帯端末など、複数の手段で収集する。

特に、津波の有無により、取るべき避難行動が変わるため、大津波警報又は津波警報の情報に注意する。

(3) 津波からの1次避難

津波からの避難は、地盤の高いエリア（津波浸水想定区域外）へ速やかに移動する水平避難を基本とする。

ただし、逃げ遅れた者や怪我人、要配慮者等が津波到達時間までに水平避難ができない場合は、近隣の堅牢な建物の3階以上に移動し、緊急的に津波から身を守る垂直避難も有効な手段である。

なお、津波からの避難は、徒歩を原則とする。

① 水平避難

水平避難は、津波浸水想定区域外へ速やかに避難するが、その後、津波警報等解除までの避難先として、緊急避難場所（津波）がある。この緊急避難場所（津波）は、開けた広い屋外空間とし、広い公園、小中学校のグラウンドなどとする。

② 垂直避難

垂直避難は、堅牢な建物の3階以上を基本とする。この垂直避難先として、地域津波防災計画等で地域が指定した津波緊急待避所がある。

(4) 地震に対する1次避難

余震や地震による火災に留意し、建物の倒壊や落下物などの影響の少ない近所の公園・広場や学校のグラウンドへ避難し、自宅周辺の状況を確認する。（地震発生直後の一時的な避難場所として公園・広場や学校のグラウンド等の屋外空間を原則的に位置づける。）

市街地で大規模な火災が発生又は発生する恐れがある場合は、緊急避難場所（大火）に避難する。

(5) 安全確認後の行動（帰宅及び2次避難）

津波警報の解除、避難指示の解除、火災等の鎮静などにより、地域や自宅付近の安全が確認された場合は、自宅へ帰宅する。

自宅が地震や津波で被災して帰宅出来ない場合は、避難所や知人宅等へ2次避難する。

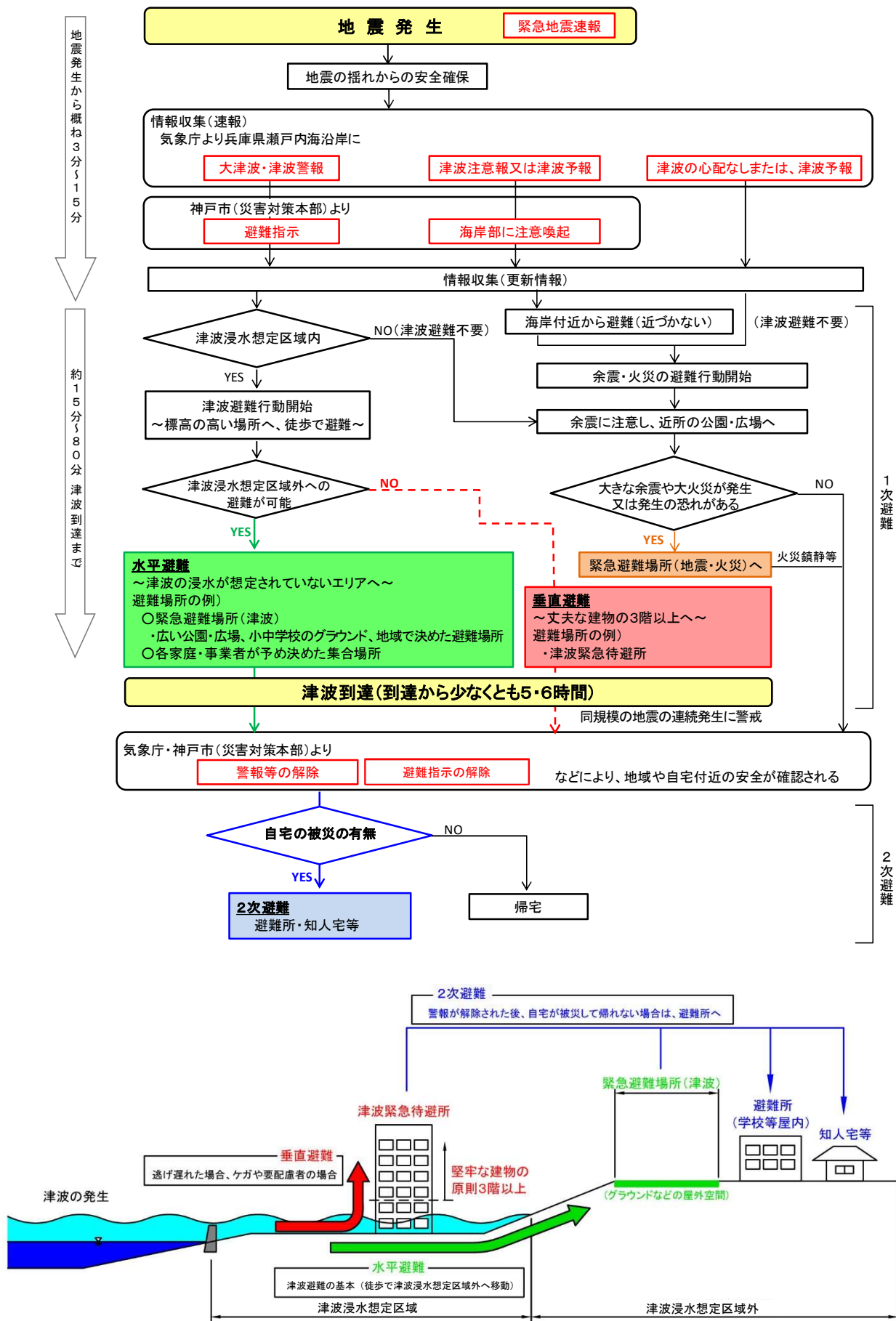


図 6-1-1 避難行動フロー（地震・津波）

6-2 避難体制

ここでは、地震時の避難体制として、避難指示や避難誘導等について定める。

1. 避難の指示等

(1) 避難指示の発令及び注意喚起

本部長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に大津波警報又は津波警報が発表された場合は、津波浸水想定区域に対して、避難指示を発令する。

また、津波注意報又は津波予報が発表された場合、必要に応じて海浜にいる者、海岸付近の市民等に直ちに海浜から退避させ、急いで安全な場所に避難するように呼びかける。

表 6-2-1 気象庁の発表に応じた対応

警報等	対応※	対象地域
大津波警報・津波警報	避難指示の発令	津波浸水想定区域
津波注意報 その他（津波予報等）	津波の注意喚起	海岸付近 （海浜にいるもの・海岸付近の住民）

※その後の地震・津波情報の更新により、警報、注意報等の発表が変更された場合は、速やかに新たな地震・津波情報に基づいた対応を実施する。

【津波情報】

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えると見込まれる巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超（10m<予想される津波の最大波の高さ）	巨大
		10m（5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m）	
		5m（3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m）	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m（1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m）	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m（0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m）	（表記しない）

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 6. 避難計画

(2) 津波浸水想定区域

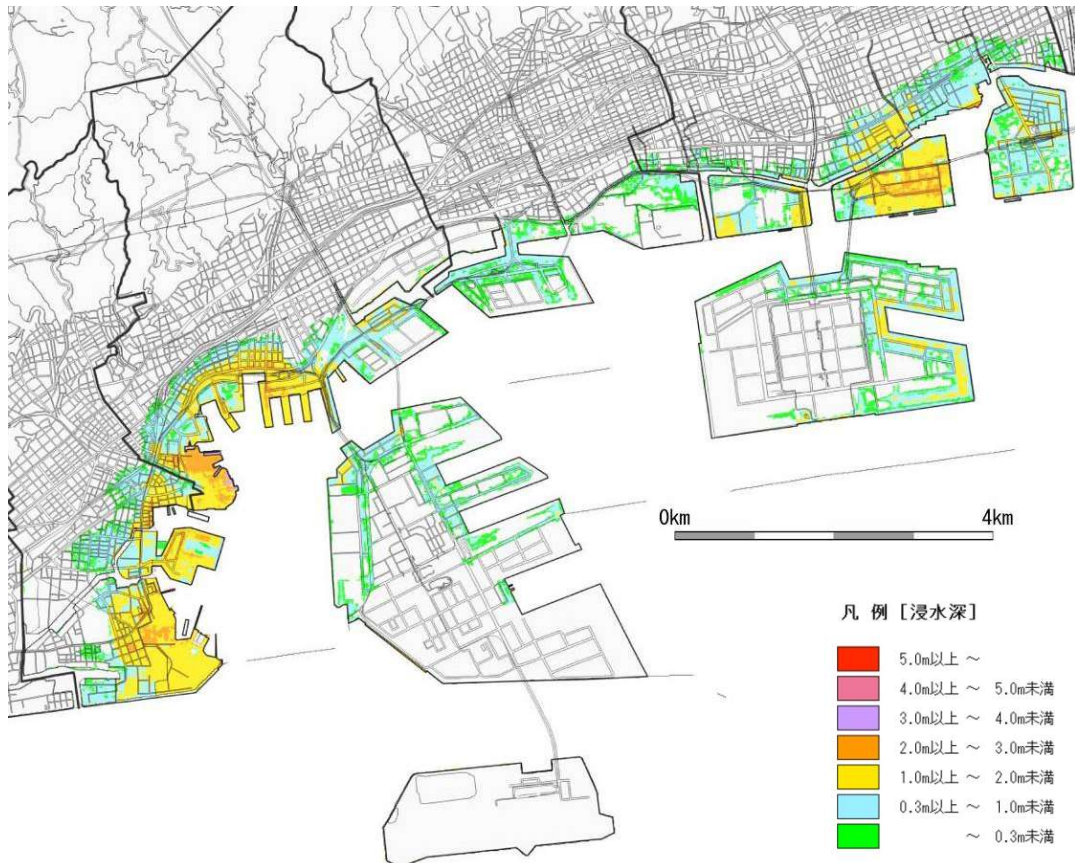
兵庫県が発表した南海トラフ巨大地震の「津波浸水想定区域」に基づき、津波による浸水可能性が高い地域を表 6-2-2 に示す。

津波浸水想定区域の居住者等は、大津波警報または津波警報が発表された場合は、速やかに避難する。

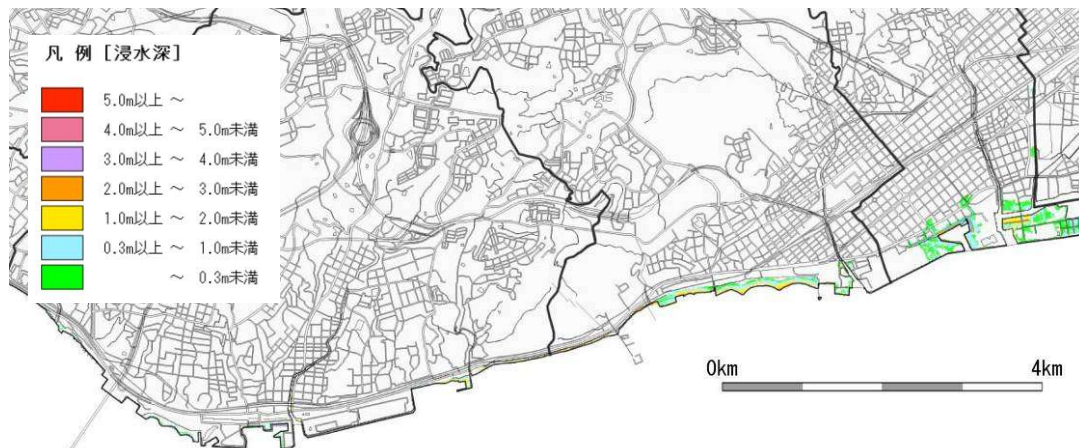
表 6-2-2 津波浸水可能性が高い地域

区	対象町丁等
東 灘 区	魚崎西町 1, 魚崎西町 2, 魚崎中町 2, 魚崎中町 3, 魚崎南町 1, 魚崎南町 2, 魚崎南町 3, 魚崎南町 4, 魚崎南町 5, 魚崎南町 6, 魚崎南町 7, 魚崎南町 8, 魚崎浜町, 御影石町 1, 御影塚町 1, 御影塚町 3, 御影浜町, 御影本町 1, 御影本町 3, 御影本町 5, 御影本町 7, 向洋町西 1, 向洋町西 2, 向洋町西 3, 向洋町西 6, 向洋町中 9, 向洋町東 1, 向洋町東 2, 向洋町東 3, 向洋町東 4, 住吉南町 1, 住吉南町 4, 住吉浜町, 深江南町 1, 深江南町 2, 深江南町 3, 深江南町 4, 深江南町 5, 深江浜町, 深江北町 4, 深江北町 5, 深江本町 3, 深江本町 4, 青木 1, 青木 2, 青木 3, 青木 4, 青木 5, 青木 6, 北青木 3, 北青木 4, その他海岸付近
灘 区	摩耶埠頭, 摩耶海岸通 1, 灘浜町, 灘浜東町, 味泥町, 新在家南町 1, 新在家南町 2, 新在家南町 3, 新在家南町 4, 新在家南町 5, 浜田町 1, 浜田町 4, その他海岸付近
中 央 区	伊藤町, 磯辺通 1, 磯辺通 2, 磯辺通 3, 磯辺通 4, 栄町通 1, 栄町通 2, 栄町通 3, 栄町通 4, 栄町通 5, 栄町通 6, 栄町通 7, 加納町 6, 海岸通, 海岸通 1, 海岸通 2, 海岸通 3, 海岸通 4, 海岸通 5, 海岸通 6, 京町, 元町通 1, 元町通 2, 元町通 3, 元町通 4, 元町通 5, 元町通 6, 古湊通 1, 江戸町, 港島 1, 港島 2, 港島 3, 港島 4, 港島 5, 港島 6, 港島 7, 港島 8, 港島 9, 港島中町 1, 港島中町 2, 三宮町 3, 小野浜町, 新港町, 神戸空港, 西町, 前町, 相生町 1, 相生町 2, 相生町 3, 相生町 4, 相生町 5, 多聞通 2, 中町通 2, 東川崎町 1, 東川崎町 2, 東川崎町 3, 東川崎町 4, 東川崎町 5, 東川崎町 6, 東川崎町 7, 東町, 播磨町, 波止場町, 浜辺通 2, 浜辺通 3, 浜辺通 4, 浜辺通 5, 浜辺通 6, 弁天町, 明石町, 浪花町, 脇浜海岸通 1, 脇浜海岸通 3, 脇浜海岸通 4, その他海岸付近
兵 庫 区	芦原通 1, 磯之町, 永沢町 2, 遠矢町 1, 遠矢町 2, 遠矢浜町, 笠松通 5, 笠松通 6, 笠松通 7, 笠松通 8, 笠松通 9, 笠松通 10, 吉田町 1, 吉田町 2, 吉田町 3, 御崎町 1, 御崎本町 1, 御崎本町 2, 御崎本町 3, 御崎本町 4, 今出在家町 1, 今出在家町 2, 今出在家町 3, 今出在家町 4, 佐比江町, 材木町, 三石通 1, 三石通 2, 三石通 3, 七宮町 1, 七宮町 2, 出在家町 1, 出在家町 2, 小河通 1, 小河通 2, 小河通 3, 小河通 4, 小河通 5, 小松通 2, 小松通 3, 小松通 4, 小松通 5, 小松通 6, 松原通 1, 松原通 2, 松原通 3, 上庄通 1, 上庄通 2, 上庄通 3, 神明町, 須佐野通 1, 須佐野通 2, 須佐野通 3, 須佐野通 4, 西出町, 西出町 1, 西出町 2, 切戸町, 船大工町, 鍛冶屋町 1, 鍛冶屋町 2, 築地町, 中之島 1, 中之島 2, 島上町 1, 島上町 2, 東出町 1, 東出町 2, 東出町 3, 東柳原町, 南逆瀬川町, 南仲町, 入江通 1, 入江通 2, 入江通 3, 浜崎通, 浜山通 1, 浜山通 2, 浜山通 3, 浜山通 4, 浜山通 5, 浜山通 6, 浜中町 1, 兵庫町 1, 兵庫町 2, 北逆瀬川町, 本町 1, 本町 2, 湊町 1, 湊町 2, 和田宮通 2, 和田宮通 3, 和田宮通 4, 和田宮通 5, 和田宮通 6, 和田宮通 7, 和田宮通 8, 和田崎町 1, 和田崎町 2, 和田崎町 3, その他海岸付近
長 田 区	海運町 8, 荻藻通 7, 荻藻島町 1, 荻藻島町 2, 荻藻島町 3, 駒ヶ林町 1, 駒ヶ林町 2, 駒ヶ林町 3, 駒ヶ林町 4, 駒ヶ林町 5, 駒ヶ林町 6, 駒ヶ林南町, 駒栄町 4, 東尻池新町, 南駒栄町, 浜添通 8, 本庄町 8, 野田町 9, その他海岸付近
須 磨 区	一ノ谷町 5(JR 線南に限る), 若宮町 1, 須磨浦通 1, 須磨浦通 2(JR 線南に限る), 須磨浦通 3(JR 線南に限る), 須磨浦通 4(JR 線南に限る), 須磨浦通 5(JR 線南に限る), 須磨浦通 6(JR 線南に限る), 西須磨(JR 線南に限る), 外浜 2, その他海岸付近
垂 水 区	塩屋町 1(JR 線南に限る), 海岸通, 宮本町, 狩口台 7(JR 線南に限る), 西舞子 1, 平磯 1, 平磯 2, 平磯 3, その他海岸付近

【神戸市 東部】



【神戸市 西部】



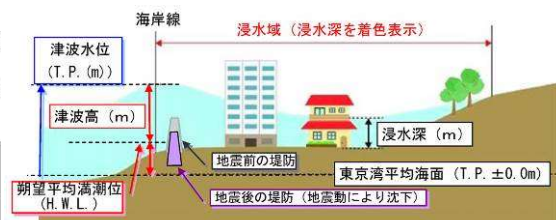
【構造物条件】

条件：施設あり、地震動による沈下あり、天端越流破堤あり

※ 強震動に伴い防潮堤等の防潮施設は沈下し、さらに、津波が天端を越流したら破堤するとした場合（防潮門扉、水門は全開）

※ 常時閉鎖されている、あるいは、耐震性を有し、自動化され、津波が到達するまでに閉鎖が完了できる施設は「閉」条件とする

海岸保全施設 河川管理施設	地殻変動に 伴う沈下	地震動に よる沈下	防潮門扉 水門の開閉	津波が施設天端を 越流した場合
あり	沈降のみ考慮	考慮	一部閉鎖	破堤



出典：兵庫県 津波浸水想定図 平成 26 年 2 月

図 6-2-1 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定図

(3) 避難指示の解除

本部長は、兵庫県瀬戸内海沿岸に対する大津波警報または津波警報の解除が発表され、津波による被害発生のおそれがないと判断できた地域に対して、順次、避難指示を解除する。

(4) 避難指示の発令、解除の伝達方法

① 市が行う伝達

本部長は、避難指示の対象地域住民に対し、防災行政無線同報系、広報車、拡声器、緊急情報伝達システム、緊急速報メール（エリアメール）、J:COM 防災情報サービス端末等による伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。

② 放送機関による伝達

本部長は、避難指示が発令された場合、各放送機関に対し、災害対策基本法第 57 条に基づき、当該避難指示の内容の放送を要請する。

2. 緊急避難場所及び避難所の開設

避難指示が発令された場合及び自主的な避難により必要と判断される場合、区本部長は、緊急避難場所（地震、大火、津波）を速やかに開設する。

避難所の開設準備を行い、安全が確保できた避難所を順次開設する。

なお、緊急避難場所及び避難所の詳細な開設・運営方法については、「第 7 章 避難所の開設・運営」を参照のこと。

3. 避難の誘導

避難指示が発令された場合、消防部は、区本部、警察、消防団及び自主防災組織、住民自治組織並びに災害派遣された自衛隊等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう、あらかじめ決められた避難行動に基づき、組織的な避難誘導を行う。

なお、緊急時の一時避難においては、行政による誘導がない場合でも、市民が安全かつ迅速に避難できるよう、防災福祉コミュニティ等による訓練を実施する。

また、学校、病院、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、予め定められた安全な方法により、学校、児童、生徒、病人、老人等を安全な場所まで避難誘導を行う。

4. 避難人員等の掌握

区本部長は、避難所における避難人員、世帯数、傷病者数、並びに周囲の被害状況等を確認、掌握する。

5. 報告等

(1) 本部長等への報告

消防部長は、避難指示を発令・解除した時は、速やかに避難場所、避難の対象地域、避難世帯、避難人員その他必要事項を本部長に報告する。また、消防署長は区本部長へ報告する。

(2) 県知事への報告

本部長は、避難指示を発令・解除した時は、速やかにその旨を県知事に報告する。

(3) 関係機関等への連絡

本部長は、避難指示を発令・解除した時は、速やかにその旨を警察、自衛隊等の関係機関に通知する。

(4) その他

本市以外の機関で避難指示・命令を発令・解除した時は、速やかにその旨を本部長に通知するものとし、また本部長は県知事に報告する。

6. 帰宅困難者の避難

本部長は、地震により鉄道等の輸送機関が2社以上不通となった場合、駅周辺地区や業務地区等の帰宅困難者に対して、的確な一時待避場所を指定し、誘導を行うとともに、適切な情報を提供する。

7. 危機管理システムの活用

区本部は、危機管理システムを使って避難所の開設、避難者数、必要給食数等を災害対策本部に報告する。

6-3 警戒区域の設定

本部長（市長）は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認める時は、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を次の要領で設定する。

- ① 本部長（市長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
もしくは、危機管理監並びに消防部長又は消防署長が、本部長（市長）名で行う。
この場合、事後直ちにその旨を本部長へ報告する。
- ② 警察官、海上保安官、又は自衛官は、前記の市職員が現場にいない場合、または、これらの者から要請があった場合は、この職権を行使することができる。
この場合、事後直ちにその旨を災害対策本部長に通知する。
- ③ 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、災害時初動対応チームが連携して実施する。

6-4 他都市への避難

1. 他都市への避難者受入れの要請

大規模地震が発生し、被害が甚大になり大量の避難者が発生する等、市内の避難空間では収容しきれない緊急事態が生じた場合、市長は、兵庫県及び他都市等へ避難者受入れを要請する。

要請の方法は、当面、口頭で要請し、後日文書で正式要請を行う。

要請に当たっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。

- ① 避難者の人員(男女別)・世帯数
- ② 概ねの避難期間
- ③ 高齢者や障害者等の人員(男女別)
- ④ 引率責任者の氏名、所属
- ⑤ その他必要事項

2. 避難者の移送手段の確保

原則として、市長が避難者の移送に使用する車両、船舶、ヘリコプター等を準備することとするが、被害の程度によっては要請市町に対し、輸送手段も併せて要請する。

3. 対象避難者への通告

市長は、他都市避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ通告する。通告については、緊急時は防災行政無線同報系や放送機関等により伝達し、避難所の避難者へは市職員が当該避難所で直接伝達する。

通告に当たっては、次の事項を伝える。なお、緊急の場合はこの限りではない。

- ① 他都市避難を行う理由
- ② 避難先の都市、避難場所
- ③ 当面の避難期間
- ④ 避難先の受入れ条件
- ⑤ 移送手段等避難方法と段取り

4. 県知事への報告

市長は、市外へ避難者を移送した場合、移送先、避難者人員、世帯数等について、速やかに県知事へ報告する。

5. 費用の負担

他都市への避難に要する費用は、原則として神戸市が全額負担する。

第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営

本章では、地震発生後の津波や火災、家屋倒壊等からの避難先となる緊急避難場所及び避難所の開設・運営に関する事項を定める。

【 構 成 】

7-1 避難所開設順序

7-2 緊急避難場所の開設・運営

7-3 避難所の開設・運営

実施担当部	担 当 業 務
福 祉 部	・福祉避難所の開設・運営に関すること
危機管理部	・避難情報の発令に伴う、緊急避難場所の開設に係る連絡・調整に関すること
区 本 部	・緊急避難場所の開設・運営に関すること ・避難所の開設・運営に関すること ・避難情報の発令に伴う、緊急避難場所の開設に係る連絡・調整に関すること
各 部	・緊急避難場所、避難所として利用する所管施設の運用体制・補助に関すること

7-1 避難所開設順序

地震発生後は、住民等が生命の安全確保を第一として緊急的に避難するための緊急避難場所（地震、津波、大火）及び自宅等が被災した場合に避難生活を送るための避難所の開設を行うが、緊急性を考慮して、まずは緊急避難場所（地震、津波、大火）を開設し、その後、安全性が確認された避難所の開設を順次行う。

7-2 緊急避難場所の開設・運営

緊急避難場所の開設・運営については、以下のとおりである。

1. 緊急避難場所（地震、津波、大火）の開設

緊急避難場所（地震、津波、大火）については、基本的に屋外空間である広い公園や広場、小中学校等のグラウンドを指定する。

小中学校のグラウンドなど、一部の施設等がされている緊急避難場所については、原則として区本部長が、当該緊急避難場所の安全性を確認した後、学校長や園長（以下、「学校長等」という。）、指定管理者等の施設管理者（以下、「施設管理者等」という。）と協議のうえ判断し、開設するものとするが、緊急を要する場合は、地域の防災福祉コミュニティ等の判断で開設することができる。

なお、緊急避難場所の鍵は、区役所が施設管理者等と協議の上、管理するものとし、防災福祉コミュニティ等との連携が整っている地域については、それぞれが管理することができる。

また、津波発生時の垂直避難先である津波緊急待避所については、避難の緊急性から、原則として避難者自らが施設の安全性を確認して避難する。

2. 緊急避難場所（地震、津波、大火）の運営

緊急避難場所（地震、津波、大火）の運営は、当該区本部が災害対策本部からの応援を受け、避難した自主防災組織や施設管理者等の協力を得ながら行う。

各緊急避難場所（地震、津波、大火）の運営責任者は、区本部に避難者数、必要物資等避難に係わる情報を報告する。

また、緊急的な避難場所であるため、警報等の解除や周辺地域の安全確認情報、災害の危険性が去った後の2次避難情報など、避難者への広報を行う。

7-3 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、以下のとおりである。

1. 避難所の開設

地震発生後の避難所の開設は、原則として区本部長が、当該避難所の安全性を確認した後、施設管理者等と協議のうえ判断するものとする。

2. 避難所の運営

避難所における運営は、市職員、学校職員等の施設管理者等、防災福祉コミュニティ等が協力して行う。

(1) 運営方法

避難所の運営は、将来的には防災福祉コミュニティを中心に地域の各団体が連携し、自主的に運営にあたり、市職員や施設管理者等及びボランティアは必要に応じ運営を支援する。

各避難所の運営方法や役割分担は、避難所開設・運営マニュアルに基づき決定する。

各避難所の運営責任者は、区本部に避難者数、避難者名簿や必要物資等、避難に係わる情報を提供する。(運営委員会及び班の編成例は、防災対応マニュアルの「避難所開設・運営マニュアル」に示す)

防災福祉コミュニティを中心とした自主運営が困難な場合は、市職員が主体となり施設管理者等、地域住民、ボランティア等の支援を得て避難所の開設、運営を行うこととする。

この場合においても、可能なかぎり早期に避難者の組織化を促し、自主運営を図ることとする。

(参考) 避難所の主な業務例(阪神・淡路大震災時)

- ・ 発災～1カ月後：安否確認、飲料水、食料の確保、救護所、仮設トイレ、風呂の設置、ボランティアの受入れ等
- ・ 概ね1カ月経過後：上記に加えて長期化に伴うルール・自治組織づくり、苦情対応、行政相談、教育再開等の対応

(2) 運営等の留意点

避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮、感染症対策などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。

ア 高齢者、障害者、病人等はできるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮する。

イ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

ウ 避難所に指定する施設では、バリアフリー化の推進及び避難生活向上のための資機材の充実に努める。(防災DB 協防災関連 資料3-25、3-26)

エ 障害の程度や体力または病状等により、避難所での生活が困難な要援護者については、基幹福祉避難所・福祉避難所に移送する。基幹福祉避難所・福祉避難所での生活が困難な要援護者については、施設への緊急入所、緊急ショートステイ、医療機関への入院等により適切に対応する。

オ 避難所運営の意思決定には、男女双方が参画し、男女のニーズの違いなど、双方の視点やLGBTQの方にも配慮した避難所運営を行う。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備など、女性や子育て家庭の要望や

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 7. 緊急避難場所及び避難所の開設・運営

困りごとを聞き取り、ニーズに対応した運営に努める。

カ 避難所における女性や子どもに対する暴力の防止に努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ 避難所へ登録を行った在宅避難者及び車中等避難者に対して、食料・物資が適切に配布されるよう配慮する。

ク 緊急事態に対応するためガードマンの配置等も検討する。(防災DB 協防災関連 資料4-72)

ケ 「災害時のペットとの避難ガイドライン」(令和5年8月策定)に基づき、避難所でのペット同行避難に対応する。

コ 避難所での感染症対策のため、「緊急避難場所・避難所における感染症対策マニュアル」(令和5年6月改定)に基づき、健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離などの対策を行う。

(3) 危機管理システム等の活用

区本部は、危機管理システムを使って避難所の開設、避難者数、必要給食数等を報告する。

危機管理部及び区本部は、協定事業者が提供するウェブサービスを使って避難所の開設状況や混雑状況の情報を市民等に周知する。(協定は防災DB 協防災関連 資料2-12を参照)

3. 福祉避難所の開設・運営

福祉避難所には、社会福祉施設、地域福祉センター、宿泊施設等を指定している。(防災DB 共予防 資料6-2-3) 避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者のうち、特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等に入所もしくは医療機関等に入院するに至らない程度の要配慮者を受け入れる。

(1) 福祉避難所開設の判断と対応

要配慮者等が一般の避難所において避難生活が困難と判断された場合、区本部は、すみやかに福祉避難所の開設に向けて、福祉避難所の施設管理者と受け入れの調整を行う。調整ができた施設から区本部が開設を決定する。小規模災害などで、区からの派遣職員等で24時間の運営体制が可能な場合や専門性の高いサービスや設備を必要としない場合は地域福祉センター等を利用する。専門性の高いサービス・設備を必要とする場合や、大規模災害時など区職員による24時間の運営体制を確保できない場合は、社会福祉施設を利用する。

なお、基幹福祉避難所については、災害発生時に市が要請した場合に開設するほか、震度6弱以上の地震が発生した場合は、市の要請を待たずに施設管理者が自主的に開設準備を行う。

(2) 開設と運営

① 地域福祉センター等

地域福祉センター等の福祉避難所の開設及び運営は、区職員が行う。ボランティア等による運営協力が可能な場合は、協力を求めていく。また、必要に応じてヘルパー等を派遣する。

② 社会福祉施設

社会福祉施設における福祉避難所の開設及び運営は、「福祉避難所マニュアル」に基づき、当該施設職員が行う。福祉避難所の運営に当たり、人員確保が必要な場合は、災害ボランティ

アセンターを通じ、専門的福祉ボランティア等の派遣を要請するほか、災害時業務継続・受援計画に基づき派遣を要請する。

(3) 受入れの決定

福祉避難所での受入れ者および受入先の決定は、援護の必要性の高い者を優先して、区本部が決定する。区内の施設だけでは受入れが困難な場合は、福祉部で受入れ調整を行う。

(4) 福祉避難所等への輸送

要配慮者の福祉避難所等への輸送については、原則、保護者等によるものとするが、輸送手段の確保が難しい場合は、一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟との「災害時における相互協力に関する協定書」や、一般社団法人兵庫県タクシー協会との「災害時における輸送業務に関する協定」に基づき、協力を要請する。(防災 DB 協防災関連 資料 3-28、4-37)

第8章 帰宅困難者対策

本章では、地震発生後の公共交通機関停止により、都心部を中心に発生すると予想される帰宅困難者に対する情報提供など、対応を行うための事項を定める。

【 構 成 】

8-1 帰宅困難者の発生に関する情報収集および一斉帰宅抑制の実施

8-2 帰宅困難者への支援

8-3 帰宅支援対策の実施

※発災後の一定期間（3日程度）においては、帰宅抑制を原則とする。

実施担当部	担 当 業 務
危機管理部	- 一斉帰宅抑制の呼びかけに関すること - 一時滞在施設の開設調整に関すること
区本部	帰宅困難者の誘導・案内に関すること
各部	各所管施設による利用者の保護ならびに帰宅抑制に関すること
兵庫県警察	- 帰宅困難者の発生による雑踏警備対策に関すること - 帰宅困難者の滞留による交通障害への対策に関すること
鉄道事業者	- 運行情報の提供に関すること - 代替輸送確保に関すること
各事業者	- 社員等の帰宅抑制の実施に関すること - 一時滞在施設の開設および運営に関すること（協定締結施設）

8-1 帰宅困難者の発生に関する情報収集および一斉帰宅抑制の実施

地震発生後において、帰宅困難者の発生が予想される場合、帰宅困難者による混乱防止のためには、早期の情報収集、またそれに基づく帰宅抑制の呼びかけが重要であることから、つぎのとおり、各部による対応を行う。

1. 情報収集および対策検討

危機管理部において、発災時間を考慮し、帰宅困難者の発生見込について、発災直後より状況の精査を行い、実施する対策の方向性検討を行う。

主に収集・精査を行う情報は次のとおり。

(1) 交通機関の状況把握

帰宅困難者の発生は、公共交通機関の停止が主な要因であることから、市域における公共交通機関の運行情報について、随時把握に努める。

(2) 帰宅困難者の発生の影響度の評価

帰宅困難者の発生数は、発災時間などの諸条件により、大きく左右される。例えば、都心部における滞留者の多い昼間の時間帯や、従業員等を除く来街者が多い土日祝日などは、行き場のない滞留者が多くいることから、滞留者の保護の対策の比重が大きくなることが予想される。公共交通機関の状況などから、市域の状況についての影響度の評価を行い、その後の対策を検討する。

2. 一斉帰宅抑制・利用者保護

(1) 一斉帰宅抑制の呼びかけ

「安全な場所からはむやみに移動しない」という基本原則は、帰宅困難者対策における重要ポイントであることから、発災直後より、防災行政無線や市ホームページ、ひょうご防災ネット、報道機関などを通じて、一斉帰宅抑制の呼びかけを行う。

(2) 一斉帰宅抑制の実施

市域における事業所・学校等においては、従業員や生徒の帰宅抑制を促し、施設内に待機させる。

(3) 施設利用者の保護

公共交通事業者や商業・業務施設等は、施設内での待機や安全な場所への誘導等、利用者を保護し、必要な措置に努める。

8-2 帰宅困難者への支援

一斉帰宅抑制や施設利用者の保護が図られたとしても、発災時間によっては、一定の行き場のない人の発生が予想されていることから、帰宅困難者に対する支援として次の事項に取り組む。

1. 一時滞在施設の開設・受入

行き場のない人に対する支援として、一時滞在施設の開設が必要な場合、災害対策本部、区本部、および協定締結施設が連携し、開設に向けた調整を行う。

一時滞在施設開設の必要性が認められ、かつ、施設が一時滞在施設として活用可能な状態である場合、区本部長は施設責任者と協議のうえ受け入れについて要請し、開設するものとする。

なお、帰宅困難者の受入施設については、災害規模や避難者の状況を考慮し、指定緊急避難場所などの活用も視野に入れ、対応について検討を行うものとする。

2. 情報の提供

帰宅困難者自身が、自ら適切な判断を下すためにも、市域における道路情報や交通機関の運行情報、一時滞在施設の開設状況などについて、市や事業者は、さまざまな手段を通じた随時の情報提供に努めるものとする。

3. 帰宅困難者の誘導

広域的に公共交通機関が停止し、多数の帰宅困難者が発生した際に、駅周辺に帰宅困難者を集中させず、地域の混乱を最低限に留めるため、関係機関との連携により帰宅困難者を適切に誘導する。

8-3 帰宅支援対策の実施

発災後一定期間（3日以内程度）経過後、帰宅困難者への帰宅支援のため、次の事項に取り組む。

1. 代替輸送に関する検討

主に鉄道事業に関し、一定期間での復旧が困難である場合、バスや船舶を活用した広域的な代替輸送に関し、関西広域連合や県と連携し取り組むこととする。

2. 徒歩帰宅支援の実施（帰宅支援ステーション）

やむを得ず徒歩による帰宅を余儀なくされる徒歩帰宅者を支援するために、「災害時における帰宅困難者に対する支援協定」に基づき、危機管理部は、災害時帰宅支援ステーション事業者に対し支援の実施を要請し、関係事業所は帰宅支援サービス（水道水、トイレ、道路情報の提供等）を実施する。

第9章 物資の供給計画

本章では、地震発生後の住家の被害等による避難所の避難者や在宅避難者に対して、飲料水、食料、物資等を供給するために必要な計画を定める。

また、全国から集まる救援物資の合理的な受入れ、配分、供給を行うための計画を定める。

【 構 成 】

9-1 水道水の供給・配布

9-2 食料の供給・配布

9-3 物資の供給・配布

9-4 救援物資の受入れ・供給

実 施 担 当 部	担 当 業 務
行 財 政 部	・各部及び区本部で確保不可能又は困難な物資の調達、確保に関すること
経 済 観 光 部	・食料の確保、供給に関すること ・物資の確保、供給に関すること
区 本 部	・食料の調達に関すること ・炊き出し等給食に関すること ・物資の調達に関すること ・物資の配分又は貸与に関すること
水 道 部	・水道水の確保、供給に関すること

9-1 水道水の供給・配布

1. 応急給水目標水量

水道部は、災害時応急給水目標水量を以下のように定め、必要な整備を推進する。
ただし、災害の規模により最善の応急給水を行う。

(1) 災害時における応急給水目標水量

地震発生からの日数	目標水量
① 地震発生～3日	3 リットル／人・日
② ～10日	20 リットル／人・日
③ ～21日	100 リットル／人・日
④ ～28日	被災前給水量

2. 応急給水方法

(1) 市民の備蓄飲料水の活用

地震発生直後は、市民、事業者及び行政の備蓄飲料水を活用する。行政による備蓄等の対策については、「共通編 予防計画 第9章 備蓄・供給体制の整備 9-1 飲料水・生活用水の備蓄・供給体制」を参照のこと。

(2) 運搬給水

貯水機能のある災害時給水拠点(防災 DB 共予防 資料 9-1-1)に備蓄される飲料水を給水タンク車により市民や地域防災拠点、医療機関、福祉施設等へ給水する。

貯水機能のある災害時給水拠点は、給水タンク車の移動距離を考慮し、概ね半径2kmの円で全市街地をカバーできるように62箇所配置している。

※貯水機能のある災害時給水拠点整備状況(防災 DB 共予防 資料 9-1-2)

表 9-1-1 応急給水用資機材保有状況一覧(令和6年4月1日時点)

品 名	給水タンク車		給水タンク		折り畳み式貯水槽	組立式給水タンク ()内は内袋の数	ポリ容器 (折り畳み式)	ポリ袋
所 属	3 m ³	2 m ³	2 m ³	1 m ³	4 m ³	1 m ³	10 リットル	6 リットル
東 部 水 道 管 理 事 務 所	1	1		2	1	2 (15)	400	600
西 部 水 道 管 理 事 務 所	2			2	2	2 (25)		
北 部 水 道 管 理 事 務 所	1			1	1	1 (4)	400	960
防 災 倉 庫 (西部水道管理事務所)				6	16	2 (10)	9,750	8,103
給 水 課 (奥 平 野 倉 庫)			4	11				
計	4	1	4	22	20	7 (54)	10,550	9,663

(3) 仮設給水栓からの給水

貯水機能のある災害時給水拠点及び地域防災拠点や公園等に置かれた耐震性貯水槽には仮設給水栓を設置し、地域住民に給水する。

なお、断水が長期間になると予想される場合には、早期に配水幹線・支線上や小学校等に整備している災害時臨時給水栓「いつでもじゃぐち・ふっQすいせん」に仮設給水栓を設置する。

(4) 他都市等からの応援給水(表 10-3-1 参照)

19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書(防災 DB 協大都市 資料 4)や関係機関、自衛隊等からの応援による給水活動を実施する。

特に、海上自衛隊、海上保安庁からは、給水船、巡視船による海岸部からの応援を受ける。

なお、給水を受ける地域防災拠点や緊急避難場所(大火)に、組み立て式貯水槽の備蓄を検討する。

<将来整備目標>「神戸市水道施設耐震化基本計画」による応急給水計画を以下に示す。

① 地震発生～ 3日まで	タンク車による運搬給水や拠点排水池等での拠点給水[概ね 1 km 以内]
② 10 日	配水幹線付近に設置する仮設給水栓からの給水 [概ね 250m以内]
③ 21 日	上記に加え、配水支線に設置する仮設給水栓からの給水 [概ね 100m以内]
④ 28 日	仮配水管からの各戸給水や共用栓による給水 [概ね 10m以内]

注:[]は、市民の水の運搬距離

9-2 食料の供給・配布

1. 食料供給の対象者

以下に示す者とする。

- ① 避難所で避難生活する者
- ② 住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ③ 車中等避難所及び住家以外で避難生活する者（車中等避難者）
- ④ 救助作業に従事する者で、給食を行う必要がある者
- ⑤ 通常の流通機関が一時的にマヒ・混乱し、主食の給食が受けられない者

2. 食料の確保

主食類として、炊き出し用の精米、握り飯、パン、弁当等の他、副食として調理済み食品等を調達・確保する。

給食基準額は、1人1日あたり1,330円（災害救助法による食品の給与基準単価）を原則とする。ただし、災害や物価などの状況に応じ、特別基準額の設定を検討する。（参考：平成6年度特別基準額1,200円）（ペットボトル等の飲料水を含む）

食料の提供期間は、原則として電気、ガス、水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とする。

3. 食料の調達先

避難所の運営責任者は、避難所等にあらかじめ備蓄されている食料を避難者に配布する。

経済観光部は、区本部からの要請に基づき、事前に協定を締結した指定業者から食料を調達し、不足分は他の業者からも調達する。

なお、備蓄及び食料調達に関する協定締結業者については、「共通編 予防計画 第9章 備蓄・供給体制の整備 9-2 食料の備蓄・供給体制」を参照すること。

4. 食料の輸送

(1) 調達食料

指定業者より調達する食料は、当該業者が経済観光部から指示された場所へ直送する。

(2) 備蓄食料

備蓄食料の融通に係る輸送は、危機管理部、行財政部の協力のもとで経済観光部が準備する車両により実施する。

5. 食料の配布

(1) 避難所での配布

経済観光部により調達した食料は避難所に届いた後、避難所の運営責任者へ引き渡し、避難所において運営責任者を通して避難者へ配布する。

(2) 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者及び車中等避難者（以下、この節において「在宅避難者等」という）用の食料は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。

食料の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者等で食料の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の食料の配布を受ける。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者等へは、防災福祉コミュニティや近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

9-3 物資の供給・配布

1. 物資供給の対象者

以下に示す者とする。

- ① 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者
- ② その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の確保

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

- (ア) タオルケット、毛布、布団等の寝具
- (イ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- (ウ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- (エ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- (オ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- (カ) 茶碗、皿、箸等の食器
- (キ) マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材
- (ケ) 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
- (コ) 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

3. 物資の調達先

経済観光部は、物資の調達先についても食料の調達と同様に、事前に協定を締結した指定業者から調達し、不足分は他の業者からも調達する。

なお、備蓄及び物資調達に関する協定締結業者については、「共通編 予防計画 第9章 9-3 物資の備蓄・供給体制」を参照すること。

4. 物資の輸送

(1) 調達物資

指定業者より調達する物資は、当該業者が経済観光部から指示された場所へ直送する。

(2) 備蓄物資

備蓄物資の融通に係る輸送は、危機管理部、行財政部の協力のもとで経済観光部が準備する車両により実施する。

(3) 物資輸送の代行

上記の調達物資・備蓄物資等の輸送において、当該業者や経済観光部の車両手配が困難な場合は、一般社団法人兵庫県タクシー協会との「災害時における輸送業務に関する協定」に基づき、代行輸送を検討する。(防災 DB 協防災関連 資料 3-28)

5. 物資の配布

(1) 避難所での配布

物資は避難所の運営責任者へ引き渡し、運営責任者を通して避難者へ配布する。

(2) 在宅避難者への配布

在宅避難者及び車中等避難者（以下、この節において「在宅避難者等」という）用の物資は、当該地域の避難所へ必要数を配布する。

ただし、当該避難所が被災した在宅避難者等は、隣接する避難所へ登録し、ここから配布を受ける。

物資の配布を希望する在宅避難者等は、所定の避難所へ登録し、在宅避難者等自らが避難所で受け取ることを原則とする。従って、避難所の運営責任者は、当該避難圏域内の在宅避難者で物資の配布を希望する避難者の数を加えた人数分の物資の配布を受ける。

また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等の在宅避難者へは、防災福祉コミュニティ、近隣の住民、ボランティア等が配布を支援する。

9-4 救援物資の受入れ・供給

1. 救援物資の要請

災害発生後、市内での調達・備蓄による飲料水、食料、物資では不足が生じると判断した場合、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて全国へ救援物資を要請する。

この場合、必要とする食料・物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。特に、マスコミ等への情報提供については十分留意する。

また、食料・物資が充足した時点で、要請の打ち切りについて、マスコミ等を通じて情報を提供する。

2. 救援物資の受付

経済観光部は、救援物資の申し出を受けた時点で、受付時間、受付担当者名、内容、量、輸送手段、同行人員、出発時間、輸送先等を確認する。

原則、長期保存が困難な物は受け入れない。

以上の情報について、市本部は救援物資申出受付リストを作成し、救援物資受付を管理する。

3. 救援物資の受入れ・集積・配送等（防災 DB 地応急 資料 9-4-1、資料 9-4-2）

(1) 救援物資の受入れ・集積・配送

市本部は、救援物資を受け入れ、集積・配送するため、協定事業者の物流施設を活用して集積・配送拠点を開設する。ただし、協定事業者の物流施設の活用が困難な場合には、一時的に他の広域緊急輸送拠点を活用して集積・配送拠点を開設する。集積・配送拠点においては、被災地のニーズに応じて救援物資を分配したうえで、避難所等へ搬送する。ただし、緊急を要する場合は、直接搬送も考慮する。

経済観光部は、職員を情報システム要員及び管理要員として派遣する。集積や仕分け作業は、協定業者への委託及びボランティアの協力による。

① 陸上ルート

市外からトラック等の陸上輸送により搬送される救援物資については、集積・配送拠点で受け入れる。

② 海上ルート

市外から船舶等の海上輸送により搬送される救援物資については、海上輸送の受入拠点を經由して集積・配送拠点で受け入れる。

③ 航空ルート

市外から航空機等の航空輸送により搬送される救援物資については、航空輸送の受入拠点を經由して集積・配送拠点で受け入れる。

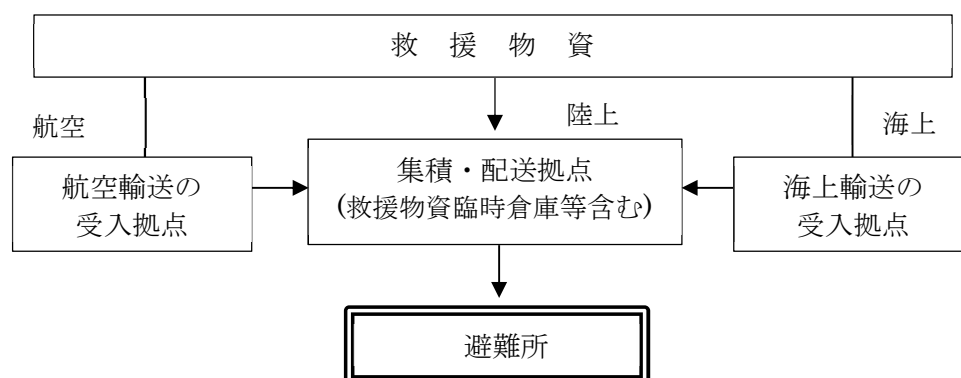


図 9-4-1 神戸市救援物資受入・配分体系図

※市役所に直接持ち込まれる救援物資については、小口の個人の持ち込みに限り受け入れ、その他大口の荷物については、適宜、集積・配送拠点に誘導する。

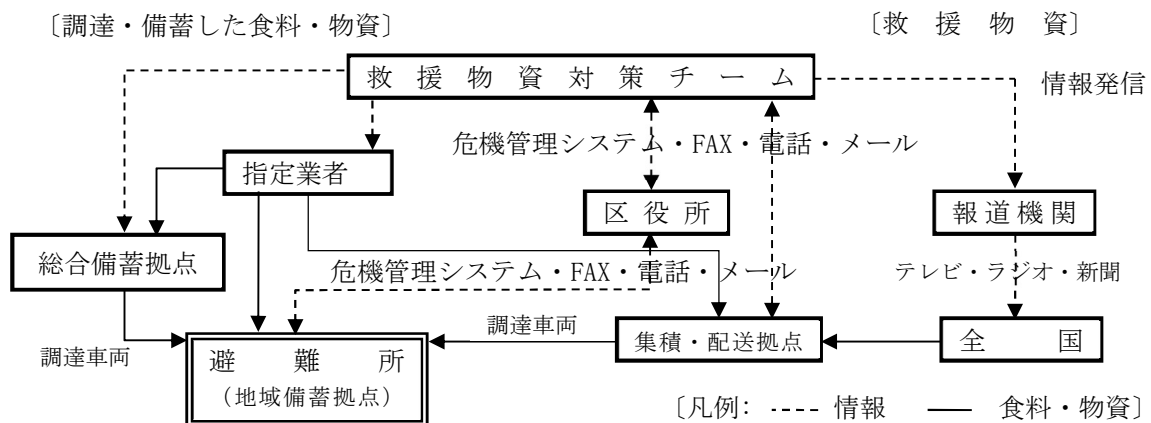
(2) 救援物資の一時保管

救援物資のうち、即時に被災地に搬送する必要のないものについては、救援物資臨時倉庫を開設し、一時保管のうえ、被災地のニーズに応じて順次搬送する。

4. 情報計画

区本部は、危機管理システムを使用して備蓄食料・物資の管理、避難所等からの食料・物資要求及び避難所等への食料・物資の配分等を管理する。

なお、危機管理システムが使用できない場合の食料・物資の確保及び供給、救援物資の受入れ及び配送についての情報計画は下図のとおりとし、各拠点でのFAX及び電話等通信機器の整備を図る。



5. 救援物資対策チーム

災害対策本部が設置され、食料及び物資の確保、救援物資の要請・受入れとそれらの供給が必要な場合、救援物資対策チームを経済観光局大会議室（三宮ビル東館2階）又は危機管理センター2階に設置する。

救援物資対策チームの運営は、各部の動員協力により経済観光部があたる。

(1) 組織及び分掌事務

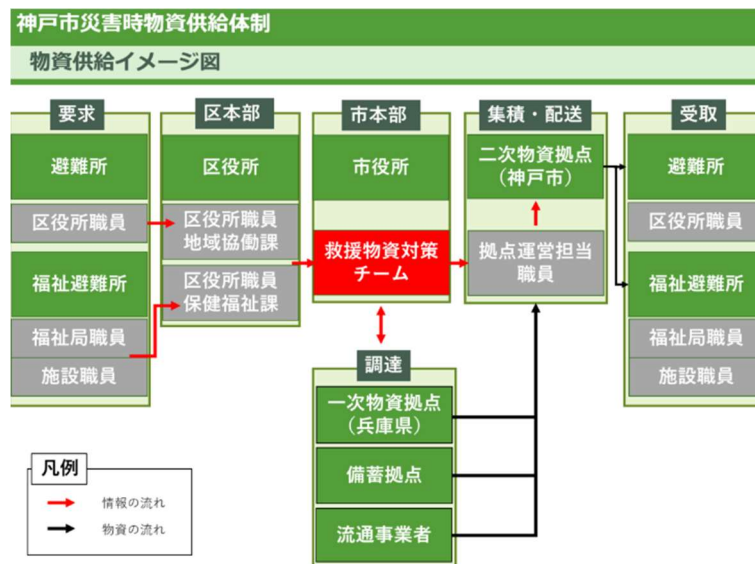
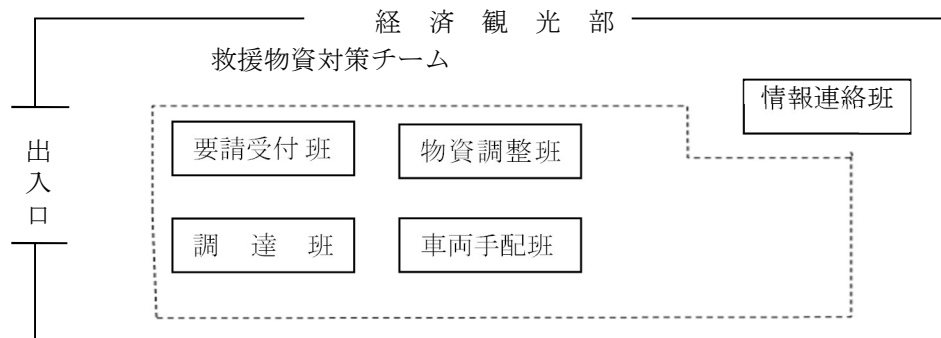
統括	・救援物資対策チームの統括・指揮
要請受付班	・避難所等ごとの必要物資ニーズの集約・整理
物資調整班	・現物備蓄物資等の配分決定 ・避難所別の必要物資の種類・量の整理と配分決定（配分計画の策定）、配分をふまえた集積・配送拠点（二次物資拠点）への配送指示 ・調達物資の必要量の算出 ・全集積・配送拠点の在庫量の総括管理 ・一時保管倉庫の確保・調整（市有施設や民間事業者の倉庫から確保）
調達班	・流通事業者への物資供給要請 ・兵庫県等への物資供給要請 ・義援物資等の提供申し出への対応

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 9. 物資の供給計画

車両手配班	・集積・配送拠点（二次物資拠点）から避難所等への配送のための車両等の確保・要請 ・集積・配送拠点（二次物資拠点）と避難所等の周辺で通行可能な道路の整理と配送事業者等との共有
-------	---

(2) 配置図（経済観光局大会議室（三宮ビル東館2階）又は危機管理センター2階）



第10章 ライフラインの確保・復旧対策

本章では、地震発生後の市民生活や防災関係機関の復旧対策等に必要なライフライン施設(水道、工業用水道、下水道、電力、ガス、通信施設)の被害・復旧情報を迅速に収集伝達するシステムの構築、及び各ライフラインの確保・復旧対策を定める。

【 構 成 】

10-1 災害時のライフライン情報の収集・伝達

10-2 ライフライン復旧連絡部会

10-3 水道施設の復旧(工業用水道を含む)

10-4 下水道施設の復旧

10-5 電力の施設の復旧(関西電力および関西電力送配電)

10-6 ガス施設の復旧(大阪ガスネットワーク)

10-7 通信施設の復旧(N T T 西日本)

実 施 担 当 部 等	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・ ライフライン各機関からの情報収集・伝達に関すること
調 整 部	・ 災害時ライフライン情報掲示板の運営に関すること
建 設 部	・ 災害時ライフライン復旧連絡部会の運営に関すること ・ 迅速な災害時下水道の確保・復旧に関すること
水 道 部	・ 迅速な災害時水道水の確保・水道の復旧に関すること
関 西 電 力 お よ び 関 西 電 力 送 配 電	・ 迅速な災害時電力の確保・復旧に関すること
大 阪 ガ ス ネ ッ ト ワ ー ク	・ 迅速な災害時ガスの確保・復旧に関すること
N T T 西 日 本	・ 迅速な災害時通信の確保・復旧に関すること

10-1 災害時のライフライン情報の収集・伝達

地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報として位置づけられる。

ライフライン各社は、ライフラインの復旧情報をFAXによりオペレーションセンターに提供し、プレスセンター、テレホンセンターに設置する「災害時ライフライン情報掲示板」を通じて、防災関係機関、マスコミ等へ情報を提供する。

1. 情報収集・伝達手段の整備

各機関間の情報伝達は、以下の手段を用いる。

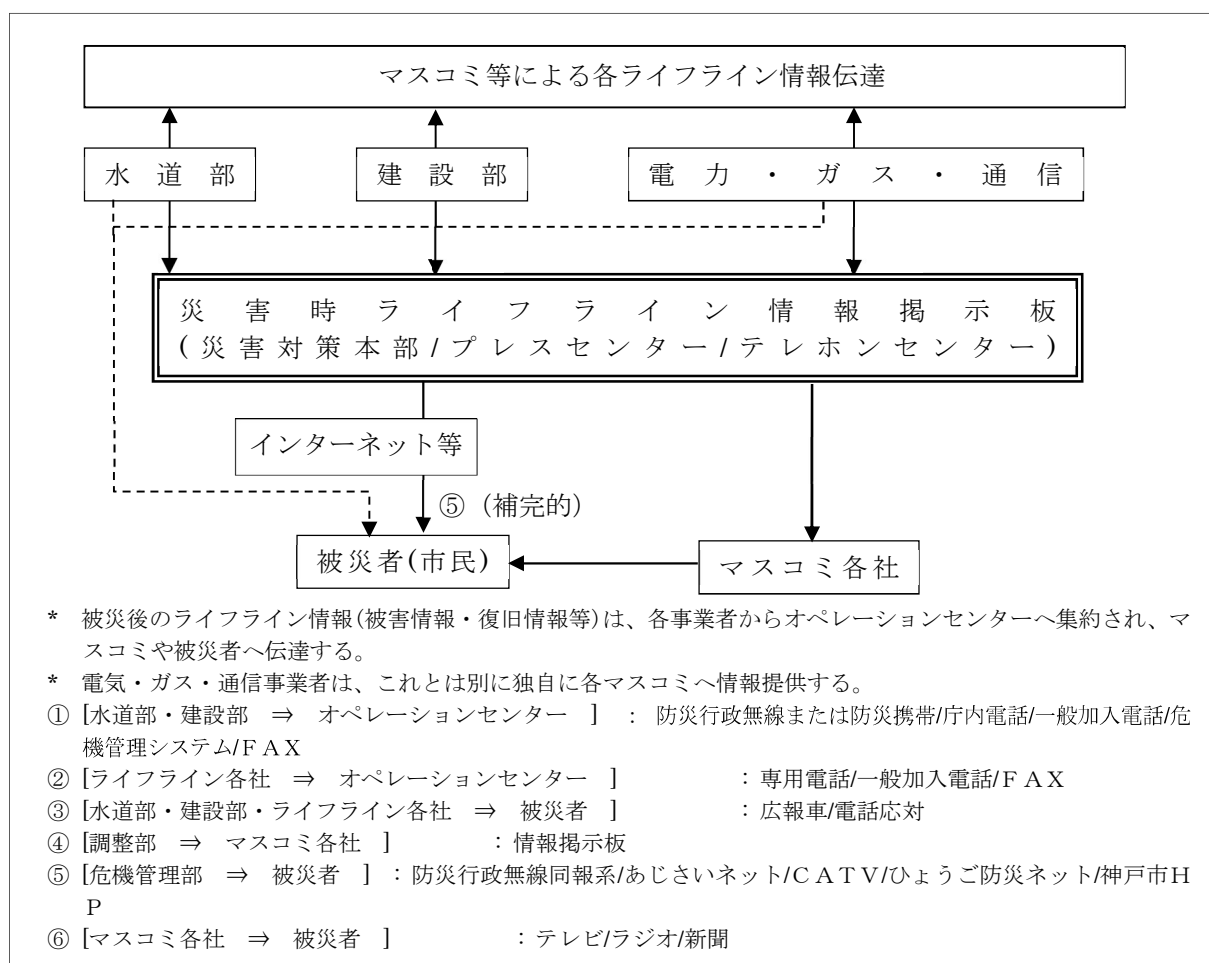


図 10-1-1 災害時のライフライン情報の伝達手段

2. 災害時ライフライン情報掲示板

災害時ライフライン情報掲示板は、災害発生直後に災害対策本部に設置され、本部に集まる各ライフライン機関の被害、復旧情報を集約し、逐一、時系列・リアルタイムに被害状況や復旧情報を掲示し、マスコミや広報紙を経由して市民へ情報を提供する機能を持つ。この情報は、同時にあじさいネットを利用した伝達も行う。

10-2 ライフライン復旧連絡部会

1. ライフライン復旧連絡部会の設置

災害発生後のライフライン復旧事業を合理的に進めるため、建設部が所管する「神戸市道路掘削工事連絡協議会」に部会を設置し、各ライフライン事業者間の応急復旧工事に係わる関連情報の共有化、情報交換を行う。

2. ライフライン復旧連絡部会の構成メンバー

以下のとおりとする。

- ① 神戸市建設部
- ② 神戸市水道部
- ③ 神戸市消防部
- ④ 関西電力送配電 神戸本部
- ⑤ 大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部
- ⑥ NTT西日本兵庫支店設備部
- ⑦ 兵庫県警察本部
- ⑧ その他

3. ライフライン復旧連絡部会の開催等

- ① 部会は、災害発生後、部会長が各ライフラインの応急復旧状況に応じ必要と認めた時、随時開催する。
- ② 部会は、各ライフラインの応急復旧工事が概ね完了した段階で、調整幹事会の細部調整会議や災害復旧工事調整部会に移行する。

4. 運営及び協議事項

災害時ライフライン復旧連絡部会の運営には建設部が当たることとし、部会で協議する主な項目は、以下のとおりとする。

- ① 各ライフラインの被害情報の共有化
- ② 道路規制や被害状況等応急復旧関連情報の収集
- ③ 応急復旧工事が必要な緊急度の高い施設(病院等主要公共施設)への優先順位の調整

10-3 水道施設の復旧(工業用水道を含む)

1. 初動対応

(1) 水道対策本部の設置

地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、水道部内に水道対策本部を設置する。

(2) 動員体制

① 非常配備体制の確立

震災時に飲料水の確保、復旧及び情報収集伝達等に必要な要員を確保するため、予め各事業所単位に職員の非常配備体制を確立する。

② 休日・夜間の動員体制

休日、夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、本部体制が整うまでの緊急措置として、予め指名した災害時指名職員を中心に初動体制を確立する。

また、勤務時間外に地震が発生した場合、職員は被害状況に応じ、所属事業所または事前に決められた部所へ参集し、応急対策に従事する。

③ 関係機関への応援要請

市長は、災害発生時において、本市の体制では早期の応急給水・応急復旧が困難と判断される時は、各応援協定等に基づき、他都市、関係機関、神戸市指定給水装置工事事業者、神戸市指定工業用水道工事事業者、自衛隊等へ応援要請を行い、人員、資機材等の導入を図る。

表 10-3-1 災害時応援要請先一覧

応 援 要 請 先	応 援 要 請 方 法
① 大都市 (札幌、仙台、さいたま、東京、川崎、横浜、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、岡山、広島、北九州、福岡、熊本)	水道部技術企画班から要請 19 大都市水道局災害相互応援に関する覚書 (防災 DB 協大都市 資料 4)
② 隣接都市(6 市 1 町)(芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、明石市、稲美町)、岐阜市、静岡市、洲本市、徳島市	危機管理部から要請 災害時における相互応援協定 (防災 DB 協自治体 資料 1、5～7)
③ 県・県下各市町等 兵庫県、県下各市町、各水道企業団日本水道協会兵庫支部、兵庫県簡易水道協会	水道部経営企画班・技術企画班から要請 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
④ その他の都市	水道部技術企画班・配水班から国土交通省、経済産業省、兵庫県、日本水道協会、日本工業用水協会を経由し、要請
⑤ 自衛隊・海上保安庁	危機管理部から要請
⑥ 全国管工事協同組合、神戸市管工事業協同組合(災害協力会)	水道部配水班から要請

(3) 情報収集・広報活動

水道部は、応急復旧を効率的に推進するために、また、市民等に状況を正確に把握してもらうために、初動期においては、以下に示す情報の収集及び広報活動を行う。

① 情報収集

- ア 水道施設の被害状況
- イ 管理施設の被害状況（庁舎、出先事業所施設等）
- ウ 断水地域、戸数
- エ 道路被害情報、交通情報
- オ 電気・通信障害に関する情報
- カ 関連業者の被害状況

② 広報活動

緊急時には、市民の必要以上の不安を解消し、復旧作業に理解と協力を得て、円滑に復旧を進めるため、必要な情報を的確に提供する。

広報手段については、水道部の直接広報（広報車）の他、広報戦略部を通じた災害時ライフライン情報掲示板を経由して、報道機関への情報提供を積極的に行うほか、ホームページ等の媒体も活用する。

2. 応急対策

(1) 災害復旧資機材の整備・調達

迅速な復旧活動を行うため、復旧資機材を整備するとともに、関係機関から必要な資機材を調達する。

(2) 施設の点検

貯水場、浄水場、配水場、ポンプ場、導水管(路)、揚送水管・配水管等の施設、設備について、テレメーター、テレコントロールシステム、パトロール点検等により速やかに被災状況を把握するとともに、二次災害の防止を図り、応急復旧の手順を進める。

(3) 応急給水

応急給水については、「第9章 物資の供給計画 9-1 水道水の供給・配布」による。

(4) 応急復旧

各施設、設備における被害の範囲と程度に応じて優先順位を決定し、応急復旧計画を作成のうえ、作業に着手する。

(5) 広報活動

初動期同様、市民の必要以上の不安を解消し、復旧作業に理解と協力を得て円滑に復旧を進めるため、必要な情報を的確に提供する。

特に、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

広報手段については、水道部が広報戦略部を通じて報道機関への情報提供を積極的に行い、インターネット等の媒体も活用する。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 10. ライフラインの確保・復旧対策

表 10-3-2 水道応急対策担当組織

分 担	担 当	電 話
(貯浄配水施設の復旧)	技術企画課	庁内 901-4311
北区	千苅浄水事務所	(985)2438 代
上ヶ原	上ヶ原浄水事務所	西宮 0798(52)5678 代
北区を除く市内全域	浄水統括事務所	(351)2414 代
(導送配水管の復旧)	配水課	庁内 901-3020
東灘区・灘区・中央区・兵庫区	東部水道管理事務所	(341)5451 代
北区	北部水道管理事務所	(582)4000 代
長田区・須磨区・垂水区・西区	西部水道管理事務所	(733)6601 代
(給水設備の復旧)	配水課	庁内 901-3020
東灘区・灘区・中央区・兵庫区	東部水道管理事務所	(341)5451 代
北区	北部水道管理事務所	(582)4000 代
長田区・須磨区・垂水区・西区	西部水道管理事務所	(733)6601 代

10-4 下水道施設の復旧

1. 初動対応

(1) 下水道災害対策本部の設置

地震発生後、迅速かつ効果的な応急対策を実施するため、建設部内に下水道災害対策本部を設置する。

(2) 動員体制

① 非常配備体制の確立

震災時に被害状況の収集、対応等情報収集伝達に必要な要員を確保するため、各課・各水環境センター単位で職員の非常配備体制を確立する。

② 勤務時間外動員体制

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は原則として、所属に出動する。但し、係長級未満の職員について、所属への交通手段が確保できない場合は、直近の水環境センターへ出動する。

また、所属以外へ出動した職員は、直ちに所属に連絡し、その場で対応拠点等の指示を受ける。

(3) 情報収集・伝達活動

① 情報収集活動

地震発生後、県及び市町は緊密に連携し、下水道施設の被害状況、応急復旧に関する支援の必要の有無について把握することに努めることとする。

また、下水道施設は、その施設の特徴から被害状況等がすぐには発見できない。このため、他のライフライン等の被害状況や建物倒壊程度、道路等の陥没などから推測しなければならない。

従って、応急復旧に加え、以下の被害状況等の情報収集活動が非常に重要である。

- ア 処理場施設の被害状況
- イ 管渠施設の被害状況
- ウ 排水設備の被害状況
- エ 水道施設の被害状況（断水地域・世帯等）
- オ 道路被害状況・情報、交通情報
- カ 電気・通信障害に関する情報
- キ 関連業者等の被害状況

② 伝達活動

上記被害情報の収集とともに、的確に被害状況等を職員に伝達するため、あらゆる手段を講じて必要な情報を的確、迅速に提供する。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 10. ライフラインの確保・復旧対策

2. 応急対策

(1) 災害復旧資機材の整備・調達

災害発生時に必要とされる全ての資機材を平常時に整備するのは、経済的にもスペース的にも非効率的である。従って、現在建設部で保有している資機材等で不足する場合は、他都市・業者等から調達する。

(2) 施設の点検

主要幹線管渠等重要性が高い箇所から点検を行い、下水道部、水環境センター職員で対応できない場合は、他都市職員及び施工業者等の支援を求め、緊急に施設を点検する。

(3) 応急復旧

① 復旧の基本方針

建設部の所管する下水道施設は、上水道とともに市民生活に必要不可欠なものであるため、応急復旧については、緊急性・重要性の高い施設から実施する。また、被害程度にもよるが、重要幹線管渠及び処理場、ポンプ場、その他特に危険箇所として予め被害が想定できる施設から作業を行い、二次災害等が発生しないよう復旧する。

② 応急復旧方法

ア 管渠

流水機能の確保、道路の陥没や降雨による浸水など二次災害発生の防止を最優先とし、危険箇所の早期把握と緊急度の評価のうえ、施工業者の手配と割振り等を行い、現場作業を行う。

イ 処理場・ポンプ場(表10-4-1)

運転が停止した場合、施設機器の被害状況調査を行い、早期に処理機能が回復するよう復旧を行う。

ウ 排水設備

市民からの修理相談を受け付ける窓口を設置し、早急に修理の対応可能な施工業者を紹介する。

表 10-4-1 下水処理場・ポンプ場一覧表

管 轄		処理場・ポンプ場	所 在 地	電 話
建	東 水 環 境 セ ン タ ー	東灘処理場	東灘区魚崎南町 2 丁目 1-23	(451) 0456
		深江大橋ポンプ場	〃 深江浜町 159	(412) 8354
		本庄ポンプ場	〃 深江南町 4 丁目 6-5	(441) 0140
		魚崎ポンプ場	〃 魚崎南町 2 丁目 1-15	(451) 0678
		京橋ポンプ場	中央区新港町 1-11	(321) 0030
		中突堤ポンプ場	〃 波止場町 3 丁目-13	(321) 1050
		小野浜ポンプ場	〃 小野浜町 3 丁目-1	(392) 0377
		東部スラッジセンター	東灘区向洋町東 2 丁目 1-1	(857) 1905
		向洋ポンプ場	〃 1 丁目 3	
		ポートアイランド処理場	中央区港島中町 8 丁目 4	(302) 0425
設	中 央 水 環 境 セ ン タ ー	西部処理場	長田区南駒栄町 1-44	(641) 2711
		南駒栄ポンプ場	〃 1-66	(641) 2400
		外浜ポンプ場	須磨区外浜町 2 丁目 2-5	(731) 8330
		湊川ポンプ場	兵庫区湊川町 1 丁目 1	(521) 8442
		和田岬ポンプ場	〃 吉田町 1 丁目	(682) 7709
		浜中ポンプ場	〃 浜中町 2 丁目 18	(652) 0190
		島上ポンプ場	〃 鍛冶屋町 1 丁目 1-17	(682) 4427
		宇治川ポンプ場	中央区東川崎町 1 丁目 1-2	(341) 8680
		鈴蘭台処理場	兵庫区烏原町譲原	(521) 0020
局	西 水 環 境 セ ン タ ー	垂水処理場	垂水区平磯 1 丁目 1-65	(752) 1700
		塩屋ポンプ場	〃 塩屋町 1 丁目 5-16	(751) 0830
		舞子ポンプ場	〃 舞子台 5 丁目 1	(783) 3539
		神明ポンプ場	西区伊川谷町有瀬字東細谷 166-3	(974) 4319
		玉津処理場	〃 森友 1 丁目 26	(927) 5078
		吉田ポンプ場	〃	(927) 5078
		上池ポンプ場	〃 玉津町上池 266	(913) 4754
		岩岡ポンプ場	〃 上新池 3 丁目 12-7	(967) 5290

(4) 広報活動

広報手段については、建設部はホームページ等の媒体を活用し、広報戦略部と連携し、報道機関への情報提供を行う。

被害情報の収集とともに、市民の必要以上の不安を解消するため、また、復旧作業への理解と協力を得て円滑に復旧を図るため、必要な情報を的確に提供する。

3. 関係機関への応援要請

市長は、災害発生時において、本市の能力では万全な応急対策が不可能と判断される場合は、各応援協定等に基づいて他都市、関係機関等へ応援を要請し、機材、人員等の復旧に際しての協力を図る。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 10. ライフラインの確保・復旧対策

応 援 要 請 先	応 援 要 請 方 法
① 大都市 (札幌・仙台・さいたま・千葉・東京・川崎・横浜・相模原・新潟・静岡・浜松・名古屋・京都・大阪・堺・岡山・広島・北九州・福岡・熊本)	建設局下水道部計画課から「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」により要請する。 (防災 DB 協大都市 資料 3)
② 近畿ブロック (2府7県他)	建設局下水道部計画課から下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせにより要請する。(防災 DB 協自治体 資料 4)
③ 日本下水道管路管理業協会・神戸市下水道維持協会	建設局下水道部管路課から要請する。 (防災 DB 協防災関連 資料 4-11)
④ 神戸市管工事災害対策協力会	建設局下水道部管路課から要請する。 (防災 DB 協防災関連 資料 4-12)
⑤ 神戸市建設協力会	建設局下水道部管路課から要請する。(行財政部を経由)
⑥ 積水化学工業株式会社	各水環境センターから要請する。 (防災 DB 協防災関連 資料 4-13)
⑦ 前澤化成工業株式会社	建設局下水道部管路課から要請する。 (防災 DB 協防災関連 資料 4-14)

4. 経費負担

災害復旧に要する資機材等全ての経費は、本市負担とする。

ただし、排水設備の修理費は、個人負担とする。

また、他都市からの応援等に要する経費は、21 大都市災害時相互応援に関する協定(防災 DB 協大都市 資料 2)、近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定(防災 DB 協自治体 資料 3)に基づき、本市負担とする。

10-5 電力施設の復旧(関西電力および関西電力送配電)

1. 体制の確立

関西電力および関西電力送配電は、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。また、平時より次の体制を整備する。

- ① 休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、対策組織を指揮する者を直ちに確保できる体制を整備する。
- ② 対策組織要員等の動員に関する計画をあらかじめ策定する。特に、休日・夜間における突発的な非常事態に備えて、必要な要員を確保できる体制を整備する。

2. 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

① 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報(一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報)

ウ 社外対応状況(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況)

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

② 関西電力および関西電力送配電の被害情報

ア 電力施設等の被害状況および復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

エ 従業員等の被災状況

オ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告および国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(3) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために、それぞれの対策組織の長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては支社長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 10. ライフラインの確保・復旧対策

3. 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力および関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

4. 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、[共通編] 第10章 10-1. 3. (2)に定める広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNSおよびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5. 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

6. 災害時における復旧用資機材等の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材等の確保を、次のとおり実施する。

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

7. 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、送電設備、変電設備および配電設備の復旧に際し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

8. 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等による電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

10-6 ガス施設の復旧(大阪ガスネットワーク)

1. 災害対策本部の設置

大地震等災害が発生、または発生が予想される場合は、「災害対策規程」に基づき災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

大阪ガス災害対策実施担当：大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部 緊急保安チーム
神戸市中央区港島中町4丁目5番3号 電話 078-303-8600

2. 情報の収集・伝達

(1) 情報の集約

本社を始めとして各拠点等に設置している地震計の地震情報は、常時無線テレメーターにより本社供給指令部へ転送されている。また、その他の風水害等の災害に関する情報も、すべて本社供給指令部へ集約される。

本社中央保安指令部で集約された情報は、一斉無線連絡装置により、直ちに製造所、地区事業部へ伝達されて、必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関との情報交換

防災関係機関に対して迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集に努める。

(3) 被害状況等の伝達

地区事業部対策本部は、担当エリアのガス施設、需要家施設の被災状況を調査するとともに、被災状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

3. 応急対策要員の確保

大阪ガスネットワークの供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、または風水害等の災害が発生した場合、本社及び地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置し、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるように動員体制を確立している。

また、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等により大阪ガスネットワーク供給エリア内で震度5弱以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社するように定めている。

4. 復旧資機材の確保

復旧用地（ガス供給設備の復旧活動に資するための前線基地等の用地）については、自社用地を活用しつつ、被害状況を勘案し、より迅速・効率的な復旧を進めるため、神戸市災害対策本部に対して、復旧用地の確保について要請を行う。

具体的な手続きに関しては、神戸市の「災害時空地管理システム」等を活用することにより、神戸市から空地利用の提供を受けるものとする。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について、必要な数量を確保する。

5. 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて需要者及び市民に対し、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全装置に関する各種の情報を広報する。

6. 危険防止対策

災害時においても可能な限りガス供給を継続するため、被害個所の緊急修繕に努めるが、都市ガスにより都市災害の拡大等、二次災害の恐れがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、事前に確立されているスーパーブロック、ミドルブロック、リトルブロックによりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講ずる。

この場合も、他の地域についてはガスの供給を継続する。

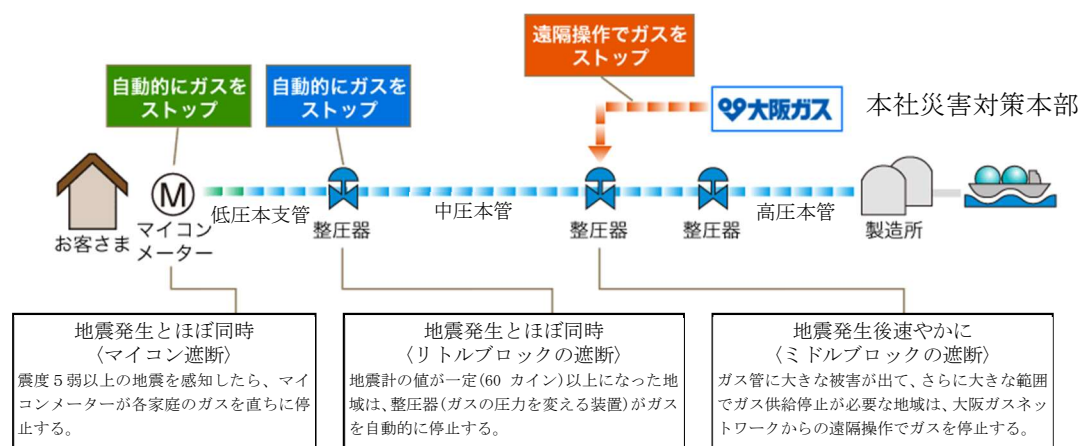


図 10-6-1 地震災害発生時の緊急対策

7. 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる個所及び緊急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

8. 復旧要員の確保

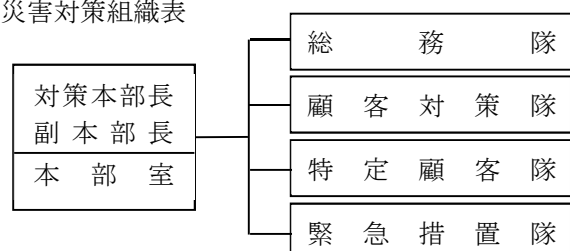
社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスネットワークが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者からの協力を得る。

9. 他機関との協力体制

復旧を促進するため、神戸市をはじめとする地域防災機関、報道機関、道路管理者、交通管理者、埋設物管理者、並びに地域全体と緊密な連携を取り、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

<参考>

災害対策組織表



10-7 通信施設の復旧（NTT西日本）

1. 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

NTT西日本兵庫支店設備部災害対策室

神戸市中央区海岸通 11 番 NTT神戸中央ビル TEL:078-393-9440 FAX:078-326-7363

2. 応急復旧

(1) 通信混乱防止

地震の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110 番、119 番、災害救助活動に関係する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(2) 設備の被害状況の把握と防護措置

地震による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資機材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置に取り組み、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- ① 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- ② 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ③ 電話回線網に対する切替措置、伝送路切換措置等の実施
- ④ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- ⑤ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- ⑥ 臨時・特設公衆電話の設置
- ⑦ 停電時における公衆電話の無料化

(4) 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常緊急電話及び非常緊急電報の疎通ルートを確保し、他の通話に優先して取り扱う。
- ③ 被害の状況に応じた案内トーキを挿入する。
- ④ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）
- ⑤ NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

- ⑥ 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。

ア 概要

(ア) 提供の開始

地震、噴火等の災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地への通話がつながりにくい場合に提供開始する。

(イ) 利用方法

被災者は、本人・家族等の安否情報等を「災害用伝言ダイヤル(171)」または「災害用伝言板(web171)」へ登録し、被災者の家族・親戚・知人等は、その内容を聴取または閲覧して安否等を確認する。

イ 伝言の条件等

a 災害用伝言ダイヤル(171)

(ア) 登録できる電話番号(被災地電話番号)・・・加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号

(イ) 伝言録音時間・・・1伝言あたり30秒間

(ウ) 伝言保存期間・・・提供終了まで

(エ) 伝言蓄積数・・・1電話番号あたりの伝言数は1～20伝言で、提供時に知らせる。

b 災害用伝言板(web171)

(ア) 接続条件……………インターネット接続ができるパソコン、携帯電話、スマートフォンからの伝言の登録が可能

(イ) アクセスURL <https://www.web171.jp>

(ウ) 伝言登録数・・・伝言板(伝言メッセージボックス)あたり20件まで(20件を超える場合は、古い伝言から削除され、新しい伝言が保存される)

(エ) 伝言板(伝言メッセージボックス)数・・・●利用者情報なしの場合：1件
●利用者情報ありの場合：最大20件
※利用者情報は事前に登録が必要

(オ) 伝言保存期間・・・提供終了まで(ただし最大で6ヶ月)

(カ) 登録可能な伝言・・・定型文およびテキスト情報(伝言1件あたり100文字)

(キ) 伝言のセキュリティ・・・伝言板への登録・閲覧ができる対象者を限定する場合、利用者情報の事前登録により、設定が可能

(ク) 伝言通知機能……………利用者情報を登録することにより、通知を希望した場合、利用者が指定したメールアドレス、電話番号宛に伝言メッセージの通知を行うことができる

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 10. ライフラインの確保・復旧対策

ウ 伝言通知容量 : 約 800 万伝言

エ 提供時の通知方法

- (ア) テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
- (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルをご利用して頂きたい旨の案内」を流す。
- (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
- (エ) 行政の防災無線等により、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。

オ 操作方法

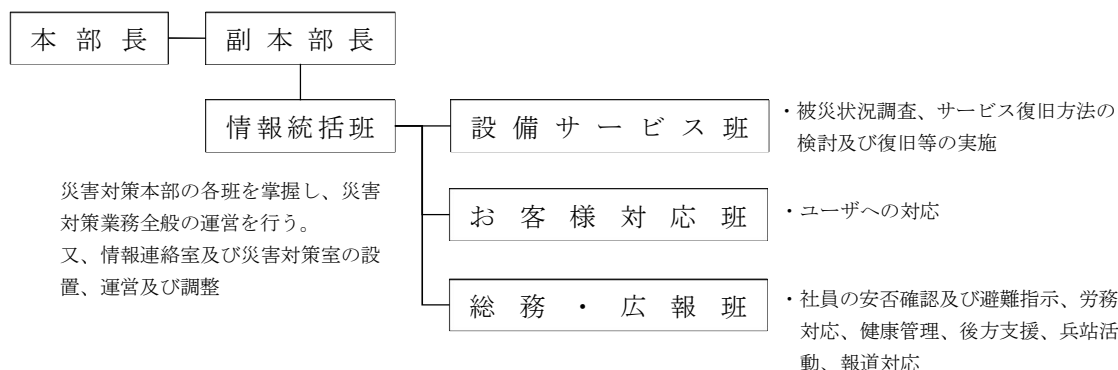


(5) 復旧順位

地震災害により電気通信施設に被害が発生し、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被害状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社、及び第1順位以外の国の機関または地方公共団体

3. 災害対策本部の組織及び所掌事項



第11章 災害時交通規制・緊急輸送対策

本章では、地震発生後の緊急通行車両や救援物資等輸送の通行路を確保するための交通規制対策や緊急道路啓開、臨時ヘリポートの確保等の緊急輸送対策について定める。

【 構 成 】

11-1 災害時の交通規制等

11-2 海上の交通規制

11-3 緊急輸送の確保

11-4 緊急道路啓開

11-5 ヘリコプターの活用

11-6 鉄道輸送の確保

11-7 海上輸送の確保

実施担当部等	担当業務
行 財 政 部	・市登録業者からの緊急車両の確保に関する事
経 済 観 光 部	・緊急輸送拠点の開設・運営に関する事
建 設 部	・交通規制や緊急輸送路確保のための道路被害情報等の提供に関する事 ・緊急道路啓開に関する事
港 湾 部	・港湾施設の確保や海上交通の安全確保に関する事 ・神戸空港における災害時の航空情報の提供に関する事
交 通 部	・地震発生後の市営地下鉄、市バスの運行確保に関する事
消 防 部	・緊急輸送における支援に関する事
兵 庫 県 警 察	・災害時交通規制対策に関する事 ・緊急交通路の確保に関する事 ・緊急通行車両の先導に関する事
神 戸 運 輸 監 理 部	・地震発生後の海上輸送及び自動車輸送確保に関する事
神 戸 海 上 保 安 部	・海上交通の安全確保に関する事 ・海上交通規制に関する事
鉄 道 事 業 者	・地震発生後の鉄道交通確保に関する事
海 上 輸 送 事 業 者	・地震発生後の海上交通確保に関する事

1 1 — 1 災害時の交通規制等

地震発生後、住民の避難路、緊急通行車両等のための通行路を確保する必要がある。そのため、道路管理者は道路法に基づく通行の禁止又は制限、交通管理者は災害対策基本法及び道路交通法に基づく交通規制を行う。

1. 災害時における交通規制実施要領

(1) 被害状況の把握

災害時の交通情報の収集については、各管理者から情報を収集するほか、県・市・町の防災ネットワークの活用、道路管理者と交通管理者のホットラインによる連携、電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して、幅広い情報収集に努める。

(2) 道路法に基づく道路管理者の行う通行の禁止又は制限

直ちに障害物が除去できない場合、道路破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められた場合、沿道建物の倒壊の恐れがあり交通に危険を及ぼす恐れがあると認められた場合、直ちに通行止め等の必要な措置を講じるとともに、所轄警察署等関係機関に報告する。

(3) 被災地域への流入抑制

兵庫県警察は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図る。

- ① 災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道、自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。
- ② 被災地域への車両の流入抑制を図るため実施された交通規制の範囲、交通規制の対象について、広報を実施する。
- ③ 大規模災害時の交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定等について関係府県警察、道路管理者等と連絡、調整を行う。
- ④ 兵庫県警察は、高速自動車国道及び自動車専用道路について、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。
- ⑤ 高速道路交通警察隊長、警察署長又は現場警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が未だなされていない場合において、必要により、道路交通法による迅速な交通規制を実施する。

(4) 災害対策基本法に基づく交通規制

この時期は、道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施する。

① 規制を行う区域又は区間

区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に変更する。

② 周知徹底

災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係府県公安委員会、道路管理者等と連携し、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知する。

表 11-1-1 神戸市内緊急交通路事前指定路線一覧表

路線	路線
中国縦貫自動車道	阪神高速（湾岸垂水線）
山陽自動車道	ハーバーハイウェイ
神戸淡路鳴門自動車道	阪神高速（新神戸トンネル）
第二神明道路	六甲北有料道路
第二神明道路北線	国道 2 号線
阪神高速（神戸線）	国道 43 号線
阪神高速（湾岸線）	国道 175 号線
阪神高速（北神戸線）	国道 176 号線
阪神高速（山手線）	

※ 被災の状況に応じて公安委員会が指定

③ 規制の方法

災害対策基本法施行令に基づき標示を設置して行う場合、及び現場警察官の指示により行う場合のいずれかの方法で行う。

ア 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口や、これらと交差する道路との交差点付近とし、ドライバーに対し、緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがない場合、または標示を設置することが困難な場合は、現場の警察官の指示により規制を行う。

④ 警察官等の措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の3）

ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、車両その他物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができることとする。また、県警察本部は日本自動車連盟及び兵庫県自動車修理業者レッカー事業協同組合との覚書に基づき、必要に応じて緊急通行車両の通行の妨害となっている放置自動車等の排除活動について協力要請を行うこととする。

イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその場にいない限り、自衛官又は消防吏員に準用することとする。

ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署長に通知しなければならない。

⑤ 迂回路対策

ア 迂回路の設定及び迂回路への誘導については、道路管理者との共同点検の実施等により、危険個所がないことを確認した上、行うこととする。この場合において、必要に応じて警察官を交通要点に配置するなど、危険を回避するための措置をとるものとする。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

イ 迂回路に設定された道路に信号機の倒壊及び停電による滅灯等がある場合は、速やかに当該状況を確認し、警察官の配置、信号機電源付加装置による電源の回復、必要な交通規制の実施等の措置をとるものとする。

⑥ 広報活動

被災地域内に不要不急な一般車両が流入することにより、交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等、交通に関する情報について、ドライバーをはじめ住民等に広く周知する。

(5) 緊急通行車両等（防災 DB 地応急 資料 11-1-1）

① 緊急交通路の通行を認める車両

ア 緊急通行車両

緊急自動車（道路交通法第 39 条第 1 項）その他災害応急対策（災害対策基本法第 50 条第 1 項、災害対策基本法施行令第 32 条の 2）に使用される車両であって、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両、災害応急対策等に従事する自衛隊及び外交官関係の車両で特別な自動車番号票を有するものであって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。

② 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出

以下に示す対象車両については、県公安委員会が、緊急通行車両の確認届及び、規制除外車両の事前届出を受理し、円滑な災害応急対策活動を推進する。

ア 緊急通行車両のうち確認届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する車両。

- (ア) 災害発生時において、災害対策基本法に規定する防災基本計画、地域防災計画等に基づき、同法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。
- (イ) 同法に規定する指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

イ 規制除外車両のうち事前届出の対象とする車両

災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であって、次のいずれかに該当する車両。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等を搬送するための特別な構造又は装置を備えた車両

(エ) 道路啓開のための車両、建設用の重機又は建設用の重機と同一の利用者による当該重機を輸送するための車両

③ 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は緊急交通路の開始地点において既に標章及び確認証明書の交付を受けている緊急通行車両等の標章及び確認証明書を確認し、現に災害応急対策を実施するために運転中の車両であることの確認を行う。

また、従前の緊急通行車両等事前届出済証又は規制除外車両事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して、県公安委員会は県警察本部（交通規制課）、警察署、検問所において緊急通行車両及び規制除外車両であることの審査を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。

(6) 道路交通法に基づく交通規制の実施

被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に移行する段階において、諸般の状況を勘案しながら、交通規制を災対法から道交法に切り替え、車種規制、台数制限等によりきめ細かな規制を行い、的確な復旧・復興活動が行われるようにする。

① 規制期間

一般的には災害発生後4日～1週間が経過し、概ね人命救助等の災害応急対策に一定の目途がついたときから、復旧・復興活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間が適当であるが、災害の規模、態様、被災状況及び道路の復旧状況等に応じた弾力的な運用を行う。

② 規制ルートの設定

復旧・復興活動に必要とされる交通需要に鑑み、適切なルートを設定する。

また、国民に広く周知するため、「復旧・復興関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等、適切な名称を付する。

③ 規制内容

道路交通法に基づく規制を行うに当たっては、一般車両の通行制限のほか、必要に応じて復旧・復興活動車両についても車種制限及び台数制限等を行う。

ア 車種制限及び台数制限

復旧・復興に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を吟味することによって各制限内容を決定する。

イ 一般車両の通行制限

復旧・復興活動の円滑化を図るという規制の趣旨に鑑み、一般車両については、原則として通行を禁止する。

ただし、社会生活の維持に不可欠な車両については、例外的に通行を認めることが必要であることから、この場合の対象及び手続き等については、公安委員会の意思決定により、通行制限から除外すべき車両として措置する。

なお、災害応急対策期と異なり、復旧・復興活動期には、一般ドライバーの交通需要も高まるため、現場で無用の混乱を招かないよう、事前に趣旨、内容等について広報を徹底する。

ウ 規制内容の見直し

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

復旧・復興段階においては、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について逐次見直しを図る。

1 1－2 海上の交通規制

1. 活動体制

神戸海上保安部は、海上保安庁巡視船艇及び航空機により、必要な航行規制を実施する。

2. 航行規制の内容

- ① 大阪湾海上交通センターにおいて、神戸中央航路へ出入航する船舶に対し必要な航行管制を行い、航行規制等を実施する。
- ② 阪神港長は、状況により、港内の航路または区域を指定して航行の制限、禁止等の措置を講じる。
- ③ 阪神港長は、海難を未然に防ぐため、必要があれば港内に係留もしくは停泊している船舶に対し、移動を命令する。

3. 航行規制情報の周知・伝達

- ① 神戸港内の航行規制については、五管区地域航行警報として、第五管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センター（神戸はあん）からVHF及びナブテックスにより周知する。
- ② 神戸中央航路及びその付近海域における航行規制については、大阪湾海上交通センターからVHFにより周知する。
- ③ 必要に応じ、巡視船艇及び航空機により周知・伝達する。

1 1－3 緊急輸送の確保

1. 緊急輸送道路の確保

災害発生後の被害状況をふまえ、緊急輸送道路ネットワークの中から実際に利用できる緊急輸送道路を選定し、兵庫県警察や防災関係機関の協力のもと、的確な交通規制を行い緊急輸送を確保する。

2. 緊急輸送拠点の活用

(1) 広域緊急輸送拠点

他都市から搬入される救援物資等の受け入れ、集積・配送は、広域緊急輸送拠点を利用する。広域緊急輸送拠点は、「共通編 予防計画 第11章 交通規制・緊急輸送に関する整備 11-2 緊急輸送道路ネットワークの整備」を参照すること。

(2) 地域緊急輸送拠点

各区独自の物資需要に対応するため、区ごとに地域緊急輸送拠点(防災支援拠点を活用)を設けて、区内での円滑な物資の流通を図る。

(3) 代替緊急輸送拠点

経済観光部は、被害状況により上記の緊急輸送拠点が使用できない場合は、災害時空地管理情報システムから、速やかに代替緊急輸送拠点を指定し、輸送機能を確保する。

1 1－4 緊急道路啓開

1. 緊急啓開路線の選定

震災時、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、以下に示す基準により緊急道路啓開路線を選定する。

(1) 緊急啓開路線の選定基準

- ① 病院等主要公共施設や市役所、区役所、警察署、消防署等防災関係機関を結ぶ路線
- ② 緊急輸送道路ネットワーク(防災 DB 共予防 資料 11-2-1)
- ③ 主要な防災拠点に接続する路線
- ④ その他上記のルートを補完する路線

(2) 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業に当たっては、道路管理者・港湾管理者・漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）、兵庫県警察、消防本部、自衛隊等の各関係機関がそれぞれ連絡を密にし、有機的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

2. 緊急道路啓開の実施

(1) 道路啓開の実施主体

道路管理者等は、道路パトロール隊等から収集された被害状況をふまえ、必要な緊急道路啓開を実施する。このとき、警察官、消防職員、自衛隊員は、それぞれの緊急車両の通行障害となる障害物の除去を行うことができる。

(2) 道路啓開の実施内容

各実施主体は、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

3. 緊急啓開道路情報の伝達

(1) 防災関係機関相互の情報共有化

緊急道路啓開に当たっては、経済観光部、建設部、港湾部、消防部、兵庫県警察、自衛隊等防災関係機関が相互に道路啓開に関する情報を共有し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開に関する広報

建設部等は、道路啓開に関する情報を速やかに報道機関等により市民へ広報する。

4. 道路障害物除去

道路管理者等は、交通機能を確保するため、倒壊建物等の障害物を除去するときは、障害の状況により所有者等への周知を図ったうえで実施する。

5. 道路啓開用資機材の整備

経済観光部、建設部、港湾部及び消防部は、道路啓開に必要な資機材を確保するため、事前に神戸市建設協力会等の協力を得て、その状況を把握する。なお、必要に応じて自衛隊等から資機材の支援を受ける。

6. 撤去物の処分

道路啓開により発生した撤去物の処理に当たっては、「第 11 章 廃棄物処理計画」との調整を図り、合理的に実施する。

7. 道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第 76 条の 6）

道路管理者等は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するため、やむを得ない場合は、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

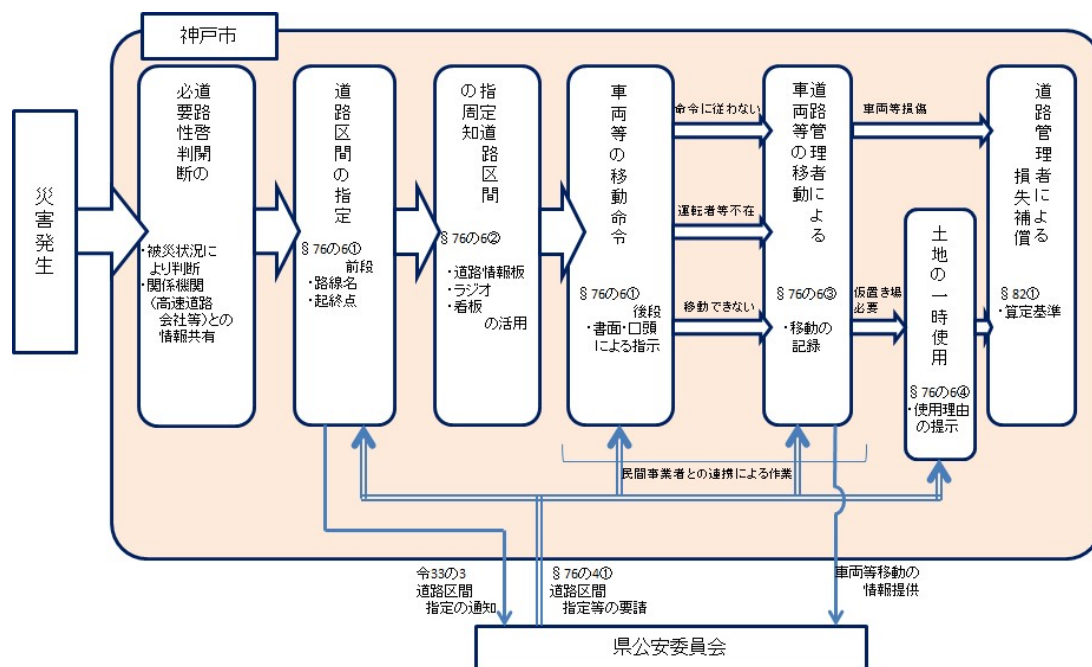


図 11-4-1 災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

1 1－5 ヘリコプターの活用

1. 災害時のヘリコプターの基本活動

災害時におけるヘリコプターの基本的な活動内容を、次のとおり位置づける。

(1) 災害直後(初動期)

- ① 被害・火災情報の収集
- ② 緊急患者等人員の搬送
- ③ 防災対策要員の輸送 等

(2) 応急対応期

- ① 緊急患者等人員の搬送、転送
- ② 救助、救急用資機材の輸送
- ③ 緊急物資の輸送（医薬品、食料、毛布等）
- ④ 防災対策要員の輸送 等

2. ヘリポートに関する災害応急対策

地震発生時における神戸空港及び神戸消防ヘリポート場外の役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要である。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう努める。

(1) ヘリコプターの運航管理

地震発生に際し、運航責任者は速やかに施設を点検し、ヘリコプターの離着陸に重大な影響を及ぼすような損傷を受けている場合は、直ちに運航を制限し、ヘリポートにおける事故の発生防止に努める。

(2) 施設等の早期復旧

管理者は、被災したヘリポート施設等の早期復旧を行い、緊急輸送等各種応急対策が実施できるよう努める。

3. 災害時臨時離着陸場の指定

地震発生直後、消防部長は被害状況を把握し、迅速に消防防災ヘリコプターの活動のための臨時離着陸場を選定し、指定する。

消防部長は、臨時離着陸場を指定した場合、直ちに災害対策本部へ連絡する。離着陸場の保全や安全管理を行うための人員を確保するため、警備会社から警備員を24時間派遣し、配置する等の体制を早急に整備する。

また、自衛隊への災害派遣要請が発せられた場合は、災害対策本部は自衛隊と連絡をとり、必要な離着陸場を指定する。

4. 臨時離着陸場の運航管理

災害時に設置する臨時離着陸場の運航統制（無線機による誘導等）は、原則、神戸市航空機動隊が実施することとし、必要があれば他都市航空隊の応援を求めることができる。

自衛隊機の活動拠点となる王子陸上競技場等については、自衛隊が運航管理を行う。

なお、各臨時離着陸場の運航統制官は、相互に運行計画、利用状況等の情報の共有化を図る。

5. ヘリコプター運用の一元管理

消防部において、様々なヘリコプター利用ニーズを取りまとめ、調整等を行い、効率的な運用ができるシステムを構築する。※各機関所有のヘリコプター諸元(防災 DB 共予防 資料 11-4-1)

6. 臨時離着陸場等

(1) 神戸市内の臨時離着陸場等

消防防災ヘリコプターの臨時離着陸場等として、神戸市内の 72 カ所を指定している。(防災 DB 共予防 資料 11-4-2)

(2) 兵庫県内の三次救急医療機関と離着陸場(防災 DB 共予防 資料 11-4-3)

(3) 大阪府下の災害拠点病院と直近臨時ヘリポート(防災 DB 共予防 資料 11-4-4)

(4) 県外その他の医療機関（三次救急医療機関、災害拠点病院）と離着陸場(防災 DB 共予防 資料 11-4-5)

(5) ヘリコプター保有機関への支援要請及び現有ヘリコプター

「第 4 章 救助・救急医療体制 4-2 災害時の救急医療体制」による。

7. ヘリコプター飛行計画の通報

災害出動、訓練、その他の事由でヘリコプターが飛行する場合、大阪空港事務所に飛行計画を通報しなければならない。飛行を終了した場合も同様である。(航空法第 97、98 条)

1 1－6 鉄道輸送の確保

1. 神戸市営地下鉄

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

発災時には、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制（西神・山手線、北神線、海岸線）

緊急地震予測速報を受信した場合、又は地震を感知した場合、次の各号による規制を実施する。

(ア) 緊急地震予測速報により震度4以上と予測される場合、列車は直ちに25km/hを超えない速度で注意運転に移り、次駅で停止し、運転指令区長の指示があるまで待機する。

(イ) 第1次地震警報（40ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/hを超えない速度で注意運転に移り、運転指令区長の指令があるまで継続する。

(ウ) 第2次地震警報（80ガル以上のとき）

列車は直ちに25km/hを超えない速度で注意運転に移り、次駅で停止し、運転指令区長の指令があるまで待機する。

(エ) 第3次地震警報（150ガル以上のとき）

列車は直ちに15km/hを超えない速度で最徐行運転に移り、次駅で停止し、運転指令区長の指令があるまで待機する。

(オ) 第2次及び第3次地震警報により待機中の列車の運転を再開する時、運転指令区長は、電気システム課長及び施設課長から指示された速度以下での運転を指令する。

イ 乗務員の対応

乗務員は、強い地震を感知し列車を運転することが危険と認めた時、または列車無線により運転中止の指令を受けた時は、次の取扱いをする。

(ア) 駅に停車中の時は出発を見合わせ、運転指令区長の指示に従う。

(イ) 走行中の時は、運転規制に従った運転速度で注意運転し、前途支障の有無に注意し、次駅まで走行する。

(ウ) やむを得ず駅間に停止した時は、状況を判断して乗客の安全確保を図る。

ウ 乗客避難・救護対策

駅及び列車等の状況を的確に把握し、適切な放送により旅客の混乱を防止するとともに、旅客を安全な場所へ避難誘導する。地下鉄の各係員は、旅客等に事故が発生した場合、負傷者の救護措置を行い、旅客の生命の安全を図る。

エ その他の措置

災害発生と同時に、関係係員は必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡体制により通報を行い、乗客の安全確保を図る。

③ 情報連絡

災害情報及び応急措置の連絡、指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、非常電話等を利用するとともに、必要に応じて移動無線機を利用する。

(2) 振替輸送の確保

① 振替輸送の基本方針

神戸市高速鉄道乗車規程第 14 条第 2 項の規定に基づき、災害その他の運転事故等により、鉄道列車が長時間運行不能になり、又は運転不能となると認めた場合には、市バス等により、振替輸送を行う。

② 振替輸送運行

運転指令区長は、列車の運転不能を認めた場合、この旨を運輸長に報告する。運輸長は、振替輸送の必要を認めた時は、その指示により振替輸送を実施する。この場合、運輸長は直ちに交通事業管理者に報告するとともに、市バス運輸サービス課長に不通区間及び振替輸送着手時刻を指示する。

2. JR西日本

統括本部対策本部の設置

統括本部エリアにおいて震度 5 弱以上の地震が発生した場合、統括本部対策本部（第 1 種体制）を自動的に設置し、旅客の安全確保、社員とその家族等の安否確認及び鉄道施設の被害状況の把握に努めるとともに、関係箇所への指示・連絡等を行う。

(1) 社員が事故等に遭遇した場合の行動

社員が事故等に遭遇した時は、併発事故を阻止するための列車防護を行うとともに、お客様等の救護等にあたる。また、事故等の概況を輸送関係指令に速報、消防・警察に通報するとともに、速やかに箇所長等に連絡し、具体的な状況を報告したうえで、箇所長等の指示に従う。

(2) 現地に到着した社員の行動

現地に到着した社員は、隣接線の抑止、必要により停電措置の完了等を乗務員、輸送関係指令に確認したうえで、死傷者の安全な場所への移動、負傷者への応急処置、救急車等の要請、お客様等の避難誘導等、お客様等の救護にあたる。

(3) 津波避難誘導

ア 大地震が発生した場合は、津波を想起して自ら情報収集に努め、他との連絡がとれない場合、時間がない場合は、自ら避難を判断する。

イ 避難を判断した場合は、お客様へ避難を呼びかけ、速やかに避難誘導する。

ウ 降車や避難、情報収集にあたっては、お客様や地域の方々からの協力を求める。

エ お客様とともに社員も速やかに避難し、避難後もより高所へ逃げ、津波警報が解除されるまで現地・現車へ戻らない。

(4) 運転規制

ア 在来線

A 基本的な取扱い

a 輸送指令員または駅長等は、地震計等により列車の運転規制を行う必要が生じたとき

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

または保守担当区長からその旨の要請があったときは列車抑止の手配を行う。

b 運転士または車掌は、運転中地震を感知したときまたは緊急地震速報等による指示を受けたときは、ただちに列車を停止させる。

B 地震計が計測震度 4.0 未満を示したとき
運転の再開を行う。

C 地震計が計測震度 4.0 以上 4.5 未満を示したとき
規制区間内を最初に走行する列車は 25km/h 以下で運転を行い、規制区間内に異常がないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。

D 地震計が計測震度 4.5 以上を示したとき
規制区間内の地上巡回により異常のないことが確認されたのち、規制区間内を最初に走行する列車は 45km/h 以下で運転を行い、規制区間内に異常のないことが確認された区間から運転規制の解除を行う。

イ 新幹線

地震時運転 規制区間の 計測震度	運転規制		緊急巡回		
	運転中止	速度規制	地上巡回	構造物点検	添乗巡回
5.0以上	あり	あり： 70km/h以下	あり	あり	あり： 70km/h以下
4.5～4.9	あり	あり： 70km/h以下	あり	なし	あり： 70km/h以下

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 運行規制

ア 在来線

地震発生時にはその被害を最小限にとどめるべく、早期に列車を停止させることとしている。当社においては、乗務員が地震を感知した場合、鉄道沿線に設置した当社の地震計（以下、沿線地震計）が 40 ガル以上で動作した場合および気象庁から提供される緊急地震速報をもとに地震の影響を受けると判断された場合等に、列車の運転を見合わせることにし、計測震度により運転規制を行う。なお運転再開の取扱いは以下のとおりである。

(ア) 計測震度が4.0以上、4.5未満の場合

- ① 初列車は、直ちに止まれる 25km/h 以下の速度で走行し、異常の無いことを確認
- ② その後の列車は所定運転（但し、地震被害の注意を要する箇所については、保守区員がスポット巡回で異常の無いことを確認した後に所定運転）

(イ) 計測震度が4.5以上の場合

- ① 保守区員が沿線地震計の受持ち範囲を全線地上巡回
- ② 全線地上巡回による点検で線路に異常は無く、列車走行が可能であると確認できた場合、初列車は45km/hで走行し、異常の無いことを確認

③ その後の列車は所定運転

イ 新幹線

- (ア) 地震防災システムが動作しないときは、原則として速度規制は行わないが、工事及び線路等の状況で特に必要と認めた箇所においては制限速度を指示する。
- (イ) 地震防災システムが動作し、計測震度4.0以上4.5未満の場合、3分経過後停電している区間の送電を開始し、地震防災システムにより、運転規制を行う。その後、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を速度30km/h以下で運転を再開し、施設・電気係員を搭乗させ、30km/h以下で線路等の状況を確認し、2本目列車を速度70km/hで同様に確認する。その後、異常がなければ段階的に速度向上を行う。
- (ウ) 地震防災システムが動作し、計測震度4.5以上5.0未満の場合、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を運転中止とし、運転中止区間の線路上の巡回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、その状況により徐行等の条件を定め、速度70km/hで施設・電気係員添乗のうえ運転を再開する。
- (エ) 地震防災システムが動作し、計測震度5.0以上の場合、地震防災システム動作箇所の受け持ち範囲を運転中止とし、運転中止区間の線路上と橋りょう・高架橋の道路からの巡回を行い、被害状況及び列車運転の可否を確認し、その状況により徐行等の条件を定め、速度70km/hで施設・電気係員添乗のうえ運転を再開する。

なお、地震計が設置してある間隔は、概ね20kmで40ガル以上の地震で感電器が動作すると変電所き電区間にある全列車が停止する。同時に総合指令所に地震表示が送られて地震発生的事实とその区間がわかる。220km/hの速度で走行中の停止距離は約2kmである。

主に海洋プレート型地震（東南海・南海地震等）が想定される震源域に、より近い箇所へ海岸検知点を設置しているが、この地震計が動作した場合の運転手続きも上記のとおりである。

② 乗務員の対応

乗務員は、運転中地震を感知したとき、もしくは無線による緊急停止の情報を受信した場合は、直ちに列車を停止させ、以降の運転は指令員からの指示による。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

③ 乗客の避難・救護対策

駅における避難誘導は、災害状況を把握し、避難が必要と判断した場合は、乗客に避難を呼びかけ、駅員が避難誘導する。

車内の取扱いは、二次災害が発生する危険がある場合、速やかに輸送指令及び最寄りの駅長と打合せの上、乗客を安全な場所に誘導する。

大津波警報および津波警報発表時は、乗客とともに駅員も避難し、避難後もより高所へ逃げ、津波警報等解除があるまで避難を継続する。

④ その他の措置

各駅においては、負傷者等がある場合は、救護に当たるとともに、消防署・警察署・医療機関等に救護を要請する。

3. 阪急電鉄

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

発災時には、被害を最小限にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、必要に応じて緊急事態対策本部を設置し、輸送の確保に努める。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

(ア) 緊急地震速報により震度が4以上と予測される時、または地震警報表示器に震度4以上の表示を確認した時

- ・直ちに列車無線で全列車に運転中止を指示

(イ) 地震警報表示器に震度4の表示を確認した時

- ・地震1号指令発令
- ・震動がなくなつたと認められる時は、全列車に運転速度を25km/h以下に規制し、列車無線にて運転の再開を指示
- ・徐行運転により運行に支障のないことを確認した区間から順次運転速度の規制を解除（特定の箇所運転速度の規制を行う必要がある場合、その箇所の運転速度を指示）。地震指令の解除は、技術部各課よりの点検結果を総合判断のうえ行う。

(ウ) 地震警報表示器に震度5以上の表示を確認した時

- ・地震2号指令発令
- ・震動がなくなつたと認められた時でも、地震2号指令解除を待って運転の再開を指示
- ・震度5弱の区間においては、駅間停止した列車を駅に収容するため、列車の移動を指示する場合がある。
- ・地震2号発令解除後、列車の運行状況、被害状況等を把握し（特定の箇所運転規制を行う必要がある場合、その箇所の運転速度を指示）、安全を確認した区間より運転規制を解除。

(エ) 列車の停止

運転士は、運転指令者より運転停止の指示があったとき、または列車運転中に強い地震を感じたときは、次のことに留意して直ちに列車を停止させる。

駅間の途中で停止させる時は、曲線、勾配線、トンネル内、橋梁上または閉塞信号機を越えた箇所での停止を避ける。

やむを得ず停止した時は、運転指令者の承認を得た後、移動させる。

地下線内においては、状況の許す限り最寄り駅までの運転の継続に努め、駅到着後に停止する。長時間停止するときは車掌に指示し、手歯止等により転動防止の処置を取る。

(オ) 通報連絡

列車の停止位置、線路および乗客の状況を把握のうえ、列車無線にて運転指令者に報告する。

イ 乗客の避難・救護対策

(ア) 駅における避難誘導

駅長は、避難が必要な場合は、避難の場所、方向を指示して旅客を安全な方向へ誘導する。なお、この場合、消防署及び警察署へ通報し、救援出動を要請する。

(イ) 列車乗務員が行う避難誘導

駅間の途中で停止、避難が必要と認められる場合は、運転士は車掌と打合せのうえ、制動機の緊締、手歯止の使用等により転動防止の処置後、乗客を安全な方向へ誘導する。

なお、この場合、避難場所、乗客の状況等を列車無線で運転指令者に報告する。

(ウ) 事故発生時の救援活動

緊急事態対策規程に基づいて、死傷者の救護、搬送、医療及び家族への連絡、見舞い、収容病院とその電話番号等の調査、事故関係者との連絡、応対に関する事項を処理し、救護活動に当たる。

4. 阪神電気鉄道

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

災害発生の恐れがある場合、運輸部長は、列車運行の安全並びに諸施設の保全を図るため、状況に応じて警備指令を発令する。

警備指令は、甲号警備指令及び乙号警備指令の2種類がある。

ア 甲号警備指令:災害の発生が予測され、諸種の準備が必要と認められる場合

イ 乙号警備指令:甲号警備指令には至らないが、応変の処置を必要とする場合、非常災害が発生したとき、または発生する恐れが生じた時は、非常事態対策規則に基づき、対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の応急処置を迅速に行い、被害を最小限にとどめる。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

震度4以上の地震を感知した場合、運転指令は全列車の停止を指示する。

(ア) 乙号地震警報（震度4）

運輸部長は、震動がなくなった後、速度を指定して運転の再開を指示する。

(イ) 甲号地震警報（震度5以上）

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

対策本部は、電気部及び工務部の施設の点検結果に基づいて運転の再開を決定する。
この場合、運転速度及び運転区間を併せて指示する。

(ウ) 列車の停止

地震発生を感知しまたは地震警報の発令を受信した列車の運転士は、できるだけ安全な位置に列車を停止する。駅間の途中で列車を停止する時は、曲線、勾配線、橋梁、踏切道、トンネル内、電車線セクション、築堤及び跨線橋下を避けて停止する。

(エ) 停止列車の移動禁止

5. 山陽電気鉄道

(1) 発災時の初動措置と応急対応

1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、対策本部を設置し、その被害を最小限にとどめるとともに、併発事故の防止、輸送の確保、情報の把握、被害者の救援等を実施することとする。

2) 発災時の初動態勢

① 運行規則

ア 防災情報システムにより震度4以上の地震の発生を感知したとき又は緊急地震速報により震度4以上の地震を受報したときは、直ちに全列車を停止することとする。

イ 震度4の地震の発生を感知した後、沈静化したと認めたときは、別に定める区間ごとに毎時25km以下に制限して運転を再開することとする。

ウ 震度5弱以上の地震の発生を感知したときは、別に定める区間ごとに線路施設・路盤の点検を行い、安全が確保されなければ運転を再開してはならない。

② 乗客の避難誘導

ア 駅長は、旅客の安全確認および駅施設・留置車両の状態を点検し、その状況を運転指令及び営業所に報告する。旅客の避難が必要な場合は安全な場所に避難誘導する。必要があれば警察署・消防署等に対し、出動を要請する。

イ 運転士は、直ちに列車を停止する。地下線内では、可能な限り最寄り駅まで運転を継続する。停止後、運転指令より安全確認の指示を受けたときは、その結果を報告し、最寄り駅までの移動を指示されたときは、毎時15km以下の速度で移動する。運転指令又は駅長から、旅客を安全な場所に避難させるよう指示を受けたときは、車掌と打ち合せを行い、ブレーキの緊締、手歯止使用等、転動防止をした後、安全な場所に避難誘導するとともに、避難場所・旅客の状態等を運転指令に報告する。

ウ 車掌は、列車が地震のため停止したときは、その状況を速やかに把握し、適切な車内放送を行い、車内秩序の維持に努め、旅客の避難が必要と認められるときは、運転士と打ち合わせて、避難場所など適切な案内を行うとともに、安全な場所に避難誘導する。旅客の避難誘導にあたっては、乗り合わせた社員・関連会社社員等、鉄道関係者に協力を依頼する。また、必要に応じて一般の乗客に協力を依頼する。

③ 救護活動

ア 係員は、事故が発生した場合、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をと

ると共に、関係先に報告することとする。

イ 救護責任者は、死傷者がある場合、その氏名、住所、性別、年齢、収容医療機関及び症状等を的確に把握し、家族その他関係者への連絡対応に従事することとする。

ウ 運転指令及び駅長は、特に人命救助の必要がある場合に、消防本部に出動を要請することとする。

エ 駅長は、旅客に対し放送装置及び掲示等を利用して、事故の概況、輸送の方法、復旧の見込み等案内の徹底を図り、秩序の維持に努めることとする。

6. 神戸電鉄

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

緊急事態が発生した場合またはその恐れがある場合は、状況を判断して現地対策本部を設置、および必要に応じて本社対策本部を設置し、復旧、輸送、救護等の処理を実施する。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

(ア) 緊急地震速報により震度が4以上と予測される時、または地震警報表示器に震度4以上を記録した時は、直ちに全列車の運転停止を指示する。

(イ) 地震警報表示器に震度4を記録した時（地震1号指令発令）

震動がなくなったと認めたときは、全列車の運転速度規制（25km/h以下）に基づく運転再開を指示する。

施設点検結果を総合判断のうえ、地震1号指令および運転規制の解除を指示する。

（特定の箇所では運転速度を規制する必要がある場合は、当該箇所の運転速度を規制したうえで解除する。）

(ウ) 地震警報表示器に震度5以上を記録した時（地震2号指令発令）

震動がなくなったと認めたときでも列車運転の再開を指示せず、施設点検結果を総合判断のうえ、地震2号指令および運転規制の解除を指示する。

（特定の箇所では運転速度を規制する必要がある場合は、当該箇所の運転速度を規制したうえで解除する。）

(エ) 列車の停止

運転中に強い地震を感知した時、または運転指令者から運転停止の指示があった時は、直ちに列車を停止させる。駅間の途中で停止させる時は、曲線、勾配線、トンネル、橋梁、踏切道または閉塞信号機を越えた箇所はできるだけ避け、やむを得ず停止した時は運転指令者の承認を得た後、移動させる。

(オ) 通報連絡

列車無線で運転指令者に列車停止位置、線路・乗客の状態等を報告する。

イ 乗客の待避・救護対策

(ア) 駅における待避誘導

駅長は係員を指揮して乗客を安全な場所に誘導し避難させる。

乗客を安全な場所に誘導した後、更に地方公共団体が予め定めた緊急避難場所（大火）

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

の位置、災害に関する情報等を乗客に伝達し、秩序維持に努める。

(イ) 列車乗務員が行う乗客の避難誘導

列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

列車が駅間の途中に停車している場合は、原則として乗客は降車させない。

ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

- a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、乗客を降車させる。
- b 特に子供、高齢者等に注意し、他の乗客に協力を要請し安全に降車させる。
- c 隣接路線に立入ることは危険であることを放送等で徹底し、併発事故の防止を図る。

(ウ) 事故発生時の救護活動

地震の発生とともに乗客の避難状況を把握して、次の措置を取る。

- a 放送により状況を案内する。
- b 負傷者、子供、高齢者等を優先救護する。
- c 出火防止に努める。

7. 神戸高速鉄道

「鉄道輸送の確保」については、運行会社である阪急電鉄、阪神電気鉄道および神戸電鉄が管理し、取り扱いを定めている。

【管理区分】

阪急電鉄	: 阪急神戸三宮～高速神戸
阪神電気鉄道	: 元町～西代
神戸電鉄	: 新開地～湊川

8. 神戸新交通

(1) 発災時の初動措置と応急対応

① 災害対策本部の設置

震災が発生した場合、その被害防止と迅速かつ適切な復旧を図ることを目的に、災害対策本部を設置する。

また、災害対策本部は、防災上必要と認めた場合、社員の非常招集を行う。

② 発災時の初動態勢

ア 運行規制

地震発生時、乗客の安全確保を図るため以下の処置を行う。ただし、緊急地震速報システムにより、震度5弱以上の緊急地震速報を受信した場合は、以下によらず、全列車を非常停止させることとしている。

(ア) 第1次警報 (25ガル～79ガル)

駅停車中の列車は出発を見合わせ、駅間にある列車に対しては、直ちに速度を毎時15キロメートル以下に規制し、次駅で運転を見合わせる。

(イ) 第2次警報 (80ガル以上)

全列車を非常停止させる。

イ 乗客の避難・救護対策

(ア) 乗客の避難誘導等

司令長は、地震警報の表示を確認した時は、速やかに全列車の旅客に対し、適切な状況説明放送を行い、その動揺制止に努める。

第2次警報の場合において駅停止中の列車がある時は、車内に対して改札機外への誘導案内の放送を行い、駅間停止列車がある時は、車内旅客に対し、係員が到着するまで待つよう放送する。

やむを得ず駅間停止列車から旅客を誘導避難させる時は、誘導避難のための係員または列車を事故現場に派遣する等、必要な手配をとる。

(イ) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、その状況を的確に判断し、迅速に安全適切な処置を取り、人命に危険の生じた時は、全力を尽くしてその救助に当たり、必要に応じ消防署、警察署に出動要請を行う。

ウ その他の措置

(ア) 第1次警報（25ガル～79ガル）

放送等により駅旅客への案内を行い、必要により改札制限を行う。

(イ) 第2次警報（80ガル以上）

営業停止の処置（券売機、改札機の停止）を行うとともに、放送等により駅旅客への案内を行う。またホーム及び駅停止中の列車内の旅客を改札機外に誘導する。

1 1－7 海上輸送の確保

1. 発災時の初動措置と応急対応

(1) 発災時の初動対応

各海上運送事業者（以下、「各事業者」という。）は、発災時は神戸海上保安部等の指導に従って、乗客の避難・救護対策、津波予報・警報に対応して阪神港及び沿岸付近からの早期避難、危険物積載船舶の運航規制等必要な措置を取る。

(2) 災害対策本部の設置等

災害により船舶が重大な被害を受ける等の事由により、複数の関係機関の連携を要し、神戸市全体として処理する必要があると認める時は、災害対策本部の設置等を行い、適宜体制を整備する。

(3) 情報連絡システムの構築

災害等により船舶の損傷、火災、浸水、負傷者の発生等があれば、船長は、直接もしくは各事業者、運航管理者等を通じて、神戸海上保安部、医療機関等、緊急に連絡が必要な相手先との情報連絡システムを構築する。

2. 海上輸送の確保

(1) 海上輸送の目的

海上輸送は、陸上交通網の状況、輸送効率等を比較考慮して、陸上交通機関等の代替又は救援物資輸送のために行う。

(2) 航路の新設・変更

各事業者は、航路の新設・変更を行う場合、先ず関係港湾管理者と調整を図り、神戸運輸監理部へ所定の手続きを行う。

(3) 臨時発着場の選定

発災時は被害状況に応じて、港に船舶の発着場を選定する。

(4) 臨時航路・ダイヤ等の広報

各事業者により、臨時航路・ダイヤ等が決定すれば、災害対策本部はアクセス等の整備に努め、報道機関へは広く周知徹底を図るために情報を伝え、協力を要請する。

3. 河川・港湾障害物除去

各河川・港湾管理者は、河川・港湾機能を確保するため、障害物の状況報告に基づき、運搬、処理等総合的な対策を立てて必要な調整を行うとともに、所管の障害物を除去する。

4. 在港船舶対策

- (1) 災害の発生が予想される場合は、船舶の損傷を最小限にとどめるため船舶避難等の対策を行うほか、特に小型船舶については、生命の確保を最優先として、予想される津波到達時間を考慮した避難可否について検討する。

また、小型船等が港湾施設を破壊したり、打ち上げられて人命や住家に被害を与えることがないように、日頃からけい留索の増し取り等の対策を講じることが望ましい。

(2) 在港船舶関係機関

・阪神港神戸区及び尼崎西宮芦屋区船舶津波対策委員会

① 構成

- ・神戸海上保安部 ・邦船社グループ ・神戸市港湾局
- ・外国船社グループ ・旅客船協会 ・神戸タグ協会
- ・兵庫県船舶代理店協会 ・兵庫海運組合 ・内海水先人会
- ・大阪湾水先区水先人会 ・兵庫県漁業協同組合連合会
- ・神戸港はしけ運送事業協同組合 ・日本沖荷役安全協会神戸支部

② 主な実施事項

津波発生時、在港船舶等に対し、阪神港長から「第一体制(津波警戒勧告)」または「第二体制(津波避難勧告)」を発令する。

発令時期は、気象庁等から兵庫県瀬戸内海沿岸に対し、「津波注意報・警報・大津波警報」が発表された時に自動的に行われる。

また、気象庁から南海トラフ地震情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、阪神港長から「南海トラフ地震警戒強化（勧告）」を自動的に発令する。

③ 活動

港内津波影響に関する調査、船舶対応策の策定等

(3) 連携を要する機関名

気象情報により在港船を安全かつ緊急に避難させるため、下記の機関と緊密に連携する。

- ・神戸海上保安部 ・神戸地方気象台 ・大阪湾水先区水先人会
- ・神戸タグ協会 ・綱取業者 ・神戸フェリーセンター
- ・近畿地方整備局神戸港湾事務所

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 1 1. 災害時交通規制・緊急輸送対策

(4) 引船等の隻数及び連絡方法

① 隻数

種別	隻数	備考
引船	17	民有 17
港務艇	2	市有(竜王、きくすい)
綱取船	8	民有(早駒運輸株式会社)
計	27	

② 連絡方法

次の基地局から、超短波港湾無線電話を用いて行う。

ア 神戸タグ協会 (電話302-7903)

各引船との連絡を行う。

イ 神戸市港湾局海務課 (電話 272-1611) 157.61MHz

港務艇との連絡を行う。

ウ 早駒運輸株式会社神戸港繫離船センター (電話 381-5333) 372.65MHz

同社所属の綱取船との連絡を行う。

5. 港湾施設の復旧

港湾管理者が管理する港湾施設が、異常な自然現象により被害を受けた場合は、速やかに被害状況を調査し、施設を復旧する。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- ① けい留施設の破壊で、船舶のけい留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- ② 臨港交通施設の破壊で、当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの
(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く)
- ③ 水域施設の埋そくで、船舶の航行又は船舶に重大な支障を与えているもの
- ④ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生ずる恐れがあるもの

第12章 保健・防疫・衛生対策

本章では、地震発生後の住家の被害等による避難所の避難者や在宅避難者への保健対策、防疫対策、食品衛生確保対策等について定める。

【 構 成 】

12-1 保健対策

12-2 防疫対策

12-3 食品の衛生確保対策

12-4 入浴施設確保対策

実施担当部	担当業務
健康部	・保健対策に関すること ・防疫対策に関すること ・食品衛生に関すること ・入浴施設確保対策に関すること
経済観光部	・食料等の配送ルート、手段、方法の調整に関すること

1 2 - 1 保健対策

健康部は、市内外からの応援チームを含め、保健活動班等を編成し、健康相談等の実施体制を確保し、早期に保健対策を実施することにより、被災に伴う健康被害を予防できるよう支援する。

また、保健活動班は、救護班と協働してチームミーティングを開催し、情報共有しながら連携を図る。

1. 健康診査

被害を受けた市民に対し、避難所及び仮設住宅等で健康診査を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

2. 巡回保健相談の実施

避難所や被災家庭の環境整備や健康管理を行うために、早期に保健師による巡回健康相談、家庭訪問を行うとともに、仮設住宅入居者が生活環境の変化に対応できるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育を実施する。

また、保健・医療・福祉等のサービスが適切に提供されるよう調整するとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

3. 巡回栄養相談等の実施

関係部門と連携し、管理栄養士等が、避難所や仮設住宅、給食施設等の被災者の栄養状態及び食事制限等、食事に特別な配慮が必要な被災者の早期把握を行い、必要に応じて巡回栄養相談等を実施する。

また、避難生活が長期化する場合には、被災者の健康に配慮した食料供給のため、担当部門に対し、管理栄養士等が食事内容等の助言を行う。

さらに、避難生活解消後も被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、健康教育等を実施し、栄養状態の早期改善を支援する。

4. 巡回歯科相談の実施

被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するために、早期に歯科医師・歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。特に、要介護者、障害者等は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。

また、避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談や健康教育等を実施する。

5. 予防接種の実施

インフルエンザ等の流行予防と、罹患、重症化、合併症の併発等を予防する目的で、予防接種を実施する。

6. 心の悩み相談の実施

大災害発生時、災害によるショックや自らの被災状況のなかで、精神的に不安感を抱いたり、不安定な状況に陥ることが多いため、専門家による心理的なカウンセリングを実施する。

(1) 精神科救護所の設置

被災精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行うとともに、避難者、職員、ボランティア等に対して心のケアを行うため、兵庫県に精神科救護所の設置を要請する。

(2) 心のケアセンターの設置

災害・緊急時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学、臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど、長期的な被災者の心のケア対策を行うセンターを被災地域に設置する。

上記1～6の業務をはじめとする保健活動は、「神戸市災害時保健活動マニュアル」を参考にして実施する。

7. 車中等避難者への保健対策に関する情報提供等

車中等避難者については、食料・物資を受け取るために避難所を訪れる機会等を捉えて、健康診査等の保健対策の実施について情報提供を行う。

また、エコノミークラス症候群について啓発を行うとともに、水分摂取や車外に出て体を動かすといった予防を呼び掛ける。

1 2－2 防疫対策

1. 防疫活動体制

健康部は、ライフラインが寸断し、衛生環境の悪化による感染症や集団食中毒等の発生を防止するために、必要に応じ、感染症調査班、防疫班を編成し、以下の対策を集中的に実施する。

(1) 防疫活動組織の編成

① 感染症調査班の任務

感染症発生時、患者の早期発見、措置及び予防活動を行う。

ア 感染症患者の調査及び接触者の健康診断の実施

イ 臨時予防接種の実施

ウ 予防のための健康教育及び広報活動

エ 患者に対する入院治療と患家の消毒

② 防疫班の任務

衛生環境の悪化が懸念される被災地及びその周辺において、感染症や集団食中毒の発生防止活動を行う。

ア 消毒及び水質検査

イ ネズミ及び昆虫等の駆除

ウ 避難所の防疫指導

エ 被災家屋等の防疫指導

オ その他施設の防疫指導

2. 防疫活動の基準

(1) 検病調査及び健康診断の実施

感染症の患者や患者接触者への健康診断を行い、患者の早期発見と治療を行う。被災地の感染症発生状況を把握する。

(2) 臨時予防接種の実施

災害の状況や被災地における感染症発生状況により、必要に応じ臨時予防接種を行う。

(3) 予防教育及び広報活動

検病調査、健康診断の実施に際しては、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、ビラの配布、広報車等により予防広報を行う。

(4) 患者に対する入院治療と消毒

被災地において、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した時は、適切に医療を提供し、感染拡大防止のため、必要に応じて消毒を行う。

(5) 避難所の防疫指導

避難所開設後、直ちに便所、その他の不潔場所を消毒し、以後適宜消毒を実施する。

また、避難所の防疫指導を行い、食中毒・感染症の予防・早期発見、便所等の生活施設の衛生管理及び消毒、食品の取扱い、手洗いの励行、ペット動物の飼育、寝具の乾燥等の指導を行う。

(6) 被災地域等の防疫指導

下水があふれた場所及びその他不潔場所を必要に応じて消毒するとともに、消毒薬を配布して指導を行う。

(7) その他施設の防疫指導

- ① 救援食品調理施設、保管施設の衛生指導、啓発を行う。
- ② 営業を再開した食品・環境衛生関係施設への監視、指導を行う。
- ③ 受水槽設置施設への衛生監視等飲料水に関する指導、啓発を行う。

3. 防疫資機材の備蓄・調達

(1) 薬剤・資機材の備蓄

衛生監視事務所は、防疫活動に必要な薬剤及び資機材を必要に応じて適宜備蓄・管理する。

(2) 防疫薬剤・資機材の調達

衛生監視事務所は、被害状況、被害戸数等に応じ適宜薬剤、資機材の調達を行う。

1 2 - 3 食品の衛生確保対策

1. 対象物

災害発生後に開設される地域防災拠点等で配給される弁当や炊き出しによる食品等とする。

2. 衛生確保の方法

(1) 避難所衛生巡回指導

保健所は、所轄する区域の避難所を巡回し、食品に係わる衛生状態の確認、必要な衛生指導等を実施する。

(2) 避難所における衛生指導の内容

「避難所における衛生確保指針」(防災 DB 地応急 資料 12-3-1)に基づき、リーフレット等により避難所の管理者や避難者、ボランティアを対象に衛生指導を行う。

(3) 弁当等納入業者への指導

① 配送ルートの改善

健康部は、経済観光部と調整の上、市外からの弁当等納入業者へ製造所から避難所への直送最短ルートの検討、輸送手段、方法等について指導・協議を行う。

② 衛生指導の要請

健康部は、市外の納入業者や製造所を管轄する自治体に対し、衛生指導の徹底を要請する。

③ 安全確認検査の実施

健康部は、市外から納入された弁当等食品について食品衛生上の安全確認検査を実施する。

④ 保健所は、市内弁当等納入業者、製造所に対し、衛生指導及び安全確認検査を実施する。

3. 食品衛生、環境衛生等活動

(1) 衛生監視班の任務

① 連絡調整班

- ア 食料調達部門等からの情報収集と他の監視班への情報提供
- イ 市内施設の復興状況の情報収集と食料調達部門等への情報提供
- ウ 国や他自治体衛生部との連絡調整

② 避難所巡回班

- ア 救援食品等の保管、取扱いに関する衛生啓発と検査検体の採取
- イ 避難所での環境衛生の保持に関する啓発
- ウ 飲料水の衛生状態の指導・啓発
- エ 避難所でのペット動物の飼育に関する啓発

③ 営業監視班

- ア 営業を再開した被災環境、食品関係営業施設への衛生監視、指導
- イ 救援食品の調理施設への重点監視、指導、検査検体の採取
- ウ 給水再開に向けた受水槽の衛生監視、その他飲料水に関する指導

④ 検査班

- ア 救援食品等の検査
- イ 飲料水の検査

(2) 必要な資材、機材の備蓄

- ① 検査機材は平常時より備蓄
- ② 避難所へ配布する衛生資材類 アルコール式手指消毒薬容器 全市で 6,000 個

12-4 入浴施設確保対策

1. 入浴施設確保対策

健康部は、被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び、水、ガスが復旧しないときは、必要に応じ、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

(1) 一般公衆浴場の再開支援

一般公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。その場合、浴場の再開等について、市民広報にも努める。

(2) 仮設入浴施設等の設置

(1)によっても入浴施設が不足する時は、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。

(3) 自衛隊による支援

スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。

(4) その他施設の利用

ゴルフ場等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

第13章 ボランティア活動支援

本章では、地震発生後の避難所運営、復旧作業など様々な場面での活動が期待される災害ボランティア活動に対する支援の内容を定める。

【 構 成 】

13-1 災害ボランティア活動の支援

実 施 担 当 部 等	担 当 業 務
区 本 部	・災害発生時に設置される「区災害ボランティアセンター」との協議及び運営支援に関すること
福 祉 部	・災害ボランティア活動の行政対応に関すること(他の部が扱う専門ボランティアは除く)
神 戸 市 社 会 福 祉 協 議 会	・「神戸市災害ボランティア情報センター」の設置・運営に関すること
各区社会福祉協議会	・「区災害ボランティアセンター」の設置・運営に関すること
各 部	・各部が行う災害対応の専門ボランティアに関すること

13-1 災害ボランティア活動の支援

1. 災害ボランティアの定義・属性

(1) 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」である。

(2) 災害ボランティアの職能

災害ボランティアは職能によって、医師や看護師、通訳等専門的な技術や知識を活用する専門職ボランティアと一般ボランティアに区分される。

(3) ボランティアの所属

① 組織や団体に所属するボランティア

NGOやNPO、企業及び宗教団体等、組織や団体に属するボランティアで、自らの行動規範で活動する。

② 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人の資格で参加するボランティア。

③ 後方支援や資金の提供

直接被災地で活動する支援ではなく、被災地外で行う支援活動や資金・資機材等の支援を行う活動をする。

2. 災害ボランティア活動の支援

(1) ボランティア班会議の開催

災害発生後、福祉部は「ボランティア班会議」を開催し、災害の規模や被害状況の把握とともにボランティアによる支援の必要性を検討する。必要に応じ、「神戸市災害ボランティア情報センター」、「区災害ボランティアセンター」の設置を要請する。

ボランティア班会議は次の者で構成される。

- ① 福祉局くらし支援課課長
- ② 福祉局くらし支援課係長
- ③ 神戸市社会福祉協議会総務部長
- ④ 神戸市社会福祉協議会地域支援部長
- ⑤ 神戸市社会福祉協議会ボランティア情報センター長

ボランティア班会議は次の内容について協議する。

- ① 被災状況などについての情報共有
- ② 神戸市災害ボランティア情報センター、区災害ボランティアセンターの要否
- ③ ボランティア活動の支援に関すること
- ④ 神戸市災害ボランティア情報センター、区災害ボランティアセンターの運営に関すること

(2) 「神戸市災害ボランティア情報センター」の設置

災害発生後、ボランティア班会議の要請に基づき、神戸市社会福祉協議会は「神戸市災害ボランティア情報センター」を設置し、被害状況やボランティアニーズなどに関する情報を広く発信する。

また、神戸市災害ボランティア情報センターは、全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整及び活動派遣要請を行い、全市レベルのボランティア情報の集約や発信・受信基地として機能する。また、被災地における区災害ボランティアセンターの設置・運営やスタッフの確保など、必要な支援を図る。

「神戸市災害ボランティア情報センター」は、次の業務を行う。

- ① 災害対策本部、区災害ボランティアセンターとの連携による災害ボランティア情報の収集及び発信
- ② 区災害ボランティアセンターの運営の支援と連絡調整
- ③ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- ④ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理

(3) 「区災害ボランティアセンター」の設置

災害発生後、区社会福祉協議会は区内に「区災害ボランティアセンター」を設置し、区本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

「区災害ボランティアセンター」は、次の業務を行う。

- ① ボランティアニーズの収集・相談対応及び情報提供
- ② ボランティアの受付、ボランティア共済の加入受付
- ③ ボランティアとニーズのマッチング
- ④ 活動に関する事前研修（注意事項・内容等）
- ⑤ 区内のボランティア活動情報の集約・管理
- ⑥ 神戸市災害ボランティア情報センター・区本部との連絡調整
- ⑦ NGO、NPO、その他外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークの形成及び活動調整を行うための支援

(4) 「神戸市災害ボランティア情報センター」・「区災害ボランティアセンター」候補地の指定

神戸市災害ボランティア情報センター及び区災害ボランティアセンターは、公園や公共施設等を候補地と指定する。（防災 DB 地応急 資料 9-4-2）

災害発生後、被災状況や候補地の活用状況を把握し、適正な場所に設置するものとする。

3. 災害時のボランティア活動に必要な情報の検討

図 13-1-1 に示す活動支援システムの概念に加え、災害時に災害対策本部から被災情報を把握し、ホームページ等を活用しながら、団体やボランティアに対する情報発信ができる仕組みを構築する。

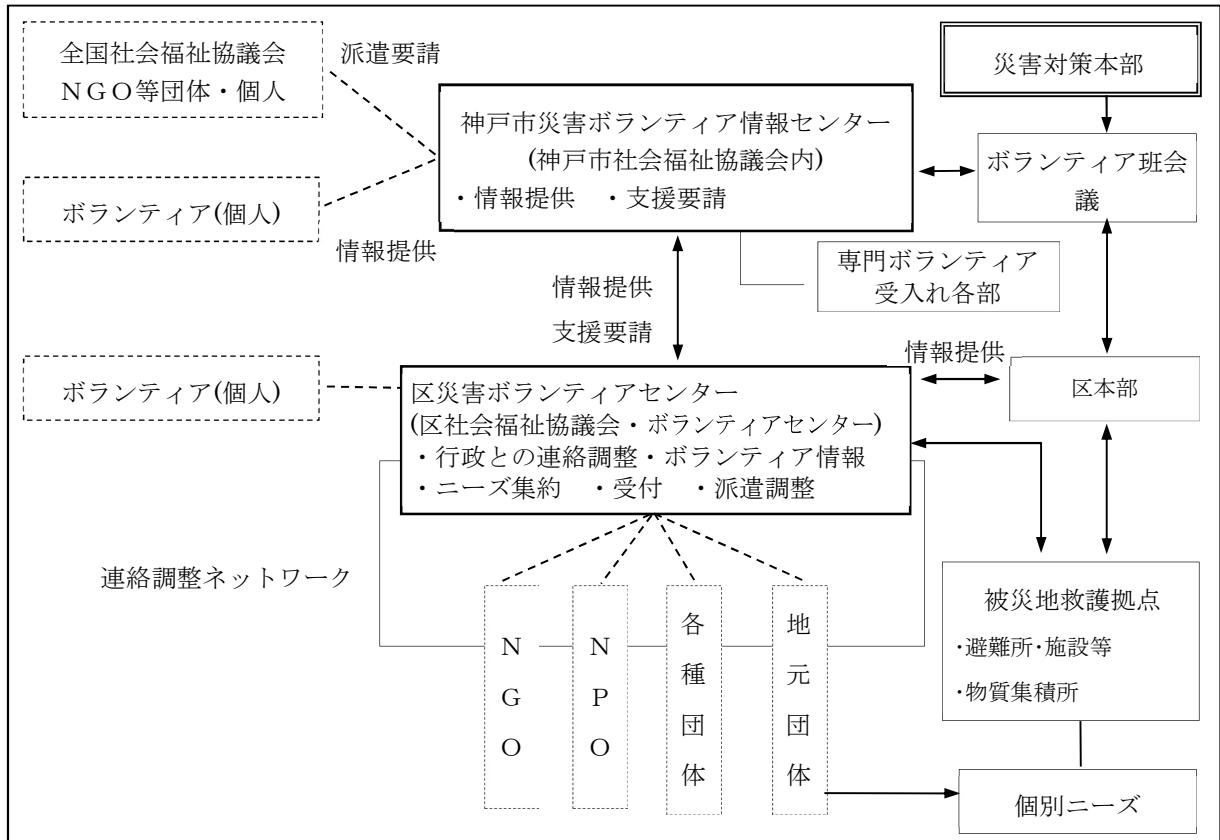


図 13-1-1 災害ボランティア活動の支援

第14章 安否不明者等の氏名公表・行方不明者搜索・遺体埋火葬計画

本章では、地震災害によって安否不明等となった者の氏名等の公表や行方不明となった者の搜索、及び死亡者の処置、埋火葬を実施するための計画を定める。

【 構 成 】

14-1 安否不明者等の氏名等の公表

14-2 行方不明者の搜索及び遺体の処置

14-3 遺体の埋火葬

実施担当部	担 当 業 務
危機管理部	・安否不明者等の氏名等の公表に関する事
地域協働部	・安否不明者等の氏名等の公表に係る住民基本台帳の情報提供に関する事
区 本 部	・行方不明者の搜索に関する事 ・遺体の収容、安置、処置に関する事
福 祉 部	・行方不明者の搜索のための人員や資機材の調達の連絡調整に関する事 ・行方不明者の搜索、遺体の収容、安置、処置についての連絡調整及び指導に関する事
健 康 部	・遺体の埋火葬に関する事
消 防 部	・行方不明者の搜索への協力に関する事

14-1 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表する（ただし、住民基本台帳の閲覧制限がある場合は、個人が特定できる内容については非公表）。

市は、県が定めた「災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針」（防災 DB 地応急 資料 14-1-1）に基づき、安否不明者等の情報収集や住民基本台帳の情報確認、関係者との調整、名簿の作成、県への報告、安否不明者等の氏名等の公表等を行う。

14-2 行方不明者の搜索及び遺体の処置

1. 行方不明者の搜索

災害により現に行方不明の状態にある者を対象として、下記の要領で搜索を行う。

(1) 実施機関

行方不明者の搜索は、市長が実施する。

(2) 行方不明者の搜索方法

災害発生に伴い、行方不明者がいると推定される時は、区本部長は機を失せず、人員及び搜索機器を確保し、搜索にあたる。

行方不明者の搜索は、警察、神戸海上保安部と連携をとり、状況によっては自衛隊、地元自主防災組織や住民、市の指定労務提供業者等の協力を得て実施する。

(3) 搜索の期間

行方不明者の搜索を行う期間は、原則、地震発生の日から 10 日間とする。

11 日目以降も行方不明者の搜索を行う必要がある場合は、期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにし、国と協議する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって搜索される行方不明者の数等）

(4) 行方不明者を発見した場合の措置

搜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに所轄の警察及び区本部長に連絡する。

(5) 経費の負担

災害救助法が適用され、救助に要する費用が 100 万円以上となる場合、その額の神戸市の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により国が負担する。

- ・普通税収入見込額の 2/100 以下の部分：50/100
- ・普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分：80/100
- ・普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分：90/100

搜索のために支出する費用の範囲は、舟艇その他搜索に必要な機械や器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、その額は通常の実費とする。

2. 遺体の処置

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合、これらを実施する。

(1) 実施機関

遺体の処置は、市長が実施する。

(2) 遺体の処置方法

遺体の処置は、見分を行う警察、神戸海上保安部と密接な連絡をとり実施するものとし、必要に応じ葬儀業者の雇用、または自主防災組織や住民の協力を得て行う。

① 遺体の処置方法

ア 遺体の引渡し

区本部長は、警察、神戸海上保安部から遺体の引渡し連絡を受けたときは、直ちに職員並びに委託葬儀業者を現場に派遣し、遺体の引渡しを受ける。

イ 遺体の検案

処置を行う前に警察官による見分が行われるが、医師による検案も通常その時行われるため、見分・検案が終わった後に洗浄等の処置を行う。

ウ 遺体の洗浄、縫合、消毒等

引渡しを受けた遺体は、直ちに遺体安置所(防災 DB 地応急 資料 14-2-1)へ移し、必要に応じ洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

なお、上記の安置所だけではスペース等が確保できない場合は、臨時安置所として区民センター、区民ホール、体育館等の場所を確保する。

エ 遺体の一時保存

区本部長は、遺体安置所において遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、棺桶、ドライアイス等を委託葬儀業者や広域応援から調達し、遺体の腐乱を避ける。特に、夏期等気温が高い季節には、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

オ 遺体の身元確認

区本部長は、遺体の身元を確認し、遺体処置票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

区本部長は、警察の協力を得て、行方不明者の捜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

カ 遺体の引取り

身元が判明し、引取人がある時は、速やかに遺族等へ引渡す。

遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

② 遺体処置に関する書類

区本部長は、遺体処置に関する救助実施記録日計票(防災 DB 地応急 資料 14-2-2)を作成、整理する。

(3) 遺体処置の期間

遺体の処置は、原則、地震災害が発生した日から 10 日以内に完了する。

11 日目以降も遺体の処置を行う必要がある場合は、期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにし、国と協議する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ④ その他（期間の延長をすることによって処置される遺体の数等）

(4) 経費の負担

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体につき 3,400 円
- ② 遺体の一時保存
 - ア 既存建物を利用する場合…………… 当該施設通常借上実費
 - イ 既存建物が利用できない場合…………… 1 体につき 5,300 円
- ③ 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額

1 4－3 遺体の埋火葬

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に応急的な措置として行う。

1. 実施機関

遺体の埋火葬は、市長が実施する。

2. 遺体の埋火葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

- ① 区本部長は、対象者の遺体を火葬する場合、健康部に連絡し、指定された斎場へ搬送する。
- ② 健康部は、引継ぎを受けた遺体を「遺体埋火葬許可証」(防災 DB 地応急 資料 14-3-1)に基づき、火葬に付する。
- ③ 区本部長は、火葬の終わった遺骨及び遺留品を、遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。

但し、区本部長から保管要請があった場合は、遺骨は健康部で一時保管する。

3. 身元不明遺体の遺骨の取扱い

- ① 区本部長は、身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、収容された遺体収容所に保管する。
1 年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、区本部長の保管要請を受けて、遺骨は健康部が保管する。
- ② 区本部長は、警察の協力を得て身元不明遺体の遺骨の引取人を調査する。

4. 埋火葬の内容

対象者の埋火葬は、原則として以下の範囲内において現物を支給する。

- ① 棺（付属品を含む）
- ② 埋葬または火葬の費用（作業員人件費を含む）
- ③ 骨つぼ

5. 埋火葬の場所

斎場の所在、名称を以下に示す。

表 14-3-1 斎場一覧

名 称	所 在 地	電 話	備 考
甲南斎場	東灘区本山町田中文字南小路 423	851-8050	火葬炉 10 基
鶴越斎場	北区山田町下谷上字中一里山 14- 1	743-1234	火葬炉 30 基
有馬斎場	北区有馬町字京口山 1814	743-1234	火葬炉 2 基
西神斎場	西区神出町南美濃谷 600	961-5251	火葬炉 11 基

6. 他都市斎場への応援要請

(1) 応援要請

健康部は、市内の斎場が地震等の被害により使用できない場合及び斎場の火葬能力を上回る死者が発生した場合は、他都市の斎場へ応援要請を行う。

(2) 遺体の搬送

市外や県外の斎場への遺体の搬送については、遺族による業者の雇用等により対応し、必要に応じ関係機関等に車両やヘリコプターによる搬送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。

《参考》阪神・淡路大震災時の遺体搬送

阪神・淡路大震災では、地震から2日後の1月19日に県から受入れ先の割当の回答があり、神戸市分として京都市、大阪市等、県内・県外併せて20市町、受入れ可能数は1日156体であった。

7. 埋火葬の期間

遺体の埋火葬は、原則、地震災害が発生した日から10日以内に完了する。

11日目以降も遺体の埋火葬を行う必要がある場合は、期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにし、国と協議する。

- ① 延長の期間
- ② 期間の延長を必要とする地域
- ③ 期間の延長をする理由(具体的に)
- ④ その他(期間の延長をすることによって埋火葬される遺体の数等)

8. 埋火葬に関する書類

区本部長は、下記の書類を作成、整理する。

- ① 救助実施記録日計票(防災DB 地応急 資料14-2-2)
- ② 火葬台帳(防災DB 地応急 資料14-3-2)

第15章 廃棄物処理対策

本章では、震災後に発生するごみやし尿、損壊家屋等災害廃棄物及び死亡獣畜の収集・処理計画について定める。

【 構 成 】

15-1 震災時における廃棄物の収集・処理情報

15-2 ごみ処理

15-3 し尿処理

15-4 災害廃棄物処理

15-5 死亡獣畜の収集・処理

実施担当部	担当業務
健康部	・死亡獣畜発見者からの通知受付に関すること ・現地調査及び消毒その他の衛生措置に関すること ・埋却場所の選定のための調整と決定、その他関係機関との協議に関すること ・死亡獣畜の処理(衛生措置、埋却場所の指定)に関すること
環境部	・ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集・処理に関すること ・死亡犬猫の収集・処理に関すること
経済観光部	・死亡獣畜発見者からの通知受付に関すること ・死亡獣畜の検案(必要がある場合、家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案)に関すること
建設部	・公道上倒壊家屋等の収集・処理に関すること ・し尿処理対策に関すること

15-1 震災時における廃棄物の収集・処理情報

1. ごみ収集処理計画の策定

ごみの発生量は、震災の規模、人口密度等の地域性により大きく変動するが、阪神・淡路大震災では、生ごみを中心とした「燃えるごみ」は、水道・ガス等のライフラインの供給停止などにより、通常時よりやや増加にとどまったのに対し、家具等の「不燃系ごみ」は通常発生量の4～5倍に達し、その後も高水準で移行し、低下傾向を示し始めるまで約6カ月を要した。

また、家庭系・事業系を問わず、損壊家屋等のガレキ類と併せて排出されたため、収集の危険性・困難度が飛躍的に高まり、分別も非常に困難となった。

これらを鑑み、環境部は、収集・処理においては、ガレキ類の処理と整合性を図りつつ、季節等の発生時期、発生量、道路交通の状況、避難所ごみ、救援物資等一時大量ごみ、さらには保健衛生等も考慮した収集処理計画を策定する。

その際、広域的な相互応援協定や、重機・中継車両等の確保対策を講じる。

なお、燃えるごみ、不燃系ごみの発生量は、震災の規模等により大きく変動するため、予測は極めて困難であるが、阪神・淡路大震災時の発生状況を参考までに示す。

表 15-1-1 阪神・淡路大震災時のごみの発生状況

	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8～12月	合計
燃えるごみ	H6	32,034	27,575	31,793	31,742	33,495	32,218	32,461	163,058	384,376
	H7	27,124	29,085	31,921	29,714	32,589	30,299	31,079	154,192	366,003
	前年比	84.7%	105.5%	100.4%	93.6%	97.3%	94.0%	95.7%	94.6%	95.2%
不燃系ごみ	H6	10,700	8,444	10,212	13,791	13,349	11,963	12,507	61,733	142,699
	H7	25,755	43,719	28,639	20,810	20,219	19,691	17,849	69,560	246,242
	前年比	238.1%	517.8%	280.4%	150.9%	151.5%	164.6%	142.7%	112.7%	172.6%

2. 廃棄物収集システムの整備

阪神・淡路大震災の教訓から、地区別廃棄物の発生量予測及び道路状況を勘案した廃棄物収集体系のシステム整備に努める。また、発生量を勘案し、必要に応じて県、他都市等の応援要請を行うシステムとする。

罹災証明等から解体・撤去棟数及び発生がれき量を推計する。

15-2 ごみ処理

1. 一般廃棄物の処理(ごみ処理)

(1) 災害時のごみ処理

災害時にはあらゆる廃棄物が同時・大量に排出されるが、季節によっては、保健衛生上の観点から、一層迅速な処理が必要とされる。

また、被災状況を的確に把握し、「燃えるごみ」を住宅密度の高いところから収集するほか、道路交通の状況によっては夜間収集も検討する。

直営収集を核とした収集体制づくりと併せ、災害規模によっては、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等により、速やかに県、他都市、民間へ応援を要請する。

さらに、環境大臣により廃棄物処理特例地域と指定された場合で、市による災害廃棄物の処理が困難な場合は、環境大臣に処理を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

一方、市民に対しては、報道機関等を通じ、ごみの収集計画等を広報するとともに、曜日や排出区分のルールを守るよう協力を呼びかける。

※ごみ収集・処理計画及び人員配置表(防災 DB 地応急 資料 15-2-1)

(2) 仮置場の確保

道路交通の遮断・渋滞が予想されるため、仮置場を確保し、原則として夜間を含めた中継により処理を図る。

仮置場は、震災規模にもよるが、周辺環境に配慮しながらできる限り各区分に確保するものとし、少なくとも市内の東・中・西部の地域に概ね1ha以上の未利用地を、災害時空地管理システム(「共通編 予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-5 災害時空地管理システム」参照)により確保する。

なお、仮置場の管理については、衛生・防火対策とともに必要な重機・車両の確保のため、民間を対象とした応援体制の確立を図る。

(3) 避難所ごみ対策

阪神・淡路大震災では、ピーク時に避難所数が約600箇所、避難者数は約23万人にも達した。

避難所の開設規模にもよるが、保健衛生面等から毎日の収集が必要となり、一般の廃棄物処理ルートをベースに収集計画を定める必要がある。

また、毛布、畳、ポリタンク、ダンボール等、一時大量に発生するものについては、再利用・リサイクルの方策と併せ、その処理計画を定めておく。

(4) 不法投棄対策

排出ルールの乱れとともに、業務地区を中心とした不法投棄が長期間発生することが予測されるため、これに対する防止・処理対策が必要である。

(5) 落下物対策

一部損壊家屋等から、瓦、モルタル、ブロック等がかなり排出される。これらについてはそ

の性質から、処理機材等、一般廃棄物とは別ルートでの処理が必要であり、自治会単位等の地域別に収集するなどの方策とともに、適切な広報を行う必要がある。

2. クリーンセンターの復旧等

(1) 被害の把握と応急措置

各クリーンセンターの管理者は、「地震発生時の設備点検マニュアル」に基づき、地震発生直後に、建物、プラントの被害や、液状化、不等沈下等の地盤災害、及びライフライン被害等を調査把握し、必要な緊急防御措置を取る。

(2) 施設状況の報告

各クリーンセンターの管理者は、施設の被害状況や応急措置の内容について、速やかに環境局施設課へ連絡する。

(3) 応急復旧措置

各クリーンセンターは、被害状況をふまえて、ガス、水道設備の仮復旧等、早期に復旧を図るために必要な措置を講ずる。

(4) 広域的処理・処分

クリーンセンターの早期復旧に努めるとともに、広域的な中間処理(市域外処理)についても検討する。

表 15-2-1 災害廃棄物の現況最終処理場一覧

処 分 場 名	所 在 地
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑 1172-2
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山
神戸沖埋立処分場	東灘区向洋町地先（神戸港内）

15-3 し尿処理

発災時には、水道、電気の供給途絶や避難所の開設に伴い、仮設トイレの設置が必要となるため、仮設トイレ等の設置方法及びし尿処理の収集・処理について示す。

1. 仮設トイレ等の設置基準

避難所や緊急避難場所においては、100 人に 1 基の割合で設置しているが、今後は災害発生当初は避難者数 50 人に 1 基、その後避難が長期化した場合には 20 人に 1 基の割合で整備することを目標とする。

設置場所は、し尿収集が容易で視覚障害者の使用を考慮した、塀や壁際等安全な場所とする。

当面は、南海トラフ巨大地震への対応の緊急性を考慮し、その避難者数に対応できる量の整備を進める。その後、直下型地震を想定した避難者数に対応できる量の整備を進める。なお、南海トラフ巨大地震への対応として、平成 30 年度中に災害発生当初（3 日間程度）に必要な約 80 万回分の凝固剤を整備し、災害発生後 14 日間に必要な約 220 万回分の凝固剤は、災害時の凝固剤提供の協定締結により確保した。

(1) 初動対応

250 人に 1 基の割合で備蓄している仮設トイレ（凝固型・下水道接続型）で対応する。

また、災害時の凝固剤提供の協定締結による凝固剤配送により、災害用仮設トイレだけでなく、断水で使えない既設トイレも使用が可能。

(2) 後続対応

最終的には 100 人に 1 基の割合で設置するが、備蓄数が不足する場合には、流通在庫や広域応援によって調達した仮設トイレをあてる。

(3) 仮設トイレの備蓄数

災害発生直後の初動対応として、250 人当たり 1 基、計 800 基を各避難所、備蓄基地に備蓄する。

(4) その他

仮設トイレに関しては、上記の基準で整備するが、既設トイレの活用を考慮し、凝固剤によるし尿処理を整備する。

2. 仮設トイレ等の設置方法

(1) 避難所

避難所の被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の状況を判断し、仮設トイレ（凝固型・下水道接続型）を設置し、し尿を処理する。

(2) 緊急避難場所

緊急避難場所で避難が長期化した場合、被災状況や避難者数、水洗トイレの使用可否等の状況を判断し、仮設トイレ（凝固型・下水道接続型）を設置し、し尿を処理する。

(3) 被災地域

在宅避難者や、ライフラインの被害により水洗トイレの使用が不可能な被災者のために、必要に応じて公園等の施設管理者と連携し、拠点に仮設トイレを設置し、し尿を処理する。

(4) 事業者

仮設トイレ（凝固型）等の備蓄に努め、災害時における地域の保健衛生環境の維持に取り組む。

3. し尿の収集・処理

災害時のし尿収集・処理にあたっては、道路交通の状況を勘案し、最寄りの下水処理場で処理する。ただし、最寄りの下水処理場が使用不可能な場合、緊急措置として環境基準を考慮のうえ、管渠への直接投入も検討する。

※し尿及び汚泥収集処理計画及び人員配置(防災 DB 地応急 資料 15-3-1)

※バキュームカー保有状況及び調達先(防災 DB 地応急 資料 15-3-2)

15-4 災害廃棄物処理

損壊家屋・事業所等の解体時に発生する廃材、コンクリート塊、鉄筋等の災害廃棄物については、地震発生から長期にわたり大量に排出される傾向があることから、道路の寸断、交通渋滞等の要因も絡み、通常の収集手段だけでは対処できない状況が考えられる。

そのため、「神戸市災害廃棄物処理指針」に基づき、損壊家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理処分を実施する。

1. 損壊家屋の解体撤去

(1) 損壊家屋解体・撤去の原則

損壊家屋の解体によって発生する災害廃棄物の撤去・運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理基地の確保や処理処分に関する情報を提供する。

(2) 公費解体制度

国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する経費を補助対象とする場合がある（災害等廃棄物処理事業費補助金）。国庫補助の対象となる場合において、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止の観点から、本市が処理する必要があると判断した場合は、市による損壊家屋等の解体・撤去（公費解体）を検討する。

① 公費解体制度の広報と解体申請の受付

公費解体を実施する場合は、ホームページ・広報紙・避難所での掲示等により公費解体等の広報を実施するとともに、受付窓口を設置する。

② 解体撤去計画の策定

損壊家屋等については、危険性・公共性に配慮するとともに、環境保全に留意して、解体撤去を計画的に行う必要がある。参考として公費解体制度が設けられた阪神・淡路大震災時の解体処理事業フロー、倒壊家屋等の解体撤去実施フロー（市発注、自衛隊関係及び三者契約関係）を以下に示す。

③ 解体撤去作業の実施

公費解体は市発注を原則とし、災害の状況によっては自費解体への対応も発注方法を検討のうえ解体撤去を実施する。なお、解体作業にあたっては、解体現場での分別を徹底する。また、粉塵の発生防止に努めるとともに、有害物質の飛散防止対策を関係法令等に従い、適正に実施する。

(3) 所有者等への情報発信

(1)の解体・撤去の原則や公費解体の有無、また、公費解体制度が設けられた場合は、申請方法や解体方針、スケジュールの提示など、損壊家屋の所有者に向けた丁寧な情報発信に努める。

また、災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要となるため、標識等現地の土地境界の目印が喪失されないよう、市民や事業者への情報発信に努める。

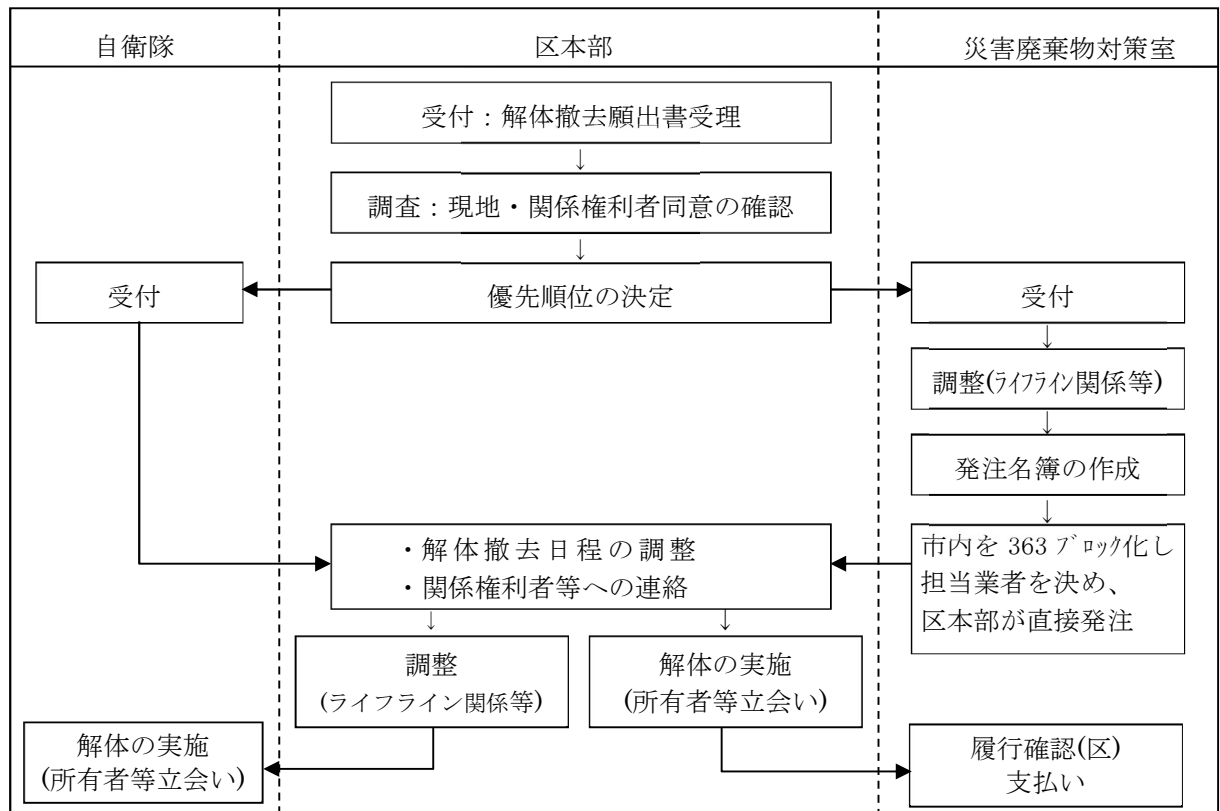


図 15-4-1 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー(市発注、自衛隊関係)

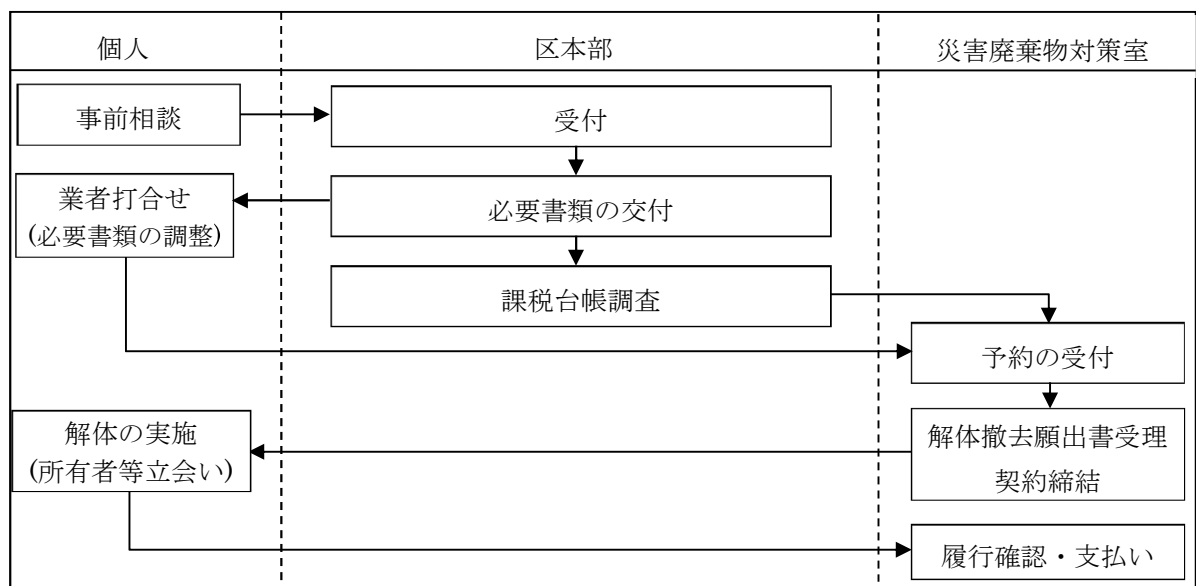


図 15-4-2 倒壊家屋等の解体撤去実施フロー(三者契約関係)

(注) 阪神・淡路大震災時には、緊急性・必要性から、市発注方式と三者契約方式が整備されるまでに自己処理したものについて、建物所有者等からの申出に基づき、解体費用を支払う精算方式を採用することとした。具体的処理は外部団体に委託した。

2. 災害廃棄物の処理処分

(1) 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物については、リサイクルが可能なものが含まれることから、分別収集や処理方法等についてリサイクルを考慮した収集処理計画を策定するため、発生量を推計する。

災害廃棄物の発生原単位として、「災害廃棄物対策指針」による発生原単位を用いる。

表 15-4-1 災害廃棄物の発生原単位

	発生原単位	出典
全壊（地震）	150トン／棟	阪神・淡路大震災の処理実績
半壊（地震）	30トン／棟	阪神・淡路大震災の処理実績（全壊の20%）

(2) 処理処分計画の策定

① 原則として市域内処理とし、必要に応じ市域外で処理とする。

② 解体現場における分別を徹底する。

木質系（可燃物）については、減量化・安定化を図るため、クリーンセンターにおいて焼却するものとする。また効率化を図るため、必要に応じ、仮設の中間処理施設（破砕機、焼却炉等）を整備する。

③ コンクリートガラ、金属、木材等については、リサイクルを推進する。

(3) 仮置場・中間処理基地の確保

① 第一次仮置場

地震により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、廃棄物の処理に緊急を要するものについては、それらを集積するため、災害時空地管理システムによる未利用地を第一次の仮置場として確保する。

② 中間処理基地（仮置場）及び積出基地

災害廃棄物処理の促進及び交通渋滞対策として、最終処分、リサイクルを考慮した分別・焼却・破砕等の中間処理基地及び積出基地を確保する。災害の規模によっては、これらを複数設置するほか、海上輸送、市域外処理についても考慮する。

(4) 処理処分の実施

① 解体現場での分別の徹底

災害廃棄物は、解体家屋ごとに現場で第一次の分別を行ったのち、仮置場に収集する。

ア 木造家屋等から発生する木質系廃棄物については、柱材等木材、金属、不燃物等の荒分別を行ったあと、指定の仮置場・基地へ搬入する。

イ ビル、マンション等から発生するコンクリート系廃棄物については、コンクリート塊、金属、内装材等可燃物の荒分別を行ったのち、指定の仮置場・基地へ搬入する。

② 仮設中間処理施設（選別機、破砕機、焼却炉等）の整備

③ リサイクルの推進

ア コンクリートガラは、再生材及び埋立用材として再利用を基本とする。

イ 金属は分別し、リサイクルを徹底する。

ウ 可燃物のうち柱材等良質木材は、分別及びリサイクルを徹底する。

④ 仮置場・基地及び処分他（海面埋立を含む）、周辺環境対策及び交通対策の実施

参考として、阪神・淡路大震災の時の処理・処分フローを以下に示す。

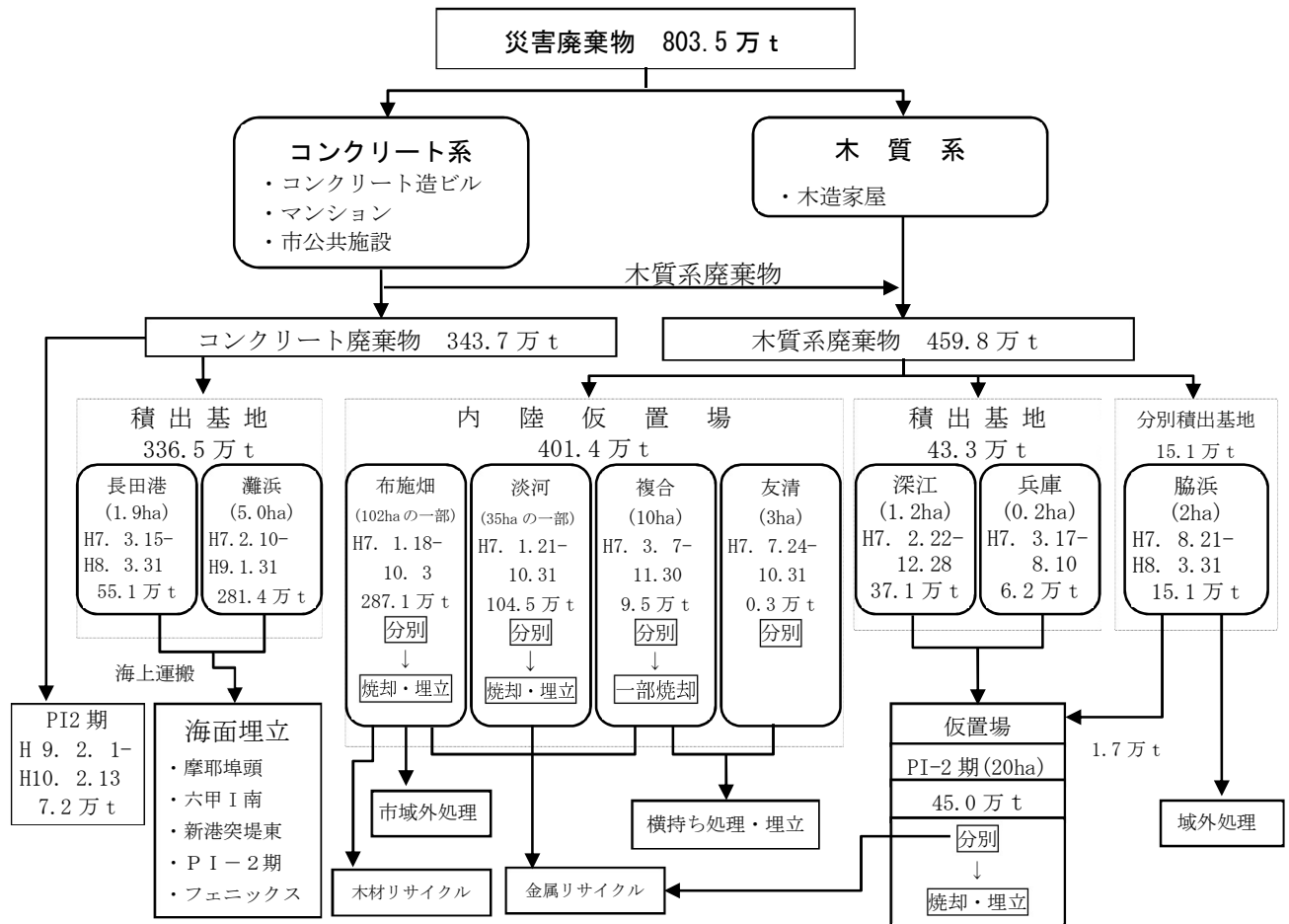


図 15-4-3 阪神・淡路大震災の時の処理処分フロー

注記 焼却灰は平成 8 年 1 月以降フェニックスで最終処分

コンクリート系廃棄物は、平成 9 年 2 月以降 P I - 2 期に直接搬入

15-5 死亡獣畜の収集・処理

1. 処理責任者

災害によって死亡した牛、馬、豚、羊等（以下「死亡獣畜」という。）は、占有者が処理することを原則とするが、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理できない場合、健康部が衛生措置、埋却場所の指定を行う。

2. 処理方法

経済観光部は、死亡獣畜発見者の連絡を受けた時は、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。

死亡獣畜を直ちに収集し、関係機関が協議のうえ定めた方法により焼却又は埋却する。

第16章 被災地安全確保対策

本章では、地震により被災した建築物等の危険度判定や倒壊建築物の撤去作業中に発生する粉塵やアスベスト等による環境汚染など、被災地の安全確保や環境保全に関する対策を定める。

【 構 成 】

16-1 被災建築物応急危険度判定

16-2 被災宅地危険度判定

16-3 被災地環境保全・管理

16-4 兵庫県警察・海上保安庁による被災地安全確保対策

実 施 担 当 部	担 当 業 務
環 境 部	・被災地の環境保全、管理に関すること
建 設 部	・災害発生後に実施する被災宅地危険度判定に関すること
建 築 住 宅 部	・災害発生後に実施する被災建築物応急危険度判定に関すること
兵 庫 県 警 察	・警備対策の実施に関すること
神 戸 海 上 保 安 部	・海上警備の実施に関すること

16-1 被災建築物応急危険度判定

災害発生後、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのはその建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者若しくは居住者が被災建築物の安全性を判定することは容易ではない。その結果、同規模の地震の連続発生や余震による倒壊等の危険な被災建築物が使用・放置され、多くの市民が二次災害の危険にさらされる可能性がある。

こうした危険を回避するため、災害後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）の協力を得て、被災建築物の応急危険度判定を行う。判定士とは、災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下、「危険度判定」という。）を行う者として知事等の認定を受けた者をいう。

1. 危険度判定

市長は、災害対策本部が設置される規模の地震発生後、被害状況の概略把握を行い、必要に応じて実施本部を立ち上げ、「神戸市被災建築物応急危険度判定要綱」、「神戸市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、危険度判定を実施する。詳細は以下のとおりとする。

(1) 危険度判定実施の決定

本部長（市長）は、判定実施を決定したときは、兵庫県災害対策本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施を周知する。

(2) 実施本部の設置

建築住宅部の下に実施本部を設置する。実施本部長は建築住宅局建築指導部安全対策課長とする。

(3) 判定実施計画の策定

実施本部長は、建築物の被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を策定し、災害対策本部を通じて被災者へ周知する。また、必要に応じて兵庫県支援本部長に対し、判定士や判定資機材等の支援要請を行う。判定士の確保にあたっては、事前に協定を締結している独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。（防災 DB 協防関連資料 4-17）

被災者へ周知を行う際、この危険度判定は、人命の安全を確保するため緊急に危険度を判定する作業であり、罹災証明のためのものではないことを正確に伝えることに留意する。

(4) 判定対象

危険度判定の対象は主に民間建築物とし、被害状況等により用途や構造・規模等判定実施の優先順位を決定する。

(5) 判定期間

危険度判定は災害発生後速やかに実施し、10日間程度で終了する。

(6) 判定方法

危険度判定は主として外観目視により、建築物及び建築物の部分等の沈下、傾斜、破壊等を調査する。

(7) 判定の実施

危険度判定は「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（緑）」の所定のステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付することにより行う。

2. 判定資機材の備蓄

市長は、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備品項目：判定調査票、判定ステッカー、判定マニュアル、腕章等

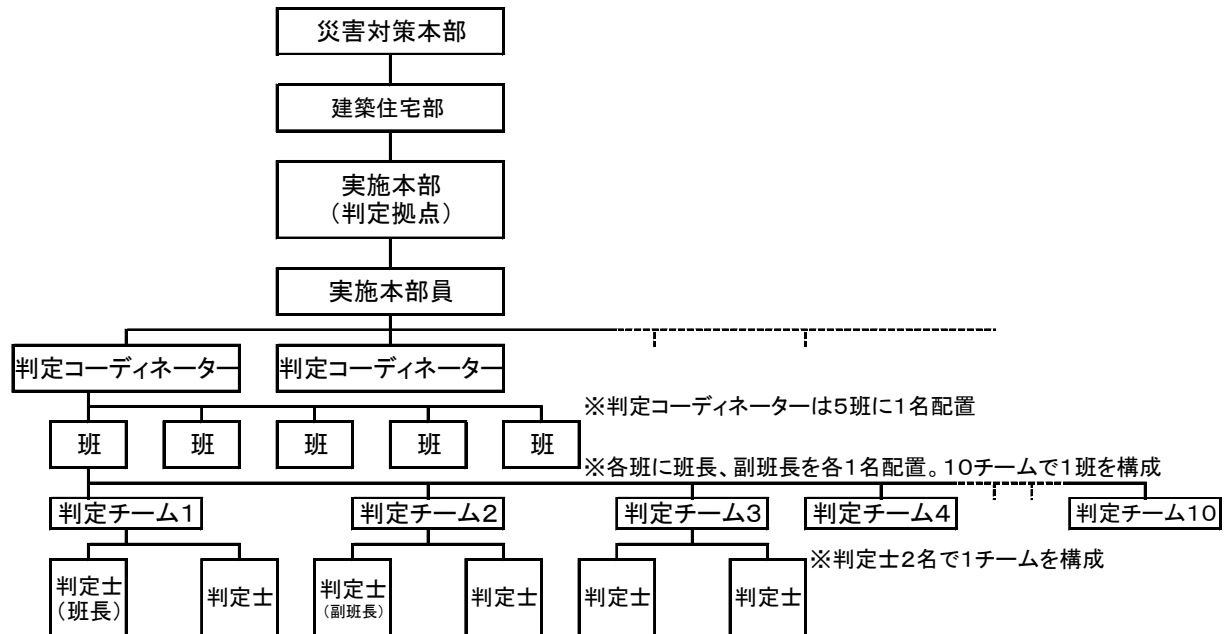


図 16-1-1 実施本部組織の構成

16-2 被災宅地危険度判定

大地震によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、同規模地震の連続発生や余震による二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図ることを目的として、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士とは、被災宅地危険度判定連絡協議会又は都道府県知事が実施する養成講習会を受講し、認定登録を受けた土木、建築等の技術者をいう。

1. 被災宅地危険度判定

本部長（市長）は、災害対策本部が設置される規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害程度の概略把握を行い、必要に応じて被災宅地危険度判定連絡協議会策定の「被災宅地危険度判定実施マニュアル」（以下、「実施マニュアル」という。）に基づき、被災宅地危険度判定を実施する。詳細は以下のとおりとする。

(1) 危険度判定実施の決定

本部長（市長）は、判定実施を決定したときは兵庫県災害対策本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて市民に判定実施の周知に努める。

(2) 実施本部の設置

建設部の下に実施本部を設置する。実施本部長は、建設局森林・防災部防災課長とする。

(3) 判定実施計画の作成

実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、判定実施計画を作成し、必要に応じて兵庫県支援本部長に対し支援を要請する。

(4) 調査対象施設

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、排水施設、その他

(5) 調査期間

発生後、速やかに実施し、2週間程度以内に終了する。

(6) 調査方法

目視及び簡便な計測により行う。

(7) 危険度判定

実施マニュアルに基づき、「大」、「中」、「小」で行う。

（「大」危険宅地、「中」要注意宅地、「小」調査済み宅地）

(8) 判定結果の周知、協力依頼

実施本部長は、判定結果を現地に表示するとともに、報道機関等を通じて市民に周知する。

また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

2. 判定資機材の備蓄

市長は実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章等

被災宅地危険度判定システムによる危険度判定支援要請時の神戸市、兵庫県、国土交通省等の関係は概ね下図のようになる。

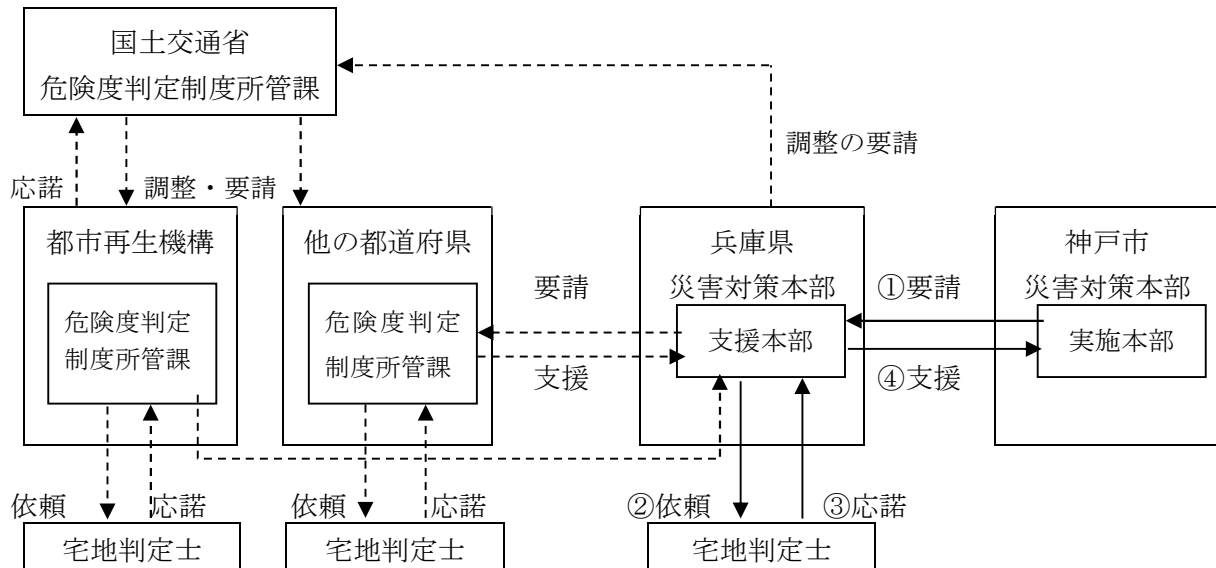


図 16-2-1 危険度判定実施体制

16-3 被災地環境保全・管理

1. 実施機関

環境部は、災害発生後、環境省や兵庫県等と協力し、災害に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止するため、被災地における環境保全・管理等の対策を行う。

2. 対象とする環境汚染の種類等

- ① 対象とする環境汚染は、大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染とする。
- ② 対象とする汚染物質は、環境基準項目、環境関連法令の規制対象物質及びその他工場等において製造、使用または排出される有害物質とする。

3. 災害に伴う環境汚染対策に係る基盤及び体制の整備

(1) 有害物質使用工場等の情報整備

関連法令に基づく届出等から、有害物質等を使用する工場等について、①工場等の名称及び所在地、②有害物質の種類・量、③被災により環境汚染を生じる恐れのある汚染物質の種類等の情報を整備し、「災害時有害物質対策マップ（仮称）」を作成する。

(2) 常時監視局の耐震・免震性能の向上

常時監視局の機器及び庁舎の耐震・免震化を進め、災害時における環境監視の継続性を確保する。

(3) 災害時の環境汚染モニタリング体制の整備

市の有害物質等の測定体制を強化するとともに、環境省及び近隣自治体と災害時における環境測定の協力体制を構築する。

(4) 平常時における石綿使用建築物等の把握

関連法令に基づく届出、建築物の建築年代や構造から吹付けアスベストが存在する蓋然性を示した「建築物情報マップ」等を活用し、平常時から建築物等における石綿使用状況を把握する。

4. 環境汚染の調査及び評価

(1) 初期情報収集及び対策に係る体制の整備

災害発生時には、関係部局、関係機関等から、災害の規模、範囲及び工場の被害等に関する情報等を入手するとともに、想定される環境汚染の状況を考慮し、局内の調査及び対策の実施体制を整備する。

(2) 発生源調査

(1)の情報、及び「災害時有害物質対策マップ（仮称）」により、災害に伴って生じる恐れのある環境汚染の程度・範囲を評価し、「災害時有害物質対策マップ（仮称）」の対象工場等及び大気汚染防止法・水質汚濁防止法の規制対象工場等に対して、発生源調査実施基本方針(表 16-3-1)に基づき、「緊急調査」、「詳細調査」及び「広域調査」を行う。

表 16-3-1 発生源調査実施基本方針

区 分	実施時期	手 段	対象工場等
緊急調査	可及的速やかに実施	電話、FAXまたは必要に応じて立入調査を実施	有害物質を多量に漏出する恐れのある工場等
詳細調査	施設被害の応急措置完了時	立入調査または郵送によるアンケート調査	上記及び被害が大きいと予想される大工場等
広域調査	水道・ガス等の復旧前	郵送によるアンケート調査	上記を除く被災エリアの全対象工場等

(3) 環境汚染状況調査

可能な限り早期に常時監視システムを復旧するとともに、発生源調査結果等から判断して、環境汚染を生じる恐れのある地域及びその周辺において、環境汚染状況調査基本方針(表 16-3-2)に基づき、汚染物質濃度を測定する。環境汚染状況調査における測定項目、測定手法、測定地点及び測定時期等について、「災害時における環境汚染状況調査実施要領」を定める。

なお、騒音、振動、悪臭については、感覚公害であるため、復旧段階において必要に応じ、適宜測定を行う。

表 16-3-2 環境汚染状況調査基本方針

区 分	実施時期	対象地域等	対象物質
緊急調査	可及的速やかに実施	有害物質を漏出する恐れのある工場等の周辺地域	漏出の恐れのある有害物質等
広域モニタリング調査	被害施設等応急措置が概ね完了した時点	被災地域の一般環境の代表地点	上記及びその他災害に関連して環境汚染を生じる恐れのある有害物質等
継続調査	広域モニタリング調査後適宜	広域モニタリングの結果から抽出した継続測定すべき地点	広域モニタリングの結果から抽出した継続測定すべき物質等
安全性確認調査	主な都市基盤が復旧した時点	原則として広域モニタリング調査と同じ	原則として広域モニタリング調査と同じ

(4) 石綿露出状況確認調査

関連法令の届出履歴、「建築物情報マップ」等から、石綿が使用されている可能性のある建築物等を特定し、建築物等の倒壊・損壊状況の情報と突き合わせて、石綿露出状況の確認調査を行う建築物等を決定する。確認調査については、幼稚園や学校、商業施設、歩行者の多い歩道等、不特定多数の人が集まる地域・施設を優先して実施する。なお、住民等から通報があった建築物等については、原則として全て現地確認調査を行う。

5. 環境保全措置

(1) 工場等に対する一般的措置

「4. 環境汚染の調査及び評価 (2) 発生源調査」に際して、各工場等に対し、必要な保全措置の実施及びその報告並びに法令に基づく届出等を指導する。

(2) 環境汚染の状況の区分ごとの保全対策の基本方針

発生源及び環境汚染状況調査結果に基づき、各調査の段階において、汚染状況の評価を行い、

環境汚染の原因と汚染の継続性から分類した環境汚染の状況の区分ごとに、環境保全対策の基本方針(表 16-3-3)に基づき、環境保全措置を講じる。

表 16-3-3 環境保全対策の基本方針

原因	継続性	想定される汚染状況の例	保全措置の基本方針
有害物質使用施設等の直接の被害による汚染	①-1 一過性	工場等から一時的に有害物質が漏出した場合等（環境中の拡散により汚染による影響が一過性である場合）	工場等に対し、有害物質使用施設の復旧及び法令上の手続きの実施等を指導する
	①-2 持続性	工場等から継続的に有害物質が漏出した場合及び土壌汚染等の残留性の大きい環境汚染等	関係機関と協議のうえ、工場等に対し、①-1 の措置に加え、汚染除去のための必要な措置実施を指導する
汚染物質除去装置等の被害による汚染	②-1 一過性	公害防止施設等の損害による環境汚染であって、施設の停止等により速やかに汚染防止が可能な場合等	工場等に対し、施設等の停止による汚染防止、施設の復旧及び法令上の手続きの実施等を指導する
	②-2 持続性	クリーンセンター、下水処理施設等の被害により、長期的な汚染または汚染物質の蓄積が予想される場合等	情報収集及び環境調査を継続して実施するとともに、施設管理者に対し、汚染防止及び早期復旧に関する技術的支援を行う
災害復旧事業等に関連する汚染	③-1 一過性	倒壊家屋の解体工事に伴う粉じん等	「5-(3)災害復旧に伴う環境保全措置」に基づいて実施する
	③-2 持続性	災害廃棄物処分や交通施設の被害等による交通流動の変化等に関連する汚染等	

(3) 災害復旧に伴う環境保全措置

① 家屋解体・撤去に伴う環境保全対策

ア 事業者に対し、家屋解体・撤去に伴う粉じん、アスベスト粉じん、騒音、振動等の公害を防止するに必要な措置の実施及び関係する法令の遵守について、文書により要請する。特にアスベスト対策については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に基づいて、事業者に対する指導を行う。

なお、阪神・淡路大震災の際は、「震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策指導指針（平成7年5月策定）」（防災 DB 地応急 資料 16-3-1）により対応した。

イ 適宜現場パトロールを行い、アの遵守状況の確認を行うとともに、現地指導を行う。

ウ 公費による解体・撤去に当たっては、アの事項について、契約上の義務づけを行う。

エ なお、アスベストに関する市民からの相談に対応するため、環境局環境保全課に相談窓口を設置する。

② 災害廃棄物処分に伴う環境保全対策

ア 処分計画の立案にあたり、環境保全の観点から適切な処分が実施されるよう、環境保全対策を計画する。

イ 処理施設等(焼却施設、破砕施設、最終処分場等)の設置に当たっては、必要な公害防止施設を設置する。

ウ 施設の稼働に当たっては、法令に基づく基準の遵守状況を確認するため、排ガス測定等を実施する。

エ 必要に応じ、周辺環境調査を行い、環境影響の程度を確認する。

③ 交通流動の変化に伴う自動車公害対策

交通量の増加が著しい路線がある場合、騒音等の測定を行い、著しい被害が長期継続すると予想される場合は、環境保全のための措置について道路管理者等と協議を行う。

(4) 建築物等の所有者・管理者への情報の伝達

石綿露出状況確認調査の結果、吹付け石綿等の露出等、石綿飛散のおそれのある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に連絡及び指導・助言し、石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施させる。

16-4 兵庫県警察・海上保安庁による被災地安全確保対策

1. 兵庫県警察による被災地の安全確保対策

警察は、災害発生地域における安全確保対策として、次の災害警備活動を行う。

- ① 災害危険箇所の実態把握及び警戒活動
- ② 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- ③ 被災地及び周辺における交通の安全と円滑の確保
- ④ 被災地における犯罪の予防検挙活動
- ⑤ 地域安全情報、災害関連情報等の広報活動
- ⑥ 関係機関の行う災害復旧に対する援助活動

2. 海上警備の実施

海上保安庁は、巡視船艇を災害発生地域の所要海域及び警戒区域(災害対策基本法第63条の警戒区域)に配備し、主として次に示す警備対策を実施する。(防災DB 地応急 資料16-4-1)

(1) 犯罪の防止等

- ① 船舶や緊急物資等の略奪事案
- ② 混乱に乘じ不当利益を目的とした不法海上運送事案

(2) 海上等における遺体の早期収容及び検視

(3) 要人等の警衛警護のための巡視船艇・航空機の配備

(4) 流言・ひごの防止

的確な情報の伝達と人心の安定

第17章 被災者生活の安定・再建

本章では、地震時に混乱が生じた場合、人心の安定と社会秩序の維持及び生活の安定・再建等を図るため、関係防災機関と協力し実施する対策について定める。

【 構 成 】

17-1	住宅障害物の除去
17-2	罹災証明書の発行
17-3	被災住宅の応急修理
17-4	応急仮設住宅の供給
17-5	災害公営住宅の建設
17-6	学校園における応急対応及び教育再開
17-7	災害見舞金等配分システム
17-8	義援金の受入れ・配分
17-9	災害応急資金の融資
17-10	税・使用料等の減免
17-11	物価の調査・監視
17-12	産業の復旧

実施担当部	担当業務
会計部	・義援金の受入れに関すること
行財政部	・被害家屋の判定基準及び被害家屋調査に関すること ・税・使用料の減免に関すること
福祉部	・災害見舞金及び義援金の配分に関すること ・災害援護資金に関すること ・被災者生活再建支援金に関すること
経済観光部	・中小企業災害復旧資金に関すること ・産業の復旧に関すること
地域協働部	・物価の調査・監視に関すること ・罹災証明に関すること
建設部	・住宅障害物の除去に関すること
建築住宅部	・被災住宅の応急修理に関すること ・応急仮設住宅に関すること ・災害公営住宅に関すること
消防部	・罹災証明(火災によるもの)に関すること
学校部	・学校園における応急対応と教育再開に関すること
区本部	・罹災証明書の発行に関すること ・災害見舞金の支給及び義援金の受入れ及び配分に関すること ・被災者生活再建支援金に関すること

17-1 住宅障害物の除去

1. 住宅障害物の除去

(1) 対象者

- ① 地震災害によって、土石、竹木、土砂が日常生活に欠くことができない場所に運び込まれ、これを除去する以外に居住の方法がない者
- ② 自らの資力では障害物の除去ができない者

(2) 実施機関

住宅障害物の除去は、市長が実施する。

(3) 障害物除去の方法

① 除去（救助）対象世帯の調査・選定

ア 半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況^{*1}、市民税課税状況、被害状況等を調査する。

^{*1}：被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別

イ 上記調査に基づき、(1)の資格を満たす災害救助対象世帯を選定する。

ウ 救助対象世帯が、基準対象者数の範囲内（被災世帯の15%）に当たるか否かを確認し、超えている時は対象者数の引き上げについて県知事と協議する。

② 除去作業の実施

知事に「障害物除去対象者名簿」を提示し、救助対象世帯及び所在等を報告するとともに、障害物除去作業を実施する。

③ 障害物の集積場所

一時的な障害物の集積場所としては、市管理の運動場、空地等とし、その他の用地を使用する場合は、所有者と協議しその都度決定する。

最終の処理場所としては、海面埋立地（予定）を選定する。

④ 帳票の整理

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物除去の状況

ウ 障害物除去支出関係証拠書類

(4) 障害物除去の対象者数

障害物の除去を行い得る対象者数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、やむを得ない場合は県知事の権限において市町相互間で対象世帯数の融通ができる。

(5) 対象者数の引上げ

被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力等により、画一的に取り扱うことが応急救助の実施上支障がある場合は、例外的措置として障害物除去の期間内（地震発生の日から10日以内）に以下の事項を申請し、厚生労働大臣の承認を得て障害物除去世帯数の限度を引き上げることができる。

- ① 対象数の引上げ数及び総数並びに半壊、床上浸水世帯数合計との割合
- ② 障害物の除去対象者名簿
- ③ その他必要な事項

(6) 障害物除去の実施期間

地震発生の日から10日以内とする。

(7) 実施期間の延長

特殊な事情により10日の期間内に除去を完了できない場合は、例外的措置として、除去の期間内（地震発生から10日以内）に、以下の事項を申請し、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長できる。

- ① 延長期間（必要最小限度の延長期間とする）
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと）
- ④ その他（期間の延長を要する世帯数等）

(8) 経費の負担

- ① 災害救助法が適用され、救助に要する費用が100万円以上となる場合、その額の神戸市の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により国が負担する。
 - ・普通税収入見込額の2/100以下の部分：50/100
 - ・普通税収入見込額の2/100をこえ4/100以下の部分：80/100
 - ・普通税収入見込額の4/100をこえる部分：90/100
- ② 障害物除去のため支出できる費用は、スコップ、その他除去のために必要な機器、器具等の借上、輸送費及び作業員人件費として、一世帯当たり137,900円以内の額とする。
- ③ ただし、障害物除去に要した費用の合計額を、当該除去を実施した世帯数で除した額が137,900円以内であれば、世帯によってその費用が限度額を超えることがあっても、1世帯当たりの平均金額が限度額以内であれば差し支えない。（プール計算の考え方を適用）

(9) 災害救助法の適用がない場合

災害救助法の適用がない場合は、市長が除去の必要を認めたものを対象として、障害物を除去する。

17-2 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、一時的な救済を目的に、区長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1. 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋（住家に限る）について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋（住家に限る）以外のものが罹災した場合において必要があるときは、区長が行う罹災届出証明で対応する。

- ① 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水、準半壊、床下浸水、準半壊に至らない（一部損壊）
- ② 火災による全焼、半焼、水損

2. 罹災証明を行う者

罹災証明は、証明の対象となる家屋が所在する区の区長が行う。ただし、火災による罹災証明は、申請者の家屋が所在する区の消防署長が行う。

3. 罹災証明書の発行

災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等からの申請によるものとし、前記「2. 罹災証明を行う者」が申請を受け付け、罹災証明書を作成し、これらの者に発行する。

4. 罹災証明書の様式

防災 DB 地応急 資料 17-2-1 による。

5. 被害家屋の判定基準(上記1 ①に係るもの)

罹災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日府政防大670号通知）」（防災 DB 地応急 資料 17-2-2）に基づき行う。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に沿って被害家屋調査を行う。

申請者があらかじめ撮影した写真によって「準半壊に至らない（一部損壊）」の被害の判定に同意することにより、写真による自己判定方式を行う。それ以外の被害家屋調査は、原則として外観目視調査とする。判定結果に対して被災者等からの再調査の申請があった場合は、申請者の立会いのもと、内部に立ち入って再調査を行う。ただし、調査量が少ない場合等は、最初から内部立ち入り調査とすることも検討する。

6. 罹災証明書発行までの流れ

図 17-2-1 に、災害発生から罹災証明書発行（上記 1 ①に係るもの）までの流れを示す。

(1) 罹災証明書発行、被害家屋調査の実施方針の確認

災害発生後、行財政部、地域協働部および区本部で、以下の要素を考慮して、罹災証明、被害家屋調査の実施方針を確認する。

- ① 家屋被害の状況あるいは家屋被害発生の見込み
- ② 罹災証明書発行が求められる各種施策に関する動き
- ③ 国、兵庫県、他の被災自治体の動き
- ④ 被害家屋調査の実施方法
- ⑤ 罹災証明の受付、罹災証明書の発行方法
- ⑥ 罹災証明書発行、被害家屋調査の実施期間 等

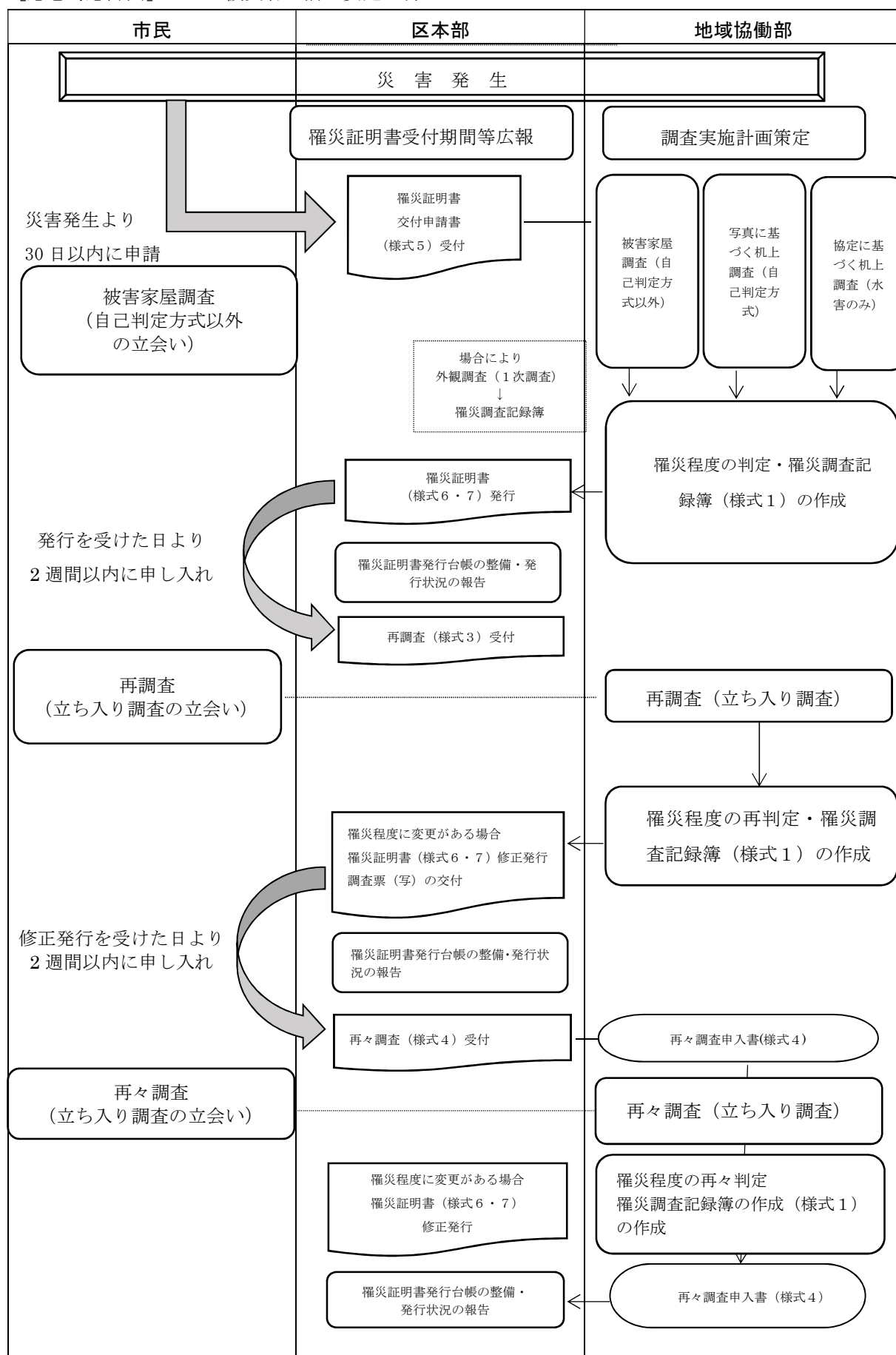


図 17-2-1 罹災証明書発行の流れ

(2) 罹災証明発行・被害家屋調査等の実施に関する広報

行財政部、地域協働部および区本部は、罹災証明書発行・被害家屋調査等の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。罹災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部との連携を図る。

このとき、罹災証明と罹災届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査との違いを被災者に正確に説明するように留意する。

なお、必要に応じて、罹災証明書発行および被害家屋調査の進捗状況を定期的に広報する。

参考) 阪神・淡路大震災時のり災証明等に関する広報

- ・被害家屋調査実施中の広報 1月28日
- ・り災証明書発行開始(2月6日より)の広報 2月3日
- ・り災証明書の申請期限(4月21日)の広報 3月31日
- ・再調査の申請期限(4月7日)の広報 3月31日

(3) 被害家屋調査の実施

災害発生後、二次災害等の恐れがなくなり次第、行財政部および災害が発生した区の区本部が連携し、被害家屋調査を実施する。

① 調査実施計画の作成

調査実施計画は、6(1)で確認した実施方針に沿うものとし、国、兵庫県、他の被災自治体等との情報を共有しながら作成する。また、事前に被害概要を把握する必要がある場合は、予備調査を実施する。

調査実施計画には、調査方法、調査範囲、調査人員、調査体制、調査期間、その他必要な事項を含む。

② 調査用備品等の準備

調査計画に応じて、調査実施に必要な備品等を準備する。

③ 調査人員に対する研修

確保した人員に対し、必要に応じて調査方法等の研修を実施する。

④ 調査本部、区調査本部の設置

災害の規模が大きい等、被害家屋調査の状況を一元把握する必要がある場合は、行財政部に調査本部を設置し、判定調査に関する進捗状況の管理、プレス対応、広報等を行う。また、家屋被害の著しい区では、区調査本部を設置し、区内の調査の進捗管理や調査本部との連携を図る。

(4) 罹災調査記録簿の作成

行財政部は、被害家屋調査の実施と併せ、罹災証明書発行台帳の基本となる罹災調査記録簿を作成する。

罹災調査記録簿には、被害家屋調査による判定結果、家屋番号、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

(5) 罹災証明書の発行

区本部は、被災者から罹災証明の申請を受け付け、罹災調査記録簿に基づいて罹災証明書を発行する。あわせて、罹災証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を作成し、その内容を地域協働部に定期的に報告する。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

① 受付・発行窓口の開設

区本部は、罹災証明書の受付・発行窓口を開設する。準備は、地域協働部および区本部が連携して行う。

② 郵送による申請受付

郵送による受付・発行を行う。

(6) 罹災証明書発行台帳の整備

区本部は、罹災証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を整備する。

(7) 再調査と再々調査

罹災証明書発行後、以下のような場合には、被災者等からの申し出により、再調査を実施する。

- ・被災者等が罹災証明の判定結果に不服であった家屋
- ・周囲の被災状況により被害家屋調査が物理的にできなかった家屋

① 再調査の受付および実施

区本部は、罹災証明書の受付窓口とあわせて、再調査の受付窓口を開設する。

受付後、被災者等の立会いのもと、再調査を実施する。

再調査の結果、被災度判定が変更となった場合は、罹災調査記録簿および罹災証明書発行台帳に反映するとともに、罹災証明書を修正する。

② 再々調査の受付および実施

申請者が再調査結果に対して不服がある場合、「再々調査申入書」により、再調査時の調査票と「再々調査申入書」の内容を比較し、再々調査の依頼にあたって必要な事項が記載されていることを確認した上で、受付を行う。再調査以後に生じた新たな事象について調査を行い、改めて被災者等の立会いのもと、被害家屋の判定を行う。

7. 火災によるり災証明書の発行

消防署長は、火災によるり災証明について、以上に規定した手続に準じてり災証明書を発行する。

17-3 被災住宅の応急修理

1. 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 趣旨

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、緊急の修理という。）は、住家が半壊、半焼またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うものである。

(2) 対象者

- ① 災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(3) 実施機関

緊急の修理は、市長が実施する。

(4) 緊急の修理の方法

① 実施方法

屋根等に被害を受けた住居へのブルーシートの展張等の緊急措置に限る。

- ・屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓ガラスへのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の侵入の防御

② 期間

災害発生の日から 10 日以内に完了

③ 経費

1 世帯あたり 50,000 円以内

- ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費
- ・建設業者、団体等の施工費

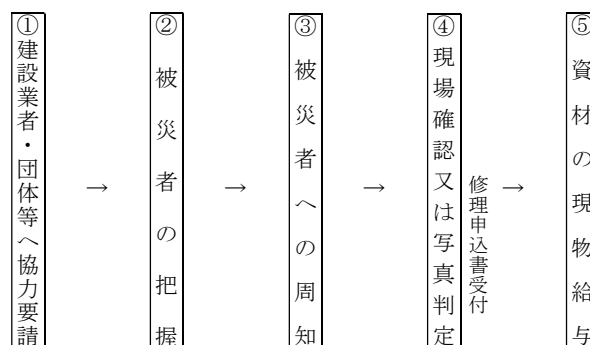


図 17-3-1 緊急の修理のフロー（資材のみ給与する場合）（災害救助法適用）

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

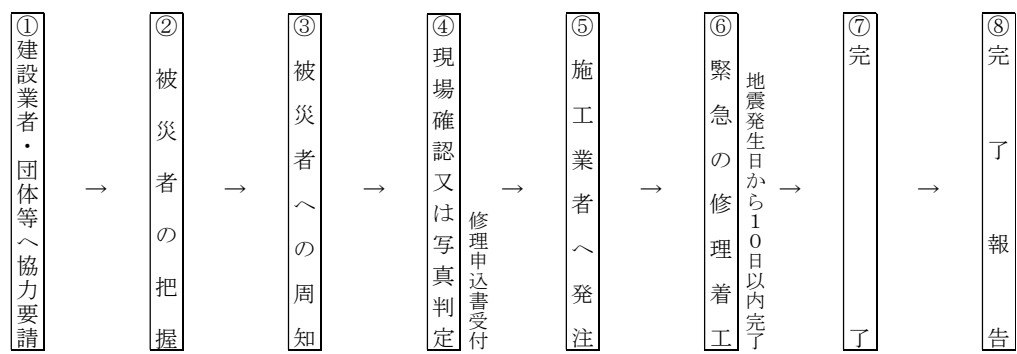


図 17-3-2 緊急の修理のフロー（建設団体・企業等が実施する場合）（災害救助法適用）

2. 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 趣旨

住宅の応急修理は、災害で被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分に応急的に補修し、もって住家の安定を図るものである。すなわち災害によって住家が半焼また半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、必要最小限度の補修を行い、被災者を保護するものである。

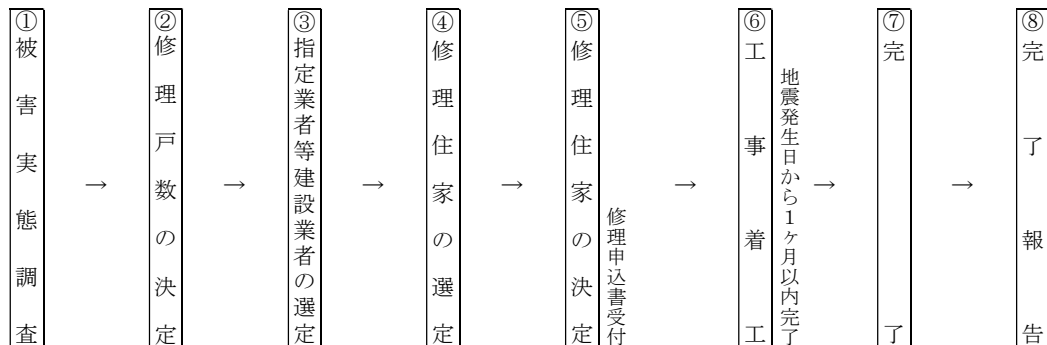


図 17-3-3 応急修理のフロー(災害救助法適用)

(2) 対象者

- ① 災害で住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者
- ② 自らの資力では応急処理ができない者（詳細は知事が決定する）

(3) 実施機関

被災住宅の応急修理は、市長が実施する。

(4) 応急修理の方法

① 実施方法

被災した住宅の応急修理は、建築業者に請け負わせて、現物をもって行うものとし、屋根、居室、炊事場、便所等日常生活上不可欠な部分について行う。

② 期間

地震発生日から3ヶ月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部※が設置された場合は6ヶ月以内）に完了する。

※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

③ 経費

- イ 半壊または半焼の世帯 706,000 円
- ロ 半壊または半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
(一部損壊 10%以上 20%未満) 343,000 円

17-4 応急仮設住宅の供給

1. 入居対象者

(1) 入居資格

以下の事項の全てに該当する被災者とする。

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者
- ④ 被災時に神戸市に居住していた者(住民登録の有無は問わない)

(2) 入居者の選定

災害の規模に応じて、被災者の資力、その他の生活条件を十分調査し、入居者の選定基準を定め、入居者選定の適正を図る。

2. 供与の実施主体

応急仮設住宅の供与は、市長が実施する。なお、災害状況によっては、県知事と連絡調整のうえ実施する。

3. 応急仮設住宅の供与

(1) 被災状況の調査

応急仮設住宅の供与、住宅応急修理、及び災害公営住宅建設のため、以下の区分で被災状況の調査を実施する。なお、第1次、第2次調査とも、建築住宅部、区本部が十分協議し、連絡を密にして実施する。

- ① 第1次調査〔区本部・建築住宅部〕…災害救助法に基づく災害発生時の調査
- ② 第2次調査〔建築住宅部〕…第1次調査結果を基礎とした災害後の調査

(2) 建設戸数の決定

被害状況の把握とともに、避難所等での実態調査を勘案しながら、応急仮設住宅の必要戸数(概算)を算出する。

なお、必要に応じて被害状況の詳細調査結果や、応急仮設住宅への申込状況等も反映させながら応急仮設住宅の必要戸数を補正していく。

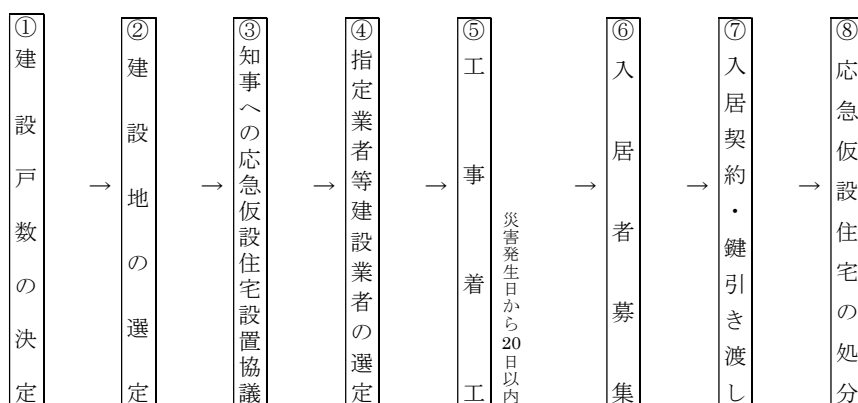


図 17-4-1 応急仮設住宅の建設フロー(災害救助法適用)

(3) 設置戸数の引上げ

被害の程度、深刻さ、住民の経済的能力、住宅事情等により、設置戸数を引き上げる必要がある場合、市長は、応急仮設住宅設置期間内に以下の項目を申請し、内閣総理大臣の承認を得て設置戸数を引き上げることができる。

- ① 設置戸数の引上げ数及び総数並びに全壊世帯数合計との割合
- ② 設置戸数引上げを必要とする理由
- ③ 全壊世帯に対する住宅復旧計画
- ④ 応急仮設住宅入居予定者数
- ⑤ その他必要な事項

なお、必要に応じ公営住宅等の空き住戸を、応急住宅として活用を図る。

4. 応急仮設住宅の建設

(1) 建設場所

罹災者が相当期間居住することを考慮し、交通、上下水道、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を併せて考慮したうえで、建設場所を決定する。

なお、平常時から応急仮設住宅を建設できる用地を検討し、あわせて建物配置及び地域的配置計画等を策定しておく。また、地震発生時には、災害時空地管理システムにより建設用地を確保する。

(2) 着工

地震発生の日から 20 日以内に着工する。

(3) 着工期間の延長

やむを得ない事情により工事着工期間を延長する場合、市長は、応急仮設住宅の着工期間（地震発生の日から 20 日以内）に、下記の申請事項を添えて内閣総理大臣の承認を受け、必要最小限の延長ができる。

- ① 延長の期間（必要最小限度の期間）
- ② 期間の延長を要する地域
- ③ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること）

(4) 供与期間

建設工事が完了した日から 2 年 3 か月以内とする。

(5) 応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項

阪神・淡路大地震の教訓をふまえ、応急仮設住宅の建設に当たっての配慮事項を以下に示す。

① 生活利便施設の併設

応急仮設住宅地内に、規模に応じて以下のような生活利便施設の併設に配慮する。

- ア ごみステーション
- イ 団地案内板
- ウ 通路の照明
- エ 集会所（ふれあいセンター等）
- オ 自動販売機

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

② 高齢者・障害者用応急仮設住宅(地域型仮設住宅)

災害の規模に応じて、手すり、車椅子用斜路等高齢者や障害者の利便を考慮したバリアフリー住宅の供給に配慮する。

③ 仮設住宅の規格

大規模災害が発生し、応急仮設住宅の建設用地が不足する場合、世帯人員や要援護者など世帯の状況にあった間取り等に配慮するとともに、2階建の応急仮設住宅の建設を検討する。

④ 災害時応急仮設住宅用地の確保と市民周知

応急仮設住宅用地として活用を図ることが計画される公共用地等には、災害時の利用内容について、平常時から看板等により市民への周知を図る。

5. 民間賃貸住宅の借上げ

被災状況、地域の実情等、必要に応じて「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき、関係団体に協力を要請し、民間賃貸住宅を借上げて供給する。

また、平時から関係団体の協力を得られるよう努める。

6. 応急仮設住宅の管理

(1) 管理運営

市長は、災害救助法による応急仮設住宅の管理・運営を行う。

市長は、入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めると共に、特に以下の施策の積極的な活用を図る。

- ① 公営住宅及び都市再生機構等による住宅の設置または優先入居
- ② 各種貸付制度等による住宅資金の斡旋
- ③ 社会福祉施設等への収容

(2) 応急仮設住宅の管理に当たっての配慮事項

① 生活必需品の支給

応急仮設住宅に入居する際に、今後の自立した生活を支援するため、生活必需品を支給する。
(阪神・淡路大震災時の支給例)

毛布、枕、タオル、茶碗、お碗、箸、皿、鍋、包丁、まな板、しゃもじ、やかん、塩、しょうゆ、石鹸、洗面器、バケツ、マッチ、こたつ等

② 応急仮設住宅住民へのケア

応急仮設住宅へ入居した独り暮らしの高齢者等へは、保健師の巡回を行い、訪問ヘルパー等を派遣するなど、ケアに努める。

8. 応急仮設住宅の衛生対策

応急仮設住宅での衛生対策として、保健所は住民に対して薬剤散布方法等の指導を行うとともに、衛生講習会、相談会等を行う。

9. 応急仮設住宅の処分

応急仮設住宅の供与が終了した場合は、市長が処分を行う。

10. 応援協定

(1) 独立行政法人都市再生機構

市長は、応急仮設住宅の建設や、仮設住宅等入居事務について、事前に協定を締結している

独立行政法人都市再生機構西日本支社へ必要に応じて協力を要請する。

(2) 建設型仮設住宅関係団体

市長は、応急仮設住宅の建設に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。

- ・一般社団法人プレハブ建築協会
- ・一般社団法人全国木造建設事業協会
- ・一般社団法人日本木造住宅産業協会
- ・一般社団法人日本ムービングハウス協会

(3) 借上型仮設住宅関係団体

市長は、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、事前に協定を締結している、以下の団体に対し、必要に応じて協力を要請する。

- ・一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会
- ・公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部
- ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会兵庫県支部
- ・公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

17-5 災害公営住宅の建設

1. 入居対象者

地震災害により住宅を滅失した被災者とする。

2. 実施機関

災害公営住宅は、神戸市等が建設するほか、被災状況によっては、国・県・都市再生機構・公社等に協力を要請する。また、都市再生機構等からの特定借上・買取り制度も活用する。

3. 建設の方法

災害公営住宅の建設は、大規模災害が発生し、住宅の被害が「公営住宅法第8条第1項各号」に定める程度以上に達した場合、国庫から補助を受けて行う。

4. 建設要件(公営住宅法第8条第1項)

- ① 災害(火災を除く)により住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で500戸以上、または市内で200戸以上、もしくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき
- ② 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失戸数が被災地全域で200戸以上、または市内の住宅戸数の1割以上であるとき

5. 入居基準(災害発生後3年間)

- ① 当該災害により住宅を滅失した者
- ② 建設要件①のうち、地方公共団体の裁量により、収入分位40%以下の者について入居を認めることができる。ただし、基準に適合する区域となった場合は、「被災市街地復興特別措置法第21条」において、国土交通省令で定める。

6. 補助義務戸数

地震災害により滅失した住宅戸数の3割(激甚災害の場合5割)とする。

17-6 学校園における応急対応及び教育再開

地震発生後の学校園における応急対応及び学校再開に関する対応については、予め策定された「学校(園)災害対応マニュアル」に従うものとする。

1. 勤務時間内で地震が発生した場合の緊急措置

(1) 児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

学校長等は、地震発生後児童生徒の安全を確認し、災害の規模、学校施設等の被害状況、周辺の災害状況等を迅速に把握する。

火災危険や施設の倒壊危険等により、児童生徒等に危険が及ぶと判断した時、あるいは消防職員からの指示に基づき、速やかに緊急避難場所(大火)等の安全な避難場所へ児童、生徒等及び教職員を緊急避難させる。

(2) 臨時休校(園)等の措置

学校長等は、状況に応じ臨時休校等適切な措置を取る。併せて、予め定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ報告する。教育委員会は状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関の活用も検討する。

(3) 学校(園)の応急措置

学校長等は、「学校(園)災害対応マニュアル」を予め定め、必要な応急措置を取る。

(4) 学校長等不在時の措置

地震発生時に学校長が不在の場合は、教頭もしくは学校長等が予め指定する教職員がその代行を行い、学校長等到着までの間、全ての権限が委譲される。

2. 勤務時間外で地震が発生した場合の緊急措置

(1) 被害状況の把握

学校長等、並びに非常召集した教職員は、地震発生後直ちに施設の被害状況及び周辺状況を把握し、教育委員会へ報告する。

(2) 児童、生徒等の安全確認

非常召集した教職員は、児童生徒等や教職員の安全確認を、電話等の方法によって実施する。

(3) 臨時休校(園)等の措置

学校長等は、状況に応じ臨時休校等適切な措置を取る。併せて、予め定めた方法により保護者へ連絡するとともに、その措置内容について教育委員会へ報告する。教育委員会は状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関の活用も検討する。

(4) 学校(園)の応急措置

学校長等は、「学校(園)災害対応マニュアル」を予め定め、必要な応急措置を取る。

(5) 教職員の非常動員

動員計画に基づいて所定の教職員を召集し、応急措置を実施する。

(6) 学校長等不在時の措置

地震発生時に学校長が不在の場合は、勤務している最上格の教員がその代行を行い、学校長等到着するまでの間、全ての権限が委譲される。

3. 避難所となった時の措置

- ① 避難所は、区本部からの指示を受けて開設することを原則とするが、緊急を要する時は、学校長等や地域の自主防災組織（防災福祉コミュニティ）等の判断で開設できる。
- ② 避難所の運営は、将来的には地域の防災福祉コミュニティが自主的に運営にあたり、市職員や学校職員は必要に応じ運営を支援する。
- ③ 学校長等は、避難所が開設された場合、当該施設に備蓄されている災害備蓄用品の管理について、児童、生徒等への対応に支障を来たさない範囲で市職員に協力する。

4. 応急学校(園)運営の措置

- ① 学校長等は、災害の規模、施設の被害状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と協議のうえ、応急の学校(園)運営を行い、授業を再開する。
 - ア 施設の被害が軽微な場合
各学校(園)において、速やかに応急措置を取り、授業（保育）を行う。
 - イ 施設の被害が甚大な場合
残存の安全な教室の使用または特別教室、屋内体育施設等の転用により、学級合併授業、一部または全部の二部授業を行う。
 - ウ 施設の使用が全面的に不可能な場合
近隣の安全な学校(園)や公共施設の利用、または用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設等の方法により、授業を再開する。
- ② 教育活動再開に際しては、登下校(園)の安全の確保を期するよう留意し、指導に当たっては健康、安全教育及び生活指導に重点をおく。
特に、児童生徒等の心のケアに十分配慮する。
* マニュアルに児童生徒等及び教職員の「心のケア」に関する項目を掲載
- ③ 疎開した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問する等して、②に準じた指導を行う。
- ④ 学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と密接に連絡のうえ、平常授業（保育）に戻すよう努め、その時期については広報紙、報道機関等を活用し、早急に、確実に保護者へ連絡する。
- ⑤ 教職員が不足した場合は、教職員組織の編成替えや出務、民間の教員免許所有者の動員によって対処する。

5. 学校給食対策

- ① 施設設備の被害状況を十分に把握する。
- ② 災害の状況によっては、学校給食の一時中止または簡易給食への変更を行う。
- ③ 災害発生後、授業及び給食が実施される時は、学校長が教育委員会と協議し、学校給食に必要な要員の確保、施設設備の稼動に必要な措置、及び給食物資の調達に努める。
ただし、共同調理場受配校及び中学校においては、学校長が教育委員会との協議の上、給食実施の判断を行い、給食事業者との連絡調整及び施設設備の稼動に必要な措置などに努める。
- ④ 罹災児童生徒の給食費は、その申請に基づき、準要保護の給食費補助の措置を講ずる。

6. 学用品の調達及び支給

震災による住宅の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水により、就学上欠くことができない学用品等を喪失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童生徒等（小学生、中学生、盲学校及び養護学校の児童生徒を含む。）に対して必要最小限度の学用品（①教科書、②文房具、③通学用品）を支給し、これらの者の就学の便を図る。

(1) 支給の期間

地震発生日から教科書は1カ月以内、その他の物については15日以内に支給を完了する。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(2) 調達、支給の方法

学用品は、市立校については市教育委員会が、その他の学校は知事が、学校長からの必要数の報告をとりまとめたうえ、原則として知事が一括購入し、就学上支障ある児童生徒等へ市を通して支給する。また文房具、通学用品を救援物資によって支給できる場合は、重複して購入することを要しない。なお、知事が職権を市長や教育委員会、また学校長に委任した場合は、それぞれが県と協力して調達から配分までを実施する。

(3) 費用の限度

教科書は、支給する教科書の実費とし、文房具及び通学用品、その他学用品については、災害救助法で定める直近の改定額とする。

7. 学費の援助

震災により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼した児童生徒（以下、「被災児童生徒」という。）は、住宅の損壊等により生活基盤が崩壊し、経済的に就学困難な状況に陥っていると見込まれるため、市立学校園の授業料等を免除するなど学費を援助し、就学の保障を図る。

(1) 市立幼稚園の保育料等、市立高校の授業料等の免除

- ① 市立幼稚園に在園する園児については、当該年度の保育料を免除する。
- ② 市立高等学校・高等専門学校に在籍する生徒については、当該年度の授業料を免除する。
- ③ なお、震災が三学期に発生した場合は、震災発生後の三学期中の期間の保育料・授業料を免除するとともに、次年度新入園児・新入生の入園料、入学選抜料・入学金も免除する。

(2) その他の援助

- ① 市立小学校・中学校に在籍する児童生徒に対しては、県・国と協議し、可能な場合には、就学援助の特例措置を適用し、当該年度の被災児童生徒に学用品費等を支給する。
- ② 市内に在住する高等学校・高等専門学校の被災生徒に対しては、予算の範囲内において特例奨学金を支給する。
- ③ 以上の援助金の支給額は、震災発生時点での通常の支給額の範囲内において教育委員会が決定する。

8. 教育事務の取扱い

大規模災害の発生のため、多数の児童、生徒が他の地域に避難した場合、必要に応じて就学校の指定、指導要録の取扱い及び三学期においては、卒業証書の取扱いについて弾力的に対応できるよう、国・県に対して要望する。

17-7 災害見舞金等配分システム

1. 災害見舞金の支給

市長は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火災を含む。）、津波その他の異常な自然現象により生ずる「自然災害」の被害及び火災等自然災害以外の「その他の災害」を対象とし、要綱に基づき次のとおり災害見舞金等を支給する。

1. 災害見舞金は、本市の区域内に住所を有する者について、住居の用に供している建物が、市内で発生した災害により、被災した世帯の世帯主に贈呈する。
2. 災害弔慰金は、市内で発生した災害により死亡した者の遺族に贈呈する。
3. その他市長が特に必要と認める災害による被災世帯主及び重症の被災者に贈呈する。

(1) 自然災害の場合

① 住家被害に対する見舞金（援護見舞金）

被災区分	金 額	備 考
全 壊 全焼 流失 倒壊	100,000 円	
半 壊（半焼）	50,000 円	
準半壊または床上浸水	30,000 円	

② 店舗被害に対する見舞金（援護見舞金）

被災区分	金 額	備 考
全 壊 全焼 流失 倒壊	30,000 円	店舗付住宅の店舗部分であり、かつ生計上主たる収入源として営業のなされる建物をいう。
半 壊（半焼）	20,000 円	

※店舗付住家で住家被害がある場合は、住家被害に対する見舞金のみを贈呈する。

(2) その他の災害の場合

① 住家被害に対する見舞金（援護見舞金）

被災区分	金 額		備 考
	単 身 世 帯	2人以上の世帯	
全壊 全焼 倒壊	30,000円	50,000円	会社等の寮の居住者及び簡易宿泊所等の一時宿泊者は、③に定める基準による。
半壊（半焼）	20,000円	30,000円	
全水損	20,000円	30,000円	

② 店舗被害に対する見舞金(援護見舞金)

被災区分	金額	備考
全壊 全焼 倒壊	30,000円	店舗付住宅の店舗部分であり、かつ生計上主たる収入源として営業のなされる建物をいう。
半壊(半焼)	20,000円	

※店舗付住家で住家被害がある場合は、住家被害に対する見舞金のみを贈呈する。

③ 会社等の寮の居住者及び簡易宿泊者に対する見舞金

被災程度	金額		備考
	単身世帯	2人以上の世帯	
全壊(全焼、流失、倒壊)	5,000円	10,000円	ア 会社等の寮の居住者で独立して生活している者には、①の援護見舞金を贈呈する。 イ 見舞金は品物に替えて贈呈することができる。 ウ 寮の責任者に一括して贈呈することができる。
半壊(半焼)	3,000円	5,000円	
全水損	3,000円	5,000円	

(3) 人的被害に対する弔慰金並びに見舞金

被害程度	金額	備考
死者	100,000円	世帯主が死亡した場合の弔慰金は、葬儀を行う者に贈呈する。
重傷者	30,000円	1箇月以上医師の治療を要する場合に限り贈呈する。

① 災害見舞金等の支給方法(図17-7-1 参照)

区本部長は、被害状況に基づき調整した「市・県見舞金領収書」(見舞毛布については「8-3 物資の供給システム」)により、赤十字奉仕団等の協力を得て支給する。

(4) 災害見舞金給付フロー

① 災害見舞金給付基本フロー

見舞金(弔慰金)に関する基本的な給付フローは、以下のようになる。

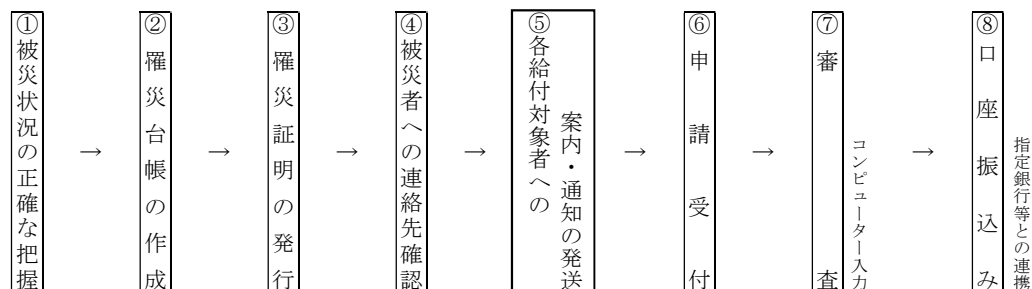


図17-7-1 災害見舞金給付基本フロー

② 「見舞金」に関する給付フロー

各区役所が対象被災者から見舞金給付申請を受理した後、口座振込方式で給付する。

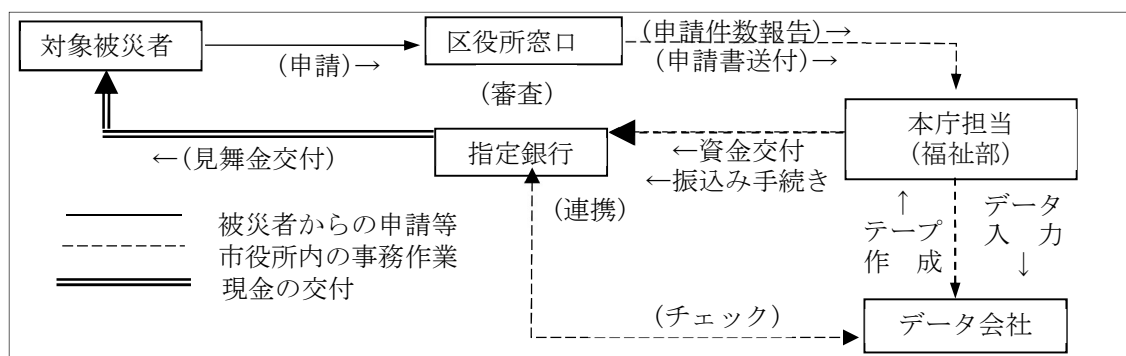


図17-7-2 「見舞金」に関する給付フロー

2. 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対し、神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例(防災 DB 地 応急 資料 17-7-1)に基づき、災害弔慰金を支給する。

(1) 市の災害弔慰金の適用基準及び金額

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で次の各号に掲げる災害

ア 本市において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

② 支給対象者

ア 死亡した市民の遺族のうち1人

イ 支給順位

死亡者により生計を主として維持していた遺族を優先し、その他の遺族を後にする。なお同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹(死亡者と同居、または生

計を同じくしていた者に限る。)

③ 災害弔慰金の額

ア 生計維持者 500 万円

イ その他の者 250 万円

④ 死亡の推定

ア 3 か月間その生死がわからない場合

イ その者の葬祭が行われた場合

⑤ 支給の制限

ア 死亡者の故意又は重大な過失により死亡した場合

イ 死亡者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で内閣総理大臣が定めるものが支給されている場合

ウ 市長が支給を不適当と認めた場合

⑥ 災害弔慰金の給付フロー

福祉部の調査、及び被災者遺族からの申し出を受理後、口座振込方式で給付する。

給付について審査するために、支給審査委員会等を設けることができる。

支給審査委員会は、医者・弁護士・市職員で構成する。

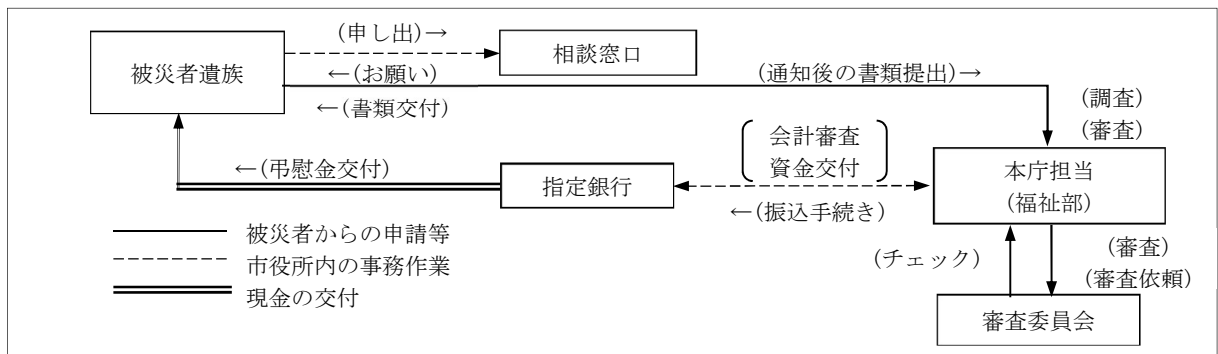


図 17-7-3 災害弔慰金の給付フロー

3. 災害障害見舞金の支給

市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時に下記に掲げる程度の障害があるときは、神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

(1) 市の災害障害見舞金の適用基準及び金額

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で次の各号に掲げる災害

ア 本市において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

② 災害障害見舞金の額

ア 生計維持者 250 万円

イ その他の者 125 万円

③ 障害の程度

- ア 両眼が失明した者
- イ 咀嚼及び言語の機能を廃した者
- ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者
- オ 両上肢をひじ関節以上で失った者
- カ 両上肢の用を全廃した者
- キ 両下肢をひざ関節以上で失った者
- ク 両下肢の用を全廃した者
- ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

④ 災害障害見舞金の給付フロー

各福祉事務所への災害障害見舞金申請後、市担当課（福祉部）からの通知による口座振込方式で給付する。

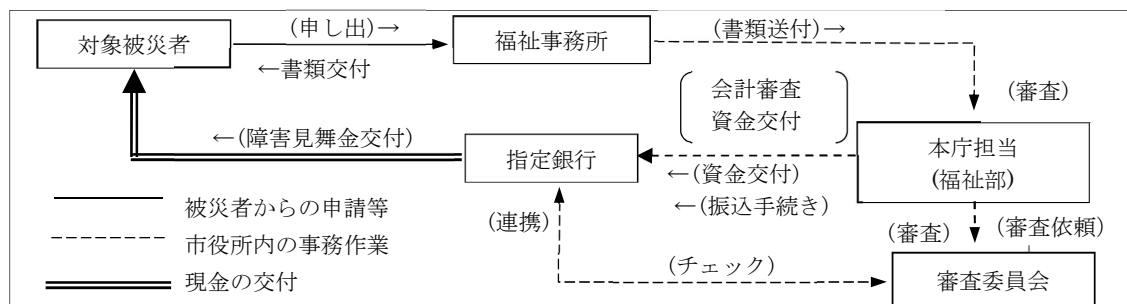


図 17-7-4 災害障害見舞金の給付フロー

4. 兵庫県災害援護金等の支給

県知事が被災者に対して災害援護金等を支給する場合には、市長は支給に協力する。

(1) 県の災害援護金の種類、金額及び適用基準

① 災害援護金

災害区分	被災区分	金額	適用基準
自然災害	住家の全壊・全焼・流失	200,000 円／世帯	① 県内で発生した自然災害[暴風、豪雨、洪水、豪雪、高潮、地震(地震による火事を含む)、津波、その他異常な自然現象による災害]で、一の市町の区域内の被害数が5以上のとき ② 災害救助法が適用されたとき ③ 知事が特に必要があると認める災害により被災したとき
	住家の半壊・半焼	100,000 円／世帯	
	住家の一部損壊(損害割合10%以上)・床上浸水	50,000 円／世帯	
	重傷の被災者	30,000 円／世帯	
その他の災害	住家の全壊・全焼	50,000 円／世帯	① 県内で発生したその他の災害(災害のうち、自然災害以外の災害)で、災害救助法が適用されたとき ② 知事が特に必要があると認める災害により被災したとき
	住家の半壊・半焼	30,000 円／世帯	

*被害数は被害を受けた世帯数により算定するものとし、全壊・全焼・流失は1、半壊・半焼は1/2、床上浸水は1/3として計算する。

② 死亡見舞金

災害区分	区分	災害発生場所		適用基準
		県内	県外(国内に限る)	
自然災害	県民	200,000 円	200,000 円	① 自然災害により死者が生じたとき ② 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき
	県民以外の者	60,000 円	—	
その他の災害	県民	100,000 円	100,000 円	① 災害救助法が適用されたその他の災害により死者が生じたとき ② 知事が特に必要があると認める災害により死者が生じたとき
	県民以外の者	60,000 円	—	

5. 被災者生活再建支援金の支給

平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、被災者生活再建支援基金が、被災者に対して被災者生活再建支援金を支給する場合に、支給申請等に関する業務を行う。

(1) 目的

被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的としている。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる災害であり、対象となる災害の程度は以下のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市区町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害発生した都道府県における自然災害

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

- ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に
 - ・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

(3) 支給対象世帯

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支給金額（使途の限定なし、年齢・年収要件なし）

支給額は、以下の①と②の支給額の合計（単身世帯はそれぞれ3/4）

① 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

全壊、解体、長期避難世帯	100万円
大規模半壊世帯	50万円
中規模半壊世帯	なし

② 住宅の再建に応じて支給する支援金（加算支援金）

建設・購入	200万円（中規模半壊は100万円）
補修	100万円（中規模半壊は50万円）
賃貸	50万円（中規模半壊は25万円）

(5) 被災者生活再建支援金事務フロー図

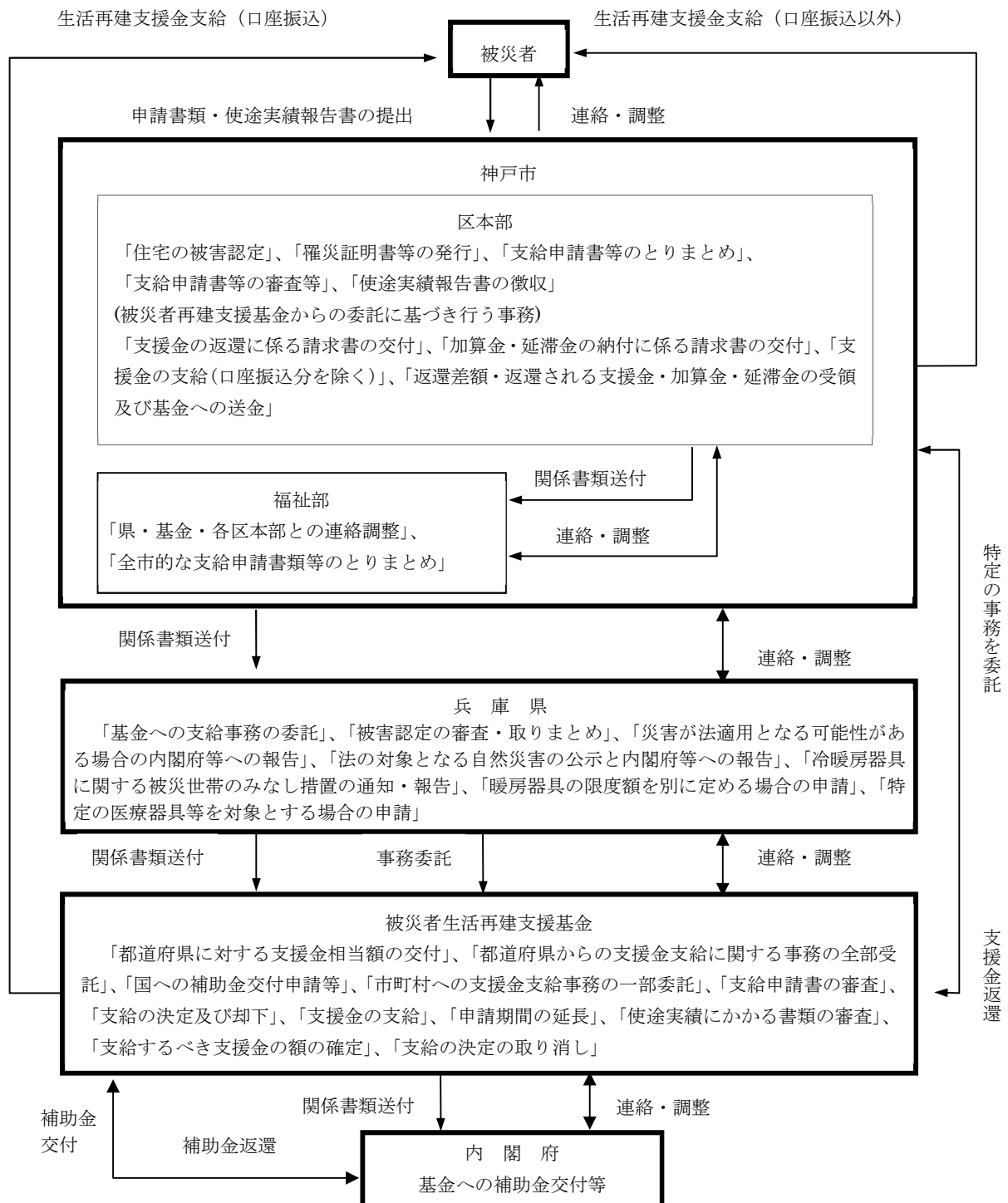


図 17-7-5 被災者生活再建支援金事務フロー

6. 兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、住宅所有者間の助け合いの仕組みである「兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）」を実施し、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する。

■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

表 17-7-1 共済制度の概要

区分		住宅再建共済制度	マンション共用部分再建共済制度	家財再建共済制度	一部損壊特約
運 用 開 始		平成 17 年 9 月	平成 19 年 10 月	平成 22 年 8 月	平成 26 年 8 月
対 象		全ての私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	マンションの共用部分(1 棟単位)	住宅に存する家財(ただし、1 戸の住宅に存する家財につき 1 加入)	住宅再建、マンション共用部分再建共済制度と同じ
加 入 者		住宅の所有者	マンションの管理者等	住宅に居住する者(住宅の所有の有無を問わない。)	住宅再建、マンション共用部分再建共済制度加入者のうち希望する者
対 象 災 害		暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害			
共 済 負 担 金		1 戸につき年額 5,000 円 (加入初年度は月額 500 円(上限 5,000 円))	年額 2,400 円／戸×住戸数 (月額 200 円／戸×月数×住戸数)	1 戸につき年額 1,500 円 (加入初年度は月額 150 円(上限 1,500 円)) ※住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、年額 1,000 円(加入初年度は月額 100 円(上限 1,000 円))	1. 住宅 年額 500 円/戸(住宅再建共済負担金に追加) 2. マンション共用部分 年額 2,400/戸×住宅 (マンション共用部分再建共済負担金に追加)
複数年一括支払割引	3 年	1 戸につき 1,000 円	500 円×住戸数	1 戸につき 300 円 ※住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、200 円	
	5 年	1 戸につき 2,000 円	1,000 円×住戸数	1 戸につき 600 円 ※住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、400 円	
	10 年	1 戸につき 5,000 円	2,500 円×住戸数	1 戸につき 1,500 円 ※住宅再建共済制度加入者(同時加入を含む)は、1,000 円	
共済給付金		○全壊・大規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入 600 万円 ○全壊で住宅補修 200 万円 ○大規模半壊で住宅補修 100 万円 ○半壊で住宅補修 50 万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住 10 万円	○全壊・大規模半壊・半壊で新たなマンション建築 300 万円×新築マンション住戸数(加入住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100 万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50 万円×加入住戸数 ○半壊でマンション補修 25 万円×加入住戸数	○住宅が全壊で家財購入・補修 50 万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修 35 万円 ○住宅が半壊で家財購入・補修 25 万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修 15 万円	○一部損壊(損壊割合 10%以上 20 未満)で住宅建築・購入・補修 25 万円 ○一部損壊(損壊割合 10%以上 20 未満)で住宅建築・購入・補修せず、賃貸住宅に入居等 10 万円

(注) 1 住宅再建共済制度

- (1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の 1/2 とする。
- (2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 - (ア) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
 - (イ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の 1/2 とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

17-8 義援金の受入れ・配分

1. 募集

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、次の関係機関は協働し、あるいは協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。

- ① 兵庫県
- ② 神戸市
- ③ 被災市町
- ④ 兵庫県市長会
- ⑤ 兵庫県町村会
- ⑥ 日本赤十字社兵庫県支部
- ⑦ 兵庫県共同募金会
- ⑧ 兵庫県商工会議所連合会
- ⑨ 兵庫県商工会連合会
- ⑩ 神戸新聞厚生事業団
- ⑪ NHK神戸放送局
- ⑫ 株式会社ラジオ関西
- ⑬ 株式会社サンテレビジョン
- ⑭ 学識経験者等

2. 配分

上記関係機関の参画により義援金の募集委員会を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

- ① 募集方法及び配分方法
- ② 被災者等に対する伝達方法
- ③ 義援金の収納額及び使途についての寄託者及び報道機関等への周知方法

募集委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定める。

3. 配分先を指定した義援金

寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受付けた機関は、自己の責任において処理する。

4. その他

- ① 兵庫県は、義援金の募集、配分に関する庶務を行う。
- ② 関係機関は、義援金の募集、配分に要する事務費の負担について、その都度協議する。

5. 義援金受入・配分フロー

災害の発生



1 義援金の受入れ

1-1 義援金の受入口座の開設

- (1) 会計部は、銀行振込、ゆうちょ銀行災害義援金無料送金システム、外貨送金により送られてくる義援金を受け入れるため、ゆうちょ銀行、郵便局、金融機関等と調整し、受入専用口座を開設する。

1-2 市役所義援金受入窓口の設置

- (1) 会計部及び各区本部は、現金等で持参された義援金の受入れのための窓口を本庁会計室、各区及び支所内に設置する。

1-3 義援金募集の広報

- (1) 会計部は、義援金の振込や送金方法等受入れに関する情報を庁内に通知するとともに、広報媒体を通じて外部に広報する。

2 義援金の配分

2-1 義援金配分の広報

- (1) 福祉部（介護保険課）は、義援金の配分内容が決定した段階で、その内容・申請方法等配分に関する広報を、広報媒体を通じて市民に行うとともに、庁内に通知する。
- (2) 福祉部（介護保険課）は、義援金の申請書・義援金台帳等必要書類を作成する。
- (3) 福祉部（介護保険課）及び各区本部は、市民からの相談に対応するため、相談窓口と専用電話を設置する。

2-2 義援金配分の実施

- (1) 福祉部（介護保険課）は、義援金配分に伴い、それに係る事務量を判断し、場所及び必要人員の確保を図る。
※災害直後の被災状況（交通機関、郵便業務の麻痺）及び緊急を要する義援金について複数の受付窓口を設置する必要がある場合には、各区本部等へ場所の提供及び人員の動員を要請する。この場合、保健福祉部よりそれぞれの窓口に責任者を配置する。
- (2) 福祉部（介護保険課）は、事務フローに従い、義援金の配分事務を行う。
- (3) 福祉部（介護保険課）は、各義援金の日々の義援金配分状況を集計し、会計部及び金融機関に報告するとともに、資金の手当てを行う。
- (4) 福祉部（介護保険課）は、調整部（デジタル戦略部）とともに義援金台帳及び配分状況をデータ化し、電算管理を行う。

3 災害義援金募集委員会との連絡

- (1) 福祉部（介護保険課）は、募集委員会への参加及び配分原資に係ることについて、相互の連絡体制を整え、配分事務に支障をきたさないよう調整する。

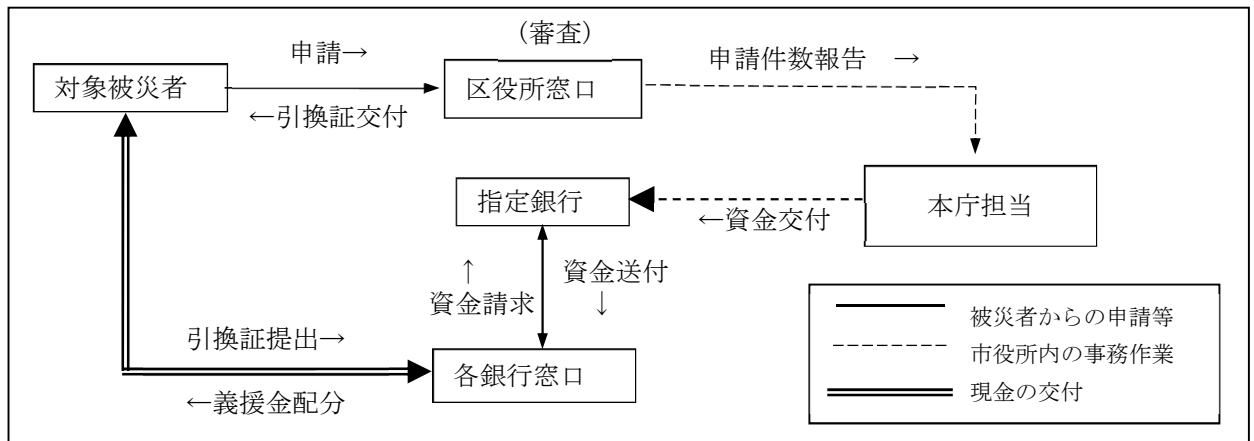
6. 義援金配分フロー

義援金配分の基本フローは、災害見舞金給付基本フロー(図 17-7-1)に準ずる。以下に、阪神・淡路大震災時に実施した義援金配分フローを示す。

- ・平成 7 年 1 月 25 日:義援金募集委員会設立
- ・平成 7 年 1 月 29 日:義援金配分基準決定

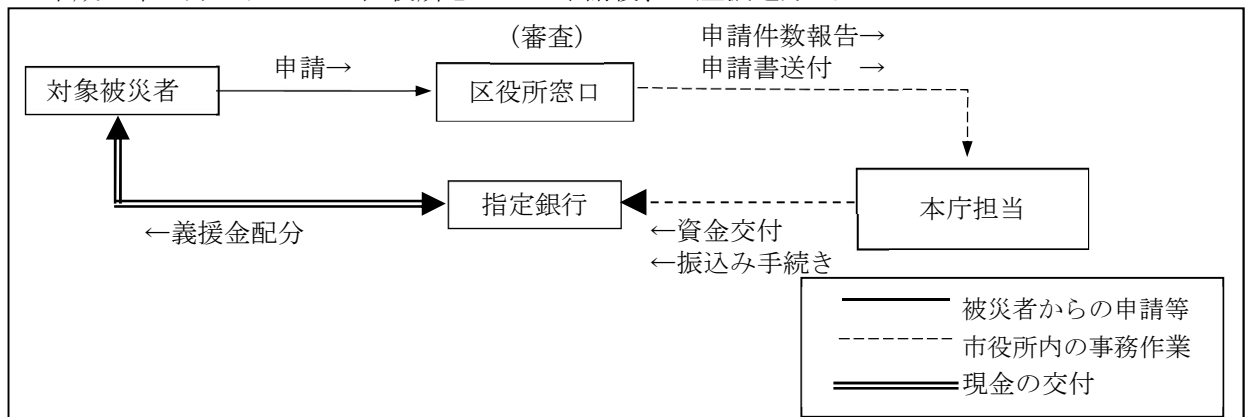
(1) 第 1 次義援金配分(住家被害・死亡・行方不明)

- ・平成 7 年 2 月 6 日～6 月 30 日 : 区役所窓口による「引換証」交付方式



(2) 第 1 次義援金配分(住家被害・死亡・行方不明)

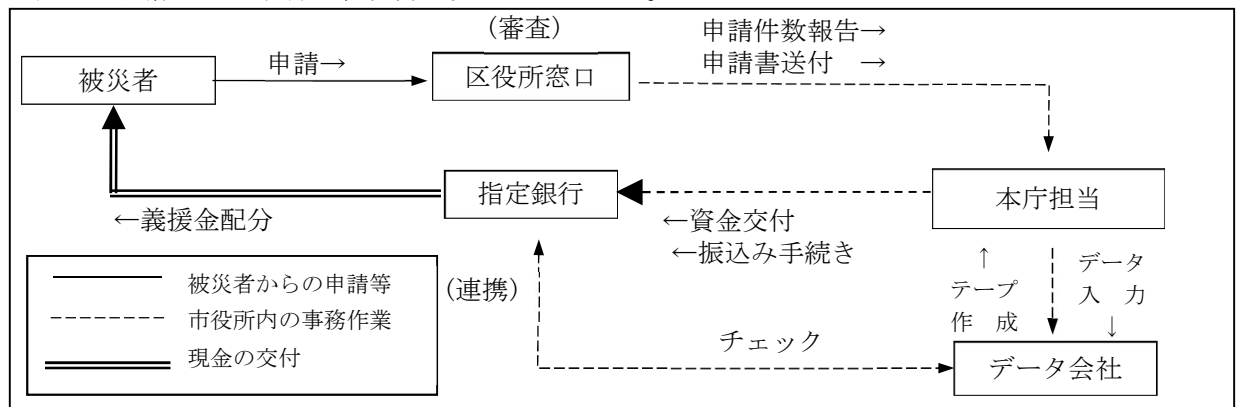
- ・平成 7 年 7 月 1 日～ : 区役所窓口への申請後、口座振込方式



(3) 第 2 次義援金配分(重傷者)

- ・平成 7 年 5 月 23 日～6 月 9 日 : 区役所への郵送による申請後、口座振込方式

*特別な事情のある場合は、以降も受け付けている。

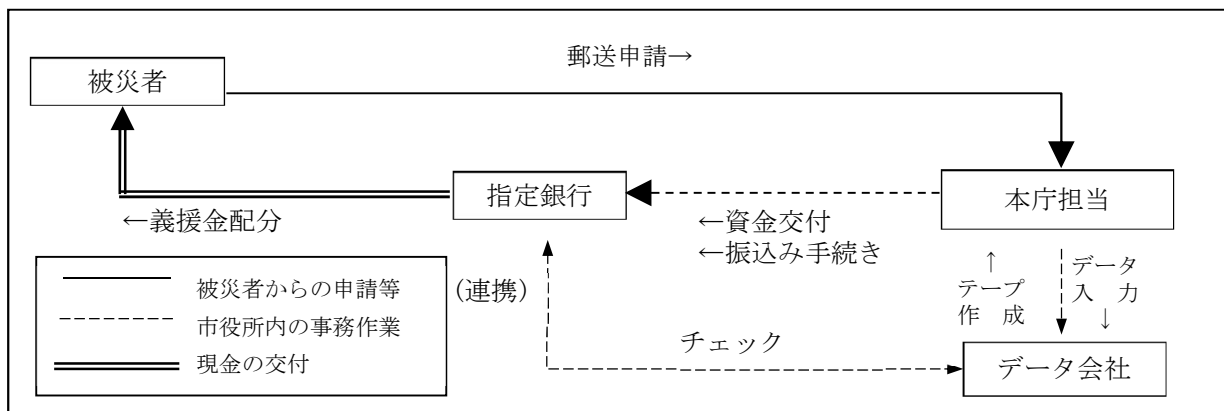


■ 地震・津波対策編

[応急対応計画] 17. 被災者生活の安定・再建

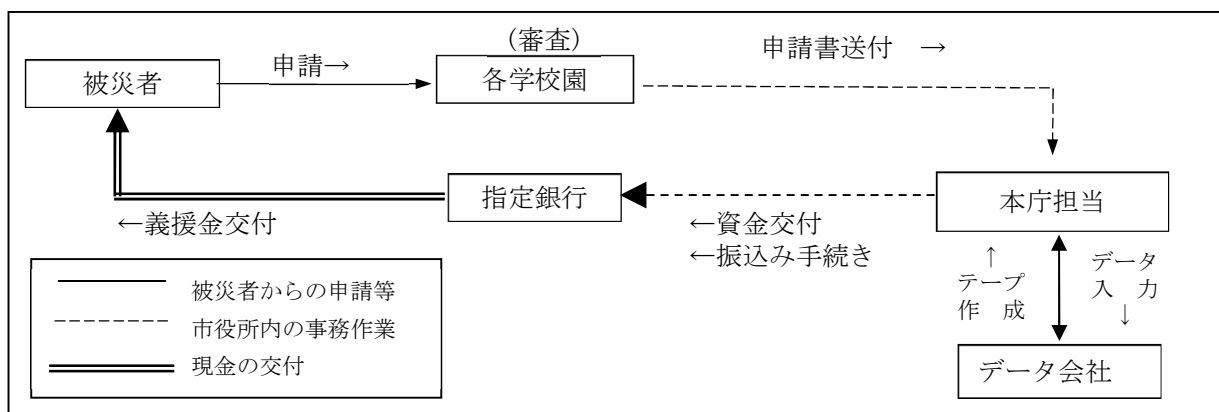
(4) 第2次義援金配分(要援護家庭)

- ・平成7年5月23日～6月9日：市担当課への郵送による申請後、口座振込方式
- *特別な事情のある場合は、以降も受け付けている。



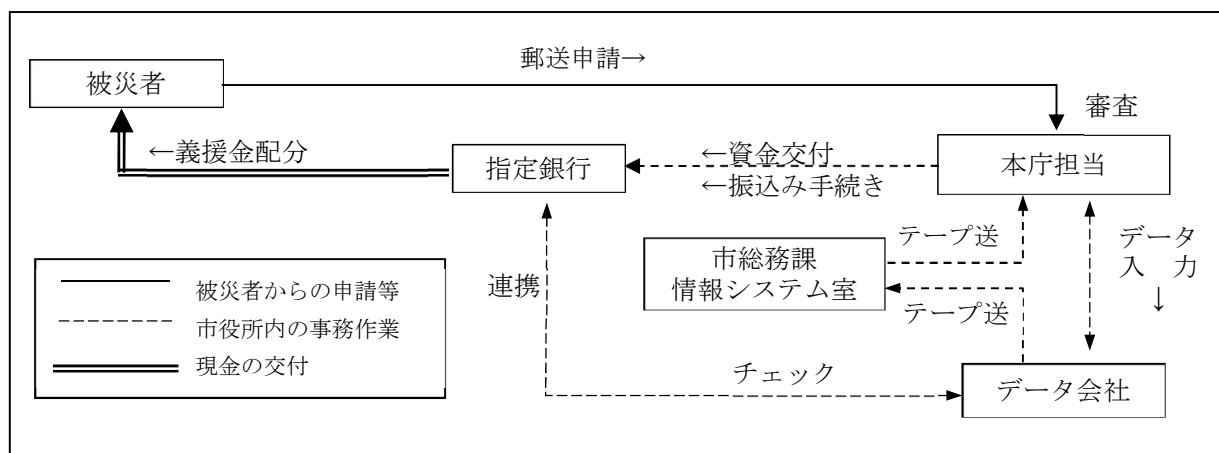
(5) 第2次義援金配分(被災児童生徒資金助成義援金)

- ・平成7年6月末～：学校園を通じて申請後、口座振込方式



(6) 第2次義援金配分(住宅助成義援金)

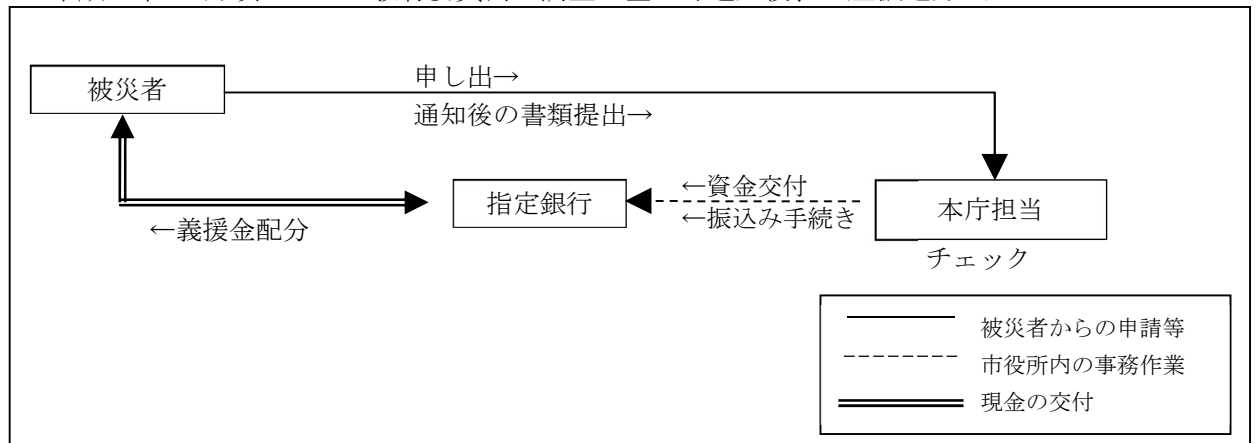
- ・平成7年8月21日～平成10年3月31日：市担当課への郵送による申請後、口座振込方式



*平成8年4月から対象項目を増やす(住宅再建)

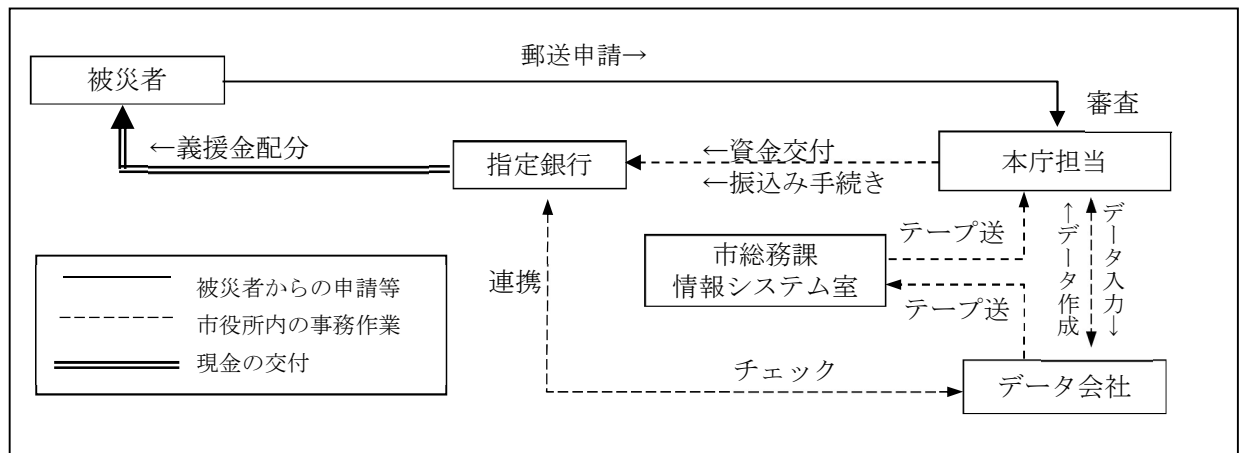
(7) 第2次義援金配分(被災児童生徒[遺児・孤児]特別教育資金義援金)

・平成7年12月頃～：教育委員会の調査に基づく通知後、口座振込方式



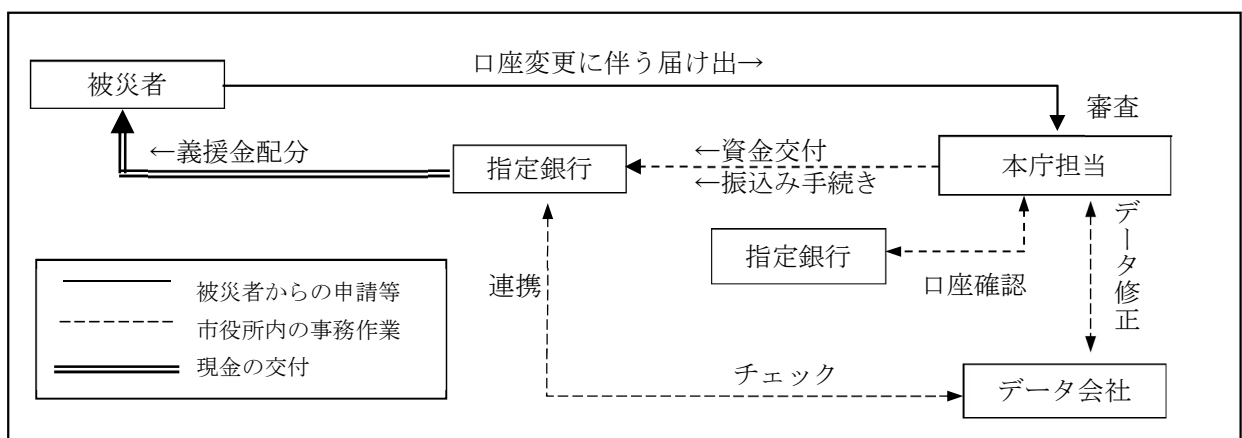
(8) 第3次義援金配分(生活支援金)

・平成8年9月2日～：市担当課への郵送による申請後・口座振込方式



(9) 第3次義援金(生活支援金)の追加配分

・平成9年6月～：市担当課が把握している第3次義援金振込口座へ直接振込方式



17-9 災害応急資金の融資

1. 融資・貸付の種類

災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用を図る。

- ① 災害復興住宅資金
- ② 中小企業災害復旧資金（経済観光部所管）
- ③ 神戸市災害復興住宅特別融資
- ④ 災害援護資金の貸付
- ⑤ 生活福祉資金の貸付

2. 融資の内容(阪神・淡路大震災に係る災害復興融資を除く)

種別	融資対象	融資額	融資金利	返済期間	返済方法
災害復興住宅融資 住宅金融支援機構	(1) 災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方	建設の場合 別表 1	・融資金利は、借入申込時に返済期間のすべての金利が確定する全期間固定金利型。 ・融資金利は、原則として毎月見直す。	建設、購入の場合 …「35 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数以内で選択（1 年以上（1 年単位））。	・元金均等返済（＋ボーナス併用払い） ・元利均等返済（＋ボーナス併用払い）
	(2) ご自分が居住するためまたは被災した親等が住むための住宅を建設または購入する方	購入の場合 別表 2			
	(3) 年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が右の基準を満たしている方 (4) 日本国籍の方・永住許可等を受けている外国人の方	補修の場合 別表 3		補修の場合 …「20 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数で選択（1 年以上 1 年単位）	

建設の場合の融資限度額（別表 1）

基本融資額			特例加算額 (建設資金)
建設資金	土地取得資金	整地資金	
1,680 万円	970 万円	450 万円	520 万円

(注) 1 土地取得資金は土地が流出した場合などに利用可

購入の場合の融資限度額（別表 2）

基本融資額	特例加算額
2,650 万円	520 万円

補修の場合の融資限度額（別表 3）

補修資金	整地資金	引方移転資金
740 万円	450 万円	450 万円

3. 災害援護資金の貸付

市は自然災害により被害を受けた世帯主に対し、神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例(防災 DB 地応急 資料 17-7-1)に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

市の災害援護資金の貸付の適用基準及び金額

① 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による災害でかつ県内の区域内で災害救助法の適用を受けた災害により被害を受けた世帯

② 所得制限

世帯人数	市県民税にかかる総所得金額
1 人	220万円以下
2 人	430万円以下
3 人	620万円以下
4 人	730万円以下
5 人以上	730万円+30万円×(世帯人数－4)

ただし、その世帯の住居が滅失した場合は 1,270 万円

③ 貸付限度額

被害の状況	世帯主の状況	
	療養に要する期間が 1 か月以上の負傷がある	左記以外
世帯主の負傷のみ	150万円	—
家財の損害が 1 / 3 以上かつ住居の損害がない	250万円	150万円
住居の半壊	270万円 (350万円)	170万円 (250万円)
住居の全壊	350万円	250万円 (350万円)
住居全体の滅失又は流失		350万円

当該住居を立て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ない場合は () 内の額を適用

④ 連帯保証人

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を 1 名立てることができる。

⑤ 貸付条件

貸付期間	利率	償還方法	違約金
10年 (据置期間 3 年 (市長が特に必要と認めた場合は 5 年))	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てなかった場合：年 1 % (据置期間中は無利子)	元利均等 年賦・半年賦・月賦	年 5 %

4. 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)

社会福祉協議会は、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立や生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日 厚生事務次官通達）に基づき、福祉資金（災害により臨時に必要な経費）の貸付を行う。

資金の種類	貸付限度	利率（年利）	償還期間
福祉資金 （災害により臨時に必要な経費）	150万円以内	連帯保証人を立てる場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：1.5%	7年以内 （据置期間1年以内）

17-10 税・使用料等の減免

1. 税の減免

市税に関する被災者救済策としては、神戸市市税条例及び同施行規則に、災害による期限の延長や税の減免措置を規定している。しかし、地震による被害は、通常の災害と異なり、広範な地域にわたり同時・大量・集中的に発生する点を考慮すると、その被害の規模により、既存の枠を超えた救済策が必要となる場合が考えられる。阪神・淡路大震災では、救済策の拡大およびその減収分の財源補填を関係被災市とも協議しながら国と個別折衝し、認められた範囲内で特例措置を講じた。（防災DB 地応急 資料 17-10-1 参照）

2. 使用料等の減免措置

使用料、手数料については、特に必要な場合は減免できる旨を条例規則に規定している。

地震などの大規模な災害が起こった場合、その被害の大きさや市民生活への影響を考慮し、適切な減免措置を講じる必要があり、阪神・淡路大震災でも減免措置を講じた。（防災DB 地応急 資料 17-10-1 参照）

17-11 物価の調査・監視

1. 調査・監視

地域協働部は、緊急時において生活関連物資の価格高騰を防止し、物価の安定を図るとともに、生活関連物資の安定供給により市民生活の安定に資するため、物価の調査・監視を強化する。

(1) 対象店舗

市内全域の主要な百貨店、量販店、小売店、小売市場など

(2) 対象品目

神戸市民のくらしをまもる条例指定物資他

(3) 調査・監視体制

調査・監視班を4班（1班2名体制）編成し、調査・監視する。

(4) 調査内容等

- ① 店頭価格及び価格動向
- ② 物資の需給動向及び流通状況など

(5) 事業者に対する要請

- ① 価格の安定
- ② 物資の安定供給など

2. 情報提供

地域協働部は、調査結果を適宜、市民に提供する。

3. 物価 110 番の設置

地域協働部は、買い占め、売り惜しみ、便乗値上げなどに関する情報収集及び市民からの物価に関する相談や苦情、問い合わせなどに対応するため、物価 110 番を開設する。

4. 国等との協力・連携

地域協働部は、消費者庁をはじめとする国の物価担当省庁や関係自治体等との協力・連携を図る。

17-12 産業の復旧

1. 店舗の再開

経済観光部は、市内商店街・小売市場等に電話、文書等で早期営業再開を要請する。

2. 産業の復旧支援

経済観光部は、1日も早く経済活動が回復されるよう、国や県の協力を得ながら、次のような緊急的な施策を行う。

(1) 災害復旧融資

被災中小企業等が、事業再開のために必要とする店舗・工場の建設、設備機器の購入等に必要な復旧資金の融資について検討する。

(2) 仮設賃貸工場の建設

被災中小企業に対し、仮設賃貸工場を建設し、低廉な賃料で貸し付けることにより、事業の立ち上がりを支援することを検討する。

(3) 共同仮設店舗補助制度

被災商店街・小売市場の立ち上がりを支援するため、共同仮設店舗補助制度の創設を検討する。

(4) 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開に関する各種相談（融資・労務・経営等）に総合的かつ機動的に対応するため、国・県・市・商工会議所等関係機関による総合窓口の設置を検討する。

第18章 二次災害の防止

本章では、地震による地盤の緩みや施設の損壊等に起因する土砂災害等の被害を防止するため、調査、復旧、広報、警戒、避難のための実施方針を定める。

なお、具体的な実施方法を定めるため、地震発生後、二次災害防止のための「緊急防災マニュアル」（平成7年6月）を策定している。

【 構 成 】

18-1 二次災害の調査、応急復旧

18-2 市民への広報、伝達

18-3 警戒体制

18-4 避難計画

実 施 担 当 部 等	担 当 業 務
危 機 管 理 部	・ 二次災害防止のための市民への広報に関すること ・ 二次災害防止のための関係機関への伝達に関すること
調 整 部	・ 二次災害防止のための市民への広報に関すること
建 設 部	・ 二次災害防止対策に関すること ・ パトロールに関すること
港 湾 部	・ 量水標(潮位)監視に関すること
消 防 部	・ 避難計画に関すること ・ 量水標、水防監視に関すること ・ パトロールに関すること
各 部	・ 所管する施設の二次災害の調査・応急復旧、警戒体制に関すること
近 畿 地 方 整 備 局 (六 甲 砂 防 事 務 所)	・ 二次災害防止対策に関すること
兵 庫 県 (土木部・農林水産部)	・ 二次災害防止対策に関すること
近 畿 地 方 整 備 局 (姫路河川国道事務所 神戸港湾事務所、 兵庫国道事務所)	・ 直轄施設(海岸、港湾施設、道路)の二次災害防止対策に関すること

18-1 二次災害の調査、応急復旧

1. 地震直後に実施する調査

(1) 河川被災箇所の実態調査

- ① 調査区域：市内全域の一・二級河川及び準用・普通河川
- ② 調査メンバー：県、市等の関係職員
- ③ 調査結果：震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。

(2) 下水道被災箇所の実態調査

- ① 処理場・ポンプ場
 - ア 調査対象：市内すべての処理場、ポンプ場及び汚泥焼却施設
 - イ 調査メンバー：本市職員、日本下水道事業団職員の他、設計コンサルタント、工事業者、プラントメーカーなどの関係者
 - ウ 調査結果：震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。
- ② 管渠
 - ア 調査区域：市内全域
 - イ 調査メンバー：本市職員、他都市等からの応援の他、設計コンサルタント、下水道管路管理業協会・神戸市下水道維持協会の職員、土木工事業者などの関係者
 - ウ 調査結果：震災による被害箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。

(3) 港湾・海岸被災箇所の実態調査

- ① 調査区域：港湾区域、港湾隣接地域及び海岸保全区域内にある各施設
- ② 調査メンバー：神戸市、阪神国際港湾(株)、国土交通省近畿地方整備局の関係職員
- ③ 調査結果：震災による被災箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。

(4) 道路被災箇所の実態調査

- ① 調査区域：市内全域
- ② 調査メンバー：各道路管理者
- ③ 調査結果：震災による被災箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。

(5) 宅地被災箇所の実態調査

市民からの通報をもとに被災調査を行う。

- ① 調査区域：市内全域（主として宅地造成工事規制区域）
- ② 調査メンバー：神戸市、国等他機関、被災宅地危険度判定士
- ③ 調査結果：神戸市全域を調査し、被害程度により特に二次災害防止対策の必要性の有無を把握する。

(6) 山麓市街地被災箇所の実態調査

- ① 調査区域：市内全域の山麓市街地
- ② 調査メンバー：本市職員、国・県の治山・砂防関係機関の職員
- ③ 調査結果：震災による被災（がけ地等の崩壊）箇所について、崩壊の規模、二次災害の危険性等の調査を行い、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。二次災害のおそれのある箇所については、警戒基準雨量、警戒基準震度の検討を行い、警戒避難体制等の整備を図る。

(7) 山地災害の実態調査

- ① 地上からの調査
 - ア 調査区域：市内全域の山林（特に市街地に隣接する山林）
 - イ 調査メンバー：本市職員、国・県の治山・砂防関係機関の職員
 - ウ 調査結果：震災による山地災害箇所について、崩壊の規模、二次災害の危険性等の調査を行い、応急復旧の必要性の有無、本格復旧方法について検討する。
- ② ヘリコプターによる山地災害の調査
 - ア 調査目的

ヘリコプターによる空中探査により、地中の岩盤風化や亀裂等、表面に現れず目視によって確認することのできない危険箇所を把握する。
 - イ 調査区域：六甲山系等の市街地に隣接する山麓部
 - ウ 調査メンバー：県等の関係職員
 - エ 調査内容
 - (ア) γ線探査（地割れ調査）

地面の割れ目（表面に現れていないものを含む）はγ線の放出量が多いことから、γ線探査でクラック（割れ目）の有無を調査する。
 - (イ) 磁気探査（地質構造調査）

岩石の持つ磁性は造山運動や断層等の動きにより異状が発生するため、磁気を測定することで地質構造を解析する。
 - (ウ) 電磁探査（岩盤の風化、変質及び地下水の状況調査）

ヘリコプターから電磁波を発し、地下に発生する渦電流の強さを測定することで、岩盤の風化度、変質帯、地下水の状況を調べる。

(8) ため池被災調査

- ① 調査区域：北区、西区の全域と須磨区、垂水区の山麓部
- ② 調査対象：防災重点農業用ため池（防災 DB 地応急 資料 18-1-1 参照）
- ③ 対象災害：震度5弱以上の地震時

（堤高15m以上の調査対象ため池にあつては震度4以上）
- ④ 調査メンバー：地元水利組合等ため池管理者。ため池管理者において調査が困難な場合は県、市の職員
- ⑤ 調査結果

被害程度を調査し、損傷程度と二次災害防止対策の必要性の有無を把握し、必要に応じて避難体制等の整備を図る。

■ 地震・津波対策編

〔応急対応計画〕 18. 二次災害の防止

2. 危険予想箇所

危険予想箇所及び予想される危険は、以下のとおり。

危険予想箇所		予想される危険
(1) 河川	①一・二級河川水防地区 ②準用・普通河川水防地区	護岸崩壊、道路崩壊等による浸水
(2) 下水道		浸水
(3) 運河・海岸	①係留施設、護岸 被災箇所 ②臨港交通施設、被災箇所	係留施設の崩壊、護岸の崩壊、吸い出しに伴う係留施設エプロンの陥没、臨港道路の路面崩壊
(4) 道路	①（公道）被災箇所、②（私道）被災箇所、③（路線）二次災害が予想される路線、主要幹線道路で、高い斜面、法面があり、震災により崖崩れの発生が予想される箇所を有する路線	路面崩壊、落石、擁壁崩壊等
(5) 宅地		擁壁崩壊、石積崩壊等
(6) 山麓市街地 (7) 山地	① 急傾斜地崩壊危険箇所、② 山地災害危険地区、 ③ 土石流危険渓流、④ 地すべり危険箇所	崖崩れ、山腹崩壊、土石流、地すべり等
(8) ため池	① 防災重点農業用ため池	堤体、洪水吐崩壊

3. 応急復旧方法

(1) 河川（建設部）

危険が予想される箇所については、土のう積等の応急対策を実施する。一・二級河川は県が、準用・普通河川は市が、災害復旧事業で順次復旧する。

(2) 下水道（建設部）

倒壊家屋及び護岸の崩壊等による雨水幹線の閉塞浸水や、護岸宅地の浸食のおそれがある箇所については、倒壊家屋の早期撤去の指導や支保工、土嚢等による応急措置を実施する。

なお、倒壊家屋の撤去や水路の応急復旧の困難な箇所については、可能な限り別ルートに仮バイパス水路を設置するとともに、本復旧工事を順次施工する。

(3) 港湾・海岸（港湾部）

本格復旧については、緊急度の高いものから順次、工事着手し、早期復旧を行う。岸壁、護岸で、ケーソン等が移動して隅角部付近に目地開きが生じている場所は、吸い出し防止のための応急措置を取る。

(4) 道路（建設部）

被災箇所（路面や橋梁等構造物の損傷）のうち、幹線道路、補助幹線道路、区画道路の通行障害箇所について、応急措置として路面補修、障害物除去を実施する。

また、法面崩壊等により二次災害の恐れのある箇所について、通行規制や応急復旧工事を行い、緊急度の高いものから順次本復旧工事を実施する。

※ 私道の応急復旧工事

- ① 対象 … 幅員 2 m 以上で、不特定多数の住民が利用し、今後も一般の交通に供用する誓約が得られる私道
- ② 応急措置 … 仮排水工事、崩土・被害擁壁の除去及び切土、ネット工事、土のう、シー

ト張り、土留め柵工事等を行う。

(5) 宅地（建設部）

被災宅地を調査し、特に二次災害の恐れのある箇所は、一定の要件のもとネット工事、土のう、シート張り、崩土・被害擁壁の除去及び切土、土留め柵工事等の応急措置を取る。

(6) 山麓市街地

県・市が協力しながら、警戒避難の広報、土のう、シート張り等の応急対策を実施する。

(7) 山地（建設部）

県・市が協力しながら、警戒避難の広報、土のう、シート張り等の応急対策を実施する。

(8) ため池（経済観光部）

被害拡大防止のため、ため池管理者と協力しながら水位低下等、必要な応急対策を実施する。
必要に応じて県に支援を要請する。

18-2 市民への広報、伝達

二次災害に関する情報を市民及び関係機関に周知するための計画を定める。

1. 事前の広報、伝達

(1) 周知内容

- ① 二次災害が予想される箇所
- ② 緊急時に備えて気象情報に留意する等の心構えと携行品の準備
- ③ 避難先等
- ④ 緊急時における連絡先等

(2) 周知方法

- ① 広報誌KOB E、区民広報紙、ホームページ
- ② 区役所、建設事務所等でハザードマップ、危険箇所一覧表
- ③ 避難場所、危険箇所を記載したチラシの各戸配布
- ④ テレビ、ラジオ、新聞等の利用、ひょうご防災ネット、緊急速報メール（エリアメール）

2. 災害時の広報、伝達

市民、報道機関等への災害時の広報・伝達は「第2章 情報収集・伝達・広報計画」に準じて行う。

18-3 警戒体制

二次災害防止のため、量水標等の監視、水防監視、土砂災害に関する監視、パトロールの実施等により、災害発生または予想箇所の発見に努め、適切迅速なる対策を講じるための計画を定める。

1. 水防地区の監視等

水防地区の水防監視等については、「風水害対策編 応急対応計画 第1章 防災活動計画 1-1 警戒体制」による。

2. 土砂災害に関する監視

(1) 連絡調整会議の実施

「同時多発的な土砂災害時の防災行動計画」に基づき、国・兵庫県・神戸市等で連絡調整会議を実施する。県は、連絡調整会議に先立ち、災害情報等の収集を図るため、必要に応じて緊急点検を実施する。

(2) 神戸地区土砂災害情報連絡会の設置

地震により、がけ崩れ等の土砂災害が発生、あるいはその後の降雨等により二次災害発生の恐れのある場合、国・県・市の関係する機関から構成する神戸地区土砂災害情報連絡会を以下の要領で設置する。

① 設置時期

- ア 被害程度により、総合的な土砂災害対策の推進が必要であると建設局長が判断した場合
- イ 他の構成員から設置を要求された場合

② 構成メンバー

- ア 国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所
- イ 林野庁兵庫森林管理署神戸森林事務所
- ウ 兵庫県土木部砂防課および神戸土木事務所
- エ 兵庫県農林水産部治山課および六甲治山事務所
- オ 神戸市建設局森林・防災部防災課、森林整備事務所

③ 協議事項

- ア 被害状況の把握方法等
- イ 被害状況に応じた二次災害防止対策
- ウ 警戒避難体制の整備
- エ 市民からの被害通報に関する情報体制確立
- オ 被災箇所の対応方針とその結果把握

(3) 土石流、地すべり等の二次災害が予想される箇所への対応

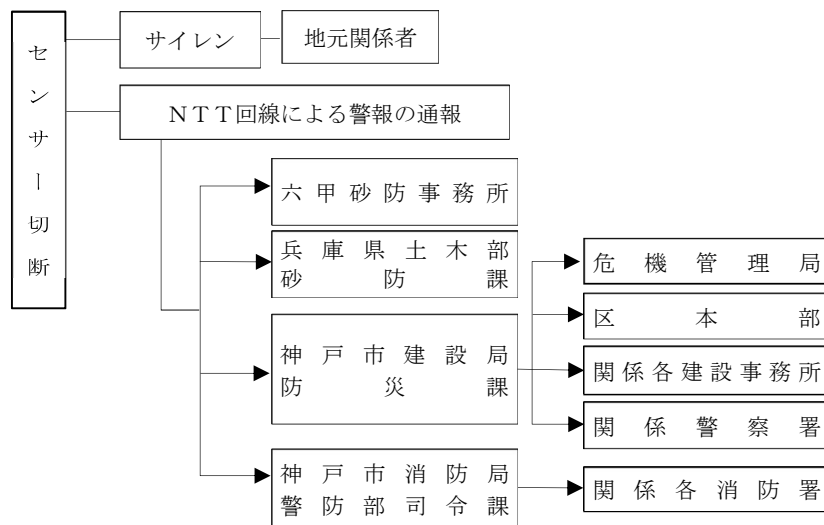
- ① 土石流が予想される箇所については、二次災害発生の恐れがある場合は、ワイヤーセンサー(土石流発生感知装置)を検討・設置する。

ア 阪神・淡路大震災によりワイヤーセンサーが設置されている箇所

(国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所所管)

観測箇所名	河川名	設置本数	サイレンによる警報対象地区	備考
甲南谷	高橋川	3	東灘区森北町7丁目	
背谷	天上川	3	東灘区岡本7丁目	
千丈谷	住吉川	2	東灘区渦森台3丁目	
墓の平	石屋川	3	灘区一王山町、桜ヶ丘町	
摺粉鉢	新生田川	5	中央区葺合町	
三の谷	三の谷川	4	須磨区一の谷町4丁目	

イ 伝達方法



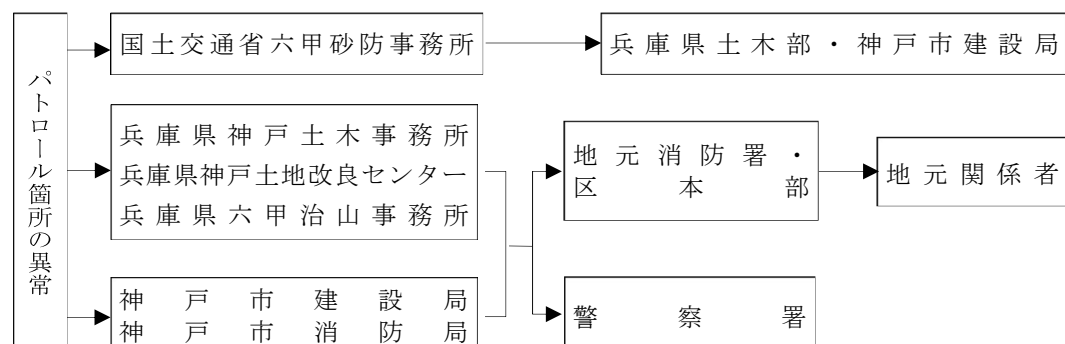
② 地すべりの予想される箇所については、伸縮計・ひずみ計・傾斜計・地下水位計等の監視機器の設置を検討する。設置箇所、監視方法等は、現地の状況や条件を踏まえ、その都度決定する。

③ 山崩れ・がけ崩れの予想される箇所については、国、県、市によるパトロール体制をつくる。

国、県は、震災後の危険調査箇所をもとに監視を必要とする箇所について、パトロールを実施する。

市は、国、県のパトロール実施箇所以外の箇所のうち、建設部及び消防部の現地調査による危険度の高い箇所について、降雨の状況によりパトロールを実施する。

ア 伝達方法



④ 土砂災害警戒避難基準雨量

神戸市水防情報システムから得られるスネーク曲線が、C L（がけ崩れ・土石流発生基準線）に到達した時点を警戒避難基準雨量とする。

3. 道路パトロール

降雨による災害発生の危険性が予想される場合、震災による被災地区、被災路線、主要幹線道路、その他沿道区域のパトロールを実施し、関係機関との緊密な連携の下に、災害発生または危険箇所の発見に努め、かつ事故防止のための適切迅速なる対策を講じることにより、交通の安全を図る。

18-4 避難計画

災害緊急時に際し、二次災害の予想される危険地域の住民に対して自主避難を促すとともに、さらに状況が悪化した場合、避難を指示し、安全に避難させるための計画を定める。その他、避難計画については、「第6章 避難計画」及び風水害対策編「第5章 避難計画」に準じて実施する。

(1) 避難計画作成対象地区の選定基準

- ① 土砂災害特別警戒区域の中から、所轄消防署長が現地調査を行った結果、避難計画が必要と認めた地区
- ② 上記以外で所轄消防署長が現地調査を行った結果、特に人的被害の発生の恐れがあると認めた地区

(2) 避難指示の発令時期

土砂災害警戒情報の発表、気象状況等を勘案しながら、避難指示を発令する。

表 18-4-1 避難指示の発令時期

区 分	条 件	伝 達 内 容
避難指示	管轄地域の土地、建物等に被害が発生するおそれがある場合	(1) 指示者 (2) 避難する理由 (3) 避難場所 (4) 避難経路 (5) 避難後の指示連絡等

備考 避難指示は、原則として緊急の場合を除き、あらかじめ所轄警察署長と協議し、関係機関相互の意見を調整した後に発令する。

(3) 避難指示の伝達方法

- ① 所轄消防署から予め定めた連絡系統により、危険地区へ緊急情報伝達システム（オートダイヤルシステム）を利用し、各戸に連絡する。また、防災行政無線同報系、テレビ・ラジオ放送により伝達する。
- ② 上記以外の山間部等で電話施設等が全くない危険地区にあつては、所轄消防署の広報車等による警戒パトロールと合わせて、戸別伝達等を実施する。

(4) 避難指示の解除

当該住民の身辺から、災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。解除の伝達は、避難先への連絡及び(3)を準用する。

■ 災害復旧計画

被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。

第1章 公共施設の災害復旧

1. 復旧事業の対象

道路・河川等の公共土木施設並びに電気、水道、ガス、交通等の都市施設は、市民生活の根幹をなすものであり、極めて重要な機能を持っている。このため、災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 道路、橋梁災害復旧事業
- ② 港湾施設災害復旧事業
- ③ 河川災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ① 街路災害復旧事業
- ② 都市下水道施設災害復旧事業
- ③ 公園施設災害復旧事業
- ④ 市街地埋没災害復旧事業

(3) 農業用施設災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 工業用水施設災害復旧事業

(6) 下水道施設災害復旧事業

(7) 住宅災害復旧事業

(8) 社会福祉施設災害復旧事業

(9) 市立医療施設、病院等災害復旧事業

(10) 学校教育施設災害復旧事業

(11) 社会教育施設災害復旧事業

(12) その他災害復旧事業

■ 地震・津波対策編

[災害復旧計画] 1. 公共施設の災害復旧

2. 事業実施に伴う国の財政援助等

法律等により国がその全部若しくは一部を負担し、又は補助する災害復旧事業費については、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき、主務大臣が決定し、適正かつ速やかに行う。

法律等により負担又は補助する災害復旧事業は、次のとおりである。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設等の復旧
伝染病予防法	伝染病予防事業、伝染病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
精神薄弱者福祉法	精神薄弱者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

3. 激甚災害の指定

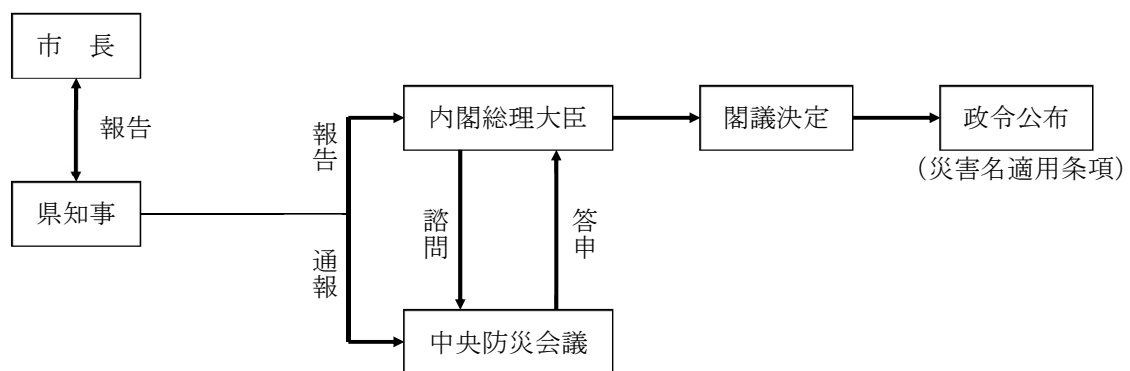
激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、昭和 37 年に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）が制定された。この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の財政措置を内容としている。

本市に大規模な被害が発生した場合は、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧事業を実施する必要がある。激甚法の指定の手続きについて以下に示す。

(1) 激甚災害の指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、地方公共団体の長の報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。

中央防災会議では、激甚災害であるか否かの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準、又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、これらを政令で指定する。



(2) 調査報告

本部長（市長）は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告する。

(3) 特別財政援助の交付にかかる手続き

本部長（市長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

4. 激甚法に定める事業

激甚災害にかかる財政援助措置の対象は、次のとおりである。

下記以外の復旧事業についても、単独災害復旧事業等として地方債の発行が認められているものもあるので、事業の執行にあたっては、被災状況のわかる写真、工事写真、完成写真、設計書・工事図面等、復旧事業の概要を把握できる資料を可能な限り確保する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業

(河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園) など

② 公共土木施設災害関連事業

(災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う公共土木施設の新設、改良)

③ 公立学校施設災害復旧事業

④ 公営住宅等災害復旧事業

⑤ 生活保護施設災害復旧事業

⑥ 児童福祉施設災害復旧事業

⑦ 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム災害復旧事業

⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業

⑩ 婦人保護施設災害復旧事業

⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業

⑫ 感染症予防事業

⑬ 堆積土砂排除事業

・河川、道路、公園その他の施設への堆積土砂の排除

・それ以外の区域の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は放置することが公益上重大な支障があると認めたものの排除

⑭ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助

⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ・付保限度額の別枠設定
 - ・保険填補率の引き上げ $70/100 \Rightarrow 80/100$
 - ・保険料率の引き下げ
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ・償還期限の延長 2年以内
- ③ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
 - ・再建融資の利率の引き下げ（商工中金）
政令で定める利率（特別被害者については3%）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ア 予算の範囲内において2/3を補助することができる。
 - イ 対象事業
公立の公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める社会教育施設の災害復旧事業
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ア 予算の範囲内において1/2を補助することができる。
 - イ 対象事業：私立の学校の災害復旧事業
- ③ 市町村（指定都市を除く）が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
 - ア 母子寡婦世帯への貸付金の財源となる国の貸付金割合の引き上げ
国：地方 $2:1 \Rightarrow 3:1$
 - イ 災害を受けた年度及びその翌年度
- ⑤ 水防資材費補助の特例
 - ア 補助率の引き上げ $1/3 \Rightarrow 2/3$
 - イ 水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用
- ⑥ 罹災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
 - ア 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ・激甚災害により滅失した住宅に、災害の当時居住していた低額所得者に賃貸するため、災害公営住宅を建設する場合
 - ・補助率の引き上げ $2/3 \Rightarrow 3/4$
 - ・補助対象戸数 滅失戸数の3割 $\Rightarrow$ 5割
 - イ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - ・激甚災害により滅失した産業労働者住宅に災害の当時居住していた産業労働者の居住に供するため、住宅を建設する場合
 - ・償還期限の3年延長、3年以内の据置き期間の設定
- ⑦ 小災害復旧債の利子補給
 - ア 小災害復旧債 — 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債
 - イ 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。